

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

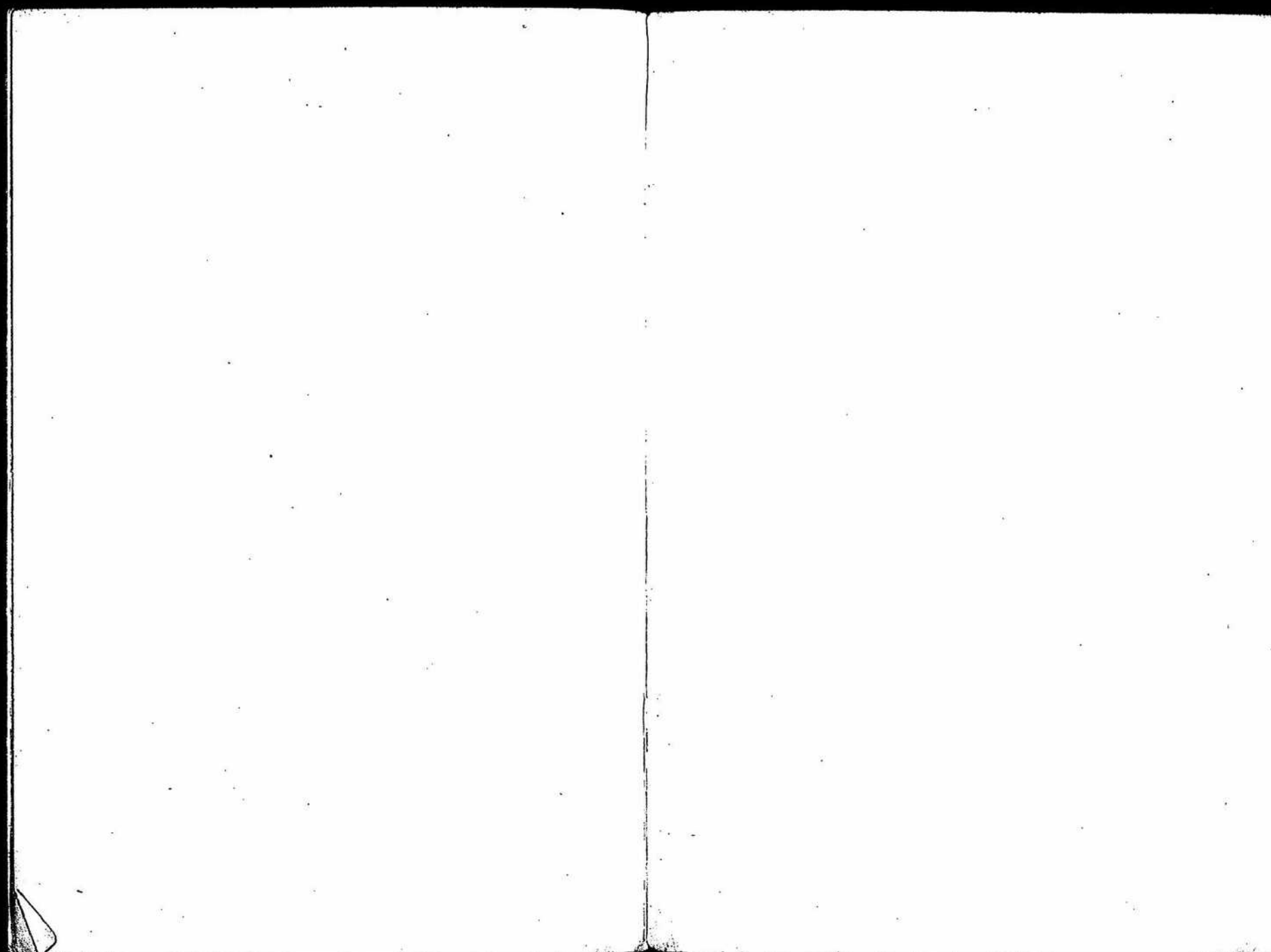
調査資料第三十三輯



英領印度の民族運動

續編其の一

朝鮮總督府



305
11

調査資料第三十三輯

英領印度の民族運動 續編其の一

朝鮮總督府

内閣文庫	冊
セハシセ号	
和書	

昨年の三月第二次反英抗爭の手段として鹽專賣法破りが開始されてから本年の三月アルウィン總督とガンデとの間に平和協定が成立するまで印度の一年間はまことに多事を極めたのであつた。本書は前編に引續き此の一年間に於ける印度の國民運動の經過の概略を記述したものである。
 尙今秋倫敦に開かれる第二次圓卓會議以後の經過は更に次編に之を收録する豫定である。

昭和六年六月

朝鮮總督官房文書課

英領印度の民族運動續編其の一

目次

第一章 第二次反英運動

第二次運動の特徴	一
鹽專賣法破り	三
カルカッタの騷擾	一〇
ボンベイの形勢	一一
ガンヂの逮捕	一八
ボイコット	二三
反英運動資金の出所	二六
政府の彈壓	三二
不法團體取締令の發布	三五

穩健派の態度.....	九
回教徒の反對.....	四一
平和運動失敗す.....	四二
ガンデの所謂十一事項.....	四九
西北國境の情勢.....	
革命青年團の跳梁.....	
ロシアの態度.....	

第二章 サイモン委員會報告書..... 五七

報告書の發表.....	五七
報告書に對する世評.....	七一
印度政府の意見書.....	七三
緬甸の分離問題.....	八一
サイモン委員會の分離勸告.....	八九

分離勸告に對する新聞の論調.....	九四
輿論の反對.....	九六

緬甸州議會の決議.....	一〇〇
全緬甸協會聯合會獨立を主張す.....	一〇三
全緬甸國民大會の決議.....	一〇五

第三章 圓卓會議..... 一〇九

圓卓會議の成立まで.....	一〇九
印度の輿論.....	一一八
圓卓會議の開會.....	一二三
一般討議.....	一三〇
委員會の經過.....	一四〇
分科會の任命.....	一四三
緬甸分科會.....	一四四

聯邦構成分科會	一四
州憲法分科會	一五
北西境州分科會	一六
選舉權分科會	一六
職員分科會	一六
國防分科會	一六
シンド分科會	一七
少數種族分科會	一七
最終總會	一七
英國政府の聲明	一八
會議を終へて	一八
英國議會の討議	一八

第四章 平和協定の成立

一八

ガンヂの釋放	一九
平和の機運濃厚となる	一九
平和協定成る	一九
反英運動中止さる	二〇
保守黨の態度	二一
アルウィン總督任を去る	二二

附 録

一 蘭領印度に於ける印度國民黨の陰謀	二七
二 サイモン委員會報告書第二卷概要	三三

目 次 畢



印度の民族運動 續編其の一

第一章 第二次反英運動

第二次運動の特徴

ガンヂが愈意を決して、印度の完全なる獨立を標榜し、一九三〇年三月十二日第二次非服從的抗爭運動を開始したことは前編の終尾に説いた通りである。其の運動の概略は以下に之を説かんとするのであるが、今第二次運動を一九二一年の第一次反英運動に比較するに次の如き相違が認められる。

一 第一次の運動の消極的であつたに反し、今次の運動は積極的である。前編に述べた如く、第一次の運動は英國の違約背信を責めんが爲に行はれたのであるが、第二次の運動は、英國が印度の國民的要求を無視し、表面上印度に自治領制を與ふるが如き態度を示すけれども、其の實近き將來に於いて、何等之を實現せんとする誠意なしとして、獨立を要求せんが爲に開始されたのである。

二 前回の運動には回教徒のアリー兄弟一派が、ガンヂを提携して共同戦線を張つたのであるが、今回はアリー兄弟は之に加つてゐない。蓋し一九二一年に在つては、土耳其が英國から壓迫され同國民と同一の信仰を有する印度回教徒が期せずして、印度教徒と協同して反英運動に従つたのである。然るに今回は土耳其問題はなく、且兩三年前から回教徒と國民議會派との間に部落的選舉問題に就て意見の一致を缺くに至つたからである。回教徒は他く迄少數黨の利益と權利とを擁護し、中央及び地方議員の選舉には部落的選舉を行はんことを主張し、國民議會派は之に反對して共通選舉制を探らんことを唱へ、全印度各黨會議がネールをして新憲法草案の起稿に當らしめた際にも、共通選舉制となさんことを明記したので、回教徒側は遂に之より脱退するに至つた關係上、今回の運動は國民議會派のみに行はれることになつたのである。

三 第二次運動の中心が少壯派、學生、勞働運動者にて占められて居る點は、第一次運動が長老派によりて左右されたのに比し著しく目に着く。先づ國民會議の議長にはヤワハラル・ネールが選ばれ、マドラス州の國民派の牛耳を握れるスリニヴァ・イエンガーとか、甲谷陀の市長ゼー・エム・セン・グプタとか、スバシユ・チャンドラ・ボースとか、或はサティヤムルタイの如き少壯獨立派がバンデット、マラヴァイア或はネールの如き長老派に代つて、國民議會派を左右するに

至つた。

四、第一次運動に於て一般民衆の反英氣勢を煽揚する爲、先づ第一に行はれたのが英國製綿布の焼却であつた。今回の運動に於ては綿布の焼却と云ふことはあまり行はれなかつたが、その代り製鹽示威運動が行はれた。製鹽示威運動は、政府の鹽專賣制を破壊し、一般民衆に對して鹽の自給を奨励するものである。言ふ迄もなく鹽税は印度中央政府財源の主なるものの一つであつて、今印度人が本税の納附を拒絶して自ら鹽を製造するに至らば、政府の收入は激減し、財政的に非常な窮境に陥ることになるのは判りきつたことである。此の弱點につけ込んだのが製鹽示威運動であつて、慥に反英新戦術と稱するに足るものと思はれる。

鹽專賣法破り

反英不服従運動の方法として、ガンヂの選んだのは鹽專賣法破りであつた。一九三〇年三月十二日七十九名の義勇先驅隊を率ゐて、ガンヂはアーメダバットから、キャンベイ湖に面するダンヂに向つて、日十哩の徒步行進を開始した。ガンヂの出發に先ち國民議會派はアーメダバットに八日大會を開いて「吾人は印度の獨立獲得か、然らざれば監獄行を選ぶものである。印度の自由は非暴力平和手段によつて、獲得し得られるものと信する」と決議し、悲壯なる決心を示したのであつた。愈出發の

前夜たる十一日夜には、ガンヂの逮捕迫るゝの風評が盛で、約一千の群集は終夜ガンヂの住所たるアシュラムの門前を警戒し、また勇敢な婦人檢察隊が嚴重に注意した。斯くて十二日早曉ガンヂ自ら義勇團の先頭に立ち、反英行脚の途に上つたのであるが、義勇隊は三列縦隊をつくり、各自食糧其の他の必需品を入れた籠を携へ、其の第一歩を踏み出した。一行の後には數百名の一般人民が打續いて行進し、警戒の警察官達も行進を妨げず、交通整理をやるばかりであつた。行脚隊の通過する道筋には、各所に印度國旗や綠葉の飾りが掲げられて一行を歓迎し、沿道の住民は集つて一行に敬意を表した。

徒步行進二十五日行程百六十マイルで、漸く目的地たるガンヂ(ジャラルプール郊外)に到着したが全印度反革命黨代表も相次いで到着し、ガンヂに對して、鹽專賣法破棄運動を一まづ延期して、階級制度打破運動を實行せんことを要求した。ガンヂは之を拒絶し武裝警官の警戒中なるにも拘らず、義勇隊を指揮して、愈四月六日より製鹽に着手した。之を合圖に全國一齊に反英運動が開始されることとなり、ボンベイ郊外のジュフ海岸でも、全印國民議會派委員會所屬義勇隊の一隊が、海水を煮沸して製鹽を始めて、國民議會派の鹽法破棄行為は益々盛んとして來た。此の形勢に對して、ガンヂは「鹽專賣法に對する闘ひは、來る十三日に至る、國民議會派週間中繼續させねばならぬ。而し

て此の任務に従事するものは、一身を捧げて外國製織物排斥並に酒類禁止の爲の力強い宣傳に盡すべきである」と宣言した。蓋し三月二十一日アーメダバットで開かれた全印國民議會派執行委員會では滿場一致次のやうな決議を通過してゐるのであつた。

一、ガンヂ氏等の行動に關し祝意を表す。

二、州會議執行委員會に對し非軍事不服從運動を行ふ權限を附與す。

三、ガンヂ氏の率ゐる行脚隊が製鹽地グジュラット地方の海岸に到着し法律を破つて製鹽を開始し其の合圖を爲すと同時に州會議は鹽專賣法破棄の目的の爲に出來得る限りの勢力を集中すること。但しガンヂ氏が之に先立つて逮捕された場合には各州は直に非軍事的不服從運動を開始するを妨げず。

四月六日から始まつた國民運動週間は、十三日を以て最終日となつたので、印度各大都市ではそれぞれ大規模な民衆示威運動を行ひ其の幕を閉じた。先づ北ボンベイ海岸チャッパチ・サンヅにては無慮五十萬の大衆が參集し鹽專賣法廢棄祭を行つた。示威行列は「鹽專賣法は破れたり」と云ふ折返し句を以て結んだ愛國歌を高唱しつつ、雲霞の如き大衆が海岸に行進し、終日潮汲みを行つた光景は誠に壯觀の極みであつた。日没に近づくや愈鹽專賣法埋葬の儀式に移り、鹽專賣法を象徴した人形を海

中に投じて水葬に付するに共に、嘲罵たる喇叭が鳴り響いて、鹽專賣法の終焉を告げた。群衆は整然たる規律を守つて、此の記念すべき一日を終つた。カルカッタでは婦人の示威行列が行はれ、禁制の海水製鹽を賣出し、且各商店に英國布を輸入しないやうに勸告して廻つた。其の際前立法議員ブラマナト・バンナルジの宣傳文を朗讀した學生五名が拘引された。ベンゴール州ではバンナルジの書いたものは禁制となつてゐるのであつた。

印度政府は最初ガンデの反英運動に全然干渉せず、隱忍して居れば、ガンデの麾下同志は結局疲弊することを確信して居つたが、四月六日から全國一齊に開始された反英運動は漸次各地とも悪化し來たり、到るところで市民と警官との衝突を見るに至つたので、傍觀主義をすてて反英運動の指導者は續々逮捕せらるゝやうになつた。然しそれは却つて反英運動を一層熾烈ならしめた感がないでもない。カルカッタ市長セングプタ、印度議會議長ヤワハラル・ネールなども逮捕されたので、各地の反英抗爭が激成され、流血の慘を各地に見るに至つた。

鹽運運動は其の後一步を進めて、鹽專賣倉庫襲撃を決定することとなり、カンデは四月二十六日一味の者に通告して、「數日を期してダラサナ村の倉庫を襲ふから、諸氏はよろしく來つてわれを助けよ」と言つたが、其の實行に到らずして五月五日に逮捕されて了つた。其の後繼者としてアッパス・

チアブジ（八十歳を超えた老人）が、襲撃の計畫を樹てたが將に出發せんとして逮捕され、中途挫折するに至つたが、五月十二日にはシログに於いて、七十五名宛二隊に分れた義勇隊が、同地に在る鹽の專賣倉庫を襲ひ、四百マウント（約三千八百四十貫）の鹽を擲き出し、之を村人に賣却した。之が爲百五十八名が逮捕され十六名負傷した。チアブジの後繼者として、ガンデの志を嗣ぎ、反英運動指揮の任に當るべく、立つたのは詩人サロジニ・ナイヅ女史である。彼女は悲壯な決意を示して言ふ。

「ガンデ氏を襲撃しチアブジ氏を捕へた英國官憲の高壓政策が、果して目的地に到着するまで、私が見のがして置くかどうか。又私達の計畫を實行開始まで、傍觀してゐるかどうか。疑問です。然し私達は自治への新十字軍として、飽くまで進むつもりである。私の進む途は勝利か死か、二つにひとつだ。周囲の人々は、私が年五十に近く且病身だとして、しきりに出發を留めて呉れたが、全印度の未來を思ふ時、オルレアン少女ジャンヌダークと同じような感激が、私を打つた。私は義勇隊の先頭に立ち、軍隊の弊害を突破し、鐵條網を斷ち切つて、自分の手で倉庫内の鹽を掘り出すつもりだ」

ナイヅ女史はチアブジの計畫を踏襲し、十五日ダラサナ村の倉庫を襲つたが、警官隊に遮られて目的を果さず、其の儘脱けを續けてゐたが、遂に二十一日に到り官民の衝突起り多數の負傷者を出し、多數の義勇隊員が逮捕され、ガンデの息マニラルもナイヅ女史も逮捕された。一方ナイヅ女史の義妹カマラデバイ・チャトパヂア女史も義勇隊二千を率ゐて、ワダラ倉庫を襲撃する筈であつたが、

女史は前日に逮捕され、其の他の者の指揮で實行したが、これも警官隊に捕へられて了つた。更に五月二十二日二千六百餘名の義勇隊が、大舉して再びダラサナの倉庫を襲つたが、官憲に追拂られた。當局は軍隊の應援を得て警戒を嚴にし彈壓を強め、義勇隊の露營本部の撤退を命じ、服せざる者はどしどし逮捕した。斯くの如き多數の囚人は、ボンベイ市警職工住宅を臨時監獄として收容した。

ナイツ女史の後を受けて、前印度立法會議議長バナルが反英義勇隊を率ゐて、鹽專賣倉庫襲撃を斷行することとなり、二十五日ワダ村の製鹽場の襲撃を試みたが、百餘名の義勇隊は悉く逮捕せられバナルも亦其の内にあつた。

六月一日に反英義勇隊の最終襲撃が行はれた。此の日約一萬五千の義勇隊は、嚴重な警官隊の警戒線を突破し、ワダ村の製鹽場を襲撃した、大部分は急報に接して馳せ付けた、軍隊の爲に解散せられたが、數十名の者は遂に鹽の奪取に成功した。輕傷百五十名、檢束四十名、其の内には多數の婦人が入つてゐた。此が事實最後の事件であつた。

抑も何故に「鹽專賣法を破れ」のスローガンが、多數の無教育者を包含するに稱せられた印度全民衆の支持を得たのであるか。前北印度鹽稅收益委員であつたジー・エフ・ストリックランドは言ふ、「印度では鹽は政府の專賣に屬する。それ故に製鹽地方に於いて、非暴力不服從運動を開始せんとするガ

ンデの計畫は極めて重大なる脅威である。印度に於ける鹽の一年の消費高は二百五十萬噸である。其の内六十萬噸が輸入で、其の他はボンベイ、マドラス、北印度等で生産される。小賣價格は平均一マウンドあたり約二ルピー八アンナス、即ち一ポンド當り半ペンズである。關稅は此の半額である。價格の残りの部分は生産及び分配の費用に依つて算出される。印度人一人當りの年平均消費量は十ポンドである。鹽關稅の撤廢は各人二ペンズ半の節約を意味するのである。だが印度の天日は烈しく製鹽は容易である。一方僅々十數萬の英人に支配される三億の民衆の約三分の一は漸く生存し得ると云ふに過ぎない状態である。熱國であるが故に鹽分の要求は熾烈であり、家畜も亦鹽分の不足に依つて疫病の流行の烈しきものがある云ふ。ジェー・アークボルドは「英領印度に於いては——余が嘗つて旅行した頃——一家の平均収入は一箇月十シルリングに程遠いものであることを常に耳にした。家族制度の爲に、此の計算に到達することは困難に違ひなかつた。不熟練労働者は一箇月六シルリング八ペンズで満足するを常とした。今日は恐らくそれよりも倍額を得、或は期待するであらう。だが兎に角土地收益に對しては、生産課稅も附さる餘地もなきことは明であらう。」と言つたが、斯かる民衆に對する二ペンズ半の節約は大なる影響を齎すものと見てよからう。そんなことが、ガンデのスローガンに無智な民衆が隨喜した理由となつたのも當然である。

カルカッタの騷擾

ガンヂの製鹽が開始される頃から、カルカッタでも反英不服従運動が始まり、國民議會系の各新聞は、いづれも「戦闘に際して」と言つたやうな過激な見出しで、専ら民衆の煽動に努めた。ベンゴール地方に於ける、此の運動の中心地は、オリッサ州境に近き海岸の小市コンタイで、數百名の反英運動者が集つて、製鹽をやつた。カルカッタでは、市長セングプタが議長となつて、反英運動大會が開かれ、示威運動に對する警察の態度を批難し、同時に各種労働團體に對して總罷業を執行すべく用意せんことを要求する決議を可決した。此の市長は學生集會の席上で、政府排斥に關する書物の拔萃を朗讀した爲、煽動罪で逮捕された。四月國民議會の議長ヤツハラル・ネールが鹽專賣法違反の罪で投獄せらるや、カルカッタにも總罷業と猛烈な示威運動が起り、勇敢なシーク人の居住區域では軍隊と人民との衝突となり、形勢全く暴動化し、投石や電車の焼打が盛に行はれ、白人の負傷者も多く、約七十名の重傷者を出した。十八日にはベンゴール州チッタゴンに約百名の暴徒が蜂起し、鐵道用及び警察用の武器彈藥庫を襲撃し、武器彈藥を強奪し、列車を顛覆せしめ、電線を切る等暴虐を極めた。カルカッタ市内でも形勢不穩なるに鑑み裝甲自動車、武裝警官等を増置し、市内各要所を占據し、又武器彈藥庫及び市内各銃砲店を嚴重に防備したりした。尙數臺の飛行機が市の上空で威嚇飛行を行つた。

警察は國民議會委員本部を始め全市に亘る一齊捜査を行ひ、主なる委員二十一名外多數を逮捕し、秘密文書を押収した。

だが反英運動はなかなか終熄せず、特にガンヂの逮捕後之に憤激して、一層猛烈になつた感がある。六月になつても依然各地に騷擾頻出し、地方警察官憲は取締に腐心したのである。例へば六月三日ベンゴール州ミドナポール地方ゴナグハトナの村民等は、警官隊を襲ひ、其の制服と武器とを掠奪するなど狂暴を極め、其の爲英國警官三名が死亡したと報せられ、又同地方のバリサイ村では、六月六日千五百餘名の反英義勇隊員が、鹽を製造せんと企て、警官隊と衝突し、警官隊發砲の結果十七名の負傷者を出したと傳へられた。

ボンベイの形勢

反英運動週間が始まつてからも、ボンベイも最初は割合に平穩で、去る二月四日以来罷業中の大印度半島鐵道従業員と、警官隊との衝突があつて、其の際警官の發砲に依つて、罷業團に數名の重傷者を出すに至つた外は、概して無事に過ぎたが、政府が強硬政策を採つて、鹽專賣法違反者を續々逮捕し、知名の人が多數其の難を蒙るようになってから、形勢不穩となり、反英運動者と警官隊との衝突漸く増加するやうになつた。ボンベイでは四月十一日初めて市民と警官との衝突が起り、多數の負傷

者を出した。事の起りは前日ボンベイ警察が、國民議會派ボンベイ本部の捜査を斷行した際、官憲に反抗した國民議會議員が、此の日裁判所の判決を受けたが、其の内の書記長アビトアリ、義勇隊長メー・ル・アリを乗せた護送自動車に、裁判所を出るや、構外に待ち受けた群衆は一齊に花束を投げかけ、獨立運動の志士を祝福した。之に對し警官が棍棒を揮つて、群衆を追ひ散らさんとしたところ、家家の屋上から電車から、わらちや石が雨の如く、警官目掛けて投げつけられ、警官も猛烈に之に應酬して、遂に多數の負傷者を出すに至つたのである。此の騒ぎ以來人心頗る惡化し、千名に達する義勇隊員が白晝市中を練り歩いて製鹽の販賣をやつたり、株式取引所や綿布仲買協會が市場閉鎖を斷行して警官の暴狀に對する抗議の意を表明したり、取引所員は全部スワデシ（印度製）綿布のみを使用すべきことを決議したり、綿布仲買協會の執行委員會が、協會所屬員に對しスワデシ以外の綿布を取扱ふべからずと決議したり、形勢益々不穏となつた。四月十四日國民議會議長ヤワハル・ネール逮捕の報到と共に、ボンベイの綿布、金銀塊、種子及株式市場は閉鎖し、彈壓政策に抗議する意思を表明した。

ガンデの逮捕は、直に市中に大なる擾亂を來さなかつた。不穩の氣分は漲つてゐたが、官憲の取締嚴重で、軍隊は出動準備を整へて形勢惡化に備へるといつた具合であつたからだ。従つて多數の示威運動は行はれたが、市内の秩序は完全に維持せられ、電車、鐵道等も平常通り動いた。唯市場、取引

所は休業した。

然し各地の反英運動が漸く盛となり、暴動が起つて戒嚴令を布いた土地もあるやうになつてから、ボンベイでも流言蜚語盛となり、人心動搖し、成行は一般に懸念せらるるに至つた。五月十三日總督は、時局の推移如何に拘らず、政府が印度を自治に導かんとする態度に變更なかるべく、憲法改正問題に關する圓卓會議は十月二十日開會し、又サイモン報告書は六月二十四日發表せらるべき旨を聲明したが、右に對する輿論は、概して良好でなく、却て新味なき聲明は英國の眞意に疑惑を挿ましむるに過ぎないとし、印度人商業會議所は政府の壓迫政策、殊に出版法の復舊、ガンデの逮捕、警察官の横暴等が、混亂の現狀を招來せる原因であるとし、總督は速に各地商業團體の首腦者と會商し、時局の收拾に努力すべきであるとの意見書を發表し、又サツカルダス、モデーイ等は印度の欲するものは内政問題の完全なる自治であるから、此の點に關する確言なき限り容易に鎮靜しないであらうと述べた。反英運動はカンデ逮捕以來、一層根強さを加へ、外貨排斥運動の如きも婦人の見張りの活動目覺ましく、相當徹底的に行はれ、政府及び英國の當業者を悩ましたので、政府に於ては或は展開策を講ずるの、已む無きに至るべき狀況にあつた。

五月十四日以來引續き開催せられて居つたオール・パーティス・コンファレンス、自由黨聯合總會、

非波羅門總會、新聞代表者會議等より、時局問題に關し、それぞれ聲明を發して、出版法を攻撃し、又は不服従運動に反對する決議を通過したが、別段の反響を見なかつた。之に反して、回教徒及びバーシー族の一部が、最近反英運動に参加する形勢を示したのは、一般の注意を牽いた。又反英運動は各地方民の共鳴を得て、外貨排斥運動並に政府の最も苦手とする租税不納運動を開始し、益々瀾漫せんとする趨勢に在るので、政府に於ては此等の運動に對する強硬なる決意を仄かし、御用紙等をして此等の運動は印度を内亂に導く危険ありと論せしめて居つた。遂に政府は之を強壓する決心を固め、五月二十一日早朝約三百名の警官は、武裝警官五十名の援助の下に、全印國民議會ボンベイ本部を包圍して捜査を行ひ、本部長ナリマン、副部長チヨクシー博士など、本部員一同を一網打盡に逮捕した。群衆は警官隊に投石し、幹部一行をトラックに乗せ、護送せんとするのを妨害したが、警官隊の棍棒の爲に解散せしめられた。此の日午後印度銀行の取付が始まり、巨額の預金引き出しが行はれた。尙國民議會の彈壓は、印度銀行支配人たる一歐人の策動に因るとの風説が行はれ、銀行には群衆押し寄せて、數日間營業妨害を續けた。續いて二十三日には、二十八箇の印度人商業團體主催の一大示威運動が行はれた。参加者約二十萬、印度人部落から大舉行進を開始し、最も繁華なゼイクトリア廣場で、警官隊四百五十名の爲に阻止されたが、暴舉に出ぬことを條件として、行列の城内進入を許されたのであつた。

反英運動は其の後も引續き行はれたが、二十六日市場方面で回教徒と警官との間に衝突起り、軍隊の出動を見た。原因は些細のことであつたが、相當回教徒側の神經を刺激したものの如く、三十日には從來反英運動に參與せざりし、バーシー族が同情的示威行列を行つた。政府の強硬政策に對する反感は、裏面に於ける巧妙な潜行的宣傳と相俟ち、各階級に波及しつつあつた。政府は三十日緊急命令を以て外貨排斥、租税不納、外貨排斥を目的とする見張りを禁止したが、之に對し國民議會派は反抗運動の新目標を得たとし、今後一層運動を繼續する旨聲明した。

各取引所市場等は、反政府運動に關聯する名士逮捕の結果、休業を重ね、關係商人は甚しき打撃を受け居る狀況であつたから、印度商業會議所聯合會は、ラルデー會長を知事の許に派し、政府が時局に對し妥協政策を執られむことを陳情せしむると同時に、ガンヂとの會見許可を申出で、局面の展開に努力した。二十六日印度事務大臣が英國議會に於て爲した演説は、ボンベイでは一般に自治問題に就き新味なきを失望されたが、印度の自由黨首領は同大臣が英國が印度を搾取の目的とするの不可を言明したのを賞讃した。

ガンヂ逮捕滿一ヶ月紀念日たる六月五日には、反政府運動の大示威行列が此の地に行はれ、各取引

所は休業した。反英運動は外國商社の中心たるボンベイに見張りを擴張し、過激の見張り禁止命令に反抗の氣勢を揚げたが、政府は重ねて國民議會本部を搜索し、戦闘委員會の委員長等五名を捕縛し、印刷器等を押収した。

其の後大小の示威運動繼續し、英貨排斥のスローガンは市内各所にて、群衆に依り叫ばれて居たのであるが、印度政府は内務長官をボンベイに派遣して状況を視察せしめ、同時にボンベイ政府側及び有力者の意見を徴して、前後策を協議したが、同長官のシムラに歸任すると共に、六月十六日政府は軍隊の援助を以て市内の見張りを一齊に檢舉し、約六十名を禁錮に處した。此頃の國民議會議長ネールはボンベイに來つて、同黨及び有力印度人の歡迎を受け、三日間に亘り各種の集會行列等を指揮した。即ち六月二十一日全印國民議會派の所謂民軍及び反英義勇隊は、政府の集會禁止令を無視して、ボンベイ海岸のマイドン廣場に集合し、ガンヂに次いで信望あるモチラル・ネールの檢閲を受けた。多數の民衆は示威運動者と混じ、一騷動の起ることを豫想して、續々廣場に集合したが、遂に民衆及び義勇軍と、警官隊との間に衝突を惹起し、五百餘名の警官隊は棍棒を揮つて突撃を試み、亂闘の結果多數の負傷者を出した。警官隊の引上げた後、義勇隊及び民衆約五萬再び廣場に集合し、豫定の行動に移らんとしたので、警官隊も引き返して再び突撃を行ひ、更に多くの負傷者を出し、病院に收容された者

前後二百五十餘名に及んだ(多數の婦人を含む)。其の翌日國民議會派は、政府の禁令を無視して更に一大示威運動を計畫したが、折柄の豪雨の爲大事に到らなかつた。然し此の騷擾の餘波として、各市場は一齊に休業し、一週間繼續した。又市内の英國系百貨店には相變らず見張りが盛に行はれてゐた。政府の彈壓は其後も各地に亘り相當峻辣に行はれ、ボンベイに於ても日々禁錮に處せらるる者數十人に達し、時局の爲特設した國民議會病院は、負傷者收容に固り満員を續けて居つた。此の彈壓政策の結果、政府に對する穩健分子の同情を失ひ、又ガンヂ運動に反對の態度を採れる者をして、漸次該運動に参加せしむる傾向を示して來た。

特にモチラル・ネール逮捕の報は甚だしく反英氣分を濃厚ならしめ、六月三十日からの英國人に對するボイコット週間の開始と共に、國民議會派の義勇軍は革命的スローガンを高唱しつつ、示威運動を行ふに至つた。高等學校を初め市立學校は全部休業し、三十二工場も休業し、株式取引所其の他の市場も休業し、商店は閉店を續けるに至つた。示威運動は警官と衝突し、負傷者二百八十名を出し逮捕者を出した。かかることは屢繰返され、十一日にも再び大衝突があつて負傷者三百餘名を出した。

斯くの如く形勢は少しも改善されず、示威運動は、其の後も引續き行はれてゐた。一部では酷暑や資金の缺乏や幹部の逮捕乃至季節風の接近等に依り、反英運動の將來に關し樂觀してゐる者もあつた

が、多数の見解では當分繼續するものと見て居った。

ガンヂの逮捕

ガンヂの投じた一石は、全印度に甚だ大なる波紋を畫いた。各地の反英抗爭は開始以來一月にして漸次激化していった。政府の最初の政策は、殊更に不穩分子を一網打盡的に逮捕せず、氣永に時局に處しつつ、非軍事不服從運動の氣勢を殺がんとするにあつて、而も相當の効果を擧げたようであつたが、歐洲人協會、地主協會、同教徒等の團體から、政策硬化の献言もあり、打ち續く各地の騷擾を一掃するには、斷乎たる高壓的態度に出づるの必要を認め、豫め英本國政府の承認を求めて、反英抗爭の頭目たるガンヂを逮捕することを決心した。が政府は最初にガンヂを捕へるようなことをせず、ガンヂの手足となつて働く有能な同志を次次に逮捕していつて、徐々に其の手足を置いて置き、最後にガンヂを逮捕したのである。彼は五月五日午前一時ジャラルプルに近きキャンプで眠つてゐるところを起されて逮捕され、直に汽車でボンベイ近くのボリグリに送られ、其處から自動車でブーナ郊外のウエラブダ監獄に護送された。監獄では政府の指令に依り特別の優遇を受けた。ガンヂの逮捕は慎重に計畫されて極めて敏速に行はれたので、ボンベイ市民はガンヂがブーナの監獄に投せられる頃まで毫も知らなかつた。ボンベイ政府は逮捕と同時に次のやうな聲明書を發表した。

「全印度國民議會の決議に基き、ガンヂの開始せる非軍事的不服從運動益惡化し、印度全國に亘り、一般的に法律及び秩序を無視せんとする風を來し、且公安に對し重大な不安を醸すに至つた。如何なる場合に於いても法の枉ぐべからざるは言を俟たざる所であつて、若しガンヂの運動を現狀の如く、何等拘束を加へざるに於いては、非協同運動の如く、遂に流血の慘事を來すべきは明である。故にボンベイ省政府は印度政府と十分なる協議を遂げた上、最早ガンヂを無拘束の儘放置し得ざるものと結論に到達したのである。」

尙ガンヂは政府が必要と認めた期間中、拘束せられ、健康とコムフォートに必要な一切の待遇を受ける旨が發表された。

之に對して國民議會派は、ガンヂ逮捕に關聯して、ボンベイ市に於いては鐵道及び紡績の従業員に對し二日間の怠業を懲罰したが、不成功に終り、いづれも平常の通り就業したのであつた。尤もボンベイ、アーメダバッド等では、軍隊が市街の要所要所に出勤して、警備に當つたのである。逮捕抗議の爲ニュー・デリー其の他北部印度の各重要都市では完全な總罷業が行はれ、示威運動が市役所を襲ひ遂に流血の慘を見たところもあつた。

五月二十日ブーナに幽閉されてゐるガンヂは、ヘラルド紙記者と會見した際、印度に事實上の獨立を與ふること、鹽稅の撤廢、禁酒法の施行、外國綿布の使用禁止、政治犯人の特赦等の條件に就いて政府の諒解が得られるならば、反英運動を止むべき準備ありと語つた。政府が何故に新聞記者に、か

かる會見を許したか、其の真意に就いても、種々の臆測もあつた。

とまれガンデは逮捕された。而も「國家安寧の維持の爲必要あるときは、審問を経ずして個人を監禁するも妨げぬ」とする約百年以前の、即ち一八二七年發布の總督令第二十五號に依りて、投獄監禁せられたのである。彼の捕縛に關連してマンチエスター・ガーディアン・ウィクリー（五月九日）は論じて言ふ。

「或る者はガンデ氏の主要なる或は唯一の政治的目的は印度の貧困を根絶する事であると主張する。だがそれは亦印度政府の主要目的でもある。印度政府が一世祖以上此事業に従事し來りたる事より、ローマは一日にして成らずてふ事を想起せねばならぬ。就中、印度の貧困の除却の計畫は、經濟専門家、及び行政専門家によりて組立てらるるか要する。ガンデ氏は經濟家でもなく亦行政官でもない。彼の計畫は貧困を根絶せしむるよりも、それる普遍的ならしめんとするかの如く見える。

更にガンデ氏が印度の貧困は、只自治制印度によりてのみ根絶し得ると云ふ教義を奉ぜぬにせよ、智識階級の要求する所は、特別なる經濟的改良乃至種々の經濟的改良に非ずして、全然單に自治である事は確實である。ガンデ氏が智識階級の代辯者として行動する事を除外しても、氏は確に印度の政治的指導者と見なす事は出来ぬ……。

吾々は彼の智識を疑ふ。だが吾々は彼の勇氣乃至彼の善良を疑はない。吾々は彼がやがて自由の身となりて印度につくすであらう事を信ずる。其の間、吾々は唯、印度の現段階よりガンデを一時的に引き去る事が、善良にして常識ある實際家に當面の事業を遂行せしめ得るであらう事を希望するのである。

サイモン委員會報告はやがて發表さるゝであらう。それは印度に於ける自治政府樹立に關する問題の、英國側の見解を示すであらう。而して倫敦會議に於て英國内閣は該報告を基として其の試験的提議を出すであらう。ネールの報告は同問題に關する印度の

見解を示したものであるが、さして信賴しうるものではない。印度の政治家が英國専門家の見解以上に英國内閣に議會を動かさんと欲するならば、ネール憲法以上の眞實なるものの基礎に立ち、政治常識の確證を示し、其の最初に、且つ極端に對する闘争に見出されようより更に政治組織に對する受容力を示さねばならぬであらう」と。

獨立労働黨のザ・ニュー・リーダーも亦五月九日 E. N. Baisak 氏の一論を載せてゐる、即ちガンデの捕縛に關して若干の批評を加へてゐる。

「ベン氏及びアルウィン卿は此の多き拙劣な（自治制への）促進せんと努力はした、が彼等は充分には行はなかつた事は明である。ガンデ氏が圓卓會議への招待を受く可きや否やを躊躇せる時、即ちクリスマス前後の危うき數週を回想せば、彼の心裡を横りし事を推察し得る。彼は彼等の誠意を疑はなかつた。が彼はプログラムの曖昧なる事を注意した。自治領たる地位は他日達し得るであらう、だが五年の後に五十年の後であらうか。彼は論じてもあらう。労働黨は心よく、五年か十年の後にそれを承認するであらう。だが労働黨は少數黨である。他黨の延引せんとする事に對して、労働黨はどれ程勇敢に反抗し得るであらうか。と。彼は多分貴衆兩院に於ける總督宣言に對する討論を讀んだ。其の當時に於ては、全體として議會はかゝる進行に對する溫和なる國民黨をすら満足せしむる如き準備なきものゝ如く見えた。ベン氏の言論は率直にして勇斷であつた。ポールドウィン氏は懐柔的であつたが一般の論調は活潑なるものではなかつた。……彼が反逆すべく決心したりとせば、彼は、自治を促進し且つ實質的に自治を與へんとする議會の準備に對して不信なりしが故にちがひなかつた。

此の反亂を鎮定すべき唯一の道は、此の悲觀論の覆れる事を證するにある。それは豫定表に依れば九月の内に、會議が其の事業を完成したる時に可能とならう。だが吾々は敢て九月月を持つのか。アルウィン卿及び其の部下が、其の彈壓處置が危險なる反逆を避けて、アイルランドの場合の如き突發的侵襲の勃發を防止し、印度軍隊に於ける反抗の増大を阻止する事に如何に自信のあるものなるかは知らない。けれども斯かる現在の「苦痛しき事態の續く限り」英國の提案は受け入れられず、諸州に對する責任政府

の認容よりすらも、何等の好感を生ぜぬであらう」と指摘する。

「唯一の望は、新なる出発を爲す事に存する。政府はその以前に、或は直にサイモン卿の報告を得てであらう。詳細なる憲法を起草せねばならぬ。閣下會議の事業を豫見することは出来ないが、それは原則の一般的發表ではなからうか。直に州自治制を進め、且つ長くとし十年以内に完成すると云ふ段階に依つて、自治領なることを實現せしむることを、誓約することが出来ないであらうか。」

「此の事よりも更に良き方法もあらう。だが會議も無理強ひを續けたならば、會議は自治への平和的推移の道を開くと云ふ希望も無駄である。」

反對黨は労働黨に斯かる困難な事業を引繼きたことを満足してゐるのである。故に

「そこに、之を實行する勇氣さへあらば、吾等の機會が存する。吾等をして卒直に、ボールド・ウイン氏及びロイド・ジョージ氏に語らしめよ。彼等が自治の促進と、明確な約束に對して、同意を與へざれば、吾等は職を辭するも厭はざるものなることを」と印度支那に於いても亦、國民運動の勃興せんとする際、佛國の大新聞ル・タンは、ガンヂの逮捕に關して論じた。(五月十三日社説)

「ガンヂの逮捕は國民運動を全く終焉せしめ得なかつた。然し逮捕は、大衆が憲法を破れと高らかに叫びつつ、海岸に向つて行脚を始めた其の頃に行はれたならば、それは指導者を躊躇せしめ、大衆を威嚇するに有效な警告となつたことであらう。」

「英國に取つて最良の機會は、自治獲得に對して印度教徒の國家主義が、組織せらるるには未だ無力な間である。即ち實に少數の同教徒(だが甚だ主要な意義を有する)が、波羅門に依つて完全に支配される上述の制度を怖るのみならず、印度教徒自身も甚だ分裂してゐるのである。ガンヂの主なる幕僚間の反目は、此の運動を失敗せしむるに十分である。今日迄の印度教徒の國民主義

の宣言に依れば、吾人は彼等が勝利を握ることは、印度を無秩序と無政府に陥らしむるものであると信ずる。而して此の大國はやがて、國民的社會的分裂を惹起するであらう。斯くの如き大破綻をあてこみ得るはモスコに於いてのみである。」

ボイコット

國民議會派の反英運動は、鹽專賣法破りの外に尙英貨排斥があつた。國民議會派は青年、少年及び婦人を味方として、商店に對して見張りを行ひ、英國品殊に綿布類を販賣するものに對して迫害を加へた。同時に酒類販賣店に對する見張りを嚴にし、更に地方廳に於ける租税の收入を減少せしむる目的を以て、酒精專賣法に對する妨害を行つた。其の結果は果して租税の減收となり、酒類販賣者の多くは破産した。

ボイコットの甚しかつたのはボンベイ市である。毎日のやうに英貨排斥派と警官との衝突があり、一九三〇年夏から冬へかけて、一日として平穩無事の日はなかつた。初め反英運動の愈開始せらるるや、印度立法議會の下院議長バテルは自らボンベイに赴いて、印度の外國綿布取扱商に對して、結束して外國綿布排斥を執行すればスワラジを得ること困難ならずと説き、ボイコットを慈愼し見張り設置を勧めたのである。それ以來各團體はいづれも、外國綿布排斥の決議をなし、商店街には婦人の見張りが盛に行はれた。六月下旬頃から、英國品を主とする外貨排斥運動は、更に紡績などの英國人經

營の諸企業の排斥運動をも加へ來り、バタールの如きは、外國製紡績機械に依る綿布は、印度内に於いて製造されたものでも排斥すべしと説き、手織木綿の使用を高唱したので、ボンベイ紡績聯合會側では罷業誘發の虞がありとして、異常な衝動を與へ、從來間接に外貨排斥を援助し來した聯合會をしてデレンマに陥らしめた觀があり、聯合會側では、ボイコットを適當の程度で喰ひ止むるやう焦慮した程であつた。其の他英國系銀行及びブローカーの排斥、英國からの銀塊輸入(毎月一千萬ルービー位)の停止を目的とする運動などか、ボイコットの手段として目論まれてゐた。ボンベイでは六月三十日から、ボイコット週間を開始し、戸別訪問に依り英貨排斥の徹底的運動を行ひ、又毎週ボイコット週報を發行して、運動の概況を周知せしむるやうな運動方法もとつた。之と相呼應して棉花仲買協會では英國銀行から預金の引出、及び一切の取引中止を決議したりした。ボイコット週間には、豪雨の續いたのにも拘らず、多數の婦人學生等が參加して甚だ氣勢が揚つたが、偶ネール及び知名の婦人二、三名が捕縛されたので、氣勢愈熾烈を加へ、紡績職工の罷業三十九件に及び、バタールの過激な演説なども行はれ、棉花の慘落と相俟つて、市中は不安の氣に包まれた。國民議會派は、其の頃公布施行せられた反英運動彈壓の諸條例に、斷然反抗するに決したので、ボンベイでも外國棉布販賣店及び酒店に對する見張り禁止令破りの運動を組織的に擴大せんとし、市の工場地域一帯に散在する酒店百二十軒に

對し、二百五十名の義勇隊員を見張りに附し、酒を買ひに來た人に、入店しないやうに勸告させ、若し之を諾かない者がある場合には、其の自宅まで附いて行つて、門前に於いて平伏叩頭せしむるやうに指令した。然し實際は大抵の勞働者が穩に歸つて行くので、門前で平伏叩頭するやうな必要は殆ど無かつたと云ふことであつた。

ボンベイ以外の地でもボイコットは盛に行はれた。例へば棉花栽培の中心地たるマドラス州各地では四月反英運動の開始と共に、外國棉花の燒棄を行ひ、キャラコノ原産地として知られてゐる西海岸のカリカット、ペラリ、コインバトール等の諸都市でも同じく、外國棉布を燃料とした、大がかりな火を點じ、其の他カルカッタ、ラホール等でも外國棉布が燒却されたものが多かつた。又商店の見張り官との衝突は各地で繰返された。

印度商人は當時時局の爲、最も打撃を受けて居つたが、利害を離れて最後迄戦ふの意氣を示してゐた。之に反して外國の商店は在貨に對する金利、倉敷料等の經常費を加へ、損害莫大であつて苦境甚だしいものがあつた。従つて一日も早く、政府が時局打開策を採らんことを待望して已まなかつた。

外貨排斥運動が、印度の對外貿易にどんな影響を及ぼしたか。國民議會派の機關紙ボンベイ・クロニクルに據れば、一九三〇年四月から十一月迄の對外貿易の統計はこんな風になつてゐる。(單位十萬

ルビー		輸		入		輸		出	
		一九二九年		一九三〇年		一九二九年		一九三〇年	
四	月	二四・五四	一八・〇六	二八・一〇	二四・五八	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
五	月	二一・二三	一七・九〇	二六・三二	二一・三四	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
六	月	一六・五二	一三・八六	二五・六三	二〇・九六	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
七	月	一九・〇七	一三・六六	二五・六三	二〇・九六	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
八	月	二〇・三四	一三・七四	二六・二七	二〇・九六	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
九	月	一九・二三	一一・一八	二六・二七	二〇・九六	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
十	月	一九・二四	一一・二八	二六・二七	二〇・九六	二六・三二	二一・三四	二〇・七	一九・四〇
十一	月	二二・五〇	一一・九一	二七・三四	一七・二八	二七・三四	一七・二八	二七・三四	一七・二八

即ち一九三〇年の十一月の輸入額は、前年同月に比し殆ど半減するに至つた。これが主としてボー
コットの結果であることは、英國品の輸入が最も著しい減退を示してゐる事實に依つて明である。英
貨の排斥は獨り綿糸布のみならず、石鹼、煙草、化粧品、文房具の類にまで及んだのである。一方輸出
額の減退は、一部分農産物價格の崩落にも原因するが、主としてスワデシ運動に基く、印度國產品に對
する需要の増加に歸しなればならぬ。關稅收入を主要な財源とする印度政府の財政に對して、對外
貿易の減退が甚大な影響を齎したことは、言ふまでもないことである。財務長官サア・ジョージ・シャ

スターは印度議會で説明して、一九三〇年度の歳入決算は一千七百萬磅の減少を示したと言つた。
反英運動に依つて致命的な打撃を受けたのは、ランカシアの對印度貿易であつた。印度の紡績業
は一九一三年度に於いて、十一億六千四百萬ヤードの綿布を生産するに過ぎなかつたが、一九二九年
度には二十四億一千九百萬ヤードを生産するに至り、輸入額は戦前に比し十二億七千八百萬ヤードを
減じた。これを各品目に分つて表示すれば左の如くである。(單位百萬ヤード)

品目	一九二九—三〇	一九三〇—三一年
未 晒 綿 布	九二五	一、五三四
晒 綿 布	四七三	七九三
色、捺染、及び染綿布	四八三	八三一

然も戦前右の印度の綿布輸入額の九七・一パーセントを占めて居たランカシアは一九二九年度に
於ては僅に六五パーセントを占めるに過ぎず、戦前僅か三パーセントを占めるに過ぎなかつた日本の
紡績業が二九・三パーセントに躍進した。此くの如く一九二九年度に於るランカシアの對印貿易は
戦前に比し、既に著しい減退を示して居たのである、非軍事不服従運動の結果は更に次の如き數字と
なつて現れて居る。

綿布輸入高(一九三〇年四月—十一月)

数量(單位百萬ヤード)		價值(單位千萬ルピー)	
一九二九年	一九三〇年	一九二九年	一九三〇年
△米晒綿布			
計	五八三	二七三	一三・五一
英 本 國	三一九	一二九	七・三六
日 本	二五六	一四二	五・九七
△晒綿布			
計	三一〇	一九九	八・八八
英 本 國	二九〇	一七二	八・一七
日 本	二〇	二七	〇・七一
△色染及び染綿布			
計	三二五	一八七	一〇・四〇
英 本 國	一九二	一二二	六・六一
日 本	九八	四八	二・二六
計	一、二四四	六六七	三三・四二
(ロンドン・エコノミスト誌に據る)			
累 計	一、二四四	六六七	一五・五八

反英運動資金の出所

さて國民議會派は何處から其の運動資金を得たのであるか。反英抗爭を以て宗教的精進とするガン
 ヂは、極度の勤儉力行を同志に要求し、ガンヂ海岸への行進に當つても、其の義勇隊に對し一日一人

の行軍費四ペンスを超ゆべからずとの命令を出した程であるが、國民議會派が全印度に亘つて一大宣
 傳を行ひ、幾多の文書を頒布し、多數の同志に給與するのには、莫大な資金を必要とする筈だ。何處
 から此の莫大な資金が出たのであらうか。モナラル・ネールを始め、前英國東印度艦隊司令官サア・レ
 デナルド・スレード提督の愛娘マデレード・スレード女史、ガンヂの秘書レデナルド・レーナルズの
 如き自發的に私財を擧げてガンヂ畢生の事業に捧げた人も少くないが、然しながら莫大な資金の大部
 分が、主としてボンベイ及びアーメダバッドの紡績業者から出てゐることは、殆ど公然の事實である
 蓋し彼等紡績業者は、印度政府の英國本位の政策を打破して、自主的財政政策を確立する切實な必要
 に直面してゐるのである。

最近の數ヶ年印度の商工業は極度の不況に喘でゐる。幼稚産業の一部は將に破産の危機に瀕し、失業
 群は激増して利潤率は低下し、一般人の購買力と擔稅力とは極度に減退し、物價は低落して信用は地を
 拂つて空しい状態に陥つた。一九三〇年二月全印度商業會議所聯合會は建白書を印度政廳に提出し。

- 一、印度自身の利益を犠牲として、専ら英本國の利益を主張する通貨政策及び財政政策。
- 二、「日本その他」に於て見るように、政府當局が不況の打開に對する熱意を缺き、印度の産業保護に關し全然無策なこと。

を極力攻撃したのであつた。彼等は

同行の貸付及び國庫證券に狂想的な利子を附けた」

と難じ、更に一ルービー十八片の公定比價は、印度の不況と國內の富の流出及び一般購買力減退の主要原因の一だと主張したのである。

農産物殊に棉花の暴落は就中ボンベイ紡績業者に致命的打撃を與へた、ボンベイの紡績業は元來日本及び中國への輸出貿易の基礎に打立てられたものだが、日本への輸出はその後日本が禁止的關稅を設定すると共に、杜絶してしまひ、更に日本が進んで中國市場を占有するに至つて、印度の紡績業は國內貿易一方となり、然も綿絲を止めて専ら綿布に力を注ぐの止むなきに立至つた。殊にアーメダバッド、ショラプール、ナグプール、コウンプール等は棉花の原産地に近い便宜があるが、ボンベイ市だけは此の點で頗る不利な立場に在り、且つ外國綿布がボンベイ市の入口で荷揚げされ、殊にランカンヤアが市場にダムピングを行ふ結果、ボンベイ市の紡績業は極度の悲境に陥つたのである。

茲に印度に於る産業保護の必要が起り、永久に英國に對する財政的奴隸の地位に甘んずべきかの問題が生ずる。一九三〇年三月印度中央立法議會を通過した綿業保護關稅法は、英國以外の外國綿布に從價二割の輸入稅を課し、英國品に對し從價五分の特惠を認めた。その後發表された英本國政府と印度政府との往復文書に徴すれば、英國政府が徹頭徹尾綿布關稅の引上げに反對した事實が明瞭である。

印度政府は輿論の沸騰と政情の惡化を懼れ、敢然英國の要請を拒絶したのであるが、印度の綿業保護の名に於いて採用された新關稅は、ランカンヤアが印度市場から日本紡績業を驅逐する爲の苦肉策であつて、ランカンヤアの生産せぬ品目に關しては印度と無競争の地位に置き、かくして一方危機に類するランカンヤアの綿業を救済し、他方燃えさかる印度の國民運動を阻止せんとの、一石二鳥の魂膽に出たものと謂はれる。

政府の彈壓

全印國民議會派の反英抗爭は、各地に於いて愈々猛烈を極め、鹽專賣倉庫の襲撃、外國棉布の燒却酒店の見張り、外國銀行及び保險業のボイコット、納稅拒否等の過激手段を、抗爭綱領として實行するに至つた。政府當局は此の種の抗爭政策を以て、明白に革命的であるとなし、其の結果全印度が無政府の混沌状態に陥るのを避ける爲には、最も峻烈な彈壓政策をも辭しなかつた。五月二十一日ボンベイ國民議會本部に大規模の手入れを敢行し、又各地に於いて續々反英義勇隊を檢舉投獄したのも、其の彈壓政策の表はれである。政府は此の彈壓の合法的武器として、五月三十日附を以て、商舖見張り禁止令、納稅拒否並に公然官吏に反抗することに依つて官吏の忠實服務の義務を妨害することの宣傳禁止令並に一九三〇年不法煽動取締令を公布し、即日ボンベイ省に施行した。第一の法令は「見張

り」を以て刑事犯と爲したもの、第二は一定債拒絶を教唆した者に對する罰則を定めたもの、第三は煽動者を最高六月の禁錮及罰金刑に處せんとするものである。

國民議會派は此等の彈壓に對して、アラハバッドに執行委員會を開き、對抗策を協議し、民衆に對する無法な襲撃に加擔した官吏を社會的にボイコットすること、地稅其の他の納稅不能指定區域を擴大することなどを決定し、反英抗爭を緩めない意思を明にした。斯くて彈壓と抗爭とを繰返しつつあつたが、九月初旬平和運動失敗に歸して以來、不服從運動は政府の彈壓と民心の倦怠とに依り、著しく衰微の徵を呈し、國民議會派の事務所にして閉鎖せられたものもあり、又ボンベイ方面にては被壓迫階級の國民議會派に對する反對運動開始され、カラチ、デリー方面に於ては國民議會派の地方委員會が外國布取扱商の歎願を容れ、一定期間を限り外國布を奥地に移送することを承認したこともあり、加ふるに同黨の要人は殆んど總て入獄中なる爲運動が漸次不統一無秩序となつて來た。然るに十月初に至り、出獄し來れる國民議會派要人連の激勵に依り、同黨の運動が再燃し來つたので、次に述ぶるが如く、政府は不法團體取締令を發布し、ボンベイ方面に於ける取締を一層嚴にしたのである。又當時出獄せるセングプタ(前カルカッタ市長)ナリマン(ボンベイの國民議會派の棟梁)ジャワハラル・ネール(國民議會派首領)は、彼等の出獄後爲した演説及び煽動が、刑法、鹽專賣法或は總督令に觸るる所

となり、前後して再び捕へられたる爲、十月末には全印度國民議會派實行委員會は再び寂寥の状態に陥つた。而してモチラル・ネールは九月以來出獄中なるも、病軀の爲不服從運動指導の任に當ることができないので、同黨のボイコット、納稅拒否の煽動及び見張り等は、一般的に減少の傾向を來した。從來最も此の種運動の盛なりしは、カンヂの出生地たるグゼラト地方であつて、十月中同地方に於ける地稅意納額は百萬ルービーに上り、警察隊の強制を免れんが爲穀物を燒拂ひ、家畜日用品を携へて他地方に移轉したものの數は五萬に達した程であつたが、其の後同地方に於ても自發的に納稅するものを出しつつあつたと言ふことである。

然し乍ら此の印度獨立思想は、根強く國民一般に行亘り居る爲、政府の彈壓政策及び圓卓會議に依る懷柔政策を以て、不服從運動を防止することは到底不可能であつた。其の後も尙各地方に於て該運動の爲檢舉せらるるものを絶たず。殊にボンベイ省に於ては屢國民議會派に同情を有する民衆と警察隊との間に衝突があつた。而も警察官のラチ使用(印度の警察は群衆を散する爲、金屬製の刺を附した大棍棒にて群衆を毆打する。この棍棒を土語にてラチと言ふのである)に依りて、民衆の被むる肉體的被害が漸増する傾向があつたから、ボンベイ市醫師會委員會は同年十月卅日決議をなし、警官が不必要なる程度に烈しく民衆を打撲し、殊に彼等の頭部に傷害を與ふる點を指摘し、當局の反省を促

した。其の後ボンベイ市會も、警察當局の横暴に對し抗議書を發したが、倫敦圓卓會議席上に於ても二三の印度代表は斯る警察の態度を論難したさうである。

カルカッタ方面は、元來ボンベイと事情を異にし、市内の商業は國民議會派の運動に對して、冷淡なる巧利的商人階級たるマルワリ（中央印度ラジュプタナより來れる階級）に依つて行はれて居り、市民の多數は優柔不斷なるベンガリー人（但し革命的陰謀がベンガリーの有識青年中に行はれ居る點は注意に値する）であつて、而も官憲の取締嚴なる爲、ボンベイの如き積極的運動は顯著ではなかつたが、國民議會系新聞の報する所に依れば、例年の取引期たる十月十一月中に於いて外國綿布の取引契約全然行はれず、市内に滞貨となり居る外國綿布の價格は三千萬留比に上ると言ふことである。是固より一般的不景氣の影響にも依るべきも、國產品の賣行相當なる點から見れば、國民運動も大いに與りて力あることを窺知し得るのである。尙十二月に入りて不法煽動取締令及び脅迫防止令の有効期間が満了したので、見張りは各地に於て再び擡頭した。

因にベンゴール省内に於て、一九三〇年中不服従運動に關聯して入獄せるもの一萬四千名。同年四月以降八月迄の綿織物輸入額は前年の同期に比し三千五百萬留比の減少（印度全體にては一億四百萬留比の減）。同年八月中の綿製品輸入額は前年八月に比し千六百萬留比の減少（印度全體にては三千三

百萬留比の減）を示した。而して此の輸入綿製品の減少には、前述の如く不服従運動の影響大なることを認めなければならない。

不法團體取締令の發布

斯くの如く、九月初以來不服従運動は漸次下火となつて來たが、十月初旬セングプタ、ナリマン等國民議會派の要人が、刑期を終へて逐次出獄して來て、既に九月以來出獄靜養中のモチラル・ネールを中心として、新陣容を整へ、新運動として政府機關を廢し、民事刑事に關する印度人仲裁裁判所の特設することを決議し、又ガンデの出生地たるグゼラット地方の諸村落に、活動本部を再設し、納税拒否運動の激成に努力するに至つた。是に於いて印度總督は斯る運動乃至本部の取締上現行法を不充分なりとし、十月十日附を以て不法團體取締令 (Unlawful Association Ordinance 1930) を發布した。其の要旨は、地方政府が不法團體の使用する場所として指定する不動産を收用し、其の場所に留まり又は入り來る者を不法侵入者と看做し、且該團體の目的の爲使用せらるべき動産を沒收すと言ふのである。右總督令は地方知事の告示により各省州別に實施せられるもので、反英運動の最も盛なるボンベイ省では十一日から之を施行し、直に八十六の國民議會派の團體を同令の適用を受くべき不法團體として指定し、其の事務所及び附屬の病院（警察官のラチで打たれ負傷した者を收容する爲寄附金にて

建てたもの)を収用した。從來政府當局は國民運動に對し同情と寛容とを以て臨み、平和的解決の到來を期待してゐたのであるが、國民議會派の態度は既に全く反逆的に化し、地方によりては宏大なる本部を擁して居り、爲に無智の民衆をして印度政府と別個の政府か樹立せられたものと信ぜしむるが如き事態となつたので、此の取締令の發布を見るに至つたのであるが、之が運用に依り國民議會派の不法活動も近く終熄し安寧秩序亦常態に復すべきを期待したのである。

尙其の後不法團體として此の取締令の適用を受けたもの數十の多きに上つた。然るに國民議會派に於いては黨員及び運動員の家をして全部事務所の看板を掲げしめ、取締を殆んど不可能とし、或は樹下に掘立小屋を設け之を事務所と稱し轉々として場所を變更し行く等極力此の取締令に對する挑戦を試みたのである。

其の後ボンベイ政府は不法團體取締令に基き十月十五日未明より國民議會派本部及び市内附近に散在する支部を襲ひ、重要書類及び物件等を押收し、ナリマン、マスター等の首領外約二百名を捕縛したが、十六日のボンベイ・タイムスは之に關し、『政府は四圍の情勢に壓せられ、今回の措置を執るの已むなきに至つた。國民議會派は今日迄、國民的要望を達成するに合理的手段を執らず、徒に法律並に産業貿易を破壊し市民の自由を脅すに努めた』と述べ、更に國民議會派の爲に多大の犠牲を忍び居

れる綿布商に對する横暴なる態度を責め、ボンベイは政府の *Police Home* に依り小康を得たと論じた。然し政府の機關紙を除く外は、新聞の論調概ね反對的に傾き、圓卓會議を前に控へ此の舉に出でたのを遺憾とし、政府が如何に印度の國民運動に同情すと宣傳するも、斯の如き時代錯誤の暴舉は政府の專制を裏書するものなりと言ふに一致したが、其の中メーラは國民運動が弾壓に依りて阻止せらるるものに非ざるは經驗の示す處であつて、總督が周圍の者に釣込まれたのは非常な誤謬であるとなし、圓卓會議の前途を憂ひ、クロニクルは官僚政府は遂に醜態を暴露したと述べた後、國民的自尊心あるものは、斯の如き事態を目撃しつつ如何にして圓卓會議に赴くを得るやと皮肉り、更に綿布商の決議に對し、嘗て政府の彈壓に對し反對休業を爲した彼等は今更之を變更する理山なく、國民團結を必要とする今日、突如取引開始を策するが如きは國民の背後より刺すに等しと諷め、英國を苦しむる唯一の武器なるボイコットを徹底せしむべしと論じた。

尙政府は一九三〇年中既に八箇の總督令を發布したが、其の中チタゴング、シヨラブル、ベシヤワルの三戒嚴令及びラホール陰謀事件の嫌疑者取調に關する總督令は、自然解消となるべき性質のものであつたが、反英運動取締に關する二箇の總督令並に新聞取締に關する二箇の總督令に就ては、六箇月の法定有効期間經過後、總督令にて更新し得るや否やに關し法理上の議論があつて、若し更新不可能と

すれば、十一月に特別議會を召集し法律案として之を提出すべきものか、或は十一月總督令の有効期間終了後、二箇月間不服従運動の経過を見た上、明翌年一月の春期議會の議題とすべきかが問題であつたのである。斯かる際に當り緊急總督令として不法團體取締令を發布したのは、一般に國民議會派の運動の危険を知らしめ、以て右四總督令の議會通過を容易ならしめ、且つは夫等總督令を補充せんとする政府の意圖に依るものなりと言ふものもあつた。

然し此の重要懸案は翌春の議會開會を待ち得ず、一九三〇年十二月廿三日二箇の新總督令を發布し、事實上右諸令を復活して之を解決した。

其の一は一九三〇年プレス及び不公認新聞取締令 The Indian Press and Unauthorised News-Sheets and Newspapers Ordinance 1930 と稱し本年四月二十七日發布の The Indian Press Ordinance 1927 日發布の The Unauthorised News-sheets and Newspaper Ordinance を一つに纏めたものである。本令は印刷業者をして豫め政府に保證金を納めしめ、不法なる煽動又は革命的記事を印刷したる場合は右保證金及び印刷物を沒收すべきことを規定し、又不公認の新聞或は新聞類似の印刷物は搜索沒收し、之が發行者のみならず頒布に當れる者をも處罰し、且つ不法なる煽動又は革命的記事を掲げたる印刷物を英領印度に移入すること、及び英領印度内にて之を郵送すること等を嚴重に取締る規定を設けた、

總督は本令附屬の聲明書中に曰く、十月廿六日プレス取締令の解消後、予及び印度政府は民衆の自覺に依りて、之が更新を必要とせざるべき雰圍氣の齎られんことを、私に希望し居たるに拘らず、新聞紙其の他發刊物の論調は以前よりも更に惡化し、不服従運動を奨励するのみならず、革命的行動を説くものさへ増加し來れる爲、終に之が更新を餘儀なくせられたのであると云うてゐる。

次に同日發布の他の一令は一九三〇年第二不法煽動取締令 The Unlawful Instigation (Second) Ordinance 1930 と稱し、五月卅日發布の不法煽動取締令を復活したもので、内容も全然同様である。之に關する總督の聲明書中には、最近各地方に於て地租の月賦拂制度を復活し、其の徵收をなしつつあるに拘らず、國民議會側は再び納税拒否の煽動を盛にし、殊に合併州に於ては其の傾向著しく、既存の法律のみを以てしては之を充分に取締り得ざるが故に、本令を發布するの止むなきに至つたと言つてゐる。尙總督は來春議會開會の際は、兩令共速に其の審議に附すべき趣をも聲明した。

穩健派の態度

國民議會派以外の諸黨派は、其の程度は同じからざるも、いづれも國民議會派の獨立主義を斥け、他くまでアルウイン總督の聲明を善意に解して、自治領の地位の獲得と圓卓會議參列とに賛成して居る。

自由黨は一九二九年十二月二十九日マドラスに於いて年次大會を開き、自治領たる地位の獲得を要求し、之が實現の爲には圓卓會議の招集は何よりも必要であるとし、アルウィン總督の聲明を支持歓迎する旨を決議したのである。

又全印度カリフ會議は、同年十二月二十九日ラホールに大會を開き、アルウィン總督の聲明した圓卓會議招集を歓迎し、其の機會を利用して回教徒の權益の増進を圖るべしと決議し、又同じく回教徒の團體たるウレマ會議も同月二十三日カウンボールに大會を開き、圓卓會議招集に賛意を表し、尙全印度回教徒會議も同月三十日より三十一日に開催された大會に於いて、他の宗教團體と同じく、圓卓會議の開催を歓迎する旨を決議したのである。

尙印度立法會議にては、同年二月十八日上院はサア・サンカラン・ネーアの提出に係るアルウィン總督の聲明賛成決議案を通過し、之と同時に中央議會のサイモン委員會協同委員長たる前記サア・サンカラン・ネーアの名に於て、速に印度に自治領制を賦與すべしとの報告を公にした。

下院に於ては正式にアルウィン總督の聲明に對し、反對とも賛成とも何等の決議案の提起を見なかつたが、三月一日國民議會派議員より總督府閣員の旅費手當減額案を提出し、總督不信認の意を示したが、政府黨の爲め一蹴された。越えて三月十日ガンデの高弟バナル逮捕の報に接するや、國民議會

派議員より休會の動議を提出したが直に否決された。之は明に下院の大勢が獨立運動に對して好意を寄せて居ないことを語るものであるまいか。

尙全印度面積の約四〇%を占め人口七千萬を算する藩王國は、其の君主會議に於て、四月二日を以て獨立問題に關し其の態度を明にし、藩王國會議は能ふ限り速に印度に自治體の地位を與ふことを歓迎すると共に、印度が英國から分離することに對しては極力反對すとの決議を公にした。

回教徒の反對

第二次反英運動には、回教徒の参加がなかつた。第一次の反英非協同運動の際、ガンデの最も熱烈な支持者として知られた、アリー兄弟の一人シャウカト・アリーは、三月六日ボンベイに於ける回教徒大會に臨み、不服従運動に反對の演説を行つた。又五月八日同所に開かれた全印度回教徒聯盟評議會の大會に於いて、反英抗爭に反對する次のやうな決議を可決した。

「本會はガンデ一派の非軍事不服従運動を以て、機宜を失した妄動を看做す。回教徒同胞諸君は宜しく該運動に参加せず、超然自重せられ、村民に對しては印度の現狀に關する真相を傳へて、啓蒙されたい。又英國政府は即刻圓卓會議の期日及び出席代表の氏名を公表し、神經過敏に陥つて居る一般公衆をなだめ、穩健派の信頼を回復すべきである。

五月バトナで開かれた回教徒總會でも、ガンデの運動と其の外貨排斥とが多數の無辜な人民の生命を奪ひ、貧民を苦しめるものであると難じ、圓卓會議に参加し正當な主張を爲すのが得策であると

強調したのであつた。

こんな事から印度教徒と回教徒との反目が激しくなり、各地で衝突が起つた。五月にはアッサム州一帯に亘つて、兩教徒の衝突が起り死者三名負傷者九十餘名を出したが、六月にはデッカにも衝突があつて、多數の死傷者を出し、其の後數週間は頗る險惡な形勢を示して居つた。更に重大な衝突は、シンドのサツカールに起つた。此の衝突に因り死者十五名、負傷者百名以上を出したが、其の大部分は回教徒であつた。此等の事件は、甚だしく印度政府を悩ました。特にサツカールの事件は、當時インダス河の氾濫の爲英國官憲は多忙を極めてゐた時であつて、其の苦心は並大抵でなかつた。

回教徒は前記の如く概ねガンデ一派の反英運動に反對であつて、其の右翼の指導者たるショウカト・アリーの如きは、公然警告を發し、若しガンデ一派の活動にして止まなかつたならば、印度教徒と回教徒との大衝突は必ず起るであらうと宣言した位で、ボンベイ其の他では回教徒の反英運動反對の示威運動も行はれた。またパンジャブ地方の回教徒の地主代表三十名は、六月四日インド總督を訪問し、あくまで印度政府に忠誠を盡す旨を誓ひ、州の自治制度を一層擴大された旨を要求した。

ところがボンベイでは、五月末回教徒と警官との大衝突が起り、回教徒は市の中央部の各警察署を襲ひ、英人及土人の警官隊と猛烈な闘争を演じ、遂に軍隊の出動を求めて漸く鎮靜したが、之が爲回

教徒の死者三名、負傷者三十餘名、警官側でも重傷者十數名に上つた事件があつた。此の結果からか或は他の原因からか判明せぬが、ボンベイの回教徒は六月四日示威大會を催し、反英運動に参加する次の決議を通過した。

一、ガンデ氏の反英運動を支持する。

二、印度全國の回教徒は非軍事的反英運動に参加し、英國商品のボイコットを斷行する。

三、全印國民議會及び回教徒評議會が来る十月倫敦に招集さるべき圓卓會議に参加せざる以上回教徒は一人たりとも代表者を派遣せざること。

けれども此の決議は全印回教徒の承認を経なかつたらしく、圓卓會議に回教徒から多數の代表者が参加したことは、後に説く通りである。

平和運動失敗す

七月になつても、ボンベイ、グゼラット方面の形勢は、依然不穩であつて、彈壓政策が續行せられつつあつた。經濟界の打撃は、時局の爲益深刻化し來つて、棉花の暴落、諸株式の慘落、取引所の定期取引中止に加へ、奥地の需要停頓と關係商の引取拒絶との爲、紡績業の在庫増加し、紡績業五六社は苦境甚だしく、ボンベイのポートトラスト倉庫は滞貨充滿して、收容の餘力なき狀況であつて、經

済界は時局の展開策を渴望して居つた。

又六月末公表されたサイモン報告書も印度では甚だ不評判で、時局の展開に何等の効果を齎らなかつたので、印度總督アルウィン卿は七月九日の印度議會で、次のやうな注目すべき聲明を行つたのである。

印度の憲法問題に關し、倫敦に開催される英印圓卓會議は決して、最近發表したサイモン委員會の報告に拘束さるゝものでなく、全然自由な立場から討議を行ふ。この會議の席上で到達すべき協定はやがて英本國政府に提出する提案の根據となる。故に圓卓會議は單なる討議の會合でなく、英印兩國代表者の聯合會議である。印度國民はその思想系統の如何に拘らず、この建設的事業に快く協力せん事を政府は切望に堪へない、サイモン委員會はその職責上並びにその期待からしても決して英本國政府若くは英國議會の決定を豫斷せんとするものでない。印度政府は單にサイモン委員會の報告を試験的に調査したに過ぎないので、民間の輿論を代表する人々と、同問題を討議した上で、始めて最後の決斷を行ひたいと考へる、同時に印度政府は危險なる非軍事的抗爭運動をあくまで根絶せんとするものだ。なほ上下兩院の選舉を來る九月同時に行ふため上院を解散する考である。

此の聲明は一般印度人から歡迎を受けた。七月九日シムラに於て、親英協調派を以て目される印度自由協調會會長で現に參議院議員たるサア・フイローツ・セツナ司會のもとに、印度政客の緊急會議が催され、席上印度中央議會の自由黨、同教徒、國民黨領袖の署名になる左の如き聲明書を發した。

「サイモン委員會の報告が印度各方面において甚しく不評を買つてゐる事實に鑑み、今回總督アルウィン卿が發表された聲明書は誠に便宜を得たものといはねばならない。全印度は今秋の圓卓會議に欣然參加すべきである。また印度政體は最近發布せる緊急條例を撤回し、政治犯人の大赦を行ふべきである。一方全印度國民黨會議においても非軍事的抗爭を停止し、この絶好の機會を利用して、協力一致英國政府に對し、印度の國民的要望を貫徹するに努むべきである。

全印國民黨會派は總督の聲明に依つて、別段態度を改めなかつたのは勿論である。

又其の頃倫敦滞在中のタゴール、サストリ等、國民黨會派と密接な關係を有する人士も亦、總督の聲明を支持した。即ち當時の時局は、印度政界の複雑と政府の行動如何により、其の前途豫測し難かつたが、經濟界の慘狀と總督の聲明とは、相俟て妥協の機運の胚胎し來れるは疑なく、今後曲折を経て何等かの解決を見るも近き將來にあるべしとの觀測が行はれるようになった。

其の後政府と國民黨會派との間の妥協運動は具體化し、自由黨領袖のサア・テジ・サブル及びボンベイスワラジ派領袖ムカムンド・ジャヤカル兩人は、總督の内意を受けガンヂミブーナ刑務所に於いて會見し、又ネール父子をも加へ、數度折衝を重ねた。がネール側の態度強硬であつて一時行憊したが、結

局ジャヤカルは、右三領補の申出に係る妥協條件を携へ、更に八月下旬總督に面會し、交渉經過を説明することとなつた。

右の國民議會派の申出條件は、從來の主張を緩和したものとはいへ、尙總督に對し難きを求むるものとして、其の交渉の成行は一般に懸念せられつつあつた。尤も總督は前記兩人の使者に對し名實共に印度に財政自治権を與ふること、竝に圓卓會議に際し、國民議會派の主張に支持を與ふべき内意を含め、同會議に出席すべきことを慫慂せしめたさうであるが、ガンデは總督より右に關する Written Assurance を要求したる傳へられた。

又外國系紡績に對する國民議會派のボイコットは、其の後各種の方法に依り續行せられ居たが、右は國民議會派に同情を有する關係業者を包含して居つて、内部に相當異論あるものの如くであつた。滯貨處分離の爲め工場閉鎖續出し、其の頃其の數大小約十八、其の失業者約三萬五千に達し居つたのである。國民議會派では、更に八月十七日より一週間に亘り、特に紡績職工に對し、國民運動の趣旨を徹底せしむる筈であつたから、其の成行に依てはボンベイ紡績業は未曾有の悲況に遭遇すべく、關係者は諒解運動に腐心しつつあつた。

所謂平和運動は國民議會派の提唱する不服従運動の停止、竝に倫敦圓卓會議の成果に重大なる影響

を招來すべき國民議會派要人の、同會議參加問題を左右すべきものとして一般より注意せられたが、遂に不成功に歸し、九月六日主なる新聞は其の經過大要を發表した。

抑々平和運動は六月二十五日デーリー・ヘラルド紙特派員に對し、ネールが、「英國、印度兩政府が完全なる責任政府樹立に關する、印度人の要求を支持すべきことを非公式に保證し、之をガンデ等に於いて受諾するならば、政府及び國民議會派間の妥協は成立の望ある旨を述べたことに端を發し、其の後サブル竝にジャヤカルは、右程度の條件なるに於ては總督屢次の聲明に顧み、之を満足せしむる可能性ありとし、兩人は總督の許を得て、入獄中の國民議會派要人と接觸する一方、總督も亦特にネール父子をナイニ監獄からウエラブダ監獄に移しガンデと協議せしむる等、該運動を支持したのであつた。然るに國民議會派要人は、其の共同聲明に於て其の要望の主要點が、(一)印度に對し英帝國統治より任意脱退し得べき基本的權利を認むること。(二)印度に對し軍事、政治、經濟上完全なる自治政府を認め、ガンデの主張する如く獨立の實質を付與すること。(三)英國の印度に於ける債權利益等に付國民政府が不當若くは印度人利益に反すと認めた場合には特定の法廷をして之が審議を行ふの權利を許與すること等であつて、之に伴ふ改革は印度人の選定する代表により之を決定すべしと主張したのである。之に對して、總督は平和運動者に對する書翰中に於て、斯の如き條件を基礎とする討議は到底不可能

なるが、不服従運動の停止次第、適宜不服従運動鎮壓を目的とせる總督令の撤廢、政治犯人の放免、國民議會派の四卓會議參加等の問題を考慮すべしとの旨を述べたが、國民議會派は、總督の態度が彼等の主張を去ること遠く、又ベンゴール州の刑法一部改正及び國民議會實行委員會に對する強壓等は、政府側に平和希望の誠意なき證左であるとし、又政府は、不服従運動は國民を破滅に導くものであると稱するけれども、該運動は現に國民大衆に依つて熱心に支持せらるるが故に、英當局が態度を改めざる限り、之を繼續し最後の目的を貫徹すべしと唱へ、平和運動者との協議を打切つたのであつた。

ガンヂは交渉打切に際し、「全印國民議會派は、印度政府と國民議會との間に何等妥協の餘地を見出すことが出来なかつた。英國政府及び英國國民が、印度を英國より分離する權利なく、又印度は之を主張する資格なしと、思惟する限り、國民議會は印度の自由の爲に飽くまで戦闘を繼續せねばならぬ」と言明した。又國民議會派要人の共同聲明中、政府と妥協成立し不服従運動を停止する場合に於いても、政府が外國布及び酒類（リカー）の禁止を爲さざる限り、此等に對し見張りを繼續するであらうと説いたのは注意に値する。

九月十四日總督は、嚮に平和運動者であつたサブル及びジャヤカルに與へた、同月十一日附書簡を

公表して、國民議會派要求の一條件であつた、印度の債務廢棄問題に關する政府の態度を闡明した。之に依れば

「サブル、ジャヤカル兩氏の新聞紙上に發表した平和運動經過聲明中には、兩氏と予との私的會談の内容をも公表せられ居るが、その中に國民議會派要求の第一點第三項「印度に於ける英國の債權利益等（印度政府の債務を含む）に付、自治政府が不當又は印度人の利益に反すと認めたるものは、特定の法廷をして審議せしむるの權利を許す事」に關して、予は「印度の對英債務の總括的廢棄の提議には考慮を加ふることを得ないが、四卓會議に印度の財政的負擔に關する事項は代表各人の自由なるべし」との意見を述べた行が掲げられて居る。右の文章は「總督及び印度政府は印度の債務の總括的廢棄には反對なるも、部分的廢棄に關しては相當考慮すべし」との意に誤解せらるる虞がある。斯の如きは予の眞意に非ざること勿論であつて、予及び印度政府は如何なる形式に於ても如何なる程度に於ても、債務の廢棄を考へたる事はない。」と云ふのである。

ガンヂの所謂十一事項

九月初歐米旅行より歸來したエヌ・アール・ボマンジ（印度教徒の要人）は、サブル及びジャヤカルの平和運動經過聲明に相次いで、彼の個人的平和運動に關するガンヂとの通信を公開して、國內の注意を喚起した。

之に依れば、本年一月ボマンジはバテル（國民議會派要人で當時印度立法會議議長であつた）とミニューデリーにて會見して相談した結果、英國政府が如何なる條件を承認せば、不服従運動を開始せざるべきかをガンヂに尋ねたところ、ガンヂはボマンジに對し書簡を以て、印度獨立の實質を形成すべ

十一事項（所謂ガンヂの Eleven Points）を、彼一個の私案なりとして提示し、時機未だ熟せざる今日マクドナルドは到底之を承認しないであらうが、萬一彼が之を承認した場合には、國民議會と政府間の平和關係の維持及び不服従運動不實行に就いては、自己の最善を盡すべき旨を述べたのである。所謂十一事項の内容は左の如くである。

- 一、ルービー比率を一志四片とすること
- 二、鹽稅を全廢すること
- 三、現行地租法は多數農民に過大の負擔を課するものなること一般の認容し居る所なるが故に、少くとも稅率を半減し且該地租法改廢を民選議會の權限事項とすること
- 四、禁酒を即時實行すること
- 五、印度内に於ける英印兩軍の守備兵數を少くとも半減すること
- 六、印度に於ける外人の公債利權等に關する問題を審議する爲め充分民意を代表すべき委員會を任命すること
- 七、沿岸貿易權を印度人に留保せむとするハジ案を承認すること
- 八、總ての外國布に對し有效なる保護關稅を實施すること

九、殺人又は殺人未遂の罪を犯したることなき政治犯人は總て之を赦免し、且同様の政治犯人にして流刑に處せられ居るものは歸國せしめ、現在起訴中のものは之を棄却すること、尙刑法第一二四條A（政治犯罪に關する規定）に依る訴追には立法議會の民選議員五名より成る委員會の承諾を必要とすること

十、犯罪調査部（所謂CID）は之を廢止するか又は民衆的施設の下に置くこと

十一、武器携帯禁止法を即時改正し武器携帯免許證の下附は各省州に以て民選委員會の掌る處とすること

ボマンジは此の十一事項を記載したガンヂの書簡を携へて渡英し、二月廿七日首相官邸に於いてマクドナルド首相及び印度事務大臣ベンと會見したが、兩大臣共十一事項を承認することの困難なるを述べた。而してマクドナルド首相は若し右の諸點が印度總督の支持する所とならば、自分は閣員の説服に努力するの勞を惜まざるべき旨を附言した。然しなからボマンジはマクドナルドの態度が、頗る帝國主義的なるを見て、到底交渉成功の望なしと思考し、ガンヂに其の旨電報した。

尙ボマンジは以上の如き經過に依て見るも、今回のサブル、ジャヤカルの平和運動に當つて、政府側には何等印度人の要求を容るる誠意がなかつたのは明であると述べ、圓卓會議に於ても恐らく政府

は依然同様の態度を持するであらうから、自分の友人たるジンナ、サブル、ジャヤカル等が斯かる無益の會議に出席しないことを希望すると言つてゐる。

英國バーミンガム、クエーガー大學の國際法教授たるアレキサンダーは、印度政府と國民議會派との間を斡旋せんが爲、八月印度に來り、ガンヂ、マラビヤ、アンサリ等國民議會派の要人と會見したが、時宛もサブル、ジャヤカルの平和運動が進行中であつたから、之に加はつて援助を與へん事を希望したけれども、兩平和運動者は之を謝絶したので、暫く其の成行を傍觀し居たのであつた。然るに九月六日右の平和運動は失敗に歸したから、アレキサンダーは自ら第二次平和運動を開始すべく、同月九日先づガンヂをウエラプダ獄中に訪ひ、その意見を尋ねたところ、其の際ガンヂは、完全なる自治領の地位を得んとする印度人の要求を支持する旨を、總督が明確に保證することを以て、平和回復の第一條件とすると言ひ、嚮の平和運動に際して總督の態度が頗る曖昧であつたのを遺憾とする旨を述べたのである。更にアレキサンダーは政府側の要人たるサア・ジョージ・シユスター(財務長官)と會見したり、出獄後養中の國民議會派の要人モチラル・ネールと談合したり、努力を重ねたが十月中旬彼の努力も亦終に失敗に終つた。此のアレキサンダーの運動は、ガンヂの親友として知られた英國クエーカ宗のシー・エフ・アンドリュウスの發意に依るものであると一時報道せられ居たが、其の後アン

ドリュウスは斯る報道の事實無根なる旨を聲明した。何れにしても該第二次平和運動は、一般の注意同情を惹くこと少く、寧ろ諸新聞紙は政治家的素養少く、印度の政情を充分理解し居らざる一介の法學者が、印度要人の平和運動決裂して間もなき際に當り、斯かる大なる企圖をなしたことの無謀さを嘲笑したのである。

西北國境の情勢

國境地方殊にベシヤワル地方は夏中極めて不穩であつた。ベシヤワルには四月バセン人(アフガン族)の大暴動起り、暴徒等は警察署及び市役所を襲撃し、多數の官吏を負傷せしめた。軍隊、裝甲自動車隊及び土民軍隊の出動に依り、漸く鎮撫した。之が爲暴徒の死者五十二名、負傷者三十名を出した。其の後も形勢不穩であつたが、いつも軍隊並に飛行隊の爆彈投下に依つて鎮定されるのであつた。

七月の末になると、國境にあるアフリヂ族が大規模の活動を起さんとする模様が見え、八月には五千乃至一萬のアフリヂ族が、ベシヤワルに侵入した。官憲は防禦の爲約十八臺から成る飛行隊をして二隊に分れて、空中襲撃を行ひ、集合地に爆彈投下を行はしめた。然し形勢は直に改善されないもので英國官憲は戒嚴令を布き、英國兵一箇大隊、印度兵三箇大隊を増派し、漸くアフリヂ族を撃退するこ

ことが出来たのであつた。又同じ頃バンヌ地方に於いても重大なる形勢の發展があつた。國境に住むパチ・ケル・ワデルス族の争から起つた騒動であつたが、英國官憲は國境の附近に在る村民の武装解除を必要とする程であつた。

九月以來漸く國境の騒ぎも平穩になつた。アフリヂ族は漸次ベシヤワル地方から退散し、同地方は一時平穩に歸したるやうな觀を呈したが、政府は尙戒嚴令を撤廢せず、アフリヂ族の蜂起を根本的に防正せんことを訓策した。然しなから財政窮迫の際大仕掛な軍事的行動に出づることは不可能であつたから政府は平和的解決を欲し、十月初頭同地方駐在の Chief Commissioner をしてアフリヂ族の代表者と會合し、同族のベシヤワル侵入に對する罪を詰問し、同地方の安寧維持に關する條件を協定せんことを提議せしめた。然るに同族内部は統一を缺き穩和過激の兩派に分れ態度を決定しないので、會合は徒らに遷延せられたのみならず、豫て國民議會派の煽動に共鳴し、政府に對してチラー地方（アフリヂ族の本據地）の完全な自治と謀反者の赦免を要求し居る同族中の小壯派は近隣諸族を糾合し、再びベシヤワル附近に進出し反政府運動を開始せんとする形勢があつた。政府は十月十二日聲明書を發し、チラーとベシヤワルとの間に介在し、アフリヂ族の冬籠地として最も重要なカジユリ平原に道路を開通し、且つ必要の箇所に兵營を設け、ベシヤワル地方保護の爲め防備的施設を爲さんとする新計

畫を發表した。之に要する費用に關しては聲明書中に記載がないが、大體三百萬ルービー以内であらうとの計算である。

反政府系諸新聞紙の論する所に依れば、カジユリ平原はアフリヂ族が冬季中家畜を飼養して生活を保つ唯一の場所たるのみならず、同族の小銃製造工場もあり、且つ洞窟多く軍事上の策動地として彼等に缺く能はざる地域なるが故に、政府が斯の如く積極的にカジユリ平原に進出して軍事的經濟的封鎖の實を擧げんとせば、兩者間の衝突は當然免かれざるべく、之れ政府が好んで事を構ふるものである。然しながら政府筋の新聞は、西北國境の秩序回復には約三億ルービーを要すべしと稱せられ居たのに拘らず、最近の計畫は最少の費用を以て最大の効果を擧げようとするものであつて、國民はこの計畫を支持しなければならないと論じた。然るに他面同地方の Chief Commissioner は前記の聲明書發表後、アフリヂ族と交渉を試み、平和的解決に關する同族よりの提案を要求したが、彼等中には穩和、過激兩派があり、議論區々にして何等の提案をもすることが出来なかつた。十月中旬平和的交渉は全然失敗に歸した。故に政府は既定の計畫に従ひカジユリ平原地方に兵力を増派し道路の開通工事を進めた。最初は之に對し小壯派土族の抵抗があつたが、漸時彼等の態度軟化し、十一月末には同族の一部はアフガンとの國境附近へ家畜を率ゐて移轉したのである。

尤もカジュリ平原に在る政府の軍隊に對する、土族の間歇的襲撃は今尙跡を絶たざる由であるが、彼等中の老年派は、現在政府より受けつゝある土族地域の行政費補助金と、カジュリ平原の要地を失はんことを恐れ、頻りに平和回復を熱望し居り、又小壯派も國民議會の煽動に不信を抱き始めた爲、今後或は政府アフリヂ間の妥協成立を見ることであらうと觀測する向もあつた。但し西北國境に關する一切の報道は、印度政府の嚴密なる檢閲を経たる後、發表せらるゝので真相を知ること困難である。十一月中旬ラクノーにて開催せられた全印度回教徒大會に於ては、政府の封鎖殺戮政策が國境に於ける平和を、樹立する所以に非ざる旨を決議した。

革命青年團の跳梁

六月末頃から各地の騷擾は、だん／＼下火になり、更七七月に至つては一二の地方を除くの外は、全印國民議會派の活動は、非常に衰へた。ところがガンヂ一派の運動が衰へけると同時に、カルカッタ地方に本據を有するベンゴール青年陰謀團の跳梁は、愈顯著となつて、ラホール方面の過激青年とも聯絡をとり、頻りに活動をしてゐるのであつた。

さうした運動の結果として、五月にはチタゴンに於ける暴動事件があり、八月にはベンゴールの警務長官ローマンが暗殺され、カルカッタ市警察のサア・チャールス・チガートも白晝街上で暗殺され

んとした。九月にはパンジャブに於いて革命黨の計畫が発見され、また九月の末から十月の始にかけて、ベンゴール、パンジャブ、聯合州其の他に於いて警官に對する襲撃が行はれ、十二月にはカルカッタ刑務所長狙撃事件其の他に類する事件が屢々繰返され、殊にベンゴール省ゼツンルにては多數の爆彈が発見せられたりした。

又十月パンジャブ州議會に於て刑事訴訟法修正案が提出せられた際、州當局者の説明した所に依ると、最近一年間にラホールを中心とする、パンジャブ州に於ける此の種犯罪件数は三十以上に達したと言ふことである。デリー地方に於ても、同様に此種の犯罪が行はれ、十月末總督がシムラから歸還した際の如きは、當局は其の旅程を公表せず、非常に嚴重な警戒裡に、總督は極めて秘密にデリーに到着したので、翌朝ユニオン、ジャックが官邸に掲げらるゝ迄は、一般の人は總督の歸還を知らなかつたといふ位であつた。尙十一月初旬には印度政廳の新所在地ニュー・デリー市内に於いて、五百箇の爆彈及び爆彈製造材料の密藏所が発見されたが、其の前後同市内外に於て英人に對する爆彈事件及び狙撃事件は數回に互りて繰返された。又デリー發行の國民議會派新聞ヒンドスタン・タイムスは、十一月六日暴力行為に依る自由獲得運動に對する排撃論を掲げた爲、同紙の讀者から脅迫等の抗議を受けた。此等の革命的分子は巧に相互間の聯絡をとつて、武器の製造及び密輸入に努め、印度内に在る外國（佛

國、和蘭等)の領域を利用し居つた。其の主なる分子は青年學生であるが、カルカッタ市警務長官に對する爆彈事件には、市會議員醫師等相當の地位を有する者が加擔し居つた。彼等の理想が果して國民議會派の夫れと一致し得るや否やは疑問であるが、國民議會派の運動が彼等に何等かの思想的影響を與へ、又國民議會派の人士にして彼等革命青年の反英的精神に同情し居る者の多いことは否定し得ない所である。

政府は之が對策として、益々彈壓的政策を固め、犯罪關係者を重罪に處したが、ベンゴール省議會は本年八月同省刑事訴訟法の一部修正法(革命的犯罪を最も有效敏速に取締る爲犯人の逮捕及び拘留の手續を簡易にしたもので、一九二五年以來本年四月迄實施され居つたのである。然るに其の廢止後間もなく、チタゴングの暴動事件があつたので總督令にて之を復活し、一九三〇年十月迄を有効期間とした)を復活して、更に五箇年間之を實施するの案を可決し、又バンジャラ州議會は十一月同州刑事訴訟法修正案を可決し、革命的犯罪は特設の裁判所をして簡易なる手續にて裁判せしむる趣旨の法律を發布した。

ロシアの態度

最後に、印度の擾亂に對して、ソヴィエット・ロシアが如何なる態度をとつたかを、一瞥しよう。

一般のロシアの輿論に依ると、元來レーニンは、印度は他の植民地と同じく、國內ブルジョアと外國の帝國主義的ブルジョアとの、二種の拮据を受けてゐるのであるが、ガンヂの運動は、正に其の國內的拮据であるとして、コンミンテルンもガンヂ一派の所謂非協同運動を目して、「反動的勢力を中心として宗教的觀念に動かされ、其の運動の方法は因循姑息、其の經濟的生活も亦反動的であつて、革命の思想及び無產社會の理想と相容れない。所謂ガンヂ主義は國民的大衆をして革命に反對せしめんとするイデオロギイであつて、共產主義の立場からは斷然之を排斥しなければならない。ガンヂは印度革命運動を防止せんとしてある帝國主義者及びブルジョアの走狗に外ならず爲し、此の趣旨に於て世界のプロレタリアートに對し警告し、更に五月一日のコンミンテルンの宣言中、印度に關し、「大同盟罷業に於て、示威運動に於て、將又印度のブルジョア政派の裏切的行動の假面の摘發に於て、争闘の經驗を證得しつゝある印度の青年プロレタリアートは、英國の帝國主義に對する彼等の革命的争闘中に數千萬の奴隸と化せられたる農民を、指導する世界的使命の爲めに用意してゐると聲明する所があつた。從てガンヂ一派の運動に對しては、ロシアの新聞紙は當初より表面上比較的冷靜なる態度を持して居り、クラスナヤ・ズヴェズダ、ブラウダ及びコムソモルスカヤ・ブラウダ等は相次で、印度に關し論說を掲げたけれども、クラスナヤ・ズヴェズダが其の論說中屢々第六回コンミンテルン大

會の決議を引用せる以外は、何れも注目すべき議論も見えなかつた。

ガンデ拘禁後、其の無抵抗運動が漸次所謂武裝的抵抗運動に轉化し、反英運動が全印度の民衆に擴大し、殊に西北境及びベシヤワル方面の回教徒の運動、就中所謂「赤襯衣」の蜂起を見るに及んで、ロシア諸新聞紙上の記事は漸次油が乗つて來たかの如くであつたが、依然沈黙して何等の論評をも加へなかつた。政府機關紙たるイズヴェスチヤの如きは、此の問題に關して論及したことはない。而してロシア諸新聞紙の記事を見るに、事件勃發以來各紙はタス倫敦通信員の詳細なる電報を日々掲載し、一般讀者に對し印度の反英運動は刻々進展し、更に反英運動より革命運動に轉化してゐるこの印象を與へて居るか、最近印度に於ける通信が嚴重なる檢閲を加へられ居るに鑑み、倫敦發タス通信の外にチエルムズ、カプー、スタンブール等からの通信をも掲載するやうになつた。次に其の二三の記事を摘譯して見やう。

一九三〇年五月二十日のイズヴェスチヤはラヴァンビンデイで、印度土着兵が示威運動者に對して發砲することを拒みたるが爲に、英國軍隊との間に衝突を生じ雙方の間に死者數十名を見たとの、同月十八日カプーの發電報を掲げ、六月二十二日のブラウダは「印度の英國官憲が隠蔽せる事實」と云ふ見出で、五月一日カルカッタのミルサプール公園で五萬人からの集會が開かれた際、二百人の土人

巡査は英國人將校の示威運動者に對する發砲命令を拒みたる爲、何れも拘禁投獄せられたので、右の事實を知つた二萬三千人の土人巡査は、同盟罷業して其の釋放を要求した。結局警察官憲に於ては右の要求を容るゝの已むなきに至り、遂に被拘禁者を釋放した事實がある。又同様な事件がバルキプツレに於ても發生したのである。其處では十四名より成る印度土着兵の一隊は、示威運動者に對する發砲を拒否したから、英國人の中尉は同隊の土着兵の隊長を射殺したので、十四名の土着兵は同中尉及他の英國人將校を射殺して逃走したとの十六日スタンブール發電報を掲載した。

然らば共產黨最高幹部はどんな態度をとつてゐたか。表面に現はれたところでは、共產黨第十六回大會の開催に先ち、莫斯科、レニングラード、ハリコフ、ニジノヅゴロド等各地に於て、共產黨地方會議が開催せられ、同會議にはそれぞれ黨の最高幹部が出席して、黨中央委員會の業績に關する報告を爲したが、何れも世界に於ける革命氣運の勃興、資本主義國の經濟的危機に付數千言を費したけれども、印度の革命運動に對しては何等實質に觸れた言説を爲してゐない。プハーリンに代り黨の外交方面を擔任して居るモロトフも、レニングラード地方共產黨會議に於て

「印度の革命運動は益々擴大しつつある。印度の經濟的危機は又内部に於ける杆格を更に尖鋭化せしめてゐる。印度の勞働運動は既に一九二八年及び一九二九年大工業の中心に於て、大規模に行は

れたが、同盟罷工に参加した、労働者数は一九二八年には五十萬七千人に達し、又一九二九年には五十三萬一千人に上った。而して農民大衆も亦革命運動に参加するに至った。

印度のブルジョアは革命運動を自己に都合良き方向に轉せしめんが爲に、あらゆる努力をしてゐる。ガンヂを首班とする印度のブルジョアの國民主義分子は、帝國主義よりも革命運動を恐るゝと公言し、之が爲に帝國主義者と結託し、労働者及び革命的農民に反對し居る。現在印度の革命勃興の最大なる根本的弱點の一つは、末だ共產黨の存在してゐないことである。印度に於ては共產黨は僅に組織に取り掛りたるに過ぎない」云々

と述べたに過ぎない。

又團體の表面に顯はれたる運動も何も見えない。唯一九三〇年六月十六日のイズヴェスチャ紙が、職業組合太平洋部書記局は全加盟者に宛て、印度に於ける英國官憲が、之に反抗する印度人労働者に加へたる流血的磨擦を抗議する旨を飛檄し、以て印度労働者及農民が現在開始せる争闘を繼續するやうに激勵し居ると報道してゐる。

斯くの如くロシアの新聞の論調及び共產黨幹部の態度が、表面頗る微温的なるは必ずしも、共產黨に於て之に興味を有しない爲ではない。共產黨としては印度の反英運動に對しては、支那革命運動及び印

度支那獨立運動と同じく、帝國主義打破の見地から多大の注意を拂つて居るのは、(一)第六回コンミンテルン大會の決定に見ても明である。印度の反亂は既に全民衆に瀰漫し、外部からの援助を俟たずとも夫自身にて可なり根拠ある運動となりつゝあるのと、此の間の消息はスターリンが、一九三〇年六月二十七日第十六回黨大會で行つた黨中央委員會の政治報告中、外政の項に於て印度、印度支那、アフリカ等の諸國の革命運動は、時々民族解放運動の争闘の形式をこるものなること疑なく、警官の暴壓、ガンヂ一派の自由主義的妥協者の支持の如きは、帝政露西亞時代に於ても發生したが、混亂以外に何等得る處なかつたものであるとし、又ロシアのボリシエヴィツクから、能く遮斷せられ居るもの支那、印度、印度支那に過ぐるものはないであらうと雖も、此種のあらゆる警戒線あるに拘らず、ボリシエヴィツクは發生し又發達するであらう。何となれば是等の地方はボリシエヴィツクに對し好都合なる條件存在するからである、ロシアのボリシエヴィツクの宣傳と何等の關係を有するものではないと述べたのに徴しても略看取できるであらう。(二)黨が目下の對英關係を顧念し、ソヴィエツト聯邦政府と英國政府との間に無用なる紛争を醸さざらしめんとする用心に出てゐるのと。(三)又最近ソヴィエツト聯邦の各國共產黨及び植民地革命運動に對する關係が、各國に於て異常なる注意を喚起し、動もすれば之が爲にソヴィエツト聯邦と各國との國際關係に、重大なる支障を及ぼさんとする虞ある等

の爲に、表面冷靜なる態度を持してゐるのであらう。さりながら如何にソヴェエツト聯邦に於て冷靜を装ふても、外國に於てソヴェエツト聯邦の行動を疑つて居るのは、佛國議會に於ける印度支那問題と同様、英國の議會に於て印度に對するソヴェエツト聯邦の策動、特に西北國境に對する莫斯科の魔手が屢々問題となり、同國の新開殊に保守黨新聞が亦之に呼應して、莫斯科の宣傳、西北國境に於ける赤襖衣の運動に討論評を加へ、赤襖衣がソヴェエツトの徽章を帯びてゐるを爲して輿論の喚起に努めたりしたので、ソヴェエツト聯邦が印度に對して、何等かの潜行的運動を試みつゝあるにあらずやとの問題が、漸く世界の注視する處となつた事實に見ても、容易に首肯し得るところである。

元來コンミンテルンの植民地及び半植民地に對する政策及び戰略に付ては、第六回コンミンテルン大會にて決定せられて居るが故に、今回の印度の革命運動に對しても、同様の方策に出づべき筈であるが、莫斯科が之に如何なる支援を與へてゐたかは十分明かでない。印度と直接關係を有するアブガニス、タンのロシア駐劄大使の言ふ所に依ると、印度の反英運動に就いて皆て莫斯科は金錢的援助を爲したり、宣傳員を送つたこともあるやうに聞いたことがあるが、今回の運動に對して何等の援助を爲してゐると思はれない。英國邊にては、西北國境の赤襖衣及び回教徒の運動等に對する、莫斯科の支援を問題にし居るが如くであるが、恐らく該運動はソヴェエツト聯邦とは、全く關係なき民族獨立運動であら

うとのことである。又諸種の情報を綜合して見ても、今回の印度の革命運動援助の爲、ソヴェエツト聯邦側が武器等を送付し居らないことは略事實であると思はれる。又金錢的援助を爲しつつありや否やは尙疑問であるが、ソヴェエツト中央委員會は、印度細胞が充分活動を爲し居らないとの理由の下に、金錢的援助を拒絶したとの情報もある。宣傳員は勿論若干派遣されてゐることであらうが、ソヴェエツト聯邦人よりも主として印度人及其他の本國民族を使用してゐることであらう。要するに大體に於て此の際積極的に行動すること云ふよりも、むしろ形勢の成行を注視する態度であつたやうだ。

第二章 サイモン委員會報告書

報告書の發表

反英運動漸次激化し來り、印度各地騷擾頻發の折柄、サア・ジョン・サイモンを首班とする印度法令調査委員會の報告書が、倫敦とシムラとで同時に發表された。報告書は二部より成り、第一卷は六月九日、第二卷は六月二十四日それぞれ發表されたのである。

第一卷は主として印度の地位を歴史的、人種的及び政治的に觀察した記述であつて、四百九頁に亘る大部のものである。全卷を七篇に分ち、まづ第一篇に於いては問題の概観と題して、各方面から印度の現状を叙すること百十頁に及んでゐる。第二篇は現行の統治組織を詳細説明し(八十頁)、更に第三編に於いて改正統治法の運用状況を述べ(七十三頁)、續いて第四篇に於いて現行の行政制度(七十頁)第五篇に於いて財政(四十六頁)、第六篇に於いて教育の發達(二十六頁)を説いてゐる。而して第七篇は印度の輿論に就いて一言して居る。が、殊に教養ある印度人の殆ど全部に亘つて、歐洲人との平等待遇を求める要求のあること、些少なりとも差別待遇の疑念ある事項に對しては強き反感を有すること等を認め、印度人の民族運動を輕視するのは非常な誤りであると言つてゐる。

第二卷は印度自治の新形式に關し、サイモン委員會が全員一致の決議を以てした勅告を收め、三百四十四頁に及んでゐる。委員會は此の報告書を起草するに當り、最近數月間に印度に起つた事件に依つては、毫も影響されては居らぬ、一般的永久的の觀察を下したのだと謂つてゐる。全部で十二篇に分れてゐるが其の重なる勅告を要約すれば、次の如くである。

一 新憲法は英領印度と藩王國との密接なる關係を維持し、且將來十分發展の餘地を存するやう制定せらるゝこと必要なり。

二 印度の政體は究局に於いて聯邦組織たならざるべからず。而して英領印度聯邦の要素に關して、現在の各州が自治制を布くに適當の地域と見ること困難なるが故に、印度政府は各州の境域を整理劃定する爲境域委員會を任命するを要す。又各州自治制の最大限度を規定し、兩頭政治則ち地方政府と中央政府との間に行政を分割するが如き制度を廢止し、各州それぞれ完全なる自治權を行使するを要す。尙緬甸は新政體より全然分離せしめ、印度總督に從屬せざる別種の知事の管理下に置くの要あり。而して印度と緬甸との統制は倫敦に於いて之を行ふべくデリーに於いて爲すべきにあらず。

三 印度各州議會は其の規模を擴大し、全人口の一割に對して選舉權を與ふること、同時に婦人選舉

權を實質的に擴大するを要す。

四 州知事は治安の維持、法律命令執行等の目的に關しては優越せる權力を賦與さるべく、各州は州知事の選定せる州内閣の統治を受くべし。

五 現在チーフコンミッショナアに依り統治せらるゝ西北國境地方には立法議會を設置するも行政權はチーフコンミッショナアに屬せしむ。

六 現在の印度立法議會 (the Legislative Assembly) を改造し聯邦議會 (Federal Assembly) の名稱の下に新組織を設け、議員は主として州議會より比例代表制に依り選舉するものとすべし。

七 印度參議院 (the Council of State) は現在の儘存置す、而して印度聯邦議會及び參議院の立法及び財政的權限も現在の通とす、但し聯邦議會は中央政府に依つて現に徵收され居るが如き間接税に付投票するの權限を新に賦與せらるべし。

八 中央政府委員は印度總督直屬の行政委員を以て之に充つ、從つて中央政府委員會は印度總督が之を任命すべく、印度事務大臣は之を任命せざるものとすべし。

九 印度總督は單に一切の形式的儀式的問題に關して英國皇帝の代表たるのみならず、中央政府の實際的首腦にして且積極的首腦として其の地位に在ることを要す。

十 英國議會は印度問題に關する將來の決議事項に關し責任を有するものとすべし。

十一 現在に於いて中央及び各州の政治組織の變更に、付其の範圍程度の如何を規定することは不可能事に屬す、又印度行政委員會は英國内閣が英國議會に對して責任を有すると同じ意味にて、印度議會に對し責任を有することを得ず、且各州が自ら單一自治政體を樹立するまで中央政府の究局的形式を確定することは不可能なり。

十二、印度が自治政府への道程を歩む時期の間、西北の門戸は十分に之を防護せざるべからず、從つて印度の軍隊は此の任に堪ふる程度に強力なるを要す、此の目的の下に今後數年間印度聯隊に英國兵及び英國將官を勤務せしむることは絶對必要と認む。

十三 印度總督及び各州知事は廣大にして且十分なる權限を賦與せられざるべからず、殊に少數民族保護の爲に公平なる權力の行使を必要とし、又高等法院は是非中央政府の權限内に置かざるべからず。

尙全印度聯邦の組織に着手するに際し、先づ英領印度及び藩王國を形成する各州間の商議機關として、大印度會議(The Council for Greater India)の創設を提議してゐる。而して最後に英國が印度の進歩に貢獻せる所多きを力説し、又印度の民族的要望に同情を表してゐる。(附録第二参照)

報告書に對する世評

サイモン委員会報告書の第一巻が發表されると、ボンベイ方面では純然たる政府機關紙並に一部の回教徒を除くの外は、概して攻撃反對の態度に出た。親英協調派と目されてゐる自由黨では、印度根本問題に關するサイモン委員会の意見は、從來英人の繰返して居る。スローガンを羅列したのみで何等の新味もないものだ。此等の前提から推せば、次に發表さるべき勸告も、印度の國民的要望を満足せしむべきものでないことは、想像に難くないが是れ却つて時局を紛糾せしむるのみであらう、と謂つてゐる。デーリー・メールは、印度問題に關しては所謂漸進主義を排撃し、サイモン委員会が相變らず、印度が自治を得るに今後五十年乃至百年を要すると言ふやうな謬想を抱くに於いては、彼等は現實の印度問題を理解せざるの甚しきものである、と警告した。クロニクル其の他の國民議會派に同情を有する新聞は、辛辣な筆法を以て、サイモン報告は印度を侮辱したものである。英國の三政黨の合致したと云ふサイモン委員会の意見が、今尙印度を擯取の目的として居ることを攻撃し、既に往年サイモンを排斥した印度は、當然此の報告を無視することが必要だ。若し英國にして眞に時局を解決せんと欲するならば、ガンヂと交渉し獨立の實質を含む憲法改正に付いて會議を開くより外に途は無いと主張した。

更に第二卷に對しては一層の批難を受け、各新聞、政黨、實業家側から一齊に攻撃された。ボンベイ・タイムスは、此の報告が更に時局を悪化する虞あるを憂ひ、現在の印度國民を満足せしむるには、國防外交藩王國等に關し適當の留保を設けた上、自治を與ふる以外に途なかるべきを認めた後、委員會の報告は單なる參考に止まり、眞の憲法起草は四卓會議のメムバに依つて爲さるべきものである點を力説し、此の際政府は至急同會議の題目を聲明し民心を緩和すべきことを慫慂し、デーリー・メールは、聯邦自治と稱するけれども總督並に知事が廣汎なる權力を有する限り、右は單に官僚軍閥に都合良く案出せられた力に過ぎないとて、印度の國民的要望を蹂躪した點を非難し、クロニクルは「言語道斷な文書」と題して、責任政府の設置を認めず又陸軍を總督の直轄に置かんとするのは、結局印度を搾取せんとする意思を露骨に現したものであるとし、更に英國が印度の文化誘導に多大の貢獻を爲したとする點を強く斥け、一世紀以上に亘り印度を領有する英國が、斯の如く計畫的に印度に侮辱を與へて居るのは何よりの反證であると論じ、英國の有識者が斯の如き心理状態にある限り兩國間の軋轢は永遠に止まないであらうと結んだ。

ニューデリー方面では第一卷に對しては、悲觀反對の空氣が濃厚であつたが、第二卷に對しては多少趣の異つたところが見える。即ち印度・タイムス及び・ス・ター・ツマン等は、委員會の報告を最も進歩的の

あるとし、今や印度の政治的進歩は、英國の讓歩の多少に依るのではなく、印度自身の努力如何に依るものと論じ、自由黨系のベンガリーも亦同様な賞讃的論説を掲げた。國民議會派の新聞は勿論絶對反對で、アドバン스는此の報告を以て印度の國民感情を無視した偏見の所産であるとし、アムリツ・ア・バザー、パトリカも揶揄的態度で報告を説明してゐる。概して少數民族、即ち回教徒、英印混血人、英人等はサイモン報告を支持し、例へば單數委議式に依る少數代表主義の選舉法や知事の少數民族保護上の特殊權限等の如き報告を最も歡迎してゐた。

印度政府の意見書

サイモン報告書が公表されると同時に印度政府は改革局を新設し、内務長官ヘーグを局長に任命して専らサイモン報告書の研究に當らしめ、又政府大臣は屢次總督官邸に會合して印度統治法改正問題に關する詳細な討議を繼續したのである。又總督は七月のシムラ議會に於いて聲明せる如く多數の立法議會議員、藩王國代表、地主代表等と會見して彼等の意見を徴し、傍ら各地方政府をしてサイモン報告書に關する意見書を提出せしむる等、印度政府の意見書作成の資料を蒐集してゐたのであるが、遂に九月二十日印度政府は左のやうな意見書を英本國に提出した。

一 基礎的 概念

印度人一般の要求は自治政府及び自治領の地位を獲得することに在る。又少數教徒及び少數種族の社會に於ける希望も、大體之を一致して居る。従つて新統治法は出來得る限り此の要求を満足せしむることを以て目的としなければならぬ。印度政府は斯かる目的の達成の爲にはサイモン委員會の提議してゐる聯邦組織案を採擇するを適當と認めるが、但し其の實現には相當の期間を要するものと考へてゐる。

二 地 方

地方に關してはサイモン委員會の提案に殆ど異議ないが、地方議會の議員數及び婦人選舉權問題は選舉委員會に一任すべきものと思ふ。第二院設置の可否は各地方政府の意見に従ひベンゴール省、合併州及びパール・オリッサ州には之を設け、他の諸省州には之を設置せざるを適當とする。教徒及び種族別に依る分離選舉制は少數教徒が其の廢棄を希望せざる限り之を持續する外なきも、新統治法には之が廢止に關する規程を設け置く必要ありと思ふ。此の選舉に關し地方別に特に注意を要する認むるものが二ある。其一はベンゴール省である。同省の一般選舉區に就いては人口比例に依り代表數を決するを至當とするけれども、特定選舉區に於ける非同教徒代表の數に關しては、選舉民の富力及び教育の程度並に地位の高下をも考慮して適宜斟酌するを要する。又同省及びパンジャブ州の同教徒代

表に關するサイモン委員會の提議が同教徒の不滿を惹起したが、其の理由は相當根據あるやうに認められるから、此の點に關して更に考慮する必要がある。其の二はパンジャブ州である。パンジャブ州政府はパンジャブ議會の全議席の四十九パーセントを同教徒議員に與ふべしとの精細な報告を提出してゐるが、それは重要な參考資料たるを失はない。尙地方知事の權限は新統治法中に明記する必要があるべく、奥部諸地域に就いては財政上其の他の理由から見ても現狀維持を可とする。

地方と中央との財政關係に關するレイトン氏の提案は主義上之を承認し得るけれども、餘りに假定的で、現下の經濟的實情と地方的事情の異同とを看過した嫌があつて、更に慎重なる攻究を要する。地方資金設置の提案は或る程度の修正を加へて聯邦組織に適用することが出來ると思ふ。

三 西 北 邊 境 州

西北邊境州に關するサイモン委員會の提案は、大局上適切なるものと認むるが、同地方に於ける現下の政情に徴し圓卓會議に於いて十分考究の上決定せられるやうにしたい。

四 緬 甸

緬甸の分離は財政其他に關し適當の方策を講じた上、即時之を實行すべきものである。緬甸憲法制定の爲には委員會を設けて印度人の意見をも參酌する必要がある。又印度緬甸間の財政的協定に就

いては、英國樞密院の委員会の決定を俟つがよからうと思ふ。

五 中央行政部

サイモン委員会は政府の議會に對する責任關係は現状の儘とし、且政府大臣の任命を總督の權限事項とし其の大臣中の數名を民選議員中から選ぶのが望ましい事だと暗示して居るが、同時に議會の擴張と官選議員數の縮減とを提案してゐるのである。然しながら民選議員を大臣に任命するときは政府は民意の影響を受け、議會に關する無責任關係は事實上に於いて或る程度迄覆されることとなり、從つて他面に於いて印度事務大臣に對する責任を遂行し得ざる場合を生ずるであらう。斯うなつてはサイモン委員會の主張するやうな中央政府の安固を維持することは出来ない。故に中央に於ける政府と議會との關係を調和し、現在の過渡的時期に於いて最も必要な英印協同の實を全うする爲には、印度政府の一定の範圍内に於ける自由政府を認め、議員中より任命された大臣には議會の意思を基礎として政策を遂行せしめると同時に、他面英本國議會が印度政府に干渉し得る事項（軍事、外交、國內秩序の維持等）の範圍を憲法上明瞭に規定すべきものと思ふ。

六 中央議會

前記の如く政府と議會との調和を図るには、中央議會の議員數を二百名（サイモン委員會は二百八

十名）限度に止め、地方別選舉に依る議員百五十名と特殊利益代表十二名の外に官選議員約三十八名を置くを可とする。

聯邦議會の終極的制度としては、主義上直接選舉を適當と認める（サイモン委員會は間接制度を提案してゐる）が、過渡期に於ける制度としては或は直接選舉と間接選舉とを併用する方が更に適切であらうと思ふ。

七 國防

印度軍をイムベリヤルアーミーと爲さんとするサイモン委員會の提案を排し、現状通り印度政府の支配下に置き、印度人の自國の國防に對する責任觀念を養成し得る組織を適當と信ずる。然しながら圓卓會議に於ける印度代表がサイモン委員會の意見を採用せんことを希望する場合には、印度政府としても之が再考を容む譯ではない。

軍隊問題に關する委員會の設置及び一定額の軍事費を印度の國庫より負擔すべしとの提案竝に國防に關する文官大臣を任命すべしとの提案には賛成するけれども、印度軍總司令官は軍事問題の討議に當つて、依然他の大臣と同一の資格で政府の長官會議に列席せしむることを至當とする。尙出來得る限り軍隊の印度人化に關する印度人の希望を満足せしむる方法を講ずる必要がある。

八 財 政

英本國議會は印度の國防に干與し居る限り、國防資金を作り又は國防に關聯する債務に對する責任を負担しなければならない。又財政上の責任を民選議員中から任命された大臣に移譲するに先ち、聯邦準備銀行を設置し英蘭銀行と提携せしめ財政機能の中樞たらしむべきものと思ふ。

九 商 業

關稅政策は印度政府に依る國庫收入上の必要と印度の國際關係及び英帝國內諸國間の特殊關係等に關する英本國政府の對外的權限とに依る束縛を除きては、之を印度議會の自由に決定し得る所とすべきである。

又英帝國民は印度に於いて各種の職業に従事し得ること並に英帝國民及び英帝國品は公平なる待遇を受け得ることを確認して置く必要がある。

一〇、藩王國との關係

聯邦組織を印度統治法の終極目的と爲すに異論なきことは前述の通りであるが、英領印度の目的の爲にする英領印度議會は過渡的施設として尙存置の必要がある。然しながら英領印度と藩王國との財政經濟的利益を調和し其の協同を増進するが爲には、圓卓會議に於いて兩者代表間に將來に於ける財

政經濟關係に就いての原則的協定を遂げしむるか、又は本問題を特定の審議會に附託することを決意せしむるかの必要があらう。

一一 英 本 國 政 府

印度事務大臣の權限範圍がサイモン委員會の報告中に明記してないのは遺憾である。新統治法に於いては印度政府に對する英皇帝の權能は總督が直接之を行使し、印度政府は一政府として完全な一體を爲し、國內事項に就ては束縛なく自發的に行動し得る様規定し、印度政府が單に印度事務大臣の代理たるに過ぎざるが如き觀なからしむる必要がある。

此の意見書は十一月十三日になつて英印兩地で同時に公表された。圓卓會議に出席する印度代表の出發前に之を發表して、激烈な反對氣勢を印度内に惹起するはならば、印度代表の立場を甚だしく困難ならしめ、輿論を憚つて出發を躊躇する者を生じかねない形勢であつたので、印度代表が倫敦に出揃つた頃之を配布して討議の資料たらしめると共に英印兩地で公表することとなつたのである。此の印度政府の意見書が公表された際は、既に圓卓會議の開催中であつて國內の注意が其の方に集中されてゐた爲であらう、サイモン報告書發表の際の如き大なる反響なく、新聞紙も簡單な批判を加へたに過ぎなかつたが、一般に反對の氣運が濃厚であつた。

まづ反政府系の方では、ヒンドス・タンタイムスが、政府の提案は時代錯誤の甚しきもので、若し政府が斯の如き提案を以て、印度の反英抗爭氣分を幾分なりとも緩和せんと企てたとするならば、是れ甚しき誤謬である。然しながら政府を信用してゐた穩健論者の妄想を醒ます爲であるとするれば、それは確に成功だと云へると論じて居り、ツリビューンは自治政府を根本的に否定した組織を提唱しながら、尙且尤もらしく自由主義を高唱し居るのは滑稽至極なりと爲し、政府の斯かる態度は多數印度人が圓卓會議をボイコットせることの當然であつたことを裏書するものだと評し、又マドラス省のアンドラバトリカは政府の態度を以て、印度の自由は結局印度人自らの苦闘に依つて得るの外なしと爲す吾人の信念を、益深からしむるものであると論じた。

次に政府系と目すべき新聞では、ステーツマンが意見書中に何等自治政府及び自治領の地位に關する現實的提案がないこと、並に圓卓會議に於いては今や聯邦案の具體化に關して討究を爲し居るに拘らず、印度政府が未だ該案を實際政策として考慮すべき時期にあらずと悲觀論を爲し居るのを論駁し、印度タイムスは意見書發表の時期餘りに遅く、一般も圓卓會議代表も十分に之を討究する暇のなかつたのを頗る遺憾とし、又原則的に進歩主義を標榜しつつ實際政策に關して大なる躊躇を示したのは印度の輿論を激昂せしむる所以だと論じた。唯バイオニアのみは極力政府の辯護に努め、一般の批

判は聯邦組織に對する政府の態度及び中央行政部に關する提案等個々の問題に向けられてゐるが、是れ政府の眞意を解せざるもので英領印度の政情を鞏固安定のものたらしむると、即ち聯邦案實現を容易にする所以であるとする政府の見解を汲み取らねばならぬと論じ、レディング卿の圓卓會議に於ける態度が最近軟化したのも、責任ある印度政府の自由主義提案に影響せられたのであると述べてゐる。

尙同教徒の機關雜誌マスリム・アウトルックはバンジャラ州西北邊境州及びシンドの諸地方に關する提案は、いづれも同教徒を満足せしむる能はずとし、若し地方知事の特権が少數教徒社會を保護する唯一の政策であるとするならば、吾人は寧ろ斯かる保護を全然撤廢せられことを希望すると述べ、又バンジャラ州のシーク族は彼等の政治上に於ける重要地位を認めざる政府案を採用するならば、バンジャラ州の平和は到底維持し能はざるが故に、少くも同州議會に於いて三三パーセントの代表數を認むるを要する旨の電報をマクドナルド首相に送つた。其の他一般に圓卓會議以來印度人の自治領の地位要求は益熾烈になつた傾向があるので、前掲の如き反動的提案は各方面から一齊に反駁を受けたのである。西印度國民自由協會の如きも、政府が國民の最少限度の要求すら認めてゐないことを指摘し、斯かる政府の態度は國內の過激派を一層跳梁せしむるものであると決議公表したのである。

緬甸の分離問題

サイモン報告書の内容に就いて特に説くべきは緬甸の分離問題である。此の問題を論ずる前にまづ緬甸の概観を説く必要がある。サイモン委員会の報告に依れば、緬甸は南北の最長距離一千三百哩東西の最長距離七百哩で、總面積二十三萬方哩に及ぶ。人口は一千三百餘萬、一九二一年の國勢調査の結果では、人口密度は一方哩に付五十七人であつた。英領印度の二百二十六人、英蘭及びウエールズの六百四十九人、蘇蘭の百六十一人に比すると雲泥の相違である。

緬甸民族は、印度民族とは全然異つた民族で、其の祖先を異にし歴史を異にして居る。宗教、言語、社會制度、風俗習慣及び衣服等悉く異り、又人世觀も大に異つて居る。印度を経て一度緬甸に入るときは、直に其の相違の顯著なるのを、看取することが出来る。

蘭貢はコスモポリタンな貿易港であるから、印度人が多く居住し、其の數緬甸人の數を超過して居るが、足一步蘭貢外に出ると直に緬甸が如何に印度と差異あるかが明瞭となる。緬甸の人口の内印度人は約九十萬、即ち全人口の七%にすら達して居らぬ。而して此の印度人の人口の三分の二は男であつて、多數の印度人は緬甸の婦人と結婚する。而して此の間に生れた子供は自然と緬甸人として成育され、緬甸人の衣服、風俗、習慣を採用する。同教徒の場合は此程でもないけれども、此等の後裔は印度人たることを欲するよりは、遙に緬甸人たらんことを望むで居る。

印度人が緬甸人に取つて代るであらうと謂ふ叫びが屢唱へられるが、之は主として蘭貢に上陸する印度人が相當多數に上り、此等が都會地に群集居住するに至つたことから、緬甸人に依つて叫び出されたものに外ならない。

緬甸の主要港に於ける印度移民の出入統計を見るに、入國數は常に出國數に超過して居るが、之は印度人の緬甸侵略と見るよりは、緬甸の經濟的發展の一表徴と見るべきである。印度人移民が緬甸に滞留するとしても、彼等は緬甸人の社會に吸收されるに定まつて居る。印度人が緬甸に滞留すると歸國するこの如何に拘はらず、印度人は屢緬甸の經濟生活上の一の役割、其れは緬甸人自身が爲すことを欲せざるものを爲すのである。例へば體力勞働の如き之れである。緬甸人は安價な賃銀を以て骨の折れる仕事を爲るのを好まない。

緬甸民族の特長は人種、言語、教育、宗教及び經濟等が統一的な點に在る。殆ど總べてが佛教徒であるから（一千一百萬）印度教に依つて作られた姓階或は習慣の如きものを認めない。緬甸の婦人は印度に於て見るべからざる自由及び獨立の地位を有して居る。

一九二一年の國勢調査に依れば、文字あるものが男に在つては五十一%に達して居る。是れは主として佛教寺院の教育に負ふものだ。女子は一・二%であるが、之れを印度に比較するときは五倍も

高い勘定である。但し中等及び高等の教育は印度に比し著しく遜色がある。階級間の敵視は殆ど絶無であつて、古來から王家を除いた以外には貴族階級なるものはなかつた。極貧極富と云ふものも印度の他州に比べると割合に目立たない。普通の生活標準も印度よりも僅かに高い。緬甸人は緬甸人たることを誇るが、人種的偏見は強烈ではない。

寛容は佛教の主たる教理である。而して緬甸人は概して頑迷或は熱狂的でない。但し重大犯罪は恐るべき程に頻繁に犯されて居る。竊盜犯の率は印度の他州の約三倍半、殺人犯は一九二六年に八六七件、一九二七年に八二七件であつた。警察當局は犯罪の原因を概して自制心の缺如に歸して居る。

緬甸の東方國境は峻嶒を極め、大部隊の通過は殆ど不可能である。印度の北西國境の防備が常に印度政府の憂患を爲し、多大の國帑を費さざるを得ざることは同日の談でない。従つて緬甸の東方國境の防備は地方政府に委ねられ居る位安全である。

緬甸警察兵は士官四十名卒一萬より成り、軍隊的に組織され、緬甸の警察力の一部を成して居る。平常は國內の秩序の維持上、普通警察に對し武裝せる豫備隊を構成すると同時に、主としてシャンステー、ト及び他の山地に於ける緬甸人以外の他民族間の平和の維持及び國境防衛を主たる任務として居る。

警察兵維持の經費は大部分を印度中央政府から支給されて居る、而して此の警察兵は主として印度に於ける争鬭的種族及び緬甸人以外の山地住民中より、徵募されて居る。警察兵以外には、平常は歩兵二個大隊、工兵二個中隊のみが駐屯して居るに過ぎない。是れ緬甸には海路から容易に援軍を送られ得る便宜があるからであつて、若し印度に有力な軍隊が駐屯せずとすれば、緬甸に現在よりも遙に多數の駐兵を要することとなるのは勿論である。而して緬甸に駐屯して居る軍隊は、英國兵及び印度兵である。最近印度軍事費豫算が非常に緊縮せられたる結果、印度政府をして、過去に於て屢試みられた緬甸人を徵募する計畫を、繼續することを欲せざらしむるに至つた。緬甸人は印度の争鬭種族に比し、規律に服従する念薄く、又緬甸人に依り組織され居る軍隊は、現在に於ては印度人軍隊よりも費用を要することが多い。又緬甸人を警察兵に採用することも亦、非常に困難となつて居る。然しながら緬甸の輿論は熱心に斯る試みの繼續せられんことを希望して居るから、若し緬甸が緬甸の軍事費豫算に責任を負ふに於ては、此の試みを繼續するものと思れる。

今日まで緬甸人は大規模の商業及び工業を、外國人の手に委して満足して居つた。蘭貢、即ち輸出入の量に於てはカルカッタ及びボンベイの次に位する印度屈指の大貿易港に於ける、男子の人口の三

分の二は印度人である。蘭貢の主たる輸出品は米、石油、ナーク及び獸皮で、此の町で富める商人は歐洲人印度人、支那人で緬甸人ではない。

蘭貢以外の都會中で十萬以上の人口を有するものは、唯マングレーあるのみである。マングレーは明に緬甸人の都である。然れども其の工業は悉く村落工業の範を出でない。

緬甸は猶ほ幼稚な國で、而かも偉大なる天然資源に恵まれて居る。緬甸の總面積の五分の三は森林である。而して更に一萬七千方哩の地域は、今猶ほ統治圏外に取り残されて居るのである。

緬甸ではイラワジ河其の他の河川は、自然の交通の大道を爲して居るが、鐵道も約二千哩に垂んとし、又鋪裝道路は同じく二千哩に達せむとして居る。緬甸の諸港は近年目醒しき發達を遂げ、今後益發達の道前途に立て居る。

緬甸に於ける未開の領域は廣大である。極北部には統治の全然及ばざる蠻人地帯がある。近年同地に於ける奴隸解放の目的を以て遠征隊が派遣された位である。緬甸の未開領域の内、廣袤最も大で且つ住民が種族的に概して單一なる地方は、所謂シャン・ステートである。シャン・ステートは英領印度の一部分である。然しながら此等の國々は、世襲の酋長に依つて統治されて居る。此等の酋長に對しては廣狹種々の等差はあるが、刑事、民事の裁判權及び收稅權が容認賦與されて居る。緬甸に於

ける未開領域は、全體で八萬八千方哩に及んで居るが、シャン・ステートは此の内五萬四千方哩を占め、此の外に未統治の地域一萬七千方哩がある。斯程に廣いシャン・ステートの住民の數は、僅に五十萬に過ぎないし、又爾餘の未開領域及び未統治領域に於ける住民の數は僅々五十萬に過ぎない。

シャン・ステートには、緬甸州知事に代つてその施政を監督する爲に、コムミツシヨナーが駐派されて居る。此等のシャン・ステートは近年聯邦組織となり、聯邦は之を構成する各邦から、一定の收入を徴し、之を以て公共の費用に充てて居る。聯邦は緬甸政府に對し年二十五萬留比を貢納し、他而同政府から年六十五萬留比の補助金を下附されて居る。聯邦は聯邦會議を有し、英國委員議長となり各酋長列席し、聯邦豫算を議し又緬甸に施行せられ居る法律を各邦に延長すべき可否に關し進言を爲すのである。

シャン聯邦以外では、シャン人、チン人及びカチン人が分住して居る所があるが、此の内の一つのみが自足的な地域を結成して居るに過ぎないで、爾餘は其の居住地の副委員が夫々此等を統治して居る。

此等の未開地域の統治には、統治者がその地方に對する特殊の智識と永年の經驗を有することの必要なることが認められる。別に國境地方の統治には統治官が當る。現今國境地方統治官の數は約五十

名に及んで居る。

印度法令調査委員は數名のシャン・ステートの酋長等と會談したが、彼等は孰れも現行の統治組織に満足の意を表して居つた。

未開或は未統治地域居住諸族は、緬甸の本土に適するような代議制度に參與するには悉く不適當である。彼等は教育が甚しく遅れ、又緬甸人と事を共にするを欲しないし、緬甸人も亦毫も此等諸族の利益を念として居ない。

抑も緬甸は唯偶然に印度總督の管下に入つたのであつて、前述の如く印度民族とは人種上言語上截然と異つた民族である。元來現行印度統治法が緬甸に施行せらるるに至つたのは一九二三年である。當時印度各州には、既に以前から、統治法が施行せられてのに、緬甸には未だ施行されず、若し又施行せらるるとしても印度各州に實施中のものよりは遙に局限せられたものであらうとの懸念から、緬甸人が非常に不満を表するに至つたので、一九二一年サア・フレデリック・ホワイトを委員長とする特別委員が緬甸に來つて調査を行ひ、該委員會の報告が大體に於て承認せられた結果、一九二三年遂に緬甸は知事の統治する一州となり、印度統治法の實施を見るに至つたのである。然しながら此の事實を以て直に、緬甸が印度と共に運命を共にすべく決定したものと推定することは出来ない。

印度統治法が施行されることとなつた結果、緬甸は此の點に於て印度の他の各州と比肩することとなつたが、緬甸が印度の他の各州と根本的に相異なる事實は、依然として存在して居る。緬甸民族は海洋と山脈と叢林とに依つて、地理上全く印度と遮斷された國土に居住して居り、其の國境は事實上不可踰の峭壁を爲し唯海路に依つてのみ交通することが出来る。蘭貢はカルカッタを距る七百哩、マドラスを距ること一千哩の遠方に在る。緬甸が印度と共に單一なる政府の統治の下に在ることは、單純に偶然の出來事に過ぎない。

英國の印度統治以前の印度の統治者は、未だ嘗て緬甸を統治したことがなかつた。古來（西曆一〇四四年アナウラタ・バガン王朝を創立した時）から、緬甸と印度との海路に依る交通は、十九世紀に至るまでは、微々謂ふに足らなかつたのである。現在緬甸が印度總督の治下に在るのは、單純に統治上の便宜の爲の理由に出づるのみである。

サイモン委員會の分離勸告

斯くの如く、緬甸が印度總督の治下に在るのは、統治上便宜であることの偶然の事由に出でたのであつて、緬甸は印度に編入されて居る爲、政治上甚だしく不利益の地位に立つを餘儀なくされるのである。印度の中央立法議會に於ける議席百四十五に對し、緬甸は僅に四個の議席を、又印度上院では僅に二

個の議席を與へられてゐるに過ぎない。而して此等の議院は主として、緬甸の利益と殆んど全く無關係な事項のみを議し、緬甸の利益は措て顧みられないのみならず、又緬甸としては之を奈何とも爲し難いのである。故に緬甸が之に参加する意義は極めて微弱であつて、緬甸人にして同議會に於て緬甸を代表せむことを願ふものは殆どない。加之印度立法議會に於ける多數、即ち印度人が是認し來つた經濟關稅政策、例へば獸皮輸出稅の賦課乃至鋼材輸入稅の加重の如き、印度の産業保護を目的とする政策が、緬甸の經濟的利益と背反し、而して此の政治的及び經濟的不利益が、逐年擴大の傾向あるに目醒め、緬甸人間に、近年緬甸を印度より分離せしめざるべからずとの思想が擡頭したのである。此の願望は最近最も熾烈となり、緬甸人の憲政改革に關する他の願望の何物にも超越して居り、緬甸立法議會は緬甸を印度より分離すべしとの動議を滿場一致可決したこともある。緬甸人は緬甸を印度帝國內に包括せる理由、即ち統治上の便宜なるものは、印度政府が單純に英國議會に對してのみ責に任する獨裁政府たる限りに於ては之を諒することが出来るけれども、英國政府は嚮に漸進的に印度に責任政治を樹立すべしとの意志を表明したが、印度人が自治する印度政府の治下に、永久に隸屬せしめらるるが如きは、緬甸人の何人も願はざる所である。要するに、印度に於て責任政治の樹立を目標として考案せられた中央集權的制度の下に於ては、其の制度の如何を問はず、緬甸が満足とする所の

地位を憲法上與へらるることは至難であるから、緬甸は之を印度より分離するに如かない。緬甸を印度より分離すれば、緬甸の貧弱な人口及び財政を以てしては、國防を益危からしめ財政を愈々困難ならしむるが故に、分離を爲すべからずと説く者があるけれども、緬甸は國防に關しては、一朝事ある場合は直に印度駐屯軍隊及び全英帝國に援助を求め得る權利もあり、緬甸は此の場合その費用を負擔すべき旨の諒解が成立して居るし、又英國政府の特命に基き、印度及び緬甸の財政狀態を精査せるレポートンは分離後緬甸の財政は何等懸念なく、將來諸般の發展を圖るに必要な餘剰を、今日よりもより多額に剩し得るであらう、と言つてゐる。今日分離を延期することは、實に緬甸人の反感を挑發しその印度の一部としての緬甸に與へらるることあるべき如何なる新制度も實施せしめられざるべく、又印度の憲政が將來擴張さるれば、さるる程緬甸の不利益は擴大すると同時に、分離に伴ふ諸般の難問題の解決は愈々困難となるであらう。即ちサイモン委員會は分離を爲すには、今日を措て他に時期がないから急速に之を宣言し決行しなければならぬと言つてゐるのである。

委員會の勸告の要綱は次のやうなものである。

一 緬甸を遑遑なく印度より分離すべし。

右は遑遑なく公式に之を宣言すべし。

二 緬甸に對する印度總督の責任を解除し、印度總督に隸屬せず英國政府に直屬する知事をして緬甸を統治せしむべし。

三 將來印度に新なる印度統治法が實施せらるる時同時に、緬甸にも新なる憲法を賦與すべし。

四 新憲法制度の爲現行憲法の施行に參與し治績を熟知せるものを委員に任命し、之れが調査立案に當らしむべし。

五 緬甸の分離問題未だ定まらず、當該當局より何等提案なかりし爲サイモン委員会に於ては、新憲法の立案を爲し能はざりし次第なるが、新憲法は左記大綱を體し之に準據し制定せらるべきものなりと思ふ。

イ 緬甸は英國の援助を必要とす、之を拒くるが如きは未だ其の時機にあらず、英國の援助を拒くるは單に緬甸を災禍に誘導するに終るべし。

ロ 印度より分離し、獨自一體となるべき緬甸に對して與へらるべき新憲法は、將來印度各州に與へらるべきもの、或は印度各州に與へらるべきものと、印度中央政府に與へらるべきものとを混合せるものたるを要せず別個のものたるを要す。而して現在緬甸に與へある所の権能の縮小は、想像し得べからざるが故に、分離後の緬甸に與へらるべき新憲法は、印度に與へらるべき憲法と同様、より完全なる自治に到達すべき道程の上に在るものたるを要すべし。

(註)現在緬甸に與へられ居れる自治の程度を如何なる程度迄進めむとするや之にては茫漠にして捕捉し難し。

ハ 緬甸に於ける憲政の最終的擴張は將來の治績に徴し決すべし。

(註)之は所謂ドミニオン、ステータスか意味すべきか、單に將來の治績に徴すべしと稱し、何日之を賦與するやは明示なし。

ニ 全體としての印度より離れ、獨自の一體を爲すべき過渡期中に在る緬甸に對し、現在印度中央政府が負へるが如き、全部の責任を委附すること不可能なるが故に、或種の政務は之を移譲せず、依然留保することすべし。

(註)或種の政務の何なりやは明示なし。

ホ 官吏の任用に關しては、現に印度に於て行はれ居るが如き、英印人を一定の比率を以て採用するが如き制度は之を緬甸に適すべからず、官吏の所謂緬甸化は實績に徴し決すべし。

ヘ 新憲法の施行區域は現行行政區域上の緬甸に限り、未開地域は除外すべし、未開地域は現在の通り州知事の直轄地と爲し置くべし。

ト 新憲法は其の條章を以て緬甸に居住しつゝある印度人の保護を保障すべし。

(註)印度人移民の無制限流入の阻止乃至は制限方に關しては何等言及し居らず。

チ 印度人労働者の緬甸に取り重宝にして緬甸米が印度に取り、又印度炭及びガンニ一の、緬甸に取り何れも重要なものに顯み、印緬双方に取り有利なると同時に、對外條約に於ける最惠國條款を侵害することなき特別條約を印緬兩國間に締結すべし。

サイモン委員会は斯くの如く急速に緬甸を印度より引離し、更に之を永く固く英國の掌中に握握し置かんとしてゐる。英國の緬甸に對する執着の念極めて強固なる所以は、畢竟緬甸が廣大にして而も未開なる天然資源を擁有し、將來之が開發の利益測るべからざるものあるに加へ、住民の大多數は未だ政治的に蒙昧にして、自治或は自決に關し殆ど無關心であつて、政治的に目醒めたものは、所謂九中の一毛に異ならない。而もガンヂの如く一世の輿望を負ひ大衆を率ゐるもの一人も未だ現はれて居らない。英國側からすれば統治の容易なることは印度に比すべくもない。縱令將來緬甸人が政治的に大に覺醒し民族自決を求め反抗し來るとしても、一千數百萬に過ぎざる少數であつて、而も分離後に於いては三億の印度人の後援を有せざるべく、孤立無援なる彼等は鎧袖一觸にも足らないであらうから、今日印度の事態未だ定まらず、緬甸が政治的に昏睡中に在る秋に乘じ、逸早く緬甸を印度より

完全に分離し、印度の革命的政治思潮の波及を遮断し、此の大なる寶庫を、永久に安穩に堅實に掌握し置くことが、英國の利益の爲緊切且機宜なりと認めたのに因るものであらうと思ふ。

分離勧告に對する新聞の論調

サイモン委員会の勧告に對する新聞の論調を見ると、御用紙たる蘭貢ガゼット及び蘭貢タイムス其の他英國系新聞は、舉つて分離の承認を以て緬甸に取り一大福音なるかの如く極力吹聴し、又完全なる自治に到達するには隱忍自重し漸進しなければならぬとして、其の他の勧告を概して穩健妥當であるとして居るが、印度人新聞は緬甸の分離要求が圓卓會議或は英國議會の決定をも俟たず、タワイもなく極めて迅速に承認せられ急速に宣布することを慫慂せられて居るのは、熟慮慎重事を苟もせざる英國人としては、甚だ不似合なことである、恐らく今日を措いては分離の機會なしと看取したが爲であらう。緬甸人は分離を歡ぶであらうが、憲法は未だ決定されないものである。是れ緬甸の最大危機だ。緬甸の分離論者は今漸く此の危險に目醒めたであらう。緬甸は未來永劫自治適任者として認められないであらう。即ち緬甸は自治の影を追ふて孤軍奮闘するより外はあるまい。而して吾等印度人は敢て之を妨げるものではないと皮肉つて居る。

他方緬甸人新聞は、緬甸の熱望した分離が承認されたのは歡喜に堪へないが、「今直に緬甸に完全な

責任政治を賦與することは困難であると勧告せられて居るのは不満足に耐えない所だ。斯かる反動的勧告が及ぼすべき影響は、有害且つ危險を極むるものであるから、吾人は同胞が速に起つて此の禍根を絶滅すべく、臨機の措置を執らむことを勧告すると同時に、緬甸は單純に分離のみを獲て満足するものでない、急速に完全に緬甸に責任政治の樹立せられむことを希望するのは、分離を希望すると敢へて譲らないのである。然るに之を拒否せられたから、恰も分離を拒否せられた場合に感すべき悲痛と同様の悲痛を感じてゐるものなることを、特に明に内外に表明し置かなければならない。更に又緬甸の國防を、印度駐屯英國軍隊又は印度人傭兵隊に委せむとするが如きは、緬甸人の最も心外とし極力反對せざるを得ないところだ。印度よりの分離は單に行政上のみならず、軍事上の分離をも意味してゐる。緬甸は緬甸人自ら欣むで防護の任に膺るであらう。敢て他に依倚する要はない。緬甸人より成る緬甸防護軍隊は、大英帝國に有事の場合必ず貢獻するところあるであらう云々と論述し居る。

左に御用紙にして最も多くの發行部數を有する蘭貢ガゼットの論說を紹介する。

蘭貢ガゼットの論說 (一九三〇年六月二十二日)

サイモン委員会が緬甸を以て印度にあらずと承認することは緬甸が將新且つ劃切なる地位を與へらるべき前途と見るべく吾人の最も満足とする所なり。

サイモン委員会が果して緬甸の印度よりの分離を勧告すせば、右勧告は蓋し、穩健なる輿論より一齊に支持せらるべし、緬甸の分

離は緬甸に於ける自治主義を強むる中絶たるべし、好戰的熱狂と偏論を伴ふ該主義の如きは之を印度に局限するに如かず、政治的自覺即ち無法律と解するが如き印度の奇怪なる思想は緬甸人の何人も容認し能はざる所なり、印度自治主義者は好むて「緬甸は印度と不可離の關係に立てり、印度の威力と經驗を背後に負はざる弱小なる緬甸は結局永遠に英國に羈束され憲政擴張の如き得て望むべからず」と説き、緬甸人の一部の共鳴を得たるが如きも、斯かる所説は畢竟英國を中傷するものに外ならず、緬甸の分離は不當なる印度の財政的羈束より緬甸を解放すると同時に、無制限に流入し緬甸人の生活を脅威しつつある好ましからざる印度人の入國を自由に適當に調整し依つて以て不安なる經濟的境遇より緬甸を救済するの二理由のみに依つても之れが正當なる容易に主張し得るべし。云々

輿論の反對

緬甸の政黨及び緬甸人の新聞は、いづれもサイモン委員會の報告が、緬甸を印度中より分離すべしと爲しながら、緬甸の自治に關し何等言及せざる點に就いて、甚だしい不滿を感じたのである。蓋し緬甸は分離を希望するけれども、分離自體が目的ではなく、其の理想とするのは完全な自治を得ることである。分離は唯自治を得る手段に外ならない。然るにサイモン委員會は單に分離のみを勧告し、緬甸の輿望を無視して、自治に關しては一言も言及せざるのみならず、緬甸自由國憲法の立案に必要な一切の資料を提供したのにも拘らず、委員會は何等之に關する立案を爲して居ない。而して將來憲法制定に際し其の構成要綱たるべしとして、委員會が勧告せる所は、悉く緬甸を自由國たらしめんとする趣旨に反してゐる。例へば (イ) 緬甸人を文官に任用する範圍を、印度に於て印度人を任用する場合

よりも狭少として居り (ロ) 多數の重要な國務、即ち司法及び治安維持、財政、移民、交通、商工業通貨及び貨幣の鑄造、郵便及び電信を恐らく議會の管轄外に置かむとするであらう (ハ) 印度に關しては英領印度と藩王國とを以て聯邦を組織すべしと勧告しながら、緬甸に關しては其の地域全緬甸の大半を占め天然資源極めて廣大にして將來開發の餘地甚大なる、且つ從來緬甸人と極めて密接友好の關係に在つて將來は當然緬甸と渾然融和合體して大緬甸を形成すべき運命に在る、シャン・ステート及び未開領域を、緬甸より分離し憲法適用圏外と爲して之れを知事の直轄地と爲し、以て緬甸を分割統治せむとし (ニ) 將來緬甸に大凡如何なる憲法が賦與せらるべきものなるかは、サイモン委員會が印度の各州に與へらるべきものとして勧告した憲法草案を案じ、之を卜し得るのであるが、該憲法草案に依れば委員會は (A) 兩頭政治の撤廢を主張しながら豫算に關しては要協賛項目と不要協賛項目を從來通り存置せむとし (B) 官吏議員を廢し、留保事項を廢し、國務の全部を議會の管轄に歸し、内閣の聯帶責任制度を樹立せむと主張しながら、反面には大臣には官吏より又は非選舉議員中より之れを任命すべしと爲し、又内閣瓦解の場合には此等大臣(官吏或は非選舉議員中より任命せられたる)は辭職することなく新内閣の一員として殘るべしと爲し、内閣に兩頭政治を存置せむとし (C) 知事の權限を擴大し、(D) 自治建設の鍵は議會が國防を掌握するに在るにも拘はらず、國防を永久に議會の管轄外に置くべし

と勸告し居るが如きは、之れが最も顯著な例證と見ることが出来る。要するにサイモン委員会の真意は緬甸に自治を許與せんとするのではなく、緬甸を印度より分離せしめた後は、恰も錫蘭乃至は海峽殖民地と同様の直轄植民地の地位に引下げ、永く之に禁縛し置かむと企圖するものに外ならないであらう。

輿論は之に對して、斯くの如くんば即ち緬甸を印度と同視せんとするものだ、甚だしき誤謬である。緬甸には印度に見るが如き社會的階級、宗教的差別等の混淆なく、渾然融和せる一團を爲して居り、全體として印度に比較すれば文化も高く、印度よりは遙かにより多く自治に適し居る。緬甸現下の産業、經濟、教育の程度を以て自治に不適當であると主張する向きがあるが、此の現状は緬甸政府を通じて行はるる英國政府の統治が、其の組織に於て實際に於て外國人資本家の利益の擁護及び伸長を主眼とし、緬甸の民衆の利益を度外視し來つたのに胚胎してゐる。又緬甸人に國家防護の能力なきが故に自治は危險であると主張する向きがあるが、之れ亦英國政府が緬甸人の宿望に耳を假さずして、緬甸人を軍隊に採用し訓練することを爲さず、國防は専ら之を英國兵及び印度兵に委ねて顧みざりし結果に過ぎない。緬甸人が過去に於て國防に任じたことは歴史に明證あるところだ。緬甸人には十分國防能力がある。緬甸は今日迄英國政府と協力し來つたが、現状の下に於ては其の努力は全然失敗に歸し、緬甸民衆の物質的利益は寸毫も増進せられず、從つて緬甸民衆の間にはその利益を擁護し又彼等が現

に置かれて居る不能或は不利益の地位が、他人に依つてその利益の爲に利用せらるることを防止する爲、必要な措置を斷乎として執らなければならぬ。而して緬甸の政黨政派は、緬甸が愛蘭自由國若しくは海外自治領と同様の自治權を獲得するにあらずんば、緬甸民衆の利益を擁護し伸長することは到底不可能である。然るにサイモン委員会の勸告は全く之れに背反して居る。故に緬甸はサイモン委員会の勸告を全然排斥するものなることを宣言すると同時に、英國政府に對し (一)速に分離を宣言し (二)分離宣言と同時に愛蘭自由國憲法と同様の憲法を緬甸に許與せむことを要求せざるを得ず (三)圓卓會議は印度人に對し、其の受諾し得べき憲法を討議する機會を與えんとするに在りと認めらるるに付ては、緬甸に對しても同様なる、但し印度とは別個なる機會を與へられむことを要求せざるを得ず、尤も緬甸の代表者としては緬甸の指導者として夙に認められ居るものを選任せむことを希望せざるを得ずと叫んだ。

又他の一部には今更憲法調査委員設置の必要はない。若し委員を任命するにせば其の目的は自治領憲法の編制に在らざるべからずと論じ、更に目下緬甸の政局は靜穩であるが、然しながら之を以て緬甸が政治的に印度より後れて居ると觀測するのは大なる謬りである。若し分離後に於て緬甸を斯くの如く取扱はんか、一九二一年當時に起つたような政治的騷擾が再現すること明瞭であることを記憶せ

よ云々と呼號するものもあつて、英國側に對する疑惑、不信の念は漸次濃厚ならむとするの趨勢を誘致した。

國民議會派では勿論緬甸の分離に反對で、一九三一年三月カラチで開かれた同派の大會に分離反對の決議が満場一致可決された。其の要旨は、英國が緬甸の分離を強制せんと努めつつあるのは緬甸に對する英國の支配を永久ならしめ、緬甸と新嘉坡とが石油に富み且作戦上有利なる位置あるを以て此の兩地方を東部亞細亞に於ける英帝國主義の堅壘たらしめんとする意圖であると思はれるのである。故に國民議會は緬甸を英國の屬領たらしめ其の資源を帝國主義的目的の爲に利用し、東方諸國を脅威するが如き結果となる政策に強く反對するものなることを重ねて茲に宣明すると同時に、非常權能に基く不法禁止令を取消し、緬甸に關する問題は緬甸人をして平和裡に討議せしむることを當局に勸説すると云ふのであつた。此の決議案提出の動機をヤワハラル・ネールが説明して、各國が追及しつつあるものは實に金や銀のみではない石油はそのいづれよりも貴重である。英國を土耳其とがスモール油田の爲戦つたのも故なしとしないと言つた。

緬甸州議會の決議

斯くの如き形勢であつたから、州知事サア・チャールス・インネスは、八月五日から開かれた緬甸

州議會に臨み、劈頭此の問題に關し次のやうな演説を試みた。

抑もサイモン委員会が緬甸の分離を勧告したのは、緬甸人の熱情に同情し之を容認したものに外ならない。予の見る所に依れば、緬甸人の大多數は衷心より之を歡迎して居るが、是れ當然の事柄である。緬甸州立法會議が一九二九年二月滿場一致を以て分離を決議したことは、各自の記憶に新なる所であるが、該決議當時本會議が分離問題に關し果して充分なる智識を有して居たかどうか其の餘地なしとしない。然しながら今日には然らず、本問題に關聯する一切の資料を網羅したサイモン委員会の報告書が既に發表され、本會議も本問題に對し最も明確切なる判斷を下し得る地位に達したと認められるのである。印度政府及び英國議會は、本會議が分離問題に關し今日猶ほ依然昨年と同様の見解を有するものであるかどうかを確むる權利がある。殊に又地方政府としては、印度政府に對し分離問題に關し最後の勧告を爲さざるべからざる關係に在る。此の勧告を決定する上に於て本會議の決定は至大の關係を有する次第であるから、予は本會議が此の機會に於て、分離に關するサイモン委員会の勧告を受諾するものなりや否やか、更に明確に宣明せむことを希望する。

英國政府がサイモン委員会の勧告した如く、分離宣言を閣下會議以前に爲すや否やは甚だ疑はしい。従つて該委員会の勧告は閣下會議に附議されるであらうと認められるのであるから、予は閣下會議に緬甸の参加方を印度政府に推薦して置いた。緬甸が閣下會議に參與する所は、該會議が主義として分離を承認するや否やの點に懸る。若し英國政府が主義上分離を承認するとすれば、新憲法制定の爲特別委員会が構成せらるるであらうが、該委員会が如何様に構成せらるるやに關しては、予は現在何事も謂ふことが出来ない。何となれば最後の決定は英國政府及び英國議會に存するからである。將又新憲法が如何様に制定せらるべきに關しては、世上に此の機會に乘じ英國政府に對し完全なる責任政治或は完全なる自治領の地位の賦與方を強要すべしとか、或は又英國政府は此の機會に乘じ緬甸を直轄領の地位におとさんと企圖してゐるなどと、搦摩しつつあるが如くであるが、此の兩説は孰れも單なる悲説に止まり、全然一笑に附すべきであらう。分離後緬甸の憲政的地位は低下せしめらるることなく、却つて進歩あるべしと思

ふ。然しながら予はして腹藏なく私見を吐露せしむるならば、予は實際問題としては緬甸に對して急速に完全な自治権が賦與せらるべしとは思はない。印度に於てすら條理ある要求は自治領の地位の獲得には一定の過渡期を設け此の期間内には必要な保護及び監督を附したるものを以て満足すると稱して居るではないか。制限的の自治領の地位を以て満足すると謂ふこと自體が、既に彼地の現實が如何なるものなるかを明示して居るではないか。責任政治は現に自治領に於て行はれ居る。然しながら之れ英國議會の行動に依つて然るのではない。自治領に於て自然に發達した結果である。自治は緬甸の目標である。然しながら緬甸が自治に到達するには他の自治領が自治に到達する爲に就つて來たのと、同一の道程を經由しなければならぬと信ずる。けれども是れは素より予の一個の私見に過ぎない。新憲法の制定を目的とする調査が、如何様の形式を取るにせよ、本會議及び各民族は該調査委員に對しその所見を吐露するに充分なる機会を與へらるであらう。

そこで八月九日の州議會では、滿場一致を以て、本會議はサイモン委員會が、緬甸人の輿望に従ひ緬甸を速かに印度より分離すべしと勸告したのに對し、謝意を表すると同時に、英國政府が此の勸告を承認した旨を速かに宣言せむことを要求すと決議したが、更に八月十一日に重ねて次のやうな決議を通過した。

本議會は英國政府が緬甸人と合議の上憲法を制定せしむる爲、英國議會の議員及び緬甸人よりそれぞれ同數の委員を任命せむことを同政府に勸説す。

本議會は英國政府が速かに緬甸に對し英帝國內に於ける自治領の地位を與ふる所の憲法を賦與せむことを該政府に勸説す。

此の決議には英國人議員は參加せず、主として緬甸人及び印度人議員に依り可決せられたのである。尙ほ以上の三決議案は、何れも緬甸人議員に依り提供せられたのであるが、其の討議中緬甸人議員は交々緬甸の要求は單に分離に止まるのではない。分離は目的でなく、自治に到達せむとする一手段に過ぎない。分離と同時に自治憲法が與へられずんば、緬甸人は決して満足しない。憲法調査委員を英緬雙方より同數を出さむとするのは英緬間の協調を保持せむとする趣旨に外ならない。英國側若し之れを肯せずば英國が協調を欲せざることを示すものに外ならない。斯かる場合には緬甸も亦協調しないであらう。英緬雙方委員の權限は全く均等たるべく、委員は又單に自治領憲法の制定のみを考量せしむべきであると主張した。

州議會が閉會されると間もなく、知事サー・チャールズ・インネスは、醫師の勸告を名とし四ヶ月の休養休暇を取つて英國に出發したが、其の眞意は緬甸州立法議會が二回に亘つて分離を決議したのを楯とし、英國政府筋に對し分離を宣言せんことを慫慂する爲であるとして一般に觀測せられた。同知事は隠れたる分離の主唱者として一般に認められ居つたのである。

尙ほ英國政府が同知事を同卓會議顧問に任命したのも、此の間の消息を語るものと見られて居つた

全緬甸協會聯合會獨立を主張す

緬甸州議會の情勢は右の如くであつたが、之に先立つて全緬甸協會聯合會 (General Council of all Burmese Associations) は、八月八日マンドレーに全國大會を開いた。此の團體は恰も印度の國民議會派と同様の政見と主張とを有するもので、全國の佛教僧は殆んど参加し居る。且つ會員の數は緬甸の全人口の九割六分を占めて居ると稱せられ緬甸に於ける最大の團體である。然し内部は三派に分れ互に軋轢して居たものであるが、此の大會には三派歩調を合せ約五千名参加し、當面の政治問題を議した後、蒲昌一致を以て次の決議を通過した。

一 サイモン委員會の勸告は全然之を排斥する。

二 現在に於て緬甸を印度より分離することは絶対に反對する

三 緬甸州立法議會の議員は投票者の二割七分のみに依りて選出せられたものであるが故に緬甸を代表する資格はない。

四 全緬甸協會聯合會の三派は一體として團結せられた。

五 本年十二月中更に全國大會を開催する。ところが何故か聯合會は、十二月の會期を早めて、十月九日から四日間セイゴンに大會を開き、左の事項を決議し、尙決議事項は之を英國首相、印度會議、閣卓會議議長、印度政府及び緬甸政府に、それ／＼十月十四日電報した。

一 緬甸州議會は純眞な緬甸の代表機關ではない。従て其の分離決議は緬甸の決定にはない。

二 政府が選任した閣卓會議の參列者は單に地方政府を代表するに止まる。

三 本大會はサイモン報告の全部就中急速分離を排斥する。

四 本大會は緬甸の大衆を満足せしめざる統治組織は悉く之を排斥する。緬甸の大衆の目標は獨立に在ることを茲に宣言する。

全緬甸國民大會の決議

ところが自治領の地位の獲得を目的とする全緬甸國民大會實行委員會が、九月十五日にマンドレーに開かれ、次のやうな決議をした。此の實行委員は、一九二九年十月二十日蘭貢に開かれた全緬甸國民大會で選出されたもので、最初は二十七名であつたから Twenty-seven Party と稱せられたが、後六名脱退して二十一名となり Twenty-one Party と稱せられた。此等の人々はいづれも、緬甸人の指導者を以て目せられてゐたのであつた。

一 左の事項を包含する憲法は其の形式の如何を問はず之を排斥する。

イ 官吏を議員たらしむること。

ロ 官吏を大臣たらしむること。

- ハ 議員を官選とすること。
- ニ 民族各別に議員を選出すること。
- ホ 知事に法外なる権限を與ふること。
- ヘ 行政部をして議會に對し無責任たらしむること。
- ト シャン・ステーツ及び未開領域並に政府の如何なる部門をも會議の支配權限外に置かしむること。
- 二 緬甸の福祉増進の爲め曩に緬甸分離同盟(Burma Separation league)がサイモン委員會に提出せる緬甸自由國憲法草案に等しき憲法が緬甸に與へられざる限り緬甸は満足しない。
- 三 緬甸が印度より分離され而して自治領と同様の地位を與へられ英國政府の或部の監督の下に置かれざる限り緬甸は満足しない。
- 四 緬甸は印度に新憲法が與へらるると同時に新憲法を與へられざる限り満足しない。
- 五 緬甸の憲政改革に關し本會が發表した意見を以て圓卓會議の基礎的議題と爲さむことを英國政府に勸説する。
- 六、七、八 省略

九 本會と趣旨目的を同じうする各種の國民的團體を糾合し國民協會聯合會を結成し左記政綱を遂行すべし。

- イ 前記緬甸自由國憲法に類する新憲法の獲得に力むること。
- ロ 地方産業を獎勵すること。
- ハ 奢侈を排し勤儉を獎勵すること。
- ニ 農、工、商、銀行の各組合を組織し各重要都市に店舗を開設すること。
- ホ 勞農紹介所を設け失業救済に力むること。
- ヘ 體育を獎勵すること。
- ト 義勇隊を創設すること。
- チ 緬甸人兒童の就學を獎勵すること。

又緬甸人民黨も亦、十月二十七日印度事務大臣、圓卓會議議長及び人民黨首領で圓卓會議に參列の爲め倫敦滞在となるユー・パ・ベに對し緬甸は分離と同時に自治領の地位を允許せられんことを要求すサイモン委員會の提案に係る憲法調査委員の任命は不必要である。本黨は之に反對すると電報した。要するに緬甸は憲法改革問題を中心とし、印度よりの分離及び完全なる自治權を要求する一派(全

緬甸國民大會」と、獨立を要求する一派（全緬甸協會聯合會）との二大陣營に分れたのである。

第三章 圓卓會議

圓卓會議の成立まで

一九二九年十月十六日印度統治法改正調査委員會委員長サイモンは同委員會の事業終了の機に際しマクドナルド首相に書簡を送り、印度統治法改正問題に關し各關係代表者を網羅した會議の招集を提議し、マクドナルド首相も此の提議を容れたことは既に之を述べた通りである。（英領印度の民族運動三五〇―三五二）其の後一九三〇年三月より四月に亘りマクドナルド首相とアルウィン印度總督との間に前記會議開催の時期及び代表者の選定に關し打合せを爲し左の意味の書簡を往復した。

三月二十六日附英首相書簡

今回サア・ジョン・サイモンの發議に基き、英國政府の承認を得たる印度會議の件に關し、實際問題として英國政府は印度政府と共に一切の資料に徴して當面の問題を豫め考究する爲、時日の餘裕を與へらるる必要あるかも知れないが、其れ以外には遲滞なく會議の開催されんことを希望してゐるのであるが、初秋迄には十分研究の時間があると思はれるから、關係者一同に差支なき限り帝國會議終了後直に會議を開催したいと思ふ。印度代表者の倫敦到着を十月二十日頃とすれば、其の頃

には九月三十日を以て召集せられた帝國會議の議事日程も可なり進み居るであらうし、其の開期中に印度代表者が着英して、印度會議開會前の短時日を利用して非公式會合を試むることは彼等の寧ろ望む所であらうと思はれる。會議參加の人員は、主として印度に於ける各派各團體の利害を、十分に代表せしむる爲に必要なだけの人員を出席せしむるがよからう。又藩王國の代表に關しては成るべく藩王の意見を尊重せられたいと思ふ。尙此の外考慮を要する問題もあらうが開會日程と印度代表撰定の二點は差當り最重要の案件と思料する。右に關して至急御回答を願いたいのである。

四月十七日附印度總督書簡

立法部其の他に於ける審議調査の結果より見て、印度に於ける大多數の輿論は本會議に賛意を表し其の開催の出來得るだけ速かならんことを希望し居り、一方には帝國會議に對する都合もあり一般は必ずや閣下の提唱せる開催を最も可なりと認むるであらう。印度代表者が十月二十日頃倫敦に參集するを得ば、會議前短時日の餘裕を利用して非公式會合を試むるにも都合よからうと思ふ。藩王に於ても今秋の會議開催を期待しつつあるものゝ如く信せられてゐるので、閣下の提唱せる日程は印度全體の等しく歡迎する處と思料せられる。代表者の選定に關しては種々研究の結果、公平なる方法は各關係方面と協議の上招請の形式を取るより外なかるべしとの意見が最も有力に見受けられ

本官も熟考の上恐く同一の結論に達するものと思料してゐるのである。

斯くて此の印度會議は圓卓會議として帝國會議の後を受け十一月十二日より開會することに決定した。

此の圓卓會議の性質に就いて英國政府は此の年七月二日聲明して曰く、來るべき圓卓會議は全然自由の會議であつて、單にサイモン委員會報告及び中央委員會報告を討議するのみならず、自ら適當と認むる他の計畫をも取扱ふ權限を有するのである。英國政府は圓卓會議に對し何等提議を爲すことなく白紙の態度を以て出席する。サイモン報告書は權威あるものであるが要するに一箇の報告書に過ぎない。決して英國政府又は議會の決定に非ざるが故に圓卓會議はサイモン報告書に依つて拘束せられるものではない。此の發表は印度輿論の重要な部分を形成してゐる國民議會派に對し、妥協の餘地を残したものであらうとの觀測が行はれた。結局圓卓會議は各方面の意見を披瀝せしむることを眼目とするものであつて、土藩王代表英領印度代表及び英本國代表の三者が會同するのであるが、印度代表には例の國民議會派は完全なる獨立を要求して之に加つて居らない。出席代表は合計八十九名で英本國側からは左の十三名

首相マクドナルド(労働黨)

大法官サンキー卿

印度大臣ウエデウツト・ベン

外相ヘンダーソン

自治領大臣トーマス

ビール伯(以下保守黨)

サア・サミユエル・ホーア

ゼットランド侯

スタンリー少佐(下院議員)

レッチング侯(以下自由黨)

ローシアン侯

サア・ロバート・ハミルトン(下院議員)

アイザック・フット(下院議員)

藩王側からはアルワル王以下十六名、英領印度側からはイスマイル回教徒の首長たるアガ汗以下六十名で、其の内には印度立法議會獨立黨の首領たるジンナー、合併州回教徒の要人でカンヂの非協同

運動に加つたことのあるモハマッド・アリ、自由黨に属し穩健派で所謂平和運動に努力してゐるデー・ジ・バハデウル・サブル、マドラス省の印度教徒にして帝國會議平和會議國際聯盟華府軍縮會議等で印度代表となつたスリニヴァサ・サストリ、ボンベイ省の印度教徒で自由黨系のチマンラル・セタルヴアド、バンジャラ州シーク族の要人たるサルデル・シング、印度立法議會及びボンベイ省立法議會に於ける反政府の棟梁たるジャヤカル・ボンベイ被壓迫階級の首領で經濟學者たるアムベドカ博士等の名が見え又婦人代表としては今回の會議に全印度回教徒聯盟の首領として回教徒の右翼を代表してゐるモハマッド・シャフイの娘たるシャー・ナワズ夫人と前マドラス省政府大臣たりしサブバラヤンの夫人とが加つて居る。此等の印度代表はいづれも印度總督より招請されたものであるが、豫め國民議會派は之を除いたので、招請を拒絶したのは勞働黨の指導者たるチヤマンラルとバンジャラ回教徒大地主たるマハラジャ・マーマダバッドとの三名に過ぎなかつた。

印度教度と回教徒との利益を如何に調節するかは、圓卓會議の一大難問難であるが、今此等の代表の教徒別は大體左の通りである。

藩王代表

藩王

印度教徒

九

藩王國政治家

回教徒	一
印度教徒	三
回教徒	三

英領印度代表

印度教徒	二七
(內被壓迫階級)	(二)
シーク	二
回教徒	一六
パーシ	二
緬甸人	三
歐洲人	四
英印度混血人	一
印度基蘇教徒	二

此等の人選は總督の最も苦心した處で、總督はある公開の席で國民議會派の不法的活動と同黨が豫

め圓卓會議不参加を決議した幾度かを遺憾とし、今回の代表銓衡に就いては種々の限られた條件と束縛の下で自己の最善を盡したものであると聲明したことがある。一般の輿論は藩王代表及び藩王國政治家代表に就いては、學識人物等からて人選公正であるとしたが、英領印度代表に就いては大分議論があつた。特に回教徒代表は印度教徒代表に比し割合に多數で且有力な人士を網羅して居たので、批難百出し、是れ英國の傳統的政略たる Divide and Rule の主義に依り圓卓會議を以て兩教徒間の不融和を演出する世界的舞臺たらしむるものであると憤慨する者もあつた。此等の批難の要點は

- 一 種族及び宗教を基礎とした人選なるが爲全印度的利益の代表者が少い。
- 二 毫も政黨的背景を有しない自由系人士が二十餘名も居り最大多數を占めてゐる。
- 三 回教徒は其の人口比例以上の代表數を得てゐるが印度人口の大半を占むる印度教徒代表は被壓迫階級代表を加へても尙全代表の半數にも達しない。
- 四 親英的穩健派が多く印度民意を代表する者が居ない。例へば政府から榮譽稱號を與へられて居る者は二十八名に達し其の内前地方知事二名前印度政府大臣二名前地方政府大臣六名現地方政府の官選大臣三名が居るのである。
- 五 各省州に於けるサイモン委員會の委員であつた者は既にサイモン報告作成の際其の見解を述べ

たのであつて圓卓會議に參列せしむる必要なきに拘らず此の種の人士も加つてゐる。

六 國民議會派及び印度人商業會議所が圓卓會議不参加の決議をした爲彼等の利益を代表する者が
ない。

七 回教徒中のフッセン派（印度政府大臣フッセンを中心とする極端な回教徒第一主義派）及シン
ナー派（中間派）にはアガ汗を初めモハメッド・アリ、ジンナー等有力な代表者を得てゐるがア
ンサリ派（印度獨立を得ん爲に印度教徒と協力せんとする一派）は國民議會派に加擔した結果一
人の代表者を出してゐない。

等である。國民議會派は斯の如き人選は、印度内に於ける異教徒間の軋轢を誇大に世界に紹介し、世
人の注視を印度民衆の慘憺たる闘争より轉回して、英國の善政を装ふ目的に出でたるに過ぎないと言
つてゐる。

緬甸からは緬甸人三名、緬甸在住英人一名が招請されたが、印度人カレム人等が其の招請に洩れた
ことに對し、又緬甸人は人民黨以外が閉却されたことに對し不平が多かつた。又シャン・スート代
表二名は同時に自發的に英國に赴いた。其の目的は英國政府に對して、印度の藩王國と平等の待遇を
要求するに在ると云ふことであつた。

總督アルウィン卿は九月二十九日シムラに於いて圓卓會議に關して次のやうな注目すべき演説を行
つた。

我が印度憲政史上に一大時期を劃すべき圓卓會議が今や一箇月餘の後に開催せらるる運びとなつたのは予の最も欣幸とする所であ
る。此の會議の印度側代表の人選に關しては最近種々の批評を加へる者があるやうであるが代表者の數に制限があるのみならず人
選の標準及び範圍にも種々の制限があり且今回の會議に於ては多數決に依つて事を決するが如きことなく議論及び協調を主眼とす
ることに思ひ及ぶならば予が此の人選に當つて與へられた範圍に於ける最善を盡した事實を充分瞭解して呉れることと思ふ。

唯當國の最重要なる一政黨が斯かる遠大の結果を齎すべき會議に協力することを肯んぜざるは予の甚だ遺憾とする所であるが之れ
も要するに同黨の無見識と非政治家的態度とを暴露するものに外ならない。又現下の憂ふべき政情を招來した同黨の責任が如何に
重大なるかは今茲に多言する必要はなからうと思ふ。我が政府は本年初頭不服従運動の氣運が漲つてから絶えず國內の安寧秩序維
持の責任を全うすべく全力を盡すと同時に他面世間から誤解を招く虞なも顧みずして平和回復の爲にあらゆる手段方法を講じて來
たのである。又最近に於てはサアル、ジャヤカル兩氏の獻身的なる平和運動があり政府も亦之に種々助力したのであつたが國民議
會派は頑として之に應じないで依然國內の擾亂に努めて居る状況である。

右平和運動の當初に於ては諸方面の有力者は予に對し「國民議會派の要求する公開聲明をなすことが困難であるとは少くとも圓
卓會議に關する私的保證と異ふるがよい。然る時は時局解決の端緒を得ることが容易であらう」と勧められた。然れながら斯かる
私的保證は圓卓會議の自由討議を束縛し同會議本來の趣旨に反するのみならず印度將來の憲法問題が全印度の意思を問ひたる後解
決せらるべきものなるに拘らず英國政府又は予が不服従運動買収の爲當國の一部を代表するに過ぎざる政黨と秘密協定をなすこと
は他の諸政黨及び本年初頭以來政府側を支持し來つた人々を欺くものに外ならないと認められるので予は斯くの如き勧告に従はな
かつた。印度の將來は秘密外交に依りて決せらるべき筋のものでない。

思ふに不服運動は富國の經濟活動を阻害したこと著しきのみならず一般行政上にも重大なる危害を與へ或は學生を驅つて政治的闘争の渦中に投じ或は民衆の法律尊重心を挫きしめたることも少くない。

國民議會派領袖は不服運動を以て英國の貿易に打撃を與へ同情ある世界の輿論を喚起したと信じて居るが如くであるが時宛も英國政府が圓卓會議の開催を以て印度の要求を満足せしめんとして居る際なるに鑑み斯かる運動は印度問題解決を益々困難ならしめたものと看はなければならぬ。又彼等は無暴力主義を標榜するけれども、其の追従者は屢々暴力行為に出づることゝ慚みないのである。然し國民議會派要人が斯かる暴力行使者を國民的英雄として賞讃するが如き行動に出づることあるのは遺憾の極みである。然しながら予は富國內の多数人士が政府と協力一致して其の建設的事業に貢献しつつある事實を看過するものではない。

印度の輿論

國民議會派は最初から圓卓會議不参加を主張して居つたが、圓卓會議の性質並に其のサイモン報告書との關係等が、印度に於いて明瞭でなかつたので、圓卓會議に對する一般の輿論は甚だ良好でなかつた。ボンベイ印度人商業會議所は五月二十日四十餘團體の参加を求め、印度政府の方針を攻撃し、ガンヂを含まない圓卓會議は無意味のものに過ぎないから、カンヂの参加しない圓卓會議には印度の商業團體も代表者を参加せしめないことを決議した。斯やうな例は他の都市でも多かつたのである。

然るに七月九日印度總督が印度議會に於いて、圓卓會議の性質を説明し、サイモン報告書に拘束せらるるものでなく、英國政府、英國議會及び印度の三代表者が、自由にして隔意なき討議を爲すことを主たる目的とするものなることを聲明するに及んで、輿論は國民議會派を除く外は概して之を歓迎する

やうになつた。自由黨、回教徒、國民黨の代表者が共同聲明を發して印度民衆に對して圓卓會議の参加を慫慂したことは前述した通りである。(第一章平和運動の項四五頁)

圓卓會議に出席する印度代表中の重なる人物は、渡英に先ち各地に於て圓卓會議に關する所見を發表した。其の主要なものを紹介して見よう。

回教徒であつて印度議會の獨立黨首領たるジンナーは、「吾人は今回の會議を充分利用して自治領の地位を獲得する責務がある。故に英國政府と藩王國と印度教徒と回教徒との四團體の代表が、友誼的な雰圍氣の中に満足なる協定に到達する努力しなければならない。」と平素の持論を述べ、又回教徒中の要人たるマホメッド・アリは、印度の自治を要求すると同時に、回教徒の正當なる權利を保護する爲、印度教徒の優越を抑へなければならぬ」との趣旨を強調し、更に印度教徒であつて自由黨の領袖たるサズルは「自治領の地位は吾人の最少限度の要求であるから、印度代表は協力して之が獲得に最善を盡したい」と略々ジンナーと同様な意見を發表し、尙印度教徒中の要人で國民議會系の思想を有するハーンジは、「予は何人をも代表しない。全然個人的の資格で會議に参加するものであるが、強いて言へば種族及び教徒中心主義を排斥する純粹な國民主義者を代表すると言ふことが出来る。從て

予は印度の國防及び治安に對し外國人をして責任を負担せしむるが如き制度を認容することは出来な
い。他く迄完全な自治領の地位の確立を以て會議の目的としなければならぬ」と論じた。

此の四人の見解は大體英領印度代表の諸意見を總括したものと見ることが出来る。即ち自治領の内
容に關しては種々意見の相違はあらうが、其の地位獲得は各代表の一致せる要望であつて、此の點は
同卓會議の經過に依りても裏書されてゐるところである。然しながら少數種族及び教徒の利益を重視
する同教徒と、國民主義を理想とする印度教徒との間に存する少數教徒の保護に關しての意見の相違
が、會議進行上の一大障害となるであらうといふことは、既に同卓會議開催前から想像せられてゐた。
從來同教徒は、少數教徒保護問題に對して相當強硬な態度を持して居つて、ラクノー(合併州の首都)に
於いて十月廿一日から三日間に亘つて開催せられた全印度同教徒大會に於いて、同卓會議に招請せら
れた同教徒代表に對し同教徒代表としての委任狀を與へ、且つ同教徒の私的代表をも渡英せしめて同
教徒に有利なる輿論を喚起せしむるやう決議したが、更に同教徒代表をして一致した意見を發表せし
めんが爲、ラホール、デリー等の同教徒本部より印度政府同教徒大臣サア・ファズリ・フセンの作成
した基礎案を、同教徒代表に對して彼等の渡英前に配付したといふことである。其の基礎案の要旨は
左の如くである。

- 一 アガカン首長としジンナ、シャフイ、ロヒムツラ三氏を其の下に配し常に協力一致の態度に出つべし。
- 二 印度教徒と妥協すべからず何となれば印度教徒は最有力な教徒なるが故に妥協は即ち弱者の屈從を意味し且つ同教徒に對する英國の同情を失ふ所以となるべし蓋し英國の同情は印教徒との親和よりも遙に價値大なり。
- 三 左の四要目は統治法上の諸問題に關する討議の先決問題として主張すべし。
 - イ 分離選舉制を實施すること。
 - ロ ベンゴール及びパンジャブ以外の諸省州に於ける同教徒の政治的地位は現状の儘となすこと。
 - ハ ベンゴール及びパンジャブに於ては人口比率に應じ同教徒議員数を増加すること。
 - ニ 同教徒の官吏就職に關する法律上の保護をなすこと。

又十一月十六日には全印度同教徒大會を直びラクノーに開いて、「同卓會議の同教徒代表は、昨年一
月一日アガカンを議長としてデリーに開催した大會の決議を遵奉し、印度將來の憲法は右決議中に在
るが如き同教徒保護の條項を附するに非ざれば、到底成功し得ないことを自覺しなければならぬ。
然るに最近の倫敦電報は同教徒代表が要求を緩和したやうに報じて居り、在印六千萬の同教徒は危惧
の念を禁ずることが出来ない。故に我が代表は將來の統治法に關する詳細な討議に入るに先ちて一聯
邦分權制度、二地方政府の完全な自治、三同教徒保護に關する事項は之を特設機關の審議に委するこ
となく、此等の事項は新統治法中の一部分を構成せしむることの三條項を主張して絶対に譲つてはな
らぬ」と決議して之を倫敦に電報した。之に對して代表者よりは倫敦の電報情報に事實に相違するこ

を返電し來たが、尙印度内諸地方の回教徒から前掲の如き問合せ及び要求を倫敦に打電したそうである。

尙其の頃倫敦に在った回教徒代表が固執して居る所謂十四點は、ジンナーの起草に懸り、一九二九年三月デリーで開催した回教徒聯盟會議に於て承認せられたもので其の大意は左の如くである。

- 一 將來の憲法は地方分権制に依る聯邦組織となすこと。
- 二 各地方に自治を認むること。
- 三 中央地方各立法議會に於ては多数族徒に半数以上の議席を留保すると同時に少数種族の代表にも適當数の議席を與ふること。
- 四 中央立法議會に於ては回教徒代表は議員全数の三分の一を下らざるべきこと。
- 五 各族徒別に代表の實を擧げしむる爲分選選舉制を持續すること。
- 六 地方の分布を變更する場合、パンジャブ、ベンゴール及び西北國境州に於ける回教徒の多数族徒たる地位を動搖せしめざること。
- 七 各族徒に完全なる信教の自由を保證すること。
- 八 如何なる法案又は決議も或る一族徒中より選ばれたる議員の四分の三以上が自族徒の正當なる利益を害するものとして反對する場合は之を通過するを得ず。
- 九 シンドをボンベイ省より分離すること。
- 十 西北國境州及びバルチスタンに於ても他省州に於ける如く統治法上の改革を行ふこと。
- 十一 官公吏軍人等總ての公的職務に回教徒が適當の割合を受け得る事を憲法上規定すること。
- 十二 回教徒の文化教育言語宗教等の保護發達に關する適當の保證條項を憲法中に設けること。

十三 中地方各政府に於て少くとも大臣全数の三分の一は回教徒を以て之に當つること。

十四 印度聯邦を構成する諸王國の同意なき限り中央立法議會は憲法を改定せざること。

次に國民議會系が根本的に閣議の意義を否定し、同會議に對しホイコットの態度を持し居ることは前述の通りであるが、ボンベイ方面に於ける多数の民衆及び諸種の組合團體等は印度代表出發に際し、彼等に對する不信任を表明する決議並に行列を爲し大に反對氣勢を擧げたのであつた。

自由黨系は從來此の會議に相當喝望して居つたが、會議開會後英國側代表の反動的態度を嫌らずに、同黨の代表が機を見て潔く會議を脱退して歸國せんことを希ふ向も生じ來た。例へばブリーナ（ボンベイ省内）選出の印度中央議會ヒンズー議員たるケルカル（ケルカル）の如きは、友人たるサストリ、サプル、ジャヤカル、ムーニンジ等の諸代表に會議脱退を勸告したのであつた。

閣議の開會

印度閣議は十一月十二日午前十一時英國國會議事堂上院内のロイアル・ギャラリーに於て、英國皇帝陛下親臨の下に第一回總會を開き開會式を舉行した。

開會式には藩王國代表者、英領印度各地方代表者及び英本國代表者の外英本國政府閣員、帝國會議に出席の爲在京中の各自治領袖相、保守黨首領ボールドウィン、自由黨首領ロイド・ジョージ其の他

多數の英國兩院議員等出席し、又多數の内外新聞通信記者も入場を許された。

定刻皇帝には全員起立の内に式場に出御、直に次のやうな會議開會の勅語を朗讀された。

朕は我帝國の首都に印度の藩王、首長及び人民の代表者を迎へ、朕の國務大臣在野黨代表者と共に國會議事堂に集り此の會議を開會するは朕の頗る満足とする所なり。

君主が印度の地に歴史的集會を招集したるは一再ならず。然れども英國及び印度の政治家並に印度藩王國の統治者が一堂に會し圓卓を圍み印度統治組織の將來を論議し、朕が議會の指針となるべき協定を求め以て其の基準を作らんとするは今次を以て嚆矢と爲す。

約十年前印度立法議會に與へたる教書に於て、朕は同議會設置が印度憲法發達に對し重要な意義あるとを力説せり。十年は國家生活に取りては短時日に過ぎずと雖も此の十年間に印度のみならず英帝國を形成する各國家を通し、國家の理想及び希求は顯著なる發達を遂げ、最早在來の時の測定を以てしては之を律する能はざるに至れり。斯るが故に當時既に考慮せられたる如く、十年前創始せられたるものの結果を審査し、以て將來に向つて備ふるの必要に迫らるるに至りたるは何等驚くに足らず。此の種審査は此の目的の爲めに朕の任命せる法令委員會に依りて此の程實行せられ、右委員會の成果並に本問題の解決に向て既に爲され又は將來爲さるべき他の寄與は卿等に提供せられあり

卿等が正に着手せる事業の重大性に付朕は敢て茲に贅言するの要を認めず。全英帝國が卿等協議の結果に依倚する所の如何に大なるかは朕と共に卿等克く之を了知せり。全英帝國の利害に共通なる此の問題を審議するに當り、英帝國內各姉妹國政府代表者が今日此の席に在るは一の瑞兆と云ふべし。

卿等審議の經過に就ては朕は甚深の同情と信頼とを以て注視せんとす。印度に於ける物質的狀態は朕の痛心措かざる所にして、卿等亦今次の審議に當つても終始顧念する所なるべし。多數種族と少數種族、男性と女性、都會生活者と農民、地主と借地人、強者と弱者、富者と貧者とを問はず、其の他人種、階級宗教の如何を問はず、凡そ是等國家を形成する自治政府の眞の基礎は、斯の如き相異なる要求を融合したる相互義務の承認及び其の履行の上に存するは朕の疑はざる所なり。朕は此の基礎の上に立ちたる將來の印度政府が正當なる希求を發現せしめむことを望む。

朕は卿等の討議が此の目的の確實なる達成への途を指示し、卿等の名が良く印度に貢獻し朕の愛する人民の幸福と繁榮の助長に努力したる者の名として歴史に残らむことを希ふ。

朕は上帝が卿等に許すに潤澤なる睿智と忍耐と好意とを以てせられむことを希ふ。

皇帝は御演説が終つて直に還御せられたが、會議は引續きて開かれ、マハラジャ・オヴ・パチアラは首相マクドナルドを圓卓會議の議長に推舉せんことを提議し、アガ・カン立て之に賛同し満場一

致を以て之を可決した。次でマクドナルド首相は皇帝陛下の行幸並に勅語に對する一同の御禮上奏方に關し全員の賛同を求め、更に陛下が開卓會議開會式の爲にロイアル、ギャラリー又以後の會合の爲にセントジェームス宮殿の使用を許されたことに對し感謝の意を表し、續けて次のやうに演説した。

予は諸君の予に與へられた責務の如何なるかを十分に知つてゐる。然しながら重大なる責務は懸つて吾等一同の上に在るのである。如何となれば吾人は新しき歴史が將に生れんとする重大な時期に際會してゐるからである。印度に於ける英國の事業が自治政府樹立の準備の爲に爲されて居るものであることは、從來累次の英國皇帝並に政治家の聲明に依つて極めて明瞭である。若し其の聲明の適用が甚しく緩慢であると云ふ者あらば、予は凡そ永續的の進化であつて其の渦中に在る者から緩慢に見えないものは絶対に無いものと答へたい。予を目して約を果さざる者であると云ふ者がありとするも、予にして約束を實行しつつある以上、予は何等介意する所はないのである。吾人は印度が憲法的發達途上の顯著なる地點に到達したる事實を、一致した意見に依り確認せんとして茲に會合したのである。此の意見の一致が如何なるものであらうとも、必ずや或る者は之を不十分と云ひ或る者は之を行き過ぎたりと評するであらう。斯くの如き批評に拘泥するの必要はない。吾人は大膽卒直に思慮に富み且事情に精通した公衆の輿論に訴へなければならない。協力する者は進歩

の開拓者である。擾亂は退歩の途であつて憲法的發達の根源たる且總ての内政的安定の基礎たる社會精神を破壊するものだ。

吾人の眼前に控ゆる事業は幾多の困難を伴ひ、之が解決に當つては過去より直に何等の手引を得ることを得ない。幾多の大なる意見の杆格があつて之が接近を計る必要がある。利益の衝突があつて今に至る迄之が調和を見ないのである。今吾人の直面する問題程重大なるものは他に其の比を見ない。然しながら又荒地を平坦にすることを愛好する者に取つて是れ以上興味ある問題はない。吾人は須らく此の事業に處するに、吾人の有する限りの相互信頼、實際的智慮、政治的技倆を以てしなければならぬのである。

本會議の開會に當り皇帝陛下親臨せられたのは、我が全英帝國の結合益強固に皇帝に對する全帝國の忠誠の念愈々深厚なるものあるを覺えしむること共に、自治領政府代表者の出席は英帝國內各姉妹國が吾人の事業に興味と好意とを寄せらるる證左である。印度王族が英領印度民の代表者と共に本會議に初めて参加せられたの印度が漸次一體となるの象徴である。又英領印度の代表者に就いては、予は英領印度の社會、言語並に利害が相錯綜してゐるに拘らず、英國との接觸に依つて至大なる統一促進の影響を受けたことを想起するのである。尙又予は英國商人が印度の地に足跡を印する

以前、印度の哲學者及び統治者が考へた統一の印度に對する希求に更に深き思を致すものである。予等英國代表は印度人ではないが吾人も亦印度の名譽を求めたものであつて、英國代表が議會の三黨派から選拔せられたのはまことに意義深き事實である。然しながら是等の事實を離れても、吾人が相集りて英帝國内に於ける印度の發達を唯一の目的として、同一卓に着いて協議すること夫れ自體が既に其の目的への進展の證である。

吾人は今や事業を始めなければならない。過去に於て或は憤怒の下に、或は盲目的に、或は誤謬を以て稱へられた事柄は、須らく此卓に在つては忘却しなければならぬ。此の會議に關し如何なる物語が書かるかは別とし、必ずや物語は書かれるであらう。吾人は兩國國民の政治的才腕に相應はしき物語とすることに努力し、世界の我兩國國民に對する尊敬の念を更に高からしむるやう努め度いものである。

次にマハラジャ・ゲークワル・オヴ・パロダ(藩王)が立つて演説した。彼は先づ英國皇帝に對する忠誠の念を披瀝した後、「印度藩王及び人民の希求を許すことに依つてのみ、ヴィクトリア女皇の有名な宣言中に述べられた「彼等の繁榮の中に我等の力あり。彼等の満足の中に我等の安全あり。彼等の感謝の中に我等の最善の報酬あり」といふ高邁なる言葉の實施を達成することが出来るであらう。」と

言つた。

マハラジャ・オヴ・ジャンム・アンド・カシュミア藩王立つて、印度の藩王が英領印度代表者及び英國政府代表者と共に會同して、印度の政治的將來を議するのは本回が最初である。條約に依る英國皇帝との同盟者であり且其の領土内に於ては獨立の統治者たる吾人は、自國竝に全印度に對する責任を感ずるものである。吾人は協力を惜しまず會議の成功を圖りたい。吾人は講和を命令し及び受諾する爲に會合した交戰國の代表者ではなく、共同の利益を調節する爲に會同した協力者である。吾人の事業は困難ではあるが吾人は之を征服することが出来ること信ずる」と述べ、又サ・ム・ハマッド・アクバル・ハイダリは同氏の代表する藩王ニザム・オヴ・ハイドラバッドは、英國の忠實なる同盟者であり右同盟關係は百五十年の長きに亘て繼續し居る次第を述べて、ハイドラバッドは自治國であるが、英領印度民の目的及び理想に同情を有するものであつて、彼等と協力して大聯合印度の爲に努力する用意がある」と言つた。次でサストリ(英領印度)は斯う言つた。

英國皇帝は力と統一との象徴であつて、常に吾人の尊敬の的なるのみならず英帝國内各國民の正義、自由及び平等の基礎である。偏見と誤解の雲を透して吾人を導く明星が二つある。其の一は一年前印度總督が行つた聲明である。是れは印度憲法發達の自然の歸結として、自治領の地位を獲得することを認めたものである。其の二は本年七月の總督の聲明であつて、是れ迄印度自身處理する

ことが出来なかつた方面に付、出来得る限り廣き範圍に亘つて自治を與ふることを約したものである。次にジンナ（英領印度）は皇帝の御同情を感謝した後、一九二九年十月三十一日印度總督の聲明を引用して印度の自治領の地位獲得を説いて、印度は今や聲明を實行に移すことを期待してゐる。英印國の歴史に取り吾人が今取扱はんとする問題の如く重大なものはない。之が解決は實に世界人口の五分の一の運命を左右するものである。」と言つた。

最後に緬甸代表バ・ベは此の歴史的機曾に於て緬甸を代表して一言するを光榮であるとし、緬甸が圓卓會議に加へられたのを謝し、緬甸の地位は特殊なものであるが同國は好意と協力とを惜まないものであつて、英國を見るに友好の精神を以てし且速かに各自治領と共に英帝國內の對等の一員となることを希望してゐると述べた。

此等の演説は皇帝の御演説と共にラデオで放送された。尙開會式の終了に先立ちマクドナルドは、十六名の代表者から成る議事遂行に關する委員會 Business Committee の組織を提議し滿場一致を以て可決した。斯くて第一回總會は終了したのである。

一般討議

第二回總會は第一回總會に引續き、十一月十七日からセント・ジェームス宮殿に開かれ、一般討議に移つた。最初一般討議は三日間で終了する豫定であつたが、演説通告者三十七名に達し、最後の英

國首相マクドナルドの演説を加へると三十八人の演説となり、豫定の日數にて足らないので二日間會期を延長し、十一月二十一日迄五日間一般討議を繼續した。十九日以後からは議事の進行を計る爲一人の演説を十分間に限り、唯議長の裁量に依つて之を延ばすことが出来ることとした。

演説者は各方面の代表を網羅し、藩王側からは數名の藩王並に王國の大臣等の演説があり、英領印度側からは回教徒、印度教徒の各代表を初めシーク族代表、被壓迫階級代表、基督教徒代表の外地主代表、勞働階級代表等の論議があり、又西北境地方の爲論じた者、軍人の立場から主張した者、女子の立場から述べた婦人代表等があつた。英本國側としては保守黨のピール卿、自由黨のレディング卿及び議長マクドナルド首相（勞働黨）の演説があつた。

各代表の演説は其の立場、立場で色彩を異にし頗る多岐に亘つたが、其の間自ら中心となつたのは聯邦制度の問題と自治領の地位獲得の問題とであつた。

將來の印度憲法の基礎は、之を統一（unity）に求むべきや又は聯邦（federation）に求むべきやは、今次會議の主たる題目であつて、此の點に關する殆んど全部の意見は聯邦制度に賛成であつて、其の理由は、印度の如く廣大にして且人種、宗教、其の他利害の錯綜した複雑な國に於ては統一は之を求むるも不可能だと云ふのである。藩王等が聯邦制度に賛成であるかどうかは當初必ずしも明瞭でなかつたが、各藩王は何れも右聯邦制度に賛意を表したから會議の前途は大に光明を認めるに至つた。尤も各

藩王は自己從來の地位を毀損せられないことを欲し、其の英國との條約に變更を來たさず、自國內に於て有する藩王の權利利益が尊重せられ、他から其の内政に干渉を受けざることを條件として、聯邦に加入すべしとの意嚮を表明した。又少數種族、被壓迫階級、特殊利益團體等は何れも聯邦制度に賛成であつて、唯彼等に對する差別的待遇を止め其の政治に参加することを認むべきであると主張した。

印度に自治領の地位 (dominion status) を與ふべきや否やの問題を審議するのは、此の會議の目的ではなかつたが、印度代表の多數は此の問題に言及し、印度をして英帝國內に於て他の自治領と同等の地位を得せしめ、民意に對し責任を有する政府を樹立せしむべしと主張したが、英本國代表は、印度に自治領の地位を與ふるのは時期尚早であるとするに傾き、ピール卿は保守黨系の意見を代表して、印度の希望實現を故意に遅らさうと欲するものではないが、自治政府が樹立せらるるまでには長年月の根柢が必要であると爲し、又レディング卿は自由黨系の意見を代表し、一九一七年の宣言の自然の歸結が自治領の地位獲得に在ることは之を認むるけれども、此の點に付決定を與ふるものは英國議會であつて、此の會議に於ては専ら印度の聯邦制度の達成を目的として互に協力したき旨を述べ、マクドナルド首相も亦自治領の地位の問題には何等言及することなく、ひたすら聯邦制度の確立を力説し印度の必要とする憲法は經驗に基く憲法ならざるへからず、英國及び印度に共通なアリアン文化の基礎

は家族にして、家族は村落を聯絡し村落は地方を聯絡して茲に聯邦を形成する。而して聯邦制度に關する憲法は二つの重要な要素を具備することを必要とし、其の一は運轉し作用するものたるべきことであり、其の二は固定せず進化するものたるべきことであると指摘した。

會議は總べて公開せず一般傍聴者は勿論新聞通信員をも入場せしめなかつたが、會議の經過は其の都度新聞に發表した。

一般討論中試みられた重なる演説の要旨は次の如くである。

サア・テジ・バハデウル・サブル (英領印度代表)

印度は平等の地位を獲得せんことを欲してゐる。平等の地位とは英國が一八六五年加察院に、一九〇〇年澳洲に、一九〇九年南阿に與へたのと同様の地位であつて單に民意に應ずるのみならず民意に對して責任を有する政府の確立を欲してゐるのである。

予は聯邦制度の主張者である。予は藩王が自己の權利の擁護のみに没頭せず聯邦に加入せむことを藩王に向つて勧誘するものである。軍隊に付ては印度をして印度自身の軍隊を設けしめむことを希望する。云々

マハラジャ・オブ・ピカネル (藩王)

一九一七年の宣言の歸結は、皇帝の下に印度が自治領の地位を獲得するに在る。現在印度は政治的には英領印度と藩王國とに分れ居るが、地理的には一の印度である。但し印度は異なる地方より成立つが故に、其の統一を求むることは困難であつて、統一は自ら破壊するに至るべく、結局藩王國の權利利益を確保する方法に於て、藩王國と英領印度とを聯絡して聯邦とすることとす。云々

ジャヤカル(英領印度代表)

印度に自治領の地位を與ふれば、印度獨立運動は直に終息するであらう。若し吾人にして會議より兎手にて歸國せんか獨立運動の聲は大いに高まるであらう。

少數民族に對し機會を與ふことは頗る肝要であつて、今日印度政府の上には於ては吾人は國家の爲共同して働くこと云ふ感じを以て働く機會を與へて居らない。けれども此の感じを作ることには大切であつて、斯くするには自治領の形式の下に完全な自由を與ふことが必要である。

英國の印度に對し有する利益は主として通商である、英國は印度に販路を求めてゐるが、印度には三億三千萬の購買者がある。然るに英國の對印貿易は既に危險狀態となつてゐる。満足せざる買手よりも満足せる買手が買手に取り都合よきは云ふ迄もない。而して其の唯一の途は自治領の地位を與ふことである。

マハラジャ・オブ・アルワル(藩王)

今や印度は覺醒した。外部から之を引戻さんとしても不可能である。予は *Selfish* といふ語を好まな *United States of India* と稱するのがよいと思ふ。

英國及び藩王間の條約に牴觸することが、慣習上又は默諾に依り或は政治上の慣行に依り、近時行はるに至つたが、右は須らく相互の承諾に依り行はるべきものである。尙予は印度が速かに自治領とならむことを希望する。云々

ビル卿(英本國代表、保守黨)

印度の如く廣大なる國に於て、自治政府が設立せらるるには、長年月の根柢を有することを必要とする。吾人が斯く云ふのは印度の希望實現を望み望みさんと欲するが故ではなく、英國議會が印度に對し重大なる責任を感じてゐるからである。英國議會は其の印度に

與へたる約束、宣言を忘却したのではない。責任を感じるが故に性急に自治政府の實現を欲しないのである。統一を可とするや聯邦を可とするやの問題に付ては、予は印度の如く廣大複雑にして人口稠密なる國に於ては、統一は困難と思考するものであつて、聯邦制度に賛成するものである。尙保守黨は速かれ早かれ印度をして英帝國内の平等の一員たらしむることの重要なを感じてゐるのである。云々

ギドネー中佐(英領印度代表)

予は聯邦制度に賛成する。但し地方政府の安定を計らずして、聯邦政府の設立を急ぐのは本末を顛倒せるものと思ふ。少數種族に對しては、憲法上及び其の方法を以て完全なる保護を與へ差別待遇的方法を禁じ、官公吏登用を保障し立法議會に適當なる代表を得せしむる必要がある。

マハラジャ・オブ・パチアラ(藩王)

印度と英國との聯結は人道の爲天意に依り作られたものであつて、藩王は英國と分離すること考へてゐない。但し藩王は藩王國の自主に付ては英領印度の干渉を許さない。予は英領印度及び藩王國が、雙方に共通なる事項に付てのみ共同に處理する意味に於て、聯邦制度賛成する。而して藩王は其の爲には或る程度の犠牲を拂ふ用意があるが、民主主義の標頭を依り藩王國が抹殺せらるるが如きことは許すことが出来ない。

ムーンジエ博士(英領印度代表)

印度は自治領の地位を獲得し印度帝國をして印度自身の帝國たらしめ、英國にて英人が有し加察院にて加察院人が有すると、同一の自由を印度人に有せしむべきである。

ムハメッド・アリ(英領印度代表)は椰櫚、皮肉、諷刺を以て終始した演説を試みビル卿、彼を投

獄したところのあるレディング卿、藩王等を擲論したる後

マクドナルド首相は自分の古き友人であるが、同氏が其の属する黨派、其の良心、其の亡妻及び英國を裏切らざらんことか希望する。過日上院に於て此の會議を開會せるデュークと呼ぶ男に對しては、予は良友マクドナルドよりも更に信頼を置くものであつて、諸君が彼を降下と呼ぼうと又何と呼ぼうと、彼は要するに一人の男であるが、彼は其の存する各大臣よりも良く印度を知るものである。予は世界人口の五分の一を占むる三億二千萬の印度人に對し、彼が正義を行はんことを期待するものである。予は自由を與へらるるに非ずんば歸國せざるものである。若し自由を與ふること不可能ならば此の地に於いて予に死を與へられたい。予は自治領の地位を得んが爲めに來れるものではない完全なる獨立を得んが爲めに來れるものである。

ナワブ・オブ・ボバル(藩王)

聯邦制度は何等藩王國の内政に干渉せず、又相互の同意なくして英國皇帝との條約に變更を來たさざるべきものたるべきことは各代表の認むるところであるが、予は更に藩王國と英領印度との間に何等の差等なく、藩王國が印度の他の部分に從屬するが如きことなき條件として聯邦制度に賛成するものである。

ジョーヒ(英領印度代表)

勞働者は他の階級と同様に責任政府を欲する。彼等は無智無學である爲、他の教育ある階級の如く思想感情を表現することを得ないが、彼等と接觸する者は彼等の希求をよく知つてゐる。自治政府の憲法は勞働者の政治的勢力を認め勞働者の基礎的権利の宣言を包含してゐなければならぬ。

ベグム・シャア・ナワズ女史(英領印度代表)

婦人代表の出現は、不變と稱せらるる印度が不變に非ざることを示す證左である。印度の如く異なる人種及び利益が存在する超大な

る國に在つては、聯邦制度の基礎の上に立つ政府のみが成功する。而して女子に對しても適當に統治に参加せしむることが必要である。云々

レディング卿(英本國代表、自由黨)

婦人代表が出現し藩王が會議に出席したのは印度の急進度の進歩を物語るものであると思ふ。自治領の地位に付多くの論議があつたが、自治領の地位とは、英帝國內の他の自治領と同等の地位の意味と解するのであるが、一九一七年の宣言の自然の歸結は、自治領の地位獲得に在ることは予も亦之を認める。然しながら抑も此の會議の目的は英國政府が英國議會に提出すべき提議を見出す爲である。今此處で他の自治領との同等の地位の獲得を論じても益がない。此の會議にて決する提議が如何なるものなるにせよ之を決するものは英國議會である。予は全印度聯邦の達成を目標として、藩王其の他の諸君と協力したいと願つてゐるものである。

アムベドカ博士(英領印度代表)

被壓迫階級は四千三百萬の人口を有し、英領印度人口の五分の一に當るのである。彼等は回教徒と區別せられ、印度教徒の中に入られて居るが、實は印度教徒社會の一部分でもない。彼等の主張するところは印度の官僚的政府を變じて人民に依る人民の爲の政府とすることに存するのである。

彼等は英國を自して從來の壓迫から彼等を救ふ救済者と考へたが、英國の統治下に於ても彼等の境遇は何等改善せられない。彼等はアンタツチアプルとして今猶村の井戸から水を汲み取ることが出来ないし又寺院に入ることが出来ない。調査となることも軍隊に入ることも出来ないのは英人が印度に來る以前と何等異なるところは無いのである。

吾人は被壓迫階級が政權に參與することを得るに非ざれば、此の問題を解決することは出来ないものと思考へてゐるのである。

サア・アブデュル・クエーユム(英領印度代表)(北西境地方を代表して述ぶ)

北西境地方は英帝國に貢獻するところ頗る大なるものがある。印度帝國の爲に平素門番の役を爲して居り、且世界大戦に當つては顯著なる寄與を爲したのである。聯邦制度は印度が進歩し統一する唯一の途と考ふるけれども、予等は聯邦中に在つて劣等のものとして取扱はれざらんことを望んでゐる。即ち吾人は平等の權利を要求する。

スリニヴァサ・サストリ (英領印度代表)

今まで討議の結果二例の案が出てゐる。一は自治領の地位の獲得であり他は聯邦制度である。予は從來聯邦制度に反對し來つたが今や之に賛成する。但し聯邦制度に賛成なればとて自治領の地位獲得の希望を弱むるは許すことができぬと同時に、自治領賛成者も聯邦制度達成の機運を弱むることは不可である。英國人は國民議會派が政權を掌握することを恐れるが同派とて先祖傳來の犯罪人でもなく野蠻人でもない。又英國人は不倶戰天の敵とするものでもない。教養あり名譽を重んずる人々である。彼等の不満を除く去すれば彼等も吾人と協力するものである。

ラジャ・シエル・ムハマツド・カン (英領印度代表)

パンジャブは印度回教徒の活動の中心であつて將來も亦然らざるべからざるところである。パンジャブは印度の楯、鋒、刀の擲である。印度を叛亂より救つたものはパンジャブの兵である。印度の軍隊に關して適當な規定を設けないならば、印度の憲法は失敗である。印度が聯邦政府を有するに至らば國の軍隊を有しなければならぬ。而して其の補助として各聯邦州に依り維持せらるる民兵又は憲兵を置く必要がある。

ジャダヴ (英領印度代表)

ガンヂ成功の秘訣は人民の心に自尊心を呼起したのに存する。吾人は印度教徒たると回教徒たるとを問はず、我家の主人たらんとを欲するものである。此の希望の中には何等不忠の考を含まず又毫も英國より分離せんとする考を含んでゐない。

アガ・カン (英領印度代表)

予は此の會議に於いて印度に於ける各部門の思想を聴くことが出来た。各演説の異なる部分を取除くときは完全に一致せる一點を發見することが出来る。完全なる自治政府に對する要求即ち之れである。

吾人の案が若し少數種族及び藩王に取つて不満足なる點あらば更に案を立直して全般に取つて満足なる案を得る迄努力を續けたい。吾人にして藩王を満足せしめ回教徒を満足せしめ少數種族を満足せしめ、正當なる商業團體を満足せしむる聯邦制度を作り上げることを得るに於ては、完全なる自治及び完全なる責任を出發の基礎と爲し得ざる理はない筈である。

最後にマクドナルド首相は閣卓會議議長として一般討議終了に際して

予は卓越せる幾多の演説を聴いた。此等の演説中には幾多の考の相違があるけれども、此の相違は諸君が印度へ又吾人を下院へ失望の下に追返さんとするものに非ずして、吾人をして此等の相違を征服し以て一の協定に達せしめんが爲に事實に直面せしむるものである。吾人は論議の爲に集つたのではなく實行せんが爲に集つたのである。又一八〇〇年の出来事を記録せんと集つたのではなく未來の守護者として集つたのである。一九二六年の宣言に肉を付けんとするものである。此の會議に若し藩王の参加がなかつたならば會議の成果は果して如何であつたらう。藩王が此の會議に参加して協力を惜まざるは、聯邦印度への途を開くに實質的な貢獻を致せるものといつて可い。

予は印度建築の美を賞讃するものであるが、建築の様式は之に住む者の心に至大の影響を與へる。粗雑な構成の憲法は吾人に益がない。吾人の要する憲法は吾人の経験に基く憲法でなければならぬ。吾等に共通なるアリアンの文明及びアリアンの社會秩序の最も特長ある基礎は家族である。家族は村落を聯絡し村落は地方を聯絡し以て聯邦と爲るのである。聯邦は弾力性に富み且歴史的事情に適合しなければならぬ。

諸君に予の任務は相協力して議會の法律と爲るべき本問題の終案を得ることに存する。此の憲法即ち聯邦制度は二つの重要な

要素を具へてゐねばならぬ。第一には運用に適する憲法でなければならぬ。運轉しない憲法は役に立たない。第二には進化する憲法でなければならぬ。單に祖先傳來のものとして子々孫々が崇拜する靜物的ものでは不可である。即ち運用に適し進化する憲法でなければならぬ。絶えず進化を續けてゐる我が自治領の歴史は、我々に多くの事か教へるものである。最後に予は今回組織される各委員の事業の結果、意見の一致が成立し印度代表各位が英印間の親密な協同にし、互に協力せんとする英印雙方の希望が彌が上にも深からしめた幸福にして有力なる人々として、印度に歸ることを得るに至らんことを切望するものである。云々

委員會の經過

圓卓會議は十一月二十四日から委員會に移つた。總會に於ける抽象的な演説とは異り、委員會では極めて具體的にして、困難且機微なる事項を討議したのである。審議事項の或るもの例へば緬甸の分離、聯邦組織の大綱、州憲法の大綱等はそれぞれ各分科會の決定に到達したが、其の他の或るものは圓滿な進捗を見なかつた。殊に選舉制度に關する印度教徒及び回教徒兩者間の意見の衝突は圓卓會議中の大難關であつてアガ・カン其の他兩教徒中の有力代表間に折衝を重ねたが遂に妥協に達しなかつたのである。マクドナルド首相の好意に満てる調停も遂に何等效を奏せず、同首相をして本問題は第三者の調停を以てしては解決不可能であつて、結局當事者自らが解決するより外に途がないとの感を抱かしむるに至つた。其の後此の問題は何等の進捗を見なかつたが、兩教徒代表間に於ては非公式會談を試みつつあつた。

斯くて十二月十六日全委員會を開き、それ迄に審議を終つた聯邦構成、州憲法及び緬甸の三分科會の報告を審議したが何等決定を爲さず、更に總會の議に附することになつた。

其の他の各分科會はクリスマス後十二月廿九日から再び議事を開始し事業の進捗を計つた。圓卓會議は開會以來既に二ヶ月を経過し、印度代表中には種々の事情の下に追々歸國する者等を生じ、他方一月廿日には英國議會が開會せられるので、成るべく議會開會前に圓卓會議を終了せしめたい希望で、鋭意各分科會の審議を急いだので、事業頗る捗り各分科會は其の報告を完成するに至つた。尤も印度教徒及び回教徒其の他少數種族間の意見の相違は尙解決されなかつたので、同問題を取扱つた少數種族分科會のみは報告決定の運に至らなかつたのである。報告書を完成した分科會は次のやうなものである。

- 一 聯邦構成分科會 (The Federal Structure Sub-Committee)
- 二 州憲法分科會 (Provincial Constitution Sub-Committee)
- 三 緬甸分科會 (The Burma Sub-Committee)
- 四 北西境州分科會 (The North-west Frontier Sub-Committee)
- 五 選舉權分科會 (The Franchise Sub-Committee)
- 六 職員分科會 (The Services Sub-Committee)

七 國防分科會 (The Defence Sub-Committee)

八 シンド分科會 (The Sind Sub-Committee)

而して印度聯邦制度の組織に關する議題は、英國代表の一人たる大法官サンケー卿が起草し十一月廿六日各委員に配付せられ、同廿八日から之を基礎として討議したのである。議題は左の十二項に分れてゐた。

- 一 聯邦構成分子
- 二 聯邦立法部の形式
- 三 聯邦立法部の權限
- 四 聯邦立法部の構成、議員數、各構成分子への割當議員數
- 五 英領印度及び藩王國議員の選任方法
- 六 聯邦行政部の組織、性質、權限及び責任
- 七 州立法部の權限
- 八 州行政部の組織、性質、權限及び責任
- 九 少數種族及び特殊利益團體の協力確保に關する措置

十、最高裁判所の設置及び其の權限

十一、國防

十二、聯邦及び州行政部の皇帝に對する關係

此等のサンケー卿の起草に係る議題の外に、全員委員會は緬甸分離問題、北西境州問題、印度勤務官吏問題、選舉權問題をも議題とした。

次に各分科會の報告の要旨を紹介する。

分科會の任命

聯邦關係委員會 (Federal Relations Committee) は印度大臣ベンを委員長とし、當初英本國代表六名、藩王國代表十名、英領印度代表十六名合計三十二名を以て組織せられたが後四十九名に増加せられ、更に委員會は必要に應じ委員を選任することを得るに至つたので、漸次増員せられ遂に全代表を委員とするに決し、恰も議會に於ける全院委員會の如きものとなり、分科會に對して之を全員委員會 (Full Committee) と稱した。

全員委員會は十一月廿八日聯邦構成分科會を任命し十二月一日緬甸分科會、州憲法分科會及び少數種族分科會 (Minorities Sub-Committee) を任命し更に十二月十六日國防分科會、北西境州分科會、職員

分科會、及び選舉權分科會任命し、それぞれ審議事項を附託した。その附託事項は左の如であつた。

聯邦構成分科會

- 一、聯邦構成分子（議題第一）
- 二、聯邦立法部の形式（議題第二）
- 三、聯邦立法部の權限（議題第三）
- 四、聯邦行政部の組織、性質、權限及び責任（議題第六）（以上最初より附託）
- 五、聯邦立法部の院の構成、議員數、各構成分子への割當議員數（議題第四）
- 六、英領印度及び藩王國議員の選任方法（議題第五）
- 七、聯邦及び州行政部の皇帝に關する關係（議題第十二）（以上十二月十六日全員委員會にて追加附託）

州憲法分科會

- 一、州立法部の權限（議題第七）
- 二、州行政部の組織、性質、權限及び責任（議題第八）

少數種族分科會

- 一、少數種族及び特殊利益團體の協力確保に關する措置（議題第九）
- 二、最高裁判所の設置及び其の權限（議題第十）

緬甸分科會 緬甸分離問題

國防分科會 國防問題（議題第十一）

北西境州分科會 北西境州の特殊事情に適合する一般的州憲法の改正

職員分科會 印度勤務官吏の問題

選舉權分科會 男女選舉權問題

緬甸分科會

抑も緬甸の分離はサイモン報告書中に提議せられ居るところであるが、委員會に於て緬甸代表は、緬甸を印度より分離せしむるや否やの問題は、印度憲法改革に關する審議に先立ち之を決するに非ざれば、緬甸代表は其の立場に困難ある旨を表明したので、緬甸分離の條件及び之を達成する爲の方法を研究する爲、緬甸分科會を任命することとなつたのである。緬甸代表バ・ベは「印度民は民族自決の主義を持し居るが、其の點は緬甸民も亦同様である。緬甸が印度帝國の版圖内に入つたのは偶然の結果であつて、印度民の意思に反し且緬甸民の承諾なくして行はれたものである。緬甸民は印度民と人種の起原を異にし、アリアン人種よりも寧ろモンゴリアン人種に近く、印度人とは異なる風俗習慣を有し、緬甸の女子は英國の女子に劣らざる自由を有し、又緬甸人は讀み書きの能力に於て印度人よりも高いのである。サイモン報告書の緬甸分離の提議は緬甸人の歡迎してゐるところである」云々と述

べた。之に對し藩王側も英領印度側も緬甸の希望に同情し分離に賛成した。緬甸分科會はラッセル卿を議長として、十二月二日から議事を行ひ其の間分離に反對する議論もあつたが、十二月九日大要左の如き結論に達し之を委員會に報告することとなつた。

- 一 英國政府は緬甸の分離に付公の聲明を爲すべきこと。
- 二 緬甸の分離は緬甸が責任政府を有するに至るべき見込を阻害せざるべきこと。
- 三 緬甸の憲法制定の爲別に倫敦に於て會議を開くべきこと。
- 四 財政上其の他問題の何たるを問はず印度及び緬甸間の協議は相互調和の精神を以て行はるべきこと。
- 五 分離後の緬甸の國防に付適當の措置を講ずべきこと。
- 六 從來印度政府の下に於て中央事項とせられたる事項の引繼に關する措置は緬甸政府に於て之を爲すべきこと。
- 七 印度緬甸間現存の緊密なる通商關係に混亂を來たすことを防ぐ爲兩國間に通商協定を締結するべし。

聯邦構成分科會

聯邦構成分科會はサンケー卿 (Lord Sankey) を議長として十二月一日から議事を行ひ同十二日結論に到達し左の如き要旨の假報告 (interim reports) を決定した。

一 聯邦構成分子

聯邦構成分子は(一)英領印度の各州及び(二)藩王國又は藩王國團とし、後に聯邦に加入する藩王國の爲に規定を設けることとす、聯邦の成立は新なる國家の成立にして其の權力は(一)藩王國が皇帝に譲渡する所の權力及び(二)中央印度政府(並に州政府)が聯邦の目的の爲に委譲する所の權力により成る。

二 聯邦立法部の構成

- イ 聯邦立法部は二院より成り兩院共にそれぞれ英領印度及び藩王國の代表者を包含す。
- ロ 英領印度代表選任方法は本分科會に附託せられ居らざるも藩王國代表選任方法に付藩王は藩王國自身が決定すべき事項なりとの意見を爲せり。
- ハ 兩院の意見の相違は兩院合同議事又は他の方法に依り投票を以て決す但し票決は之を過半數とするや否やは後に定む。

三 聯邦立法部の権限

イ 聯邦立法部は一定の聯邦事項に付立法す。

ロ 聯邦事項の追加に付ては憲法的手續に依り規定を設くること。

ハ 聯邦事項に關し(一)政策及び立法(二)行政との兩者を區別せざるべからず、而して或る聯邦制度に於ては立法及び行政を通じて中央及び地方に分割し、又他の聯邦制度に於ては行政は之を地方に委ね中央は之を監督するに止む。其の何れを採用すべきやは主義の問題に非ずして便宜の問題なり。印度聯邦成立の際に於ける諸般の情況に適合するものを採るべきなり。

ニ 聯邦事項に關する聯邦及び州政府の權限の明確なる分界は事項毎に兩者間の協議に依り決すべし。

ホ 聯邦立法部は唯一個設置す。立法部が唯一個存するときは或る構成分子には關係なき事項を議することあるべきも其の爲に例へば英領印度のみの爲に別個の立法部及び行政部を設くるが如きは好ましくらず。

分科會は其の後附託せられた審議事項に付、更に一月十四日次の如き要旨の追加報告を決定した。此の報告決定に當り同分科會は一般の方針の決定に止め、細目は後日印度及び英國に於ける輿論を聽いた上、決定するを適當と思考する旨を報告の冒頭に掲記して居る。

(一) 行政部

一 基礎的原則

イ 特別規程に依る一定例外の場合を除き將來印度聯邦政府の責任は印度人に在ることを認む。

ロ 前項の方針實現方法として各自治領の例に倣ひ行政權力は皇帝又は皇帝を代表する總督に在ることを定め總督の任免する内閣(Council of Ministers)を設けて總督を輔弼せしむ。

ハ 總督は立法部に於て信任を保持する者を閣員(Minister)に任し英帝國内の各國に於て確立せられ居る憲法的慣行に倣ひ總督は一閣員をして内閣を組織せしめ閣員候補者名簿を提出せしむ而して閣員は立法部の信任を保持する間のみ其の職に在るものとし又閣員は連帶責任とし其の去就を共にす。

二 過渡期に於ける措置(留保事項)

上記の基礎的原則は終局に於て達成せらるべきものにして現在に於ては之に或る條件を附する必要あり。即ち是迄英國議會に存せる總ての責任を一舉に印度に移すことは不可能にして過渡期の措置として左の事項は總督の留保事項とす。

イ 國防及び涉外事項(聯邦組織の外に在る藩王國との關係を含む)に關する責任は總督に在り。

ロ 前項以外の特定事項に付ても總督は其の責任を以て處置するの自由を有し其の決定を實行する爲に必要な權力を有す。

三 總督の權限

イ 前記の留保事項に付總督は其の代表者を任命する權限を有し之に任命せられたる者は閣員の地位を有し立法部の兩院に於て發言權を有す。

ロ 閣議主宰に付ては總督が自ら主宰するを適當と思考する場合は自己の裁量に依り自ら主宰すハ總督は公務に關し常に十分なる情報の供給を受け大臣の有する情報又は書類を求むる權利を有す。

ニ 留保事項に關する責任は總督に在るを以て留保事項に要する經費は立法部の協賛外とす。此の經費は英本國に於ける既定費 (Consolidated fund charge) と同様の方法を以て之を支辨す。

ホ 總督は留保事項の執行に必要な法令制定の權限を有す但し此の權限の行使に當つては假令責任は總督に在りて閣員にはなきも通常の場合閣員に諮るべきものとす。

ヘ 通常閣員の輔弼に依り行ふべき行政事項と雖も國內の平和及び安寧を確保し又人民間の重大なる利益の衝突を避け及び官吏の憲法上與へられたる權利を保障する爲に總督は歳入割當の要

求又は法令の制定に依り處置するの特別權力を有す(此の點に付ては總督の特別權力行使の場合を限定し以て閣員の權限を毀損せざらしむる要ありとする委員ありたり)

四 財政

イ 豫算編成及び借款に關しては總督は世界の金融市場に於て印度の信用を甚しく毀損せりと認むる場合は之を阻止する權力を有す。

ロ 印度の信用及び通貨の管理を確保する爲に政治的勢力に依り左右せられざる鞏固なる基礎の上に立つ準備銀行 (reserve bank) を成るべく速に設立する要あり。

ハ 紙幣及び貨幣に關する法律の改正案提出に當ては豫め總督の裁可を要す。

ニ 減債基金又は他の方法に依り銷却措置を講じある借款及び印度大臣の保障の下に任命せられたる者の俸給及び恩給は留保事項に要する經費と共に既定費として確保せらるべきこと。

ホ 以上の制限に拘らず財務長官は立法部に責任を有する他の閣員との間に地位上の差異なきものとす。

ヘ 現在の状況を以てしては十分鞏固にして且必要な金及び銀を準備せる準備銀行を直ちに設立することは困難なるべきを以て右設立に至る迄總督をして金融政策及び通貨に關する管理を

爲さしむる特別規定を設くる要あるべし。

(二) 立法部

一 上 院

イ 上院は *senate* と稱し其の議員數は百名乃至百五十名とす。

ロ 議員の資格は上院をして經驗に富み人格優れ重味ある人士の團體たらしむるに足る人物たるべし。其の爲には英領印度より上院議員に立候補の場合其の資格は現在印度上院 (*Council of State*) 議員立候補資格と同様とし又藩王に於ても同國より選出すべき上院議員の選任に當り右と同様の資格ある人物を選任すべきものとす。

ハ 英領印度より選出すべき上院議員は州立法部に於て單記移議式投票 (*Single transferable vote*) に依り選舉せらるべし。

ニ 上院は下院と異り解散せらるることなきも一定期間毎に一定數議員を改選す。

二 下 院

イ 下院議員の數は二百五十名とす。

ロ 下院は總督に依り解散を命ぜられざる限り其の議員の任期は五年とす。

三、特殊利益團體議員

被壓迫階級、印度人基督教徒、歐洲人、英印混血人、地主、商業團體、勞働團體の特殊利益團體は出來れば上院及び下院の雙方、少くとも下院に議員を選出することに關し規定を設くることとす。

四 内閣不信任投票

行政部の安定を確保する爲閣員は少くとも兩院の三分の二の多數に依り不信任を決せられざる限り辭職を餘儀なくせらるることなし。

五 藩王國議員の地位

聯邦立法部に於て英領印度のみに關する事項が議せらるる場合に於ける藩王國選出議員の地位に關し藩王國側は問題が内閣の信任に關する場合には假りに夫れが英領印度のみに關する事項より起れる場合と雖も同國議員は英領印度議員と同時に行動することとし同時に同國議員は藩王國に關係なき事項に付ては右は聯邦事項の範圍外なるを以て之に關與せざるべき旨の希望を爲し右は分科會の一般的支持を得たり但し分科會は本問題は更に研究せらるべきことを勸告す。

(三) 聯邦行政部の州行政部に對する監督

一 聯邦事項の範圍内に於ては聯邦行政部は州に於て聯邦法律が十分に施行せらるることを確保す

る權力を有する必要あり。

二 藩王國の領土内に於ては聯邦行政部は聯邦事項範圍外の事項に付直接にも間接にも此の種權力を行使する權なし。

三 英領印度の一州以上に關係する事項は假りに右事項が州事項なりとするも之に決定を與ふるものなかるべからず而して右決定權は之を聯邦行政部に存せしむ。

(四) 聯邦立法部と州立法部との關係

一 原則

現在印度立法議會の權限に屬する事項を聯邦事項、中央事項又は州事項に分類することに關しては將來専門家をして審議せしむる要あり。

一定州事項の立法に關する統制は州法律案を總督に提出して豫め其の裁可を経る手段に依らず(イ)一定既存の法律を表示し以て此の種法律は豫め總督の裁可を経るに非ざれば州立法部に於て之を變更することを得ざることをし(ロ)特定の州事項に關しては聯邦立法部に於ても州立法部と並行的に立法する權限を認め州法律にして聯邦法律に牴觸する場合は其の牴觸の部分に付州法律は之を無効とす。

二 民法及び刑法に關する立法

民法及び刑法に關する問題に付ては聯邦構成分科會は更に法律分科會 (Legal Sub-Committee) を任命して之に審議を附託したるが法律分科會は左の如き報告を爲せり。

イ 州立法部に對し民法及び刑法の全範圍に亘り立法するの總括的權限を與へ中央立法部に對しては中央に關係ある事項に限り立法するの權限を與ふることの能否は法律分科會の考慮したる所なるが中央立法部の確保事項を指定することは不可能ならずとも困難なるを以て結局中央立法部に對し廣般なる立法權を與ふるの要あるべし。

ロ 現存の民法及び刑法の劃一を維持することは全英領印度の利益の爲のみならず各州の利益の爲にも必要なり。同時に州立法部は州の民法及び刑法に付廣般なる立法權を有する必要あり。此の目的を達する爲には中央立法部に民法並に刑法に關する總括的立法權を與へ州立法部には中央關係事項(例へば國際義務に關する法律、州立法部に關係ある地方の法律及び中央に留保せられたる權力に關する法律)を除きたる事項に付同様の立法權を有せしむるを可とす。

ハ 現存の法の劃一を維持する爲には一定の重要法律は豫め總督の裁可を経るに非ざれば之を廢止又は變更することを得ずとする現行措置を維持すること必要なり。此の種の法律は印度統治

法 (Government of India Act) 第八十章の二第三條第八號に指定しあるも右は變更及び追加を要す。

ニ 前項以外の事項に付ては豫め總督の裁可を経ずして立法することを得るも中央立法部の立法に牴觸する場合は中央立法部の立法は州立法部の立法に優る。

ホ 以上の實行を期する爲には中央事項の第十六及第三十は現在通り之を中央事項として存し尙州事項中にも之を掲げ而して法の劃一を計る爲前記の第八十章の二第三條第八號の趣旨の規定を設くる要あり。

州 憲 法 分 科 會

州憲法分科會は外相ヘンダーソン長が議長となり十二月四日から議事を行ひ、同十五日結論に到達し左の如き要旨の報告を決定した。

一 ダイアキー (Dyarchy) の廢止

二重政治を廢止し州の事項に關する行政は總て州立法部に對する責任の下に行はるべきとす。
州行政部の構成。

イ 各 Minister (假に閣員と譯す) は立法部に對し連帶責任を有す。

ロ 閣員の任命は知事 (Governor) 之を爲す。知事は通常立法部に於て最多數の議員を率ゆる者に閣員候補者を推薦せしむ。閣員は選舉せられたる立法部議員たることを要するも一定條件の下に例外を認む。

ハ 少數種族を州行政部に參加せしむる方法を講すべきこと。

三 知事の權限。

イ 立法部に對する權限。

(一) 知事は立法部の解散、法律の裁可又は不裁可を爲し再議の爲め法案を返戻し又は總督の考慮を求むる爲之を留保することを得。

(二) 左記事項の立法には豫め知事の裁可を経ることを要す。

a 州内の階級又は部族の宗教及び宗教上の典禮に關する事項。

b 憲法に依り聯邦事項とせらるる事項。

c 聯邦立法部の法律又は總督令を廢止し又は之と牴觸する立法。

ロ 職務遂行。

(一) 知事は閣員の輔佐に依り職務遂行上必要な事務上の知識の供給を受く。

(二) 閣議は首席閣員 (Chief Minister) 之を主宰するも特別の場合には知事之を主宰す

ハ 知事の閣員に對する關係。

(一) 閣員は知事の意に協同其の職を保つ。

(二) 印度統治法 (Government of India Act) 第五十二條第三條の閣員の意見を拒否する權は之を廢す。知事が閣員の意見を拒否し得る場合は少數種族の保護及び州の安寧等に關し憲法上特に課せられたる義務遂行のときに限る。

ニ 特別及び非常の權。

(一) 知事は憲法上課せられたる特別の義務遂行に必要な立法及び財政に關する適當なる權力を有す。

(二) 知事は政府總辭職又は憲法缺欠の場合に行政を爲す權力を有す。但し右權力の行使は英國議會兩院の承諾なき限り六箇月以上に亘ることを得ず。

四 州立法部の構成。

イ 州立法部の大さ。

州立法部の大さを從來よりも擴大する要あり。

ロ 會期。

會期は通常五年を超えざることを得。

ハ 議員。

議員は總て選舉に依るべきこととす。但し選舉に依ては到底代表を選出することを得ざる部族に對しては代表選出を確保する爲知事に於て或る一定限の議員を任命することを得。

ニ 第二院。

州立法部は現在に於ては一院制なるが或る州に於ては二院制を必要とすべし。但し二院制は輿論が之を支持するベンゴール省、聯合州、ビハル・オリッサ州に限り他州に於ては輿論が斷定的に之を可とする迄は認めざることを得。

北西境州分科會

北西境州分科會は州憲法分科會議長を勤めた英國代表の一人たる外務大臣ヘンダーソンを議長として十二月十八日以來會合し一月一日左のやうな報告を決定した。

一 北西境州地方改革の必要。

北西境州の五行政區域は現在印度政府の直轄區域なるが之を知事 (Governor) の管轄する州とする

いふ。

二 州事項

中央事項と北西境州事項との區別を明確にする必要あるが其の爲には特別委員會を設けて審査せしむるを可とすべく分科會の意見としては境界地方警察を除き普通警察は州政府に屬せしむるも此の州は國防及び涉外事項に關係多き事實に鑑み全印度に取り重大なる事項及び部族地方 (tribal tracts) の事項は中央事項とするを可とす。

三 行政部

行政部は知事及び之を輔佐する二名の閣員 (Minister) より成り閣員は官吏に非ざる立法部議員 (nonofficial member of the Legislature) 中より之を任命し其の内少くとも一名は選舉に依る議員たるべし。

知事は部族地方の事務及び中央事項に付ては總督に代りて之を統轄し此種の事項は閣員の關與せざる所とす、又知事は州行政の首長にして閣議を主宰す。

四 立法部

一、立法部は一院制とし州事項に付立法し及び支出を決す。

二、立法部は選舉せられたる議員及び任命せられたる議員より成り其の議員總數は四十を超えざるべし。

三、議員四十名の内任命に依る議員は當分十四名とし其の内官吏にして議員に任命せらるるもの數は六名乃至八名以内とす。

四、選舉權に付ては選舉權分科會の審議に俟つ。

五、回教徒が少數種族なる各州に於て回教徒に *separate electors* を與ふるに於ては北西境州に於ても印度教徒及びシーク族に對しウェイターヂを與ふることを人口を基礎として算出せる代表數の三倍數の代表を與ふ。

五 財政

北西境州は州事項に付財政上の不足を告ぐべきを以て中央歳入より財政上の補助を受ける必要あり。而して此の目的の爲には先づ専門家の調査を行ふ要あり。尙補助金額を一年毎に聯邦立法部に於て審議決定するに於ては州の自治を阻害する虞あるを以て數年毎に之を定むるを可とす。

選舉權分科會

選舉權分科會は英國代表の一人たる檢事總長サー・ウィリアム・ジョウイットを議長として十二月十

九日から會合し一月一日次の如き要旨の報告を決定した。

一 選舉權の擴張

分科會一般の意見は成年選舉權 (adult suffrage) の附與を究局の目的として選舉權を擴張するの望ましきことに合致せるも、現在の情況に適合せしむる爲には果して如何なる程度迄擴張可能なりやに付ては意見分れたり。サイモン報告書は有権者の數を總人口數の一割迄増加することを提議し居るも分科會委員中には二五割分迄即時増加可能なりと爲せる者ありたり。分科會は専門家より成る選舉權委員會 (Franchise Commission) の任命を提議し同委員會に委嘱して總人口數の一割より少からず二割五分より多からざる程度に増加方に付研究せしめ尙直接選舉の權なき成年者に對し間接選舉の權を附與し約二十名を一團として一名の直接選舉權者を選舉せしむる方法に付ても同委員會をして研究せしむることを提議す。

二 選舉資格

一、選舉資格は各地方を通じ同一とすること。
二、選舉權に財産的制限を設くることとし財産は之を廣義に解し土地の所有に限らず土地又は家屋の占有、金錢又は物品に依る収入又は貨銀の收得をも包含す。

三、選舉權委員會をして教育に依る選舉資格決定の能否を研究せしむ。

四、軍人に對し選舉權を附與しある現行制度は之を存続す、選舉委員會は尙補助軍及び地方軍 (Auxiliary and Territorial Forces) に屬する者にも選舉資格を及ぼすことに付研究すべし。

三 女子に對する特別選舉資格

現行制度に於ては女子有権者數は男子有権者數に比し殆んど云ふに足らざる少數なるが、男女間に有権者數の大なる相違の存するは良好なる政治に達する所以に非ざるを以て女子に對し特別の選舉資格を認むる必要あり。然れども分科會は此の資格を決定する爲の材料を有せざるを以て本件は之を選舉權委員會に委嘱す。尙サイモン報告書は年齢の制限を二十五歳と爲し居るも分科會は二十一歳を提議す。

四 特別選舉區に對する選舉權

特別選舉區に對する選舉資格は特別選舉區の性質如何に依るも分科會は特別選舉區に付考慮する權限を有せず且如何なる特別選舉區が設けらるるかに付知悉せざるも一人の有権者にして一般選舉區及び特別選舉區の雙方に於て投票權を有するの可否に付ては分科會は意見分れたり。

五 都會及び地方の選舉權

都會及び地方間に有権者數の大なる相違ある地域に於ては其の相違を除去するやう選舉權委員會に於て選舉資格の調整を計る要あり。

六 居住の制限

或る州に於ては選舉權に居住の制限を附し居るも分科會の意見は之を撤廢すべしと云ふに在り。

七 將來に於ける選舉權の擴張

將來選舉權が自働的に擴張せらるる制度は分科會の探らざる所にして分科會は新憲法制定十年の後各州立法部が其の裁量に依り之が擴張を爲すを可と思考す。

八 聯邦立法部に對する選舉權

聯邦立法部の形體は未だ決定し居らざるを以て聯邦立法部に對する選舉權に關しては分科會は何等提議することを得ず。

職 員 分 科 會

職員分科會は一月六日から前記選舉權分科會の議長を勤めたサア・ウィリアム・ジョウウィットを議長として會合し一月十三日左の如き要旨の報告を決定した。

一 現在の職員

(一) 新憲法制定前に任命せられたる職員の權利及び地位の保障に關し新憲法は規程を設くべしとす。

(二) 新憲法は恩給(遺族扶助料を含む)の支拂及び積立貯金基金(provident funds)の保障に關する規程を設くることとす。

(三) 新憲法實施に當り廣き範圍に亘る職員の更迭は經濟上の損失及び行政上の困難を惹起すべきを以て現在の職員に對し引續き忠誠と勤勉とを以て安んじて勤務せしめ得るやう措置を講ずる要あり。

二 將來に於ける職員の補充

(一) 文官及び警察官の補充は從來の通り全印度的基礎に於て行はるべきものとす。但し司法官の補充は印度勤務文官(Indian Civil Service)より之を爲さざることに付分科會多數の意見の一致を見たり。

(二) 林務官(Indian Forest Service)及び技術官中の灌漑部に屬する者(Irrigation Branch of the Indian Service of Engineers)は州の管轄に屬せしむ。

三 職員の補充及び監督に關する主務官廳

(一) 印度勤務文官及び警察官中の歐洲人補充方に關しては分科會の意見分れたるが多數は或る程度

迄歐洲人の補充を望まじとせり。

(二) 歐洲人補充の割合に關しては意見分れ或る者はリー委員會 (The Lee Commission) の定めたる所に依り従來通りの數の補充を持続すべしと爲し或る者は本件は將來の印度政府に於いて之を決定すべしと爲せり。

(三) 職員の補充及び監督は印度政府に於いて之を爲すことに大多數の意見一致せるも少數は英國政府の印度大臣 (The Secretary of State for India) をして之を管掌せしむべしと爲せり。

(四) 印度政府は從來より官吏を登用することを得たるが新組織の下に於ても印度政府と州政府との間に取極を行ひて此の便宜多き方法を繼續するを可とす。

四 印度衛生勤務 (Indian Medical Service)

(一) 印度衛生勤務は元來軍隊に屬する勤務なるが其の一部派たる非軍事部 (Civil branch) は之を廢することとし尙印度政府又は州政府に於て非軍事的醫官を任命する場合は之を歐洲人のみに限定せざるべしと爲す。

(二) 非軍事醫官勤務 (Civil Medical Service) は公職委員會 (Public Service Commission) に於て之を補充することとす。但し一定數の醫官は必要に應じ之に軍醫の勤務を爲すことを得せしむる爲軍事的訓練を施し得る措置を講ずる要あり。右に要する費用は軍の經費より支出す。

(三) 公職委員會は適當數の歐洲人を非軍事的醫官として補充すべきものとす。

五 公職委員會 (Public Service Commissions)

(一) 各州並に中央政府に公職委員會を設け右は州公職委員會に在ては知事、中央公職委員會に在ては總督之を任命す。

(二) 職員の補充は公職委員會之を管掌し各部族への公平なる振當、能率の確保並に必要資格の具備に付考慮を拂ふべし。同委員會は州に在ては知事、中央に在ては總督の定期的檢閲を受けるものにして知事並に總督は必要の訓令を發することを得。

(三) 公職委員會委員は皇帝の信任中在職し其の職を免するは州に在ては知事、中央に在ては總督之を行ふ。退職後知事又は總督の定むる一定期間は他の官職に就くことを得ざるものとす。但し州公職委員會委員が中央公職委員會委員となり又後者が前者となることは之を認む。

(四) 英印混血人の公職就任の要望に對しては特別の考慮を拂ふこととす。

(五) 左の點に付法令を以て之を明にすべし。

イ 何人とも雖も部族、階級、信教又は人種上の理由を以て公職に就くことを妨げらるることなし。

ロ 部族、階級、信教又は人種は何等公職に於ける昇進又は被免の理由と爲らず。

右は主として被壓迫階級をして各種の公職に就かしむるを得せしめんとする意圖に出づるものなり。

六 警察官

警察官に付ては分科會の或る委員は右は將來の州政府の權限に牴觸するを以て何等提議を爲さざるを可とするの意見を爲せるも他の委員は檢察官 (Inspector-General) が警察官を管轄する現在の制度を持続すべしとの意見を有し一八六一年の警察法は豫め總督の同意を得ずして之を廢止し又は變更すべからずと爲し又ボンベイ、ベンゴール及びマドラス政府の警察法も亦同様總督の同意を得ずして改廢を許さずとの意見を爲せり。

七 中央勤務

立法部に對し責任を有する閣員の管轄する職員は印度政府に於て之を行ふこととす。總督の管轄する職員に關しては分科會の權限外なるを以て之に關しては分科會は意見の提出を爲さず。

國 防 分 科 會

國防分科會は英國代表の一人たる自治領大臣トーマスを議長として會合し一月十四日報告を決定した。報告の要旨は左の如くである。

一 序 説

國防分科會の討議は主として印度軍の印度人化 (Indianization) を中心として行はれたるが分科會は國の安全を危殆ならしめ又は軍の力を弱むるが如き結果を惹起せざらむことに留意せり。印度國防の責任は英帝國國防委員會 (Committee of Imperial Defence) を通じ皇帝に存するの事實は見違はずからざる點にして國防問題は終局に於て同委員會の審議を経べく國防は單に印度のみに關する問題に非ずして英帝國全體に關する問題なり。如上の理由を以て分科會は印度軍の印度人化に付何等詳細なる決定を爲すことを得ず左の原則的決議を爲すに止めたり。

二 決議事項

- (一) 印度に於ける新政治組織の發達と共に印度の國防は英本國のみの事項に非ずして廣き範圍に亘り印度民の事項と爲さざるべからず。
- (二) 右原則の實行方法として分科會は左の三項を提議す。
 - イ 速に印度軍の印度人化を計る爲適當の措置を講じ以て原則の達成を計ること。但し同時に必要なる能率程度の維持等各關係事項に付考慮を拂ふべきこと。
 - ロ 前項實行の方法として成るべく速に印度に士官學校を設立し印度國防の各兵種士官の養成を

計るべし。同學校は藩王國軍の有望なる士官をも訓練すべし。尙英國に於ける Sandhurst の歩
騎士官學校 Woolwich の砲工士官學校及 Cranwell の空軍士官學校に於ても從來通引續き印度
人の入學を許す。

ハ 遅延を防ぐ爲印度政府は英國及び印度（藩王國を含む）の専門家委員會を設置し前記士官學
校設立の細目を定むべし。

三 印度駐屯の英國兵數を能ふ限り減少したしこの印度側の意見を認め本問題に關し速に専門家を
して之を審査せしむべし。

尙藩王國代表を含む軍事審議會 (Military Council) の設置に付意見の一致ありたり。

シンド 分 科 會

シンド分科會はシンド（回教徒の地方）をボンベイ（印度教徒大多數を占む）から分離せしめて州
とするの件に關し審議の爲追加任命せられた分科會であつて、緬甸分科會の議長を勤めたラッセル卿
が議長となり一月十四日左の如き報告を決定した。

(一) 分離の能否

シンドがボンベイと其の人種及び言語を異にし地理的にボンベイより孤立し兩者間の交通困難にし

て且分離の要望大なるは、シンドを分離せしめて一の州とするの必要を感せしむ。ボンベイ政府は
シンド分離に關する行政上の困難を指摘し居るも分離は敢て不可能に非ず。

(二) 分離後の財政

分離後のシンドの財政狀態如何に付ては、分科會は十分なる材料を有せざるを以て意見を提出する
ことを得ざるも、分科會は二名の反對者を除き分離要望の大なるに鑑み主義上分離を可とする意見
にして、専門委員會をして分離後の財政狀態に付審査せしむることを勧告す。而して審査の結果財
政上の不足を見出したる場合は、シンド側に於て其の不足に付満足なる補足の途を示すことを得る
に於ては之を分離せしむ。

斯くて少數種族分科會を除く各分科會の報告は全部提出を了し一月十五日及び十六日の全會委員會
に於て之を採擇した。尙一月十六日の全會委員會は上記各分科會報告以外に左の二項を決定した。

(一) オリツサの分離希望

サイモン報告書はオリツサが人種上、言語上、行政上及び經濟上の各方面から見て分離せらるべき
ものなることを提議して居るのであるが、ラヂヤ・ア・オヴ・バルラ・キメデ (Rajah of Parakinej)
は一月十六日の全會委員會に於て其の分離を提議し多數委員の同情と賛成を得たので、委員會

は此の提議を諒承する旨を決議した。

(一) 最高裁判所問題

最高裁判所の設置及び其の権限の問題はサンケー卿の起草した議題の第十に掲げられたるも、時間の不足の爲遂に審議せらるるに至らずして會議は終了に近づいたので、一月十六日の全會委員會に於いてサンケー卿から最高裁判所設置に關する主義のみを決して其の細目は後日に譲るべき旨の提議があり各代表は之に賛成した。

少數種族分科會

少數種族分科會は圓卓會議中の難關であつて、マクドナルド首相自ら議長となり銳意各少數種族間に於ける要求の妥協を計ることに努力したが遂に成果を得るに至らず、最終總會の日たる一月十九日午前に至り漸く報告を決したが、此の報告は單に主義上の意見を採録報告したに過ぎず。同分科會の題目たる少數種族及び特殊利益團體の協力確保の措置、就中印度教徒、回教徒、シーク、被壓迫階級、勞働團體、商業團體、英印混血人、印度基督教徒等の間に於ける立法部議席分配率及び選舉區制度の問題に就きては遂に何等決定的な意見の一致を見るに至らずして終り、其の事業は引續き英國及び印度に於いて行はるべきこととなり、マクドナルド首相は其の最終總會に於ける演說中に此の問題に言

及して、此の問題は印度人自らが之を解決し得べきことを確信し、同時に若し此の問題に就いて外部から協定を強制したならば印度の憲法をして運轉不能のものたらしむるに終るであらうと述べ、尙同總會で朗讀された英國政府の聲明中にも、本問題は各種族間に於て自ら解決すべく英國政府は之に助力を惜まざるべし云々と述べられて居る。

斯くの如き事情であつたから少數種族分科會報告は單に概括的な意見の記録に止まつてゐる。其の要旨左の如くである。

- (一) 印度に於ける責任政府の作用の成功を期するには各部族の協力を必要とし、其の爲には各部族の利益を憲法上保障する必要あり。且主要部族間に於て協定を見ること望ましき次第なり。此の協定は略達成せられたるも遂に成功せず協議は引續き英國及び印度に於いて行はるべきものとす。
- (二) 各部族の文化的及び宗教的生活を保障し人種、階級、信教、性の差別なく各個人の經濟上、社會上及び政治上の權利を確保することに關する宣言を憲法中に規定すること。
- (三) 一定條件の下に一般的登記に依る立法部選舉を行ふことの可能性に付考慮したるも何等協定に達することを得ざり。
- (四) 合同自由選舉區制 (System of joint free electorate) が民主主義的原則に合致するものなることは

一般の認めたる所なるも、各部族が印度の各地に分散すること竝に其の經濟上、社會上及び政治上の勢力を異にせることは少數種族の代表を不十分ならしむる危険を伴ふこの意見を爲すものありたり。

(五) 任命に依り議員を選任することは全委員の反對する所なりき。部族に對する比例的議席を留保せる合同選舉區制の提議あり。右は個別選舉區制(Separate electorate System)の目的を確保し同時に選舉に一府民主主義的なる形式を與ふるものなり。然るに右方法は少數種族の代表を確保すべきも實際には任命と差なく、結局少數種族議員の選舉は多數部落に依り行はるる結果となる處ありて、右は要するに部落選舉に過ぎざる結果に終ることを論あり。一般の意見は個別選舉區制を可とせり。

(六) 重要少數種族を州行政部に代表せしむることは新憲法の作用の成功を期する上に重要にして同様の理由を以て同教徒を聯邦行政部に代表せしむべきことに付一般の意見の一致を見たり。

(七) 中央並に州行政部の職員補充は之を公職委員會(Public Service Commission)の任務とするも各部族に對し公平にして適當なる代表を認め同時に適當の能率程度の維持を計るべきこと。

(八) 英國政府は各部族が反對する選舉上の主義を各部族に強制することを得ざることを。故に何等協定に達せざる限り缺點竝に困難あるに拘らず依然として個別選舉區制を採用することとし、從て議席分配率の問題起る次第なるが其の場合被壓迫階級の要求に對し適當の考慮を拂ふこと。

(九) 印度に於いて取引に従事する英國商人及び商社の權利と印度出生民の權利との間に差別を設けざることを。竝に右權利に關し相互主義的規定を設くること及び在印歐洲人の刑事裁判上の權利は之を持續すること。

最 終 總 會

斯くて一月十九日にセント・ジュームス宮殿アン女王の間で最終總會が開かれ、各分科會の結果の報告があつた。會議の結末をつける爲に劈頭マクドナルド首相の發議に依り「各分科會の報告竝に之に加へられた各代表の意見を受領諒承し、此等の報告は暫定的の案なるも、之に附せられた註解と共に、將來の印度憲法制定上貴重な資料であつて、且細目を定むる上に有益な指針たることを認め、尙引續き憲法改革事業を繼續する爲の措置を講じ、同時に同教徒、被壓迫階級、シーク族其の他の重要少數種族に對し適當な憲法上の保障を爲すべきこと」を決議した。原案には回教徒其の他の少數種族に對する憲法上の保障に關して言及してなかつたが、アガ・カンを初め同教徒の代表が此の種の字句を決議中に挿入しなければ、決議に加はることが出来ぬと主張したので、加へられたものである。

右の決議通過後自由黨首領サプルは

「予は此の際マクドナルド議長に政治上の意見を異にせる爲投獄されて居る政治犯人を解放されんこ

を熱望する。之に依つて印度に新しき時代を來さしめ、闘争を間もなく終焉せしめられたいのである。會議は幸にも大體印度聯邦制を認めらるるに至つたが、此の際望ましきことは、此等の問題に對し印度人をして焦慮や不快や氣乗薄の氣分を懷しめず、希望に満ちた氣分を以て乗り出さしめるやうにすることである」とて政治犯人の釋放を情願した。

閉會式ではマクドナルド首相は、過去十週間に亘る會議の業績を回顧した演説を試み、満場の割るが如き喝采を博した。首相の演説に言ふ、吾人は今次の會議に於いて、極力廣く深く且忌憚のない検討を行つた。唯印度に於いて重要な政治的勢力を有する一派の人人が此の會議に参加しなかつたことは最も遺憾とするところである。今まで何回となく證言せられたるが如く、英國は永久に印度を支配せんとするものでなく、總ては印度にも自治が許さるべきものである。印度國民間に、英國に對する敵意を煽動するが如きは、決して現在混亂に陥つてゐる世界に、自由の發達を促進する所以ではない。

政府の希望する所は團結された印度である。社會階級の差別を超越した印度の觀念こそ英國政府の欲するところのものだ。政府は決して印度教員でも何れの味方でもない。願ふところは印度の一致である。英國政府は如何なる目的の爲にも印度人間の不一致を利用するやうな考は持つてゐない。

種族間の意見の相違は、今次の會議の結果頗る接近せしめることが出來た。今後の商議に依つて圓滿解決せらるるに到るであらう。私は諸君が此の問題を解決し得ることを確信する。

印度は將來聯邦たるべきものと斷定された。それは印度藩王の印度の問題に關する愛國的興味と印度の將來に關する頗る賢明な觀察の結果である。是は大なる成功であり大なる事業である。印度と英國とは共に藩王に感謝しなければならぬ。

印度憲法構成上安全保障が問題になつた。例へば州知事、總督、皇帝などの保留的權力又は財政や官吏の任免に關する保障の如きものである。少數種族の間に相互に自己の安全保障に就いて協定に達することが出來ない場合には、新印度憲法中に少數種族の自由と權利との保障に就いて規定を設けなければならぬであらう。

總督又は知事が憲法に依つて與へられた保留的權力の行使が輿論に反し不評判である場合には、印度政府又は州政府の閣員は之に對して共に責任を負ふ準備がなければならぬ。行政府は特に其の責任に就ての一致がなければならぬ。責任の一致は其の政策を遂行し立法府の信任を得るが爲に缺くべからざるものである。

サブル氏の要求された政治犯人の釋放はまことに賢明にして感動すべき要求であつて、豫て私の胸

中にもあつたところである。私は此の會議が英印關係に於いて新しき一章を開かんことを望んでゐるので、若しサプル氏の要求にして印度に於いても英國に於けると同様反響があり、印度内の安寧が宣言され確保されるならば英國政府は彼の要求に應ずるに吝かなるものではない。

印度の憲法の或る部分に關しては既に吾人の意見は一致したが、其の憲法の運用を成功せしむるには極めて慎重な研究に俟たねばならぬ。私は諸君と共にそれを研究した結果、その中から思想、暗示及び計畫を得て、印度憲法の運用を助けんことを望むのである。

吾人が斯くまで成功した秘訣は相互の接觸である。此の會議の一週間は外交文書に依つて行はれる六箇月の交渉よりも以上の好結果を得た。畢竟卓を圍んで相談したから諒解と一致の機會を得たのに因るのである。私は此の状態を續けて行きたいと思ふ。

英國政府の聲明

續いてマクドナルド首相は印度の將來に對する英國の政策に關し、豫て期待されてゐた重要な聲明を朗讀した。其の聲明は次の如くである。

英國政府の見解に依れば、印度政府に對する責任は過渡期に於いて或る種の義務を遵守し、其の他の特殊事情に應ずべき保障に必要な條項、竝に少數民族より要求された彼等の政治的自由及び權利を

保護すべき保障條項と共に、總べて中央並に州議會の雙肩に置かるべきものである。過渡期の必要に應ずる爲設けられた法律上の保障中に於いて、斯る留保附の權力が、新憲法により印度が自己の政府に對する充分なる責任を負ふに至る道程を害せざるやう行使さるゝ事實を見得るか否かは、英國政府が先づ最初に懸念する所である。

英國政府は此の宣言を爲すに當り、目下計畫されつゝある憲法の運用に必要な或種の條件が最終的に決定されて居ないことを知つた。然し政府は此處で爲された事業の結果として、夫等の條件が此の宣言發表の後に行はるべき交渉が成功すべしとの希望を抱かせるに充分な點まで到達してゐることを信ずるものである。英國政府は此の會議の討議が、之に關係ある凡ての黨派によつて承認された根柢に基いて進捗したといふ事實を銘記する。即ち其の根柢なるものは印度の中央政府は藩王國並に英領印度を包擁した全印度の聯邦たるべきものであるといふこと、及び聯邦は二院制の議會を有すべきものであるといふことである。

新聯邦政府構成の嚴格なる形式は藩王並に英領印度代表の討議によつて決定されねばならぬ。此の討議に附託さるべき數々の議題も亦更に討議を行ふ必要がある。何となれば聯邦政府は單に聯邦に加盟すべく協定を結んだ藩王國に關するが如き事項に關してのみ權限を有するからである。藩王國と聯

邦との關係は、藩王から聯邦に移讓されない事項に關しては、印度總督を代理として其の權限を行使する皇帝との關係の儘存続すると云ふ根本原則の儘殘される筈である。

聯邦制度の下に構成さるべき立法議會と共に英國政府は行政政府の立法府に對する責任の原則を認むる用意を有するものである。

現在の狀態では國防並に外交問題は總督の手に留保され、是等の問題處理の爲め必要な權力は總督の手に置かれるやう手配される筈である。更に總督は最後の手段として緊急時に於ける藩王國の安寧を保持し、同時に少數民族の憲法上の權利に責任を負はねばならぬから、是等の目的に必要な權力を總督に與へねばならぬ。

財政に關して云へば、財政に關する責任の移讓は、國務大臣の權限の下に課せられた義務の履行及び財政上の安定並に印度のクレデットの維持を確保すると云ふ條件の下に行はるべきものである。聯邦構成委員會の報告は英國政府が新憲法中に何等かの形式で規定することを要すると思惟する借款の爲めの準備銀行並に取引所政策を含む條項を或る程度まで取扱つて居る。財政上の信用を維持すべき是等の條項を受諾することは印度の各派に根本的の利害關係があることである。

印度政府はそれらの規定に依り、歳入を得且つ行政費を監督する方法に關し十分なる財政上の責任

を有するものである。而して右の如き組織は現在の狀態の下にあつては、或る意味に於て中央議會と政府との二重統制の下にあるが、右は新憲法中に於て適當の方法が講せられねばならない。又權力に對する留保事項も現在の事情の下に在つては必要である。實際斯くの如き留保は最も自由なる憲法の發達に附帶すべきものである。然し斯かる權力の行使を必要とする事情の起らないやうに十分に注意しなければならぬ。例へば印度政府の閣員が自己の責任を回避する手段として總督の特殊權力を利用するやうなことは、即ち留保された背後の權力を使用することを意味し、責任政治の發達を阻害するものである。此の事に關し誤解のないやうに希望する。

知事を置く州は總べて責任政府を有するやうに憲法上構成され、知事と州議會より採用さる閣員とは議會に關して共同責任を負ふこととなるであらう。各州に關する事項は出來得る限り多く自治政府の方式を與へるやうに定めらるべきである。

又聯邦政府の權限は聯邦に關する諸問題の處理並に憲法上全印度に關するものとして規定されたる諸事項に就いて責任を果すに必要な條項に制限さるべく、又特別の事情ある場合に治安を維持し若しくは法律上明定せられた公務員及び少數民族の權利を保障するに必要な最少限度の權力が知事に保留されるであらう。

最後に英國政府は各州責任政府の構成に就いては、尙立法院の擴大と選舉權の擴張とに就いて考慮して居る。憲法制定に當り少數民族の政治的表權と共に宗教、人種、階級の相違が市民權の得喪に影響なきことを保障するは英國政府はその義務なりと考へてゐる。

印度の狀態に適する憲法の重要原則に就いて研究した分科會はそれ／＼詳細なる調査を遂げた。未だ解決に到らない點もあるが、それ／＼一致すべき方向に向つて進んで居る。然し英國政府は圓卓會議の性質と會議に於ける時間の制限に鑑み此の邊で會議を打ち切ることとしたのであるが、會議の成果及び今後に起るべき困難に打ち勝つべき臨機の方法に就いて、印度人の輿論に開ふことが出来るやうにすることは望ましいことである。英國政府は相互の協力を繼續し既に完成せる事業の結果が印度の新憲法の上に現はれるやう遲滞なく計畫を樹てる方針である。而して其の間に於いて現在非軍事的不服従運動に従事する人人並に此の宣言の一般の方針に對して協定せんことを希望する人人から、印度總督の申出に對し回答を得た曉には、英國政府はそれ等の人人が全部新印度建設事業に参加し得る如き方法を講ずる決心である。

首相の演説終るやマハラジャ・ア・オブ・バチアラ、サア・ムハマッド・シャフイ、サストリ、ベグム・シヤア・ナフズ女史等相次いで起ち、マクドナルド首相、印度代表、保守黨、自由黨代表の援助

指導、鞭撻に感謝の辭を述べた。之に對しマクドナルド首相は再び起つて謝辭を述べ次いで皇帝の勅語を朗讀したが、其の中に於いて皇帝は會議の忠誠なる言上を嘉し會議の經過を深甚なる關心を以て注意せられたることを述べられ、各代表の非常なる努力を賞讃し印度の歴史に新しき一章を開けるものであるとの趣旨が述べられてあつた。

最後にマクドナルド首相は會議を無期延期する旨を述べて閉會を宣した。各代表は此の時同時に皇帝、首相、大法官サンケー卿、印相ベン等に對し萬歳を三唱し、隣室の近衛音樂隊は英國國歌「ゴッド・セイブ・ザ・キング」並に「樂しき昔時」の曲を奏し、囀鳴たる樂の音は宮殿に響き渡つた。

會議を終へて

斯くて二箇月半の長き間英京倫敦に開かれた第一次圓卓會議は終了した。輿論は「成功した失敗」といふ逆説的の言葉で以て、此の圓卓會議の成果を要約して居る。印度代表は獨立印度建設の爲に何等具體的なことを成し遂げなかつたが、足場だけは出來た譯である。此の足場に依つて今後獨立印度を建設することが出來ない譯ではない。尤も小問題では或る程度の具體的結果を得たものもある。印度教徒と回教徒との争は、幾度か會議を危地に陥れ決裂の脅威さへ見せたが、會議の面目を立てる爲とも角も表面は取り繕はれたが、會議がこれ以上に成功しなかつた重なる原因は兩者の抗争にあつた。

斯くして兩教徒の争が一時取り鎮められたことは、將來兩派の紛争を一層激化せぬかと恐れられ、英國諸政治家の努力も、此の難問を完全に解決することは出来なかつた。

こに角圓卓會議が或る程度の成功を得たのは、其の有力な討議資料となつたサイモン報告の研究が詳密で且結論が穩健妥當であつたからだ。各分科會の報告が多くの點に於いて、サイモン報告の勸告に歸着し又は之と相距ること遠らざるは、如何にサイモン報告書が綿密な調査と卓越せる識見とを以て爲されたるかを示すものである。マクドナルド首相も最終總會に於ける演説で、サイモン委員會の事業に對し深甚なる敬意を拂つたのである。唯藩王國及び英領印度をして印度聯邦を組織せしむることは、サイモン委員會の提議したところだが、同委員會は到底近き將來に於いて實現を見ること困難であると思つてゐたやうだが、圓卓會議の劈頭藩王は其の聯邦加入の意嚮を表明したので、會議は聯邦組織の大綱を決定することが出来、サイモン委員會が理想と考へたところが、突如眼前に事實となつて出現したわけであつて、聊か同委員會及び英國側代表の意表に出た觀があつた。

圓卓會議閉會に就いての英國新聞の論調を見ると、タイムズ(獨立)はマクドナルド首相が印度に對し空約束を爲さずして着實穩健なる聲明を爲したのを賞し、會議の成功がサイモン報告書に負ふ所大なるを指摘し印度の將來は印度人自身の能力に依る旨を述べ、モーニング・ポスト(保守黨系)は保

守黨の立場から、保守黨は印度人の利益を尊重することに於て何者にも劣らざるものであるが、少數種族を壓迫し、又は印度に於ける英國の地位を失墜せしむることは同意することが出来ぬと論じデリー・テレグラフ(保守黨系)はマクドナルド首相の演説を賞し、英國政府の聲明は大體に於て穩健であるとし、會議は會議決議中に表明せられて居る程度に成功したものだと言ひ、又マンチエスター・ガーヂアン(自由黨系)は會議は印度の欲する所を明瞭にしたが、今後の使命は印度人自身に在る、國民議會派の欲したところは今や其の手近に在ると爲し同黨の自重を説き、マクドナルド首相の聲明は英國政府は今後印度に向て英國の意思を強制しないことを明にせるものであつて、英國政府は圓卓會議の事業完成の爲最善の援助を爲すものであると述べて居る。

次に印度側の輿論を見るに、印度政府系及び自由黨系の新聞は、首相が印度人代表の一致した意見は全部之を採用し、未解決の點に付ては之を印度人相互間の協定に委ね、所謂スワラジの實質を印度に與へんとする寛大なる態度を賞揚し、且種々の保留事項は結局印度自身の爲であるとの點を強調し、印度人は舉つて斯かる首相の誠意に呼應すべきであると論じたが、反政府系の新聞は、英國政府は實質の伴はざる名義上の自治を與へんとするものであつて、殊に保留事項に關する歳費は全豫算中の八割以上を占むるに拘はらず之を議會の權限外に置くが故に、自治領の根本要素たるべき財政の自主は

全く名義のみに止まるべく、又英國人の經濟的利益保護に關する少數種族分科會の平等主義提案の如きは、印度人に實際上の不平等を強ひるものに外ならない。斯かる不合理な諸點は全印度の眞の代表者をして更に討究せしむる必要がある。依つて若し政府側にして眞に印度問題の解決を欲するならば、速に彈壓政策を停止し政治犯人を大赦若しくは國民議會派要人の赦免を行ひ、彼等に自由討議の機會を與ふべきであるを論じた。

ガンデは二月六日アラハバットから、倫敦のデーリー・ニュース・エンド・クロニクルに電報を寄せて曰く、予は圓卓會議に關する予の最後の意見を目下發表し難いのであるが、予の衷心憂ふところは印度の實相である。圓卓會議が眞に印度に自由を與へたものとしたならば、其の反響が印度にあつて然るべきである。然るに無辜の市民に對する理由なき壓迫攻撃は依然止まず、善良な市民は正當なる裁判所の手續をも經ず、行政命令を以て容赦なく動産不動産沒收の厄に遭つてゐる有様である。英國官憲が斯くの如く彈壓を繼續するに於いては、英國政府が國民議會と協力して印度の事態を改善せんとする期待は不可能と言はなければならぬと言つた。更に全印度回教徒執行委員會は二月七日ニューデリーの會議に於いて、最終總會に於けるマクドナルド首相の聲明に關し討議を行ひ、回教徒少數民族保護の特別提案が起草されるまで該聲明には反對する、印度教徒から獨立した別箇の代表選出

權に關し圓卓會議で起草された聯邦政府構成案の承認を拒否するを云ふことを決議した。

圓卓會議では尙英國の印度に於ける通商乃至企業投資の保護を目的とする通商協定 (Trade Convention) が、英國及び印度代表者間で協議された。此の協定は印度憲法の一部となるのか、又は別の取極めとなるのか、並に此の協定の内容は他國に對し事實上差別的排他的のものであるのか、又は單に印度人との平等待遇を要求するものであるのか、甚だ不明の點が多いのであるが、英國としては印度自治問題の前途に危懼の念を抱いて居り、將來の通商上の利益を確保しやうと焦慮して居る。英國の商業團體及び其の機關紙等が頻りに此の協定の必要を力説してゐる。之に反して印度側では通商上の平等權を英國に與ふるのは、印度の爲大なる危險であるとして反對の氣運が濃厚であつた。

英國議會の討議

一月二十六日マクドナルド首相は英國議會下院に於て、印度圓卓會議の成果に關する報告演説を行つた。

マクドナルド首相は先づチャーチル氏が、圓卓會議に關し攻撃的批評を爲すだらうとの新聞報道に言及し、英國政府の印度に關する一九〇八年、一九一九年及び一九二一年の各宣言並に一九二七年のボールドウィン氏の演説は、何れも印度が責任政府を有するに至るべきことを云つて居り、然も是れは何

れもチャーチル氏の屬する保守黨内閣の爲した聲明なることを指摘した後、圓卓會議の成果に關する報告に移り、印度代表が多くの不便を忍びて参加したのを謝し専門家の努力を多とし、又會議がサイモン委員會報告に負ふ所大なる旨を述べ、次て今次會議の目的は憲法の條項を起案するに非ずして基礎的原則を議するに在つて、從て會議の決定は暫定的のものであるとし、尙今次の審議に當つては日本の憲法、戦前の獨逸憲法、米國憲法、自治領の憲法等に亘りて研究した旨を述べ、今後此の事業を進むるには圓卓會議中保守、自由及び労働の三政黨が保ち來つた一致協力の精神を繼續するの必要なるを説き、會議の到達した結論の各般に亘つて敷衍説明し、特に少數種族問題は首相自身が同分科會の議長として之を取扱つた關係もあつて極めて詳密且興味ある説明を試み、最後に首相は政府が今後印度の代表及び英國の専門家を協議して更に細目に亘りて事業を遂行することに付下院の同意を求め、同時に英國にして今次會議の成果を拒否せむか、それは印度民に對する抑壓に外ならない、諸君にして信頼の羈絆を以て英國と印度とを結合し、印度をして英帝國内に在て福祉を得せしめ、印度が感謝の念を以て吾人を賞讃し、英國との結合を誇とせむとを希ふに於ては、諸君は須らく圓卓會議の成果を受諾し、政府に對し此の事業を完成せんことを命ぜられたいと述べた。之に續いて保守黨のサア・サミュエル・ホーが起つて、印度代表が犠牲を忍んで英國に來り會議に参加したことに關する首相の言に賛意を表し、

彼自身も今次の會議の如く興味ある會議に出席したることはないと述べ、會議の成果として全印度聯邦組織の方針を決したこと、州に責任政府を認めたこと並に英國及び印度の利益の爲に一定事項の保障を受諾したことを挙げ、次て少數種族問題が未解決の儘残されたことを述べ、又國防及び財政に關する保守黨の立場に言及し、保守黨は實際家にして空虚な言辭には興味を有しない、事實上直面することを恐れず實行不可能の約束を爲すことを好まないものであると言ひ、尙今後印度との協力の必要を力説した。

次に自由黨のフットは、マクドナルド首相が困難にして機微なる問題を巧に取扱つたのを賞揚し、同時に大法官サンケー卿、印度大臣ベンを賞讃し、タイムズ紙が終始良く圓卓會議の報道に努めたのを賞し、又サア・ジョン・サイモンに讃辭を呈し印度に責任政府を與ふるの必要を説き、尙自由黨のサア・ジョン・サイモンは藩王を参加せしめたこと、並に英國及び印度の代表が直接會同して難問題の解決に當つたことを會議の二大成果であるとし、尙會議は單に大事業の端緒を開いたに過ぎず、今後の努力に俟つ所大なる旨を警告し、保守黨のチャーチルは圓卓會議に於て保守黨側英國代表の執つた態度を賞し、更に保守黨を代表せず單に一個の下院議員として述ぶるものであると前提して、労働黨が政権を執つて以來一年半、其の對印度政策は最も不満足なるものであるとなし、今次の會議に於

てサア・ジョン・サイモン及びサイモン委員會委員を除外したのを攻撃し、會議が印度に迎合せむとして暗に印度に對し自治領の地位を與ふるが如き態度を示したのを不満であるとし、會議の結果は何等印度問題を解決するものに非ずして、却て英國の地位を危殆に陥るものであると述べた。

次に保守黨首たるボールドウィンが起つて、チャーチルの演説は全く同氏個人の意見であつて保守黨の意見に非ざることを明にし、保守黨はあらゆる援助を與へて會議の成功を欲したものであつて、若し吾人にして労働黨と其の地位を替へて政府の地位に在つたせば、全力を擧げて會議を成功に導くの外他念なかりしものであらう、假令會議に於て協定に到達した所は僅少であるとするも、今後保守黨は一定の保障を條件として聯邦憲法の成立に盡力を惜まざるものであるとて、チャーチルの奇矯の言を抑へ、保守黨が今次會議の成果を認め印度との協力を惜まざる趣旨を明にした。

チャーチルは保守黨領袖の一人でありながら曩にインヂアン・エムパイア・ソサイエティーの會合に於いて、同卓會議を非難した演説を爲したことがある。今回更に議會に於て獨自の見解に依り保守黨の見から離反した言論を爲したのは、彼の性格及び平素の言動から見ても敢て不思議ではないとせられて居るけれども、大いに世間の注意を惹いた。而してチャーチル・ボールドウィン間の印度問題に關する意見の相違が表向となつたに鑑み二人間に書翰を交換し、之を一月三十日の新聞に發表した。チャーチ

ルは其の書翰に於て、自分は印度政策に關しボールドウィンと意見を異にするを以て今後保守黨幹部會から脱退するが、ボールドウィンとの多年の友情には變なく保守黨員として労働黨内閣反對にはあらゆる努力を爲し、總選舉に於ける労働黨の敗北を期する爲最善を盡すべき旨を述べ、ボールドウィンは其の返翰に於てチャーチルの幹部會脱退を遺憾とするが、同氏が現労働黨内閣倒壊に協力する點に何等變更なきことに満足の意を表し、且其の友情には變りなきことを述べて居る。

第四章 平和協定の成立

カンチの釋放

圓卓會議の最終總會でサブルから政治犯人大赦の要求があり、マクドナルド首相も印度の平和が確保されるならば、此の要求に應ずるに躊躇するものでないと言つたが、同會議が終了するに及んで印度でも大赦を要求する聲が急に高まつた。カルカッタの印度人商業會議所で自治黨の要人サルカアが印度人實業家として、政治犯人の大赦を主張し一般の注意を喚起し、又從來國民議會派を支持したボンベイの實業家及びデリーに當時開會中の印度議會に於ける國民黨（新に結成した政府反對黨）も、大赦令の發布を政府に希望すると共に、國民議會派要人との間を斡旋して妥協せしむるやう努力すべきことを聲明した。更に二月五日ボンベイで開かれた印度人商業會議所聯合會委員會も、圓卓會議に於ける英首相の宣言がサイモン委員會並に印度政府の提案に比し一步を進めたものであることは認められるが、未だ不明瞭な點が多く現下の印度人は、ガンデの支持する十一事項に關する行政經濟の改革を行ふに十分な権限並に財政上の支配權を中央政府に與へざる憲法には、同意すること能はざると共に英首相の提案を冷靜に討議する爲には總督は此の際政治犯人の一般的釋放、取締令の撤回、彈壓手段

を停止すること必要なり」と決議した。斯くの如く印度の輿論は國民議會派領袖を無條件に釋放して印度新憲法の起草に参加させぬ以上、決定的な効果を擧げることには出来ぬと言ふに一致した。

總督アルウィン卿は此の輿論の趨勢に従ひ、英本國政府と打合の上、一月二十二日印度總督の最高顧問機關たる行政參事會を臨時召集して之に謀るところがあつて、遂に同月二十五日ガンヂ、國民議會議長ヤソハラル・ネール其の他の國民議會派領袖を無條件釋放することを命じ、同時に國民議會實行委員會を不法團體と看做す告示を撤廢した。總督の聲明に曰ふ、

十九日印度圓卓會議閉會式に於けるマクドナルド首相の發表した聲明に従ひ、監禁中の國民議會派諸領袖を即時無條件で釋放する。而して全印度國民議會實行委員會を不法團體とする法令は各地方政府に命じて一齊に撤廢することとした。予は此の際國民議會派領袖諸氏が事態の重要性を知つて冷靜且慎重な態度で行動せんことを熱望する。

此の總督の聲明は印度各方面で歡迎され、ボンベイでは株式市場に異常な反響を齎し市況頗る活氣を呈するに至つた。ボンベイ・タイムスは、反政府運動の國民經濟に及ぼした影響の深きことを謂ひ此の際國民議會派は從來の行懸を捨てて憲法制定の大事業に協力すべく、若し飽くまでも之に反對するが如きことあらば國民の同情を失ふであらうと警告した。

英國では圓卓會議の最終の首相の演説中に既に暗示されたことではあつたが、斯くも急速に實現を見たのは、全くマクドナルド首相の英斷に基くものであつて、行詰つた英印關係に一脈の光明を投ずるものとされた。唯保守黨のチャーチルは相變らず印度強壓政策を強調し、一月三十日マンチエスターにて「通常の政治問題とは異り英帝國の死命を制する印度政策の重大問題に關しては、我等は斷乎として自己の所信に邁進すべきである。ガンヂは過般遂に釋放されたが、彼が捲土重來再び印度政府に對する新たな挑戰に着手するのは間もないことであらう。英人は飽くまでも自己の意圖を明にし今後無期限に印度の統治者として實權を握らねばならない」と演説した。

ガンヂは二十六日ウエロダ監獄を出、二十七日朝國民議會派の歡迎裡にボンベイに着いたが、直に新聞記者と會見し、獨立の實質を具備せざる憲法には同意し能はざること、外國製綿布に對して見張りをする權利を保留すること、製鹽を自由とすること、一般政治犯人を釋放すべきこと、並にサフル、ジャヤカルの歸着後首相の宣言に對し何等かの決定を見るまでは、反政府運動は之を繼續すべきこと等を語つた。

偶此の時過去十數年間印度國民運動の指導者として、特に自治領の地位の達成を基調としたネール草案の起草者として知られたバンデット・モチラール・ネールが二月六日ルクノウで死去した。享年

七十歳、今や自治領新印度の憲法起草の端緒が開かれんとするに際し、國民運動の長老が逝いたのは淋しいことであつた。彼は曩にガンヂの右腕として第二次非軍事不服従運動に参加して活躍してゐたが、一九三〇年六月捕へられ六月の輕禁錮に處せられた。九月八日病氣の爲刑期を早め出獄を許されて静養中であつたのである。

平和の機運濃厚となる

圓卓會議に於いて英國政府が進歩的な印度政策を發表したので、昨年來極度に惡化してゐた印度の不安も著しく緩和され、全印度の情勢は大に改善されるに至つた。同會議の印度代表中のサストリ、サフル、ジャヤカルは、歸國の船中から國民議會派に電報を寄せて、同代表等の歸印後打合せを了する迄、英首相の聲明に對する國民議會派の意見決定を差控へらるやう懇請したので、國民議會派はアラハバットにて三代表に會見した旨を電請した。

印度代表二十六名は二月六日朝ボンベイに歸着し、共同聲明書を以て、今や印度が自治領の地位を獲得すべきは論議の餘地なく、所謂安全保障の規定も暫定的のものであつて、自治の精神に反するものでないから、此の際印度全國民が一致平和の機運を醸成するに努め、以て自治獲得の大業を達成するに協力することが必要であるを宣言した。又カラチの商業團體は國民議會派に對し、時局の爲甚大

の犠牲を拂つて居る實業家の意見を聴くことなく、最後の決定を爲さざるやう懇請した。尙印度人商業會議所聯合會は圓卓會議の代表の歸國を機とし、ガンヂ等國民議會派の領袖をボンベイに招き、各地の實業家も参加せしめて時局打開策を協議する計畫を樹てたが、ネール死去の爲中止となり實業家は甚しく失望したのであつた。斯くの如く一般は政府の處置に賛成乃至同情を有して居り、殊に經濟界は過去十箇月に亘る國民運動の結果慘狀を極め、皆妥協成立を翹望して居り、英印協調の機運は濃厚となりつつあつた。

國民議會派はアラハバットに於いて實行委員會を開き時局に對する同派の態度に就いて協議しつつあり、殊に二月十三日にはガンヂ起草になる左の如き和平條件草案を討議したと傳へられた。

一 全政治犯人の大赦。

二 全壓迫手段の即時停止。

三 ボルサッド、ミドナボル流血事件の際の警察側の行動調査。

四 酒舖、外國綿布商に對する見張りの自由。

即ち此の條件の下に非軍事的不服従運動を停止し、然る後新憲法作成に對して英國側と積極的に協力すると云ふのである。然るにガンヂはサストリ、サフル、ジャヤカル三人の要請に應じ、突如二月

十四日印度總督アルウィン卿に對し書面を以て、單なる一個の人間同志として卓を前に談合したいと、會見を申し出た。ガンデの意見は、圓卓會議の決議に關する予の疑問と誤解を一掃するには、直接圓卓會議に参加した人々と會見するよりも、アルウィン卿と談じた方が一層よい結果が得られると思ふと言ふに在つた。之が爲和平條件を討議中の實行委員會は、その會見の結果の判明するまで討議を停止するに至つた。

平和協定成る

印度總督とガンデとの會見は二月十七日から三月三日まで繼續し、三月四日午前一時半に至つて漸く平和協定が成立した。此の間總督は再三本國政府の訓令を仰ぎ、ガンデは國民議會の大會議長、パテルをボンベイから呼び寄せ、回教徒のアナサリ博士宅に連日實行委員會を開いて議を練り、總督ガンデは常に長時間の會談を行ひ、兩者が非常な譲歩を爲して漸く妥協點に到達することが出来たのである平和協定全文二十一箇條の内容は五日發表されたが、それによる主要點は

- 一 非軍事的不服従運動を停止すること。
- 二 政争の武器としての英貨ボイコットを中止すること。
- 三 非軍事的不服従運動の参加者にして逮捕投獄された者の内暴力行為を爲さざりし者を總べて釋放すること。

四 鹽産地の住民特に貧民は自家用及び村内販賣の爲に鹽を採取製造することを得ること。

五 挑戰的ならざる見張りの許可。

六 非軍事的不服従運動中施行された彈壓的取締法令の撤回。

七 英貨の賣買に干渉防害せざること。

の七項目から成つてゐる。鹽專賣の問題は此の會談中の最大難關であつたが、印度政府は結局海岸地方に住む印度國民は自然の賜物として自由に海水から製鹽し之を賣却する權利を認められるが、政府の專賣權は其の儘存置し、印度の大部分の地方に對する鹽の供給は政府が依然として之を行ふといふ妥協案を認めることになり。ガンデは警察官の越權行為審査に關する要求を拋棄したのであつた。尙政府は租税納付拒絶の爲沒收した財産の返還及び罷免官吏の再採用にも同意した。

此の平和協定は印度の國民運動初まつて以來の重大事件であつて、第二次反英抗爭は茲に休戦となつたのである。此の抗爭の爲官憲に逮捕せられた者五萬八千、死者百名、負傷者約一萬、此の當時尙獄に在るもの二萬五千に達してゐたが、協定の結果いづれも不日釋放されることになつた。而して此の協定に依り國民議會派は絶對完全なる獨立を運動の目標とすることを一先づ拋棄し、當座の目標と

した印度聯邦組織計畫を容認し、此の聯邦組織を基礎とする憲法制定事業に提攜参加すべきことを諾したのである。

平和協定に關する總督アルウィン卿の聲明が五日倫敦の下院で發表された。それにはかう言つてゐる。

- 一 印度政府は國民會議一派の非軍事的不服従運動が實際に於て中止するゝか見届けたる上にて右運動に伴ひ布告された諸種の禁令を撤廢することとし、且つ右運動に關聯して投獄せられたる人々を釋放することとする。
- 一 外國品に對するボイコットは政治的目的の爲めに實行され主として英國品に向つて行はれたるが、非軍事不服従運動の中止は同時に政治的武器としての英國品に對するボイコットの明確なる中止を意味す。
- 一 經濟上の理由に基き外國製穀物、酒類及び一部藥品等につき不買見張りの糾察團を存続することは、秩序を紊さず、法律を破らざる限り之を容認すること（若し見張りが攻撃的となれる場合は中止を命ぜらるる）。
- 一 印度憲法改正案に關する續行討議に全印國民會議代表の参加すべき方法を講ずること。
- 一 鹽專賣法に就ては印度政府としては違法者を默認する譯には行かず又右法規を改變することも最近の財政狀態に鑑み不可能とせざるを得ざるも、此鹽貧民救助の意味にて一特例を設け、海岸地方の住民に對し鹽の採取及び特定地域内に於けるこれが販賣の自由を認むることとする。
- 一 法令により沒收せられたる財産は被沒收者が不法に地租其他の租税の納入を拒否せざる限り之を返還さる。
- 一 沒收不動産が既に第三者に賣却済みとなり居る場合に於ては政府の關する限り右賣買取引は最終的のものと思はれる、但しその場合何人たりとも法律上の救済を要求し得るものとす。

一 辭職によつて缺員となりたる地位が常任的に補充されたる場合、政府は前任者を復職せしめ得ず、但し其他の辭職の場合に於ては地方政廳は寛宏の精神を以てこれを考慮するものとす。

一 全印國民會議が本協定の義務を十分に履行せざる場合に於ては、政府は民衆を保護し且つ法と秩序とを維持するに必要な行動に出づるものとす。

一 ガンヂ氏は警官の越權行為に對する公式審問を主張したるが是は平和回復に非常なる障礙を爲すべきを以て之れ以上追及せざることとせり。

印度大臣ベンは右の聲明を讀み上げ、英印間に好意的提攜の新時代を開くべき協定であるとなし、政府に代つてアルウィン卿の努力に對する謝意を表した。ボールドウィンは今回の協定が非常に重要性を有するものなることを認めなければならぬ内容の批判を避け、ロイドジョージは總督の成功に祝意を表した。保守黨では總督とガンヂとの會見は徒に反抗分子に氣勢を與ふるのみであつて、頗る失當の措置だとする意見が行はれてゐたが、平和協定の内容が發表されてからは此の協定に満足する議員が多かつた。が強硬論の急先鋒たるチャーチルは相變らず印度の彈壓を高唱してゐた。而して平和協定成立に對する英國新聞の論調は次の如くである。デーリー・ニュースは、平和協定の成立を英印貿易の回復を來すものとして之を歓迎し、マンチエスター・ガーデアンは英國の保守的分子は總督が直接ガンヂと會見したのを批難し居るけれども、不服従運動を終絶せしめ圓卓會議の事業を繼續するには兩者

の會合は絶對に必要であるとして協定を喜び、モーニング・ポストは海岸居住民に鹽の製造を認めたのは英國が鹽稅減收に依り物質的に失ふ所は僅少であるが精神的には損失甚だ大であつて、英國の屈服に外ならないとし、タイムスは協定成立せりとて直に印度の靜謐が確保せらるると思考するは早きに失するを爲し、印度に於ける英帝國の利益確保及び印度の法律秩序の維持は英國の讓歩すること出来ない所であるを爲し、尙印度問題に關し保守黨内に於てボールドウィン、チャーチルの強硬論とチャーチルの強硬論とに意見分れ居る點に言及し、チャーチルの強硬論の不可なる所以を述べ須く圓卓會議に依り作られた基礎の上に事業を進むべきであるを論じた。又デーリー・ヘラルドは保守黨は平和協定を以て英國の屈服と稱するけれども、右は兩國民多數の歡迎する所であつて、今後圓卓會議が協調的精神を以て繼續せらるる前兆であるを述べ、テレグラフはガンヂが依然として反抗的勢力を有し居るときに英國が讓歩を爲すは他日憂慮すべき結果とならうかと懸念し、デーリー・メールは此の平和協定は印度の暴力に對する英國の降服であると論じた。

印度の各新聞は舉て總督及びガンヂの努力を賞讃し満足の意を表して居るが、要人間には斯の如き條件を以て國民議會派が妥協を肯するならば、寧ろ圓卓會議に参加した方が賢明であつたらうと批評する聲が相當に高かつた。ガンヂは聲明書等に於て今回の協定が暫定的なるを強調し、此の際國民議

會としては政府に協同する態度を執つたと雖、依然として本來の目標たる *Purna Swaraj* (此の意味 *Complete self government or disciplined rule from within* にして事實上は英帝國の一員たるを妨げざるも同帝國より分離するの自由あるものを言ふ) 獲得を期し、所謂留保及び保障事項が印度の利益を主とするものに限らるべきことを主張するものであつて、近く開かるべき會議に於て該目標の達成に精進するであらうと説くと共に、從來同黨の運動に同情又は参加せる者が引續き後援せんことを切望する旨高唱し、暗に平和的の見張り乃至任意的ボイコットに付ても之を激勵するが如き態度を示した。此の機に國民議會派が政府と妥協するに至つたのは、國民が同黨の運動に倦きて來た傾向があつたに加へ、同黨は元來反英抗爭に依る自由獲得を大本と爲す者の集團であつて豫てから黨員殊に其の領袖間の主張必ずしも同一ならざる事情があり、從て此の際黨の分裂を招來する虞ありたるに依るものの如くである。

英國上院に於けるアルウィン・ガンヂ協定は對印貿易に如何なる効果を齎したかとの質問に對し、四月二十九日印度次官スネル卿は、平和協定成立以來未だ日淺く其の效果に就いて確信を以て答ふることは困難であるが、政府としては英國品を含む外國綿布の賣行は増加し、滯貨は漸次消化されつつあるこの印象を受けてゐる。今や平和に對する希望は印度全土に擴がつてゐる。印度統治上將來種々の

困難あるべきは、想像に難くないが、然し政府としては今の處悲觀論を肯定すべき何等の理由も見出してゐないを答辯した。然しながら實際には平和協定成立後も、英國品の印度市場恢復の徴候なく、却つて國民議會派の勢力擴大の傾向があつた。彼のラホール陰謀事件の首謀者たる三青年の死刑執行の時期を、カラチの國民議會大會直前に選んだのも之に依つてガンヂを苦境に立たしめ、國民議會派の勢力を抑へんとする當局の底意であつたと觀測するものもあつた。然し結果は一般印度人の抗英精神を深刻化せしめたに過ぎなかつた。

平和協定成立後ガンヂは、外國綿布に對するボイコットは印度國民の當然の義務で斷じて緩和することは出来ない。印度は自ら印度國民の必要とする食料品綿布其の他の物資を生産すべきである。酒類に對するボイコットも今後尙繼續する。と新聞記者に語つたが、ガンヂは別に、印度に在る外國綿布の現在のストックを出来るだけ早く處分すべし、その命令を發した。ストックの處分方法は、外國綿布のストックを有する商人をして南阿、東阿、イクラ等の取引商筋にストックを送りて之を一掃せしめると共に、將來外國綿布の取引を中止し印度國產綿布のみを取扱はしめると言ふのである。一面に於いて此等の政策を實施する爲ガンヂは印度の紡績業者と協議し、資本金十八萬七千磅の新會社を設立せしめ、外國綿布在庫品を手持主から買ひとり外國に轉賣し、損失は一部所有主に於いて一部新

會社に於いて負擔することとし、又新會社では全國を通じ印度製綿布の生産、消費分配の促進方法を講ずることとしたのである。

反英運動中止さる

アルウィン總督とガンヂとの間に成立した平和協定は、國民議會派の一部には不満を有する者があり、ガンヂは少からぬ反感を以て見られてゐたが、國民議會の實行委員會は三月五日平和協定を承認するに決し、各支部に次の如き指令を發し、反英運動を打ち切る事になった。

- 一 反英非軍事的不服従運動を五日より中止すること。
- 二 經濟的斷交運動も中止す、但し酒類及び外國製織物の取引禁止は續行する。
- 三 租税不納同盟運動を中止すること。
- 四 酒類及び外國製織物の取引防止の爲の見張りは續行するも全然平和的態度を以て之を行ふ。挑戰的態度があつて官憲より中止を命ぜられても國民議會として異議なきこと。
- 五 鹽專賣法に對する反抗、官營鹽倉庫を襲ひ鹽を持ち出すことなどは今後絶對に行はぬこと、但し海岸地方の住民は海水より鹽を採り之を隣人に販賣することは總督から認められた故之を行ふこと。

六 國民運動に關し官憲の諒解なき新聞紙様のものを發行することを中止すること。

七 納稅義務者は地租納付の用意を爲すこと。

國民議會の第四十五回大會は三月二十四日からカラチに於いて開かれ、印度各地よりの代表者並に觀衆を合せて來會者六萬にし、平和協定確認問題及び憲法起草の第二次圓卓會議參加問題の討議を行つた。當時偶ラホール高等法院に於いて三名の國民議會派青年に死刑を執行したので、俄然印度各地の形勢險惡となり、カラチでも各地から集まつた數萬の代表は、手に手に黒色旗を振つて大示威運動を行つた程で、平和協定の署名者たるガンヂに對しては更に歡迎の聲なく一部の同志は非常な憤懣を抱いて居り、二十五日にはガンヂが反對派と激論の末傷けらるに至つた。ガンヂは二十六日國民議會會場に參集した數萬の會衆に熱烈な雄辯を振つて「ガンヂ死すともガンヂ主義は滅びず。ガンヂ亡き後も永久に其の信仰者は絶えぬであらう」と叫んで聽衆を魅了し、更にキャンブの小屋内に据えた紡車の前に座して新聞記者に「若し今回の國民議會が予ミアルウィン總督との協定を否決したならば、予の探るべき途は一時政治生活から引退するより外にない。何となればこの否決は予自身に對する不信任と見るべきであるからだ。若し協定が承認されれば予は國民議會から圓卓會議への白紙の委任は受諾しないつもりで、その代り獨立問題及び保障問題に關する一定條件を限定した制限的委任を要求

する考である。」と語つた。

國民議會大會の議題委員會は二十八日ガンヂ提出の「ガンヂ・アルウィン協定は承認するも國民議會は更に完全なる獨立に向つて直進し、來るべき圓卓會議にて之を獲得すべく努力し、以て印度國民に對し國防外交及び財政に關する政策の決定權を與ふべし」と云ふ決議案を可決し、翌二十九日から三十一日まで三日間の大會に於いて之を確認した。即ちガンヂ・アルウィンの平和協定は茲に全く國民議會の確認するところとなつたのである。其の確認決議には左の事項が含まれてゐた。

一 印度平和に關するアルウィン・ガンヂ協定を確認する。

二 印度獨立を以て飽くまで最終目標と定む。

三 印度に於ける陸軍外交及び財政の完全なる統制權を要求する。

四 ガンヂ氏を第二次圓卓會議の國民議會派代表首席に任命する。

大會には約三萬の會員が出席し、ヴァラバイ・パテルが議長となつたが、其の開會の演説に於いて彼は國民議會の意思を強調して、「印度國民議會は斷じてラホール高等法院に於ける國民議會會員三名の死刑執行に對して讓歩する意思なく、且又印度の完全なる獨立を要求する意思に於いても不變である。然しながら印度の完全なる獨立を要求することは決して右獨立に關して英國其の他の國と協調を爲す

ことを徒に拒否する云ふ意味を含んでゐるものではない」と言つた。尙三十一日の總會ではガンヂ提案の印度の完全自治に對する公式二十四箇條を可決した。其の條項の重なるものは

- 一 男女及びカストの如何を問はず人民は自由平等なるべきこと
- 二 地稅輕減、相續及び農業所得に對する累進稅の賦課
- 三 鹽稅の廢止
- 四 爲替及び通貨政策並に基本産業に對する統制
- 五 陸軍經費の半減
- 六 行政費の節約（一般官吏の俸給を月五百留比以下に制限する）
- 七 工業勞働者の最低生活標準賃銀の制定
- 八 外國綿糸布の排斥に依る國產布の保護
- 九 禁酒
- 十 義務教育及普通選舉の施行
- 十一 高利貸の取締

等である。これは所謂スワヂの本質を大衆に知らしむる爲將來印度の憲法に規定せらるべき事項と

して掲げられたものであるが、政府系の新聞は之を以て頗る社會主義的色彩濃厚なりとして、恐らく是れ社會主義を要するネールの發案であらうが、官吏の月給を制限しながら擯取階級の利益制限を規定しなかつたのは、國民議會派に對する資金供給者の反對を恐れたものであらう、これは著しき主義上の矛盾であつて、國民議會派が斯かる主張をすれば、地主官吏軍人其の他關係實業家の反抗を受け民衆の信望を失ふであらう。従つてガンヂの政治的生命も終焉に近づきつつあると酷評をしてゐる。此の決議は議題委員會の内部にも議會の立法權に屬する事項を憲法に掲ぐるを非なりとして反對もあつたが、大多數を以て通過し次いで大會をも通過したのであつた。

斯くて第四十五回大會は幾多の祝辭演說を終り國歌を吹奏し母國萬歳を唱へて夜半閉會した。カラチの街は嵐の如き大熱狂に包まれた。

ガンヂは愈々今秋九月倫敦に開かれる第二次圓卓會議に出席することに確定し、五月ガンヂは總督ウイリンドン卿に書翰を送つて、印度の種族問題が今秋の第二次圓卓會議までに解決しないにしても予は兎も角圓卓會議に出席し、印度國民議會派の立場を説明する。但しその場合議事には參加しない考である。と言つた。

平和協定の成立に依つて印度の對英感情漸く緩和され、形勢徐々に好轉するものと見られてゐた折

柄、ここにひとつの悲しむべき事件がまた持ちあがつた。一九二九年に起つたラホール陰謀事件の首謀者たる三青年は、既に死刑の宣告が確定してゐたのであるが、其の後減刑論が起り、特にアルウィン・ガンヂの平和協定成立後は一層其の聲が高くなつて、ガンヂも之に關し總督に懇談した程であつたが、ラホール高等法院はカラチの國民議會大會に先立つと三日、即ち三月二十五日遂に其の死刑を執行して了つたのである。之が爲印度大衆の反感を激發し各地に示威運動が行はれるに至つた。ニュー・デリーに開會中の中央立法議會では、國民議會派議員は領袖デワ・ランガ・チャリアルの抗議演説に引續き連袂退場するに至つた。國民議會の大會に參列する爲カラチに集つた群衆は黒色の旗を打ち振る喪服を着て大示威運動を行つた。殊に悲惨な事件はカウンボールで起つた。此の町では死刑執行に對する抗議的示威運動から、遂に印度教徒及び回教徒間の種族争闘が勃發し、印度教徒の寺院、回教徒の會堂はいづれも他の教徒の襲撃を受け、店舗は掠奪焼打の厄に遭ひ、紡績工場はいづれも閉鎖休業した後兩教徒の衝突は轉じて白人に對する襲撃となり通行の歐洲人に暴行を加へたのである。市中は直に戒嚴令が布かれ軍隊が出動し嚴重なる警戒を加へて漸く鎮靜することが出来た。之が爲百三十名の死者無數の負傷者を出したのである。

此の事件は一面ガンヂ始め國民議會幹部の微温なる態度の爲であるとして、幹部に對する強烈なる

反對機運を醸成した。殊にカルカッタ市長サブラス・ボースを中心とする國民議會派中の過激青年團は、ガンヂ打倒を叫びで幹部に反對し、場合によつては分裂をも厭はざる觀があつたが、結局同派の左翼として活動することとなり、勞働者農民青年團を社會主義思想の下に團結せしめ、革命的宣傳と英國品ボイコットに全力を注ぐべき旨を聲明するに至つた。ボースは五月二十九日新聞記者に英國製綿布に對するボイコットは一層強化せしめねばならぬ。今秋の圓卓會議では、印度の要求條項全部の貫徹を主張する筈で、若し之が容れられねば再び反英抗爭が開始されるであらう、と語つた。(二〇四頁參照)

保守黨の態度

英國の保守黨は三月九日印度委員會を開き、アルウィン・ガンヂ協定を詳細検討し、次いで近く印度に開かるべき第二次圓卓會議には保守黨代表を出席せしめずこの黨首ボールドウィン氏の決定を承諾する旨を議決し、直に之を公表したので、是れ印度問題に對する同黨從來の好意的態度を變更したことを意味し、ボールドウィンが強硬派のチャーチルに屈服したものであるとて、院內方面に一大衝動を起した。是に於いて同黨は翌十日更に、此の決議を敷衍辯明して、印度現下の一般空氣は今直に同地に圓卓會議を續行するに適しないと認めるから、自然同會議には保守黨から代表を派遣することが出来ないこと云ふ意味である。と言つたが徒に一般の疑惑を深くしたに過ぎなかつた。

此の問題は遂に同月十二日一九三一年度行政費豫算に關聯して下院に於いて討議せらるるに至つた先づボールドウィンは保守黨の態度を説明した。

保守黨の印度に對する態度は、去る六日ニュートンプボットに於いて予が演説した時と少しも變つてゐない。其の時予は主たる目的は全印度聯邦を組織するに在ることを明言したのであるが、同時に他方に於いて尙多數の重大なる困難が存在するが故に、的確なる案の呈示せらるるまでは確然たる意見を表明することは不可能であることを述べた。吾人は根本的な保障を抛棄することなくして、如何なる程度まで聯邦制度の觀念を實現することが可能であるかを判断しなければならぬ。保守黨はサイモン委員會の任命以來、印度問題の解決に就いて超黨派的なる協調的態度を採つて來たのであるが、之は今日も尙正確に從來の儘續いてゐるのである。政府は最近圓卓會議を印度に續開する爲各黨の代表を印度に派遣することにしたいと提議したのであるが、倫敦圓卓會議の決定に就いては、第二次圓卓會議の開催に先立ち尙爲すべきことが少くないことを指摘し、政府が今後とも印度問題に就いては十分保守黨と連絡を保つやうに希望する旨を回答した次第であつて、先日の決議も此の趣旨を決議として公表したに過ぎない。保守黨は意見を求められることには常に喜んで應ずるものであることを今茲に全院の諸君に告げて置く次第である。巷間種々の風説あるも全く信するに足らぬものである。

アルウィン・ガンヂ間の今次の協定は英國及び印度の雙方にとつても稀に見る常識の勝利であつて、予は深く之を喜ぶものである。印度問題解決の爲には予は他くまで協調協力するつもりである。萬一我が黨の多數が此の主義に反對するに於いては首領の地位を去るに吝ならざるものである。

次に強硬なる對印政策を主張してゐるチャーチルが「過去六週間に於ける印度問題の展開は、予は未だ尙早であり危険であり、混亂と災厄の結果を來す虞あるものと考へる。保守黨が印度に開かるべき圓卓會議に代表を送らないことに決定したのは、過去の過誤に對する多くの償ひをしたものである。印度の各派を一致させ、更に英國議會の協賛を得られるやうな協定に達する機會は、極めて僅かで且程遠いものである」と述べた。之に對し印度大臣ベンは、最近印度に於ける對英感情の融和を喜び、印度國民議會派も今後必ずや倫敦圓卓會議の決定を基礎とする新會議に參列することを拒まないであらうと確信すること、及び政府側に於いて豫ねて抱懷してゐた、印度に於いて會議續行のことは之を思ひ止まり、次期の會議も亦之を倫敦に開くべきことを明かにし、且此の會議前に印度側代表の準備出來次第、倫敦で印度の政治組織に關し協議を再開する意嚮で、即ち印度側代表の來英を待つて特別委員會を設け、聯邦組織の際の聯邦間の關係に關する調査を行ふつもりである。従つて第二次圓卓會議は多分秋頃となるであらうと思ふと言つた。最後にマクドナルド首相が起つて、從來圓卓會議の事業

及び精神に對し、各政黨の大多數が好意的態度を以て援助し來つたことを謝すると共に、是れは今後如何なる内閣が衝に當る場合に於いても同様であるべき旨を述べ、現内閣は今後とも印度問題を超黨派的の問題として取扱ふべき旨を言明して各黨の協調を希望し、來るべき圓卓會議には印度國民議會派からも代表者派遣の意嚮があり、或はガンヂ自身も出馬の可能性があると説明した。

アルウィン總督任を去る

多事なりしアルウィン卿の任期は一九三一年三月で満了した。卿の在任中はサイモン委員會設置以來第二次反英運動、圓卓會議から平和協定など重大な事件の連続であつた。卿は三月二十八日印度議會に臨み議員の一人一人と握手をして別れを告げ、滿場の議員は起立して卿の爲萬歳を唱へた。

斯くてアルウィン卿はボンベイ市民の熱烈な歡呼をあびながら四月十八日ボンベイ發歸英の途に就いた。アルウィン卿の後任は加奈陀總督ウイリントン子爵が任命された。ウイリントン子爵は一八六六年生れで曾つて印度に在りマドラス州知事ボンベイ州知事たりしこともあつた。一九二四年には印度代表として國際聯盟總會に出席した。ケムブリッヂ大學の蹴球の主將であつたと云ふことだ。ウイリントン卿は四月十七日ボンベイに到着、十八日前總督出發後ボンベイ大學の大會議室で總督就任の宣誓式を行つた。

英領印度の民族運動 續篇其の一終



附 録

蘭領印度に於ける印度國民黨の陰謀

一九二九年の末から蘭領印度政府は、同地土人の政治運動に對して頻に峻嚴な取締を行ひ、殊に其の團體中最も有力なる印度國民黨の國民主義的運動が漸次激烈にして且露骨となつたのに對して、監視嚴重を極めてゐたが、遂に同政府は同年十二月二十九日早朝を期して、ジャバ、スマトラ、スラバヤ等の主要都市に於ける印度國民黨 (Perhim poenan National Indonesia) 又は Party Nationale Indonesia 略稱して P. N. I. の本支部及び其の領袖宣傳員等の家宅搜索を行ひ、陰謀關係書類を押收し、幹部を逮捕した。此の一斉檢舉は各地に大センセーションを起し痛く世人を驚愕せしめたのである。

其の頃屢々蘭領印度各地に於いて印度國民黨の過激且破壊的な宣傳が行はれてゐたので、政府は峻嚴なる取締を行つて居たのに拘はらず、其の態度益々不穩に傾き、特に西部爪哇方面に於ける不穩の狀態擴大し人心に一大衝動を與ふるに至つた。蘭印政府も最早之を看過すべきに非ずと思考し居る矢先、一九二九年末より一九三〇年始の混雜に乗じて、一大組織的暴動を起さんとする陰謀あることを

探知したから、事前に之を抑壓防止する目的を以て、政府は今回の検挙を断行するに至つたのである。一九二九年十二月二十九日午前六時を期し、蘭領印度全體に亘りて一齊に行はれた検挙の様を聞くに、二十八日の夕各警察官に目的を告げず他の理由を以て、二十九日午前四時までに出勤する様召集命令を發し置き、其の全員集合を待つて初めて検挙命令を出し、各所搜索係の單位を、歐人警官一名に巡查十名としたが、政府は最も緊張し且極めて周到なる準備を爲し、萬一反抗的行動に出づるものある場合をも慮り軍隊の出勤準備を爲し居たさうである。

今各地に於ける検挙の概況を示せば、スラバヤでは印度國民黨支部及び同黨幹部の家宅を搜索の結果證據書類を押收し、スラバヤ支部長技師アンソリ、顧問法學士モハマッド・ユースフ其の他幹部及び宣傳員等總て十九名を逮捕したが、餘りに突然の事件であつて極めて平穩に行はれた。パタビヤでは市中及び郊外にてサルトノを初め、印度國民黨の主要人物及び政治的煽動者並に支部等の家宅約五十箇所を搜索し、技師スカルノの家宅搜索に於いて重要證據書類押收された。スマランでは三十箇所の家宅搜索を爲し、二十八名を逮捕したが同市には國民黨の有力者はない。マランでは同市國民黨支部幹部の家宅を搜索し且全部逮捕した。而して Tamanswo School と稱する土人學校の教員住宅及學校内も搜索された。バンドンでは市の内外に亘り四十一箇所の家宅搜索を爲し五十三名引致されたが、

内一名は證據充分にして直に監禁された。留置者中には領袖法學士イスカツタもある。同市の有力者スカルノ及びガトットはデヨクデヤ市に於いて逮捕されたが、同市は國民黨の本部所在地であつて、之が搜索の結果多數の書類押收された。又前記イスカツタ顧問に依り從來殆んど知らなかつた重要な同黨の財政的組織に關する書類を發見した。尙同地では軍隊の一部動員を行ひ萬一に備ふる所があつた。デヨクデヤに於ける家宅搜索は三十五箇所に行はれ國民黨幹部等主要人物が逮捕された。殊にホテル宿泊中のものも取調べ、其の結果バンドンより來合せてゐたスカルノ、ガトット、マンゲン、ブラヂヤ及びモハマッド・タイブ等も逮捕された。ソロでは十一箇所の家宅搜索あつたが逮捕者はなかつた。唯國民黨黨員名簿及無政府主義に關する書類押收された。バイランゾルグでは二十箇所の家宅搜索を行ひ書類押收されたが其の中には反政府的の證據はなかつた。又スカブミはバンドンに亞ぎ印度國民黨の運動旺盛なる所であつて、同市及び其の隣接地チャンデュールでは三十一箇所の家宅搜索を爲し書類を押收した。ガローでは二十箇所に亘り家宅搜索行はれ、土人新聞 Bintang Raja 紙の事務所も亦搜索されたが、逮捕されたものはなかつた。唯同市の土人指導者技師スバヤオはバンドンに於いて逮捕された。チェリボンでは二十四箇所に家宅搜索行はれ、且同地の共同組合 Cooperative Vereeniging の俱樂部も搜索された。其の結果俱樂部幹部は悉く逮捕された。バンドンより來合せたマ

ナデイなるものも其の中に在つた。此の人は元ソー王家の軍人であつて最も危険なる煽動者として監視を受け居たるものである。ベカロンガンでも四十二箇所の家宅搜索を爲し重要書類が押収され、クラワンでは市の内外二十五箇所の家宅搜索行はれたが格別證據書類を發見せず。又クドスは家宅搜索六箇所に行はれ、ベント砂糖工場も亦搜索されたが得物はなかつた。

スマトラ島地方は爪哇方面に比し國民黨の勢力餘り振はず、殊に昨年七月下旬クスモ・スマントリ(Koesono Soemarti)の逮捕以來其の指導者を失ひてより益々其の感深く、此の廣汎に亘る家宅搜索の結果も唯多少の關係書類等を押収し得たに止まり、殆んど逮捕監禁を見るに至らず平穩に經過し期待を裏切られたる感が無いでもない。

スマトラ島の首府メダン市では國民黨の要人二十五名の家宅搜索を行つたが、多少の書類を押収したのみで、逮捕者は出なかつた。尚ルブーク・バカム及びガラシに於けるブデイ・ウトモの學校を搜索した結果、印度國民黨の黨則規定等が發見されたが、同校は政治問題に關與した廉を以て閉校を命ぜられるであらう。タンデヨン・パレイに於ける多數の家宅搜索の結果、一名を逮捕しトウビンタインギに於いては教師一名が逮捕された。シャンタルでは家宅搜索八箇所に亘つて行はれ、新聞記者一名が逮捕された。又バンカン・ブランダンにては十二箇所の搜索を行ひ其の押収書類中に支那語の

書類も發見された。バダンでも國民黨宣傳員二名の家宅搜索行はれ、又テロツク・ブートンでも同市のラムボツク人協會員の住宅を搜索した結果、其の押収書類に依つて同協會と印度國民黨との聯絡關係あることを發見された。

ボルネオ島のバンデヤルマシンでは家宅搜索五箇所、逮捕されたものが三名ある。又一青年教師は同市の奥地マラバイに於いて逮捕せられた。セレベス島のマカツサルでは二十八箇所の家宅搜索を爲し、多數の書類を押収したが逮捕者はなかつた。

斯くの如く全國主要都市の全部に亘つて、一斉檢舉を斷行したので、同地では少からぬ反響を起した。今重なる土人新聞の論調を紹介すれば、先づビンタン・チモール紙は、今回の事件に關し其の社説に於いて、暴動計畫の證據は之を發見することを得ざるべしと述べ、且スマントリの事件を引照した上現在迄の所如何なる反證擧りたるやと問ひ、又國民黨の幹部は如何なる土地と雖も二十四時間以内に軍隊を動員し得べき事實を熟知してゐるから、結局武器の前に自ら獲物を提供するに似た暴動を起すが如きことはないであらう。國民黨の幹部は克く之を諒解して居るから、スカルノ及びサントノ等は決して右の如き陰謀を教唆したる事實なしと辯明し、印度の人民の利益の爲に、速に詳細なる事情及び經過を發表すべし云々と論じた。

又ストモ、クスモ・ウトヨ、チヨクロアミノト、オット・イスカンドル、ダーラン・アブドラ及びタムリン等土人領袖は連署を以て左の如き聲明書を發表した。

『印度人よ、各運動の主要人物の多数逮捕及び抑留並に印度全帯に亘る各運動關係者の家宅搜索及び身體検査は重大なる政治的事象を示すものである。』

新聞の報道に依れば前記事は逮捕及び抑留せられた主要人物が、一般の秩序を紊すべき暴動を計畫した結果であると稱してゐる。然れども吾人は此等主要指導者の經驗に徴し又此等諸氏の教養を熟知せるを以て、彼等に對する嫌疑が果して正しきものとして首肯することを得ないのである。

吾人は更に調査の結果、各種不正確なる感情並に疑念が興れると同時に、印度人の運動は一般に於いて純然なる目的を有するものであることを發見せんことを希望する。然れば各印度人は男女の別なく堅忍し、且輕舉又は淺慮の行爲を慎み以て調査を妨害し爲に、被逮捕者をして益々窮境に陥らしむるが如きことなからんことを請いたのである。各人は決して勝手な行動を執ることなく後日の指揮を待つか或は吾人に相談されたい。

吾人は勿論本件の如き重大問題を公明する爲に袖手傍觀することはないつもりである。

諸君は輕率に、却て前記諸幹部を苦しむるのみならず、右諸氏は今や此等輕舉を防止し得べからざる状態にあると熟考せよ』
尙國民參議會議員ミツデンドルプは土人運動首腦者の家宅搜索事件に關し、左の如き質問書を政府に提出した。

一 印度國民黨が年末に際し組織的に政府顛覆の計畫ありたることを察知したる事實ありや。

二 右推察は如何なる程度迄正確なること判明せりや。

三 政府對土人運動の關係に重大なる影響を與ふべき今回政府の執りたる措置に對し政府は豫め内務長官並に土人事務局長の意見を徴したりや。

四 何故に政府は今回の如き疑信的措施を被嫌疑者のみに限らずサリカット、イスラム、ブデイ・ウトモ及び學生俱樂部の主腦者に迄及ぼしたるや。

五 政府は一般的に人民及び殊に不安を感じつつある土人運動者に事件を明かせしむる爲、十二月二十九日の非常手段に關し及び調査の結果判明せる事實を、出來得れば國民參議會の再會（一月十日）前に公表する意向ありや。

斯くて世論は漸次紛糾し、和蘭本國の新聞も蘭領印度の新聞も、種々なる風説的記事を掲載して政府を攻撃し、或は事件の經過及び調査の結果に關し公表を迫り、一方左傾黨派は勿論各政黨は會議を開いて本問題を研究し、或は決議を以て政府に其の真相發表を迫る等相當輿論が沸騰した。蘭印政府は一般の誤解を解く爲、一九三〇年一月十日國民參議會の開會に當り政府委員をして本事件の原因經過及び土人運動に對する政策等に關し簡單な辯明を爲さしめたが、其の内容は極めて抽象的で真相に

觸れず、殊に調査の結果に關しては審議未了に藉口して之を發表しなかつたから、全く申譯の聲明に終り、一般に批難の聲高かつたのである。

但し事件當時の蘭領印度に於ける蘭人系諸新聞の本件に對する論調は、何れも從來當領政府の土人運動に對し執れる左顧右眄の微温政策に慍らずとなし、從來無智無識の民衆を煽動して正當政府の合法的權利行使を禍せしめたる過激不良の徒輩を一掃の爲、政府の執れるの非常措置を是認し居つた。以下之を紹介しよう。

(イ) 「デリ・クーラント」社説 (一九二九・一二・三〇所載)

P・N・Iの陰謀計畫に對する警察官憲の嚴重なる取調は、スマトラ東海岸州に於いても一齊に行はれたのであるが、其の結果に付きては目下の處猶餘り多く知ることが出来ない。搜索は極めて不意打に行はれたのであるが、賢明なる同黨幹部は係合になる様な物件を、官憲の手に握られる様なへまはやらなかつたものと信ぜられる。併し乍ら同黨幹部の或者は其のプロバカンダ的行動に對し、刑罰乃至檢束の何れかは免れ得ないであらう。又押収せられた書類等よりP・N・Iの如き危險團體をして今度こそ最終判決より脱れしめない機会を作らぬとなさうである。此度の檢束の始まる以前にも、P・N・Iの反國家的陰謀計畫準備せられつゝありとの風評あり、西部爪哇知事陳海軍當局等に依て警戒せられて居た所である。P・N・Iは從來動もすれば一種の安全弁と看做され來たのであるが、最近著しく危險的傾向を有するに至つたので、前述の警戒以外に今度のやうな措置を執ることが必要と思惟せられたものであらう。各般の資料蒐集の爲何れかうした廣汎に亘る搜索を行ふに付ては、印度評議會檢察總長其の他の機關

に諮問せられた結果であらうから、其の顛末に付ては暫く之を後日に待つの外ない。右搜索に依り從來殆ど無制限に許容せられて來た行動に對し、政府の有する取締の意圖を十分に看取することが出来る。當領に於いて最も危險に思はれることは政府の態度餘りにリベラルにして、一般民衆に對する官憲の無力は民衆幹部を如何ともすることを得ずとの、不合理の印象を之に與ふる點に在るのである。從て民衆は結局幹部側の云ふ所に従ふと云ふことになる、之に先年スマトラ西海岸地方に於いて騷擾が起つた際に吾人の目撃した所て今猶記憶に新たなる所である。

今回當領政府の採つた家宅搜索に依り官憲の態度眞面目にして、政府は此等のプロバカンダに對し決して寛容するものでないといふ印象を民衆に與へたものと思はれる。

政府の此の態度は何等プロダクティヴの目的を有せずして、從て不安と危險を醸すに過ぎないプロバカンダを彈壓するに與つて力あるものである。本土民の福祉を増進する爲には民衆の平和と完全なる保護を措いて他に無かるべく、從つて政府は民衆の不安と強迫とを免除する義務ありと謂はねばならない。云々

(ロ) 「スマトラ・ポスト」紙社説 (一九二九・一二・三〇所載)

當領に於ける國民運動に對する當局の態度に付ては、各方面から盛に論議せられたのであるが、植民地の統治組織等の關係から、一般の蘭人側から他く迄是非の論を駁はすことが出来ざる状態に在つた。政府も多少之を利用するといふ傾向が無いでも無かつた。吾人は有國民運動乃至之に牽連する諸現象の進展を、各種の方法に依り尊重することが出来る。併し乍ら識者の意見は政府の過激的破壞的分子に對する態度が、餘りに辛辣強過ぎたといふ點に於いて一致して居た。總督の執れる土人政策は勿論崇高なる目的を持つたものには違ひないが、將來を洞察する大政治眼が缺けて居た。政府の政策は左顧右眄政策乃至其の日暮しの政策に終始し何人をも首

背せしむることが出来なかつた。過激分子にして建設的事業に當ることが出来ない場合には、政府も遂に癡癡を切らすだらうといつた。前年の特許も彼等に嘲笑を以て迎へられたに過ぎない。然し吾人は今に至つて此の警告なるものも單なる警告ではなかつたことと知る。長い間 P・N・I に反省を與へた後に、昨日の檢事を見多數の黨員の家宅搜索が行はれ書類は押収せられスカルノは逮捕せらるに至つて、凡て此等の行動は極めて平穩に行はれ強力な行使する要がなかつた。事件の端緒は政府に於いて P・N・I が年末年始の交を利用し各地に於いて騒擾を起す陰謀あることを耳にしたからである。之に由つて同黨幹部の陰謀暴露せられ、政府の土人政策にも制限を加ふる必要あることが明かになつたのである。善良分子の國民運動を支持奨励すると同時に、無智無識の民衆を煽つて和蘭主權を行使する正當政府に反對せしむる大小一切の惡幹部に對しては斷乎たる態度を以て之に臨み、以て獨り獨り人のみならず、當領に生活努力する一切の蘭國國民たる團體の繁榮を念とする蘭國政府を擁護すべきことと知らしめねばならぬ。云々

(ハ) 「スマトラ・ポスト」紙社説 (一九三〇・一・一五所載)

政府の聲明書中吾人の注意すべき所は、政府今次の措置は政治的のものに非ずして、幹務的性質のものであると云ふ政府の辯明である。キウイト・ド・ヨング氏は曰く「犯罪の嫌疑は根拠あるものであつた」と、又曰く「之は司法的事件であり犯罪となるべき虞ある攻撃に對する民衆保護の事件である」と。吾人は法律上のことは餘り判らぬが、苟くも常識ある者ならば政府の斯かる奇妙なる判斷は如何なる根拠に基くものなりやと諒解することが出来ない。右の判斷は年末年始の交に行はるべしとの不穩準備行動に關する報道の反響で、P・N・I に加擔するときは税金は免除せられ、石造の家に住はれ、現金も捌むことが出来るなどと云つた民衆への約束や、一九二六年當時に認められた形勢からの類推や、擾亂の陰謀犯罪遂行の目的とする團體への参加が、既に實現せられたりとする深い嫌疑等に基づいて居るものである。併しながら總べて此等の要因は、純粹な政治的性質を帯びて居るものであると

とな、誰も疑ふものはないであらう。而して幼稚な土人の頭腦に映つた考は如何様であれ、之を動かす幹部としては純粹な政治的目的、換言すれば蘭國國權の擴張と云ふこと以外の目的を有せざることは明である。是れ P・N・I 黨員活動の根幹であり、之に對し政府が嚴峻な措置を執るに至つた所以である。

政府は去る十二月二十九日の措置を以て、先年政府の爲したる警告中に於ける論理上の要石と觀察せんとしたものであらう。此の過激派幹部に對する政府の警告なるものは、政府の土人運動に對する國家政策一部の現はれと觀ることが出来る。政府は昨年八月國民參議會に於いて所謂「最後の警告」なるものを關係幹部に示し、將來改善する所無ければ、彼等及び其の運動に對し嚴峻なる措置を講ずるに至るべきことと附言した。然るに豫期せられた改善方法は毫も講ぜられず、豫定の如き嚴峻なる措置が實行せらるるに至つたのにも拘らず、之に政治的措置に非ずと云ふことと信ぜしめやうとして居るのであつて、之こそ頭固して尻隠さずと云ふことが出来る。

當領の平和的開發を助長する爲に、國家的措置の一としての明りが立つに於いては、毫も之を恥ぢる理由は無い筈である。我が殖民政策は何等之を隠蔽する必要なく、又國民運動にして苟くも法と秩序との範圍内に於いてならば、平和な休息場所を與ふるも、然した頭を有つた者の疑懼計畫に對しては、斷乎たる處置を執るの已むなきに至つた次第を公表して何の妨げがあらう。蘭印政府は久しく隠忍したる後、遂に斷乎たる決心を以て之に臨み、其の精細なる聲明書を以て其の措置の至當なる所以を明かにしたのである。而して其の説明たるや如何にも尤もであるには相違なきも、悉く左黨側のリアクションを虞るゝ爲であらう。政府が P・N・I に對し執りたる措置を以て、政治的性質を有するものと認むるか俾かるが如き口吻は感心出来ぬ。

相提擧して現代の印度史の發展に寄與する所あらんとする者は、しつかりと自分達の地位を認識してかゝらねばならぬ。而して之が爲には出来るだけ公明正大に振舞はなければならぬのである。若し政府にして餘りに其の政略をデリケート化するに於いては、却て世人の誤解を招き事態を紛糾に陥らしめ、各種のナショナリストの政治的活動に對し執らるべき積極的政策を、正當に認識せしむることを妨げらるゝ結果とならぬとも限らぬ。云々

(ニ) 「デリ・クーラント」紙社説 (一九三〇・一・一〇所載)

政府の聲明書を仔細に検討すれば、極めて順序よく簡明に而も論理的に記述せられて居ることが判る。家宅搜索の理由、其の結果、土人運動に對する政府の方針と三段に區分して、之に説明を加へて居ることは頗る要領を得たものと謂はねばならぬ。今次の聲明書は頗る簡單明瞭で、從來の夫れと誠に良いコントラストを爲して居るのであるが、餘り詳細に亘つたものよりも此の道口の方が寧ろ優つたものと云へるであらう。吾人は右聲明書の内、特に第二項即ち多數の家宅搜索處分に依る結果押収せられたる證據資料に基き、發掘に非ざれば及び犯罪の遂行を目的とする政黨に加入する者があつたことが、立證せられたことを重要視するものである。政府の本措置に對する批判は、何れも差控への觀があるが、蓋し讀者は本措置に依り慘酷にして流血的な陰謀に對し、國民の生命を保護せる政府に今更にお説教を云ふ謂はれも無いからである。一九二六年乃至一九二七年の事件は、如何に吾人の安全平和、秩序を危險に陥れたか、雄辯に物語るものである。よし今回の事件が發覺せず終つたとするも、土人煽動の一般的證據に依り官憲の行動は是認せられたに違ひなからう。蓋し表面の事實以上に道義の事情に通じて居る人ならば、今度行はれた家宅搜索は姑く之を措くとするも、此等一切の煽動の宣傳は結局斯かる措置に出づるを餘儀なくしたであらうからである。同黨幹部の全部とは云はざるも、或る者は他人を煽動して無謀の行爲を敢てせしめ、いざと云ふ場合には自ら小利口に不關心の態度を執つて居るのである。政府は其の聲明書に於いて、其の執れる措置、事應經過の敘述の外、公安に對する危險は總べて確實性を有し、既存の事實に符合することを述べて居る。唯問題は政府は將來 P・N・I に對し如何なる態度を執るやと云ふことであるが、吾人は多數の人と共に、而して國民參議會議員フライン氏と共に、P・N・I は反國家的團體なりと認むべきことを信ずる。吾人は P・N・I に對する政府の態度は、極めて寛容なるものなることを認むるのであるが、右は從來とてしうであつて、此の點に於いては政府は依然同一態度を保持して居るものと云ふことが出来る。

吾人は政府にして土人運動を等閑に附せず、此の種の煽動行爲が反覆せられた場合には、煽動者に對し餘り寛大なる態度を執るときは、(政府は其の答辯書に於いて明に此等煽動行爲の危險なることを認めて居る)結局公安及び官憲に對し政府の想像以上重大なる影響を及ぼすことあるべきに顧み、從前よりもつと迅速に之に容喙するの方針に出づるに於いては、同團體の存續を認めてやつても妨げない。最近に於ける官憲の措置に依り一切の害毒が一掃せられたものと思ふてはならぬ。此の點から云へばいくら熱帯だからと云ふて「古い氷の上は容易に結氷するもの」との俚諺が矢張り充てはまるのである。遺棄善良なる土人の土人運動に對しては、政府の好意的態度を執るべきは勿論であつて、社會改善主義的のものとは之を指導獎勵し反社會性を帯びたるものは之を勸滅しなければならぬのである。政府の聲明書の内容も重大性を有するが聲明書中に逸して居る事項も均しく重大である。政府當局のアドヴァイスに對する議員ミツデンドルフ氏の質問の如き、多少用しや服つた疑はあるが、仔細に考へて見れば同氏は第二の鋭いレッズンに課したものと云ふことが出来る。或は今後第三のレッズンが必要とする時代が来ないとも限らぬのである。云々

ところが土人語新聞の論調は之と大いに趣を異にし、概して政府の措置を批難してゐる。其の概略は次のやうである。

(イ) Keng Poh 紙

同紙は本件格事に關する詳報とは別に、官憲の執つた非常措置の不合理を説き、證據を擧ぐる爲逮捕された人々も不日釋放せらるゝに違ひないと觀て居る。即ち記者サエルン(Saerlen)は「別に逮捕等と云ふ問題ではなく一時檢束を喰つた程度であるから、關係者も悉く三日以内に釋放せらるゝことにならう」と述べ、尙 P・N・I 幹部檢束に對する具體的理由なきことを擧げて「檢事局の入手した情報と云ふのは、悉く巷の風評が然らざれば一九三〇年に暴動が起るだらうと云つた程度の證據で、證據を賣付けける數學者で考へさうなものである」と謂ひ、檢事局が根拠無い亂暴な噂や風説に耳を傾けた愚を笑つて居る。更に同紙は P・N・I の最終會議に於ける討論が官憲の疑を招いたものでは無いかと述べ、「土人の政治團體合同計畫の懸案があり、一九三〇年は此の意味に於

て重要な年であり、爪哇青年黨(Young Java)とマトラ青年黨(Young Sumatra)とムダ・インドネシア(Panacea Indonesia)等の合同問題が討議せられたのであるが、警察官憲は之を以て直に實際行動でも執るものと考へたのであらう」と述べ、更に論者が動もすれば周到なる注意を懈り他の誤解を招くことあるを遺憾として居る。

a. Pewarta Deli 紙

同紙はP・N・Iが極左黨たることは之を認むるが、同黨には何等の秘密なく、從て政府は從來共同黨が如何なる態度を持して居るかを能く知つて居る筈である」と謂ひ、更にP・N・Iは智的階級の團體であつて、亂暴なる行動の黨にとり無益なるのみならず弊害があることを能く心得て居るから此種の行動は之を排斥し、國際的の合同に於いて之を主唱して居るものである。P・N・Iは總へず其の綱要を諸所で説明宣傳して居るのであるから、何人と雖も懸案の何たるかは知つて居る筈であり、同黨は必要に應じ適當なる措置を執るが、血を流すやうな暴力には訴へないものである。蓋し極端なる血生臭い行動は總てか破壊するからである」と述べ、「轉じて」吾人は冷静なる指導者を要するが、P・N・Iに於ける此種幹部は悉くたるものである、各地には半可通の指導者に率ゐらるゝ小團體があり、是等は團體行動を妨げるだけである」と嘆じ、最後に「來るべき國民參議會に於ける質問應答は別とし、特に政府より公式の聲明書を得ることは困難であらう。公安秩序が脅さるゝ虞ある場合に、政府が之に關與するの權利あることは何人と雖も之を認むるものであるが、他方に於いて何人も今回の如き特別の場合に於いては、P・N・Iに對する態度の合理的なる所以を當局より聞く權利があることを政府が認めなければならぬ」と結んで居る。

i. [Sin Poh] 及び [Pernia goan]

兩紙は別に論説を掲げざるも、今次の官憲の措置が真相に觸れ居らざることと述べ「[Sin Poh] 紙はスカルノ(Sukarno)逮捕に際し、其の妻女を宛然刑事被告人扱にしたる不法を説き、(Pernia goan) 紙の如きは妻女にピストルを突付たることと追いつて居る。

サイモン委員會報告第二卷概要

一九三〇年六月二十四日 ロンドン・タイムス所載

第一編

提案の基礎的條件たる指導の原則

委員會は第一編冒頭の章句に於いて次の如く言明してゐる。

吾々ハ第一卷ニ於イテ最大限度ノ公平無私ノ態度ヲ以テ印度問題ノ一般條件ヲ調査シタノデアツタ。即チ吾々ハ第一卷ニ於イテ現下ノ印度ノ社會狀態特ニ其ノ偏狭固陋ナル因習ニ就イテ極メテ正確ニシテ且詳細ナル報告ヲ作成スルコトニ努力シタノデアツタ。廣漠タル印度ノ面積ト過剩ナル其ノ人口、民族、宗教及ビ封建的階級制度ノ複雑ナル交錯、藩王國ノ存在、全人口ノ過半數ガ農民ナルコト、無教育者ノ極メテ多數ナルコト及ビ西北國境地方ニ於ケル國境警備ノ急務等々ノ一切ノ困難ナル問題ハ英國人デモ印度人デモ苟クモ印度統治ノ將來ニ對シテ心ヲ寄スル者ニトツテハ絶對ニ看過スベカラザル重要ナル問題デアル。

而シテ之等ノ一切ノ重要ナル問題ハ眞正面カラ一刀兩斷ニ解決セラレネバナラナイ。何故ナラバ假令之等ノ困難ナル問題ガ生起スル場合ニ於イテモ英領印度ニ責任政治ヲ漸進的ニ實現セシムベキコトヲ全印度民衆ニ固ク誓ヒタル英國々民ノ神聖ナル盟約ハソレニ依ツテ微動ダニモ受クベキモノデハナイカラデアル。惟フニ之等ノ困難ナル間

題ノ存在ハ英本國ニトツテハ皆ヘバ都市計畫ニ於ケル地理上ノ障礙デシカアリ得ナイノデアル。即チ地理上ノ障礙ノ存否如何ニ拘ラズ都市ノ創設セラルト云フ事實ハ確固不動ノモノデアツテ之等ノ障礙ノ存在ハ唯都市計畫ニ於ケル地理上ノ設計トソノ完成ノ時日トニ對シテ些細ナル影響ヲ與フルニ過ギナイノデアル。サレバ之等ノ困難ナル問題ノ存在ニ依ツテ英本國ノ印度ニ對スル盟約ハ斷ジテ變更セラルベキモノデハナイノデアル。

委員會はその第一卷に於いて改正統治法の施行が印度に於いて如何なる効果を擧げてゐるかの問題に就いて説明したのであつたがこの問題に就いて第二卷に於いては更に次の如く説明してゐる。

惟フニ特殊ナル傳統ト文化トヲ有スル所ノ歐洲民族ニ依ツテ數世紀ノ長キ體驗ノ結果創設セラレタル自治政治ヲ今ヤ民族ト傳統トヲ全ク異ニシ且專制政治ノ長キ歴史ヲ保有シテキル所ノ印度ニ施行セントスルハ一ノ極メテ冒險的ナル計畫デアツテ之ニ就イテハ慎重ナル考察ガナサレネバナナイノデアル。

かくて報告書第一卷に於ける一般的事項の調査を基礎として委員會は第二卷に於いて展開せんとする自己の提案の定立に對する理論的根據を確立し得るに至つたのである。

印度に於ける自治政治の漸進的實現に對して採用せらるべき統治法の形式に關する委員會の提案

委員會は提案の定立に對する基礎的條件をなす所の第一の指導的原則として改正統治法は理想として統治組織の終局的形態に關して特別の規定を有すべきであることを強調してゐるのであるが委員會はその理由として次の如く説明してゐるのである。

改正統治法ノ規定ハ可及的ニ簡潔ニシテ且柔軟屈伸性ニ富メルガ如キ性質ノモノタルコトヲ要スルガ故ニ硬直ニシテ彈力性ナキ規定ハ全ク不適當ナノデアル。何故ナラバ統治法ノ進化ト云フ形式的事實ハソノ基礎トシテ實質的ナル社會的文化ノ進展ガ潜在スルコトヲ要件トシテキルモノデアラルカラデアル。蓋シ更ニ進歩セル統治法ガ要求セラルルハ一定ノ期間ニ於ケル社會ノ文化的進展ガ然ラシムルモノデアツテ決シテ豫メ定メラレタル立法者ノ恣意ニ依ツテ隨意ニ變更セラレルモノデハナイノデアル。即チコノ場合ニ於イテハ法律ニ對スル社會事實ノ反逆ガ存在ルスガ故ニコノ所謂法律ト事實トノ背馳ヲ調和スルタメニ新統治法ノ施行ヲ必要トスルモノデアアル。サレバ統治法ハ統治組織ノ終局的形態ニ關スル規定ヲ必ズ包含スベキデアツテ一定ノ期限後ニ於イテ改正セラルベキモノトスル規定ノ如キハ之ヲ設クベキデハナイノデアル。

吾々委員會ハ印度統治法ノ規定ニ準據シテ設立サレタモノデアツテ當該統治法ノ規定ニ依レバ十年ヲ期限トシテ週期的ニ委員會ガ設立セラルベキデアリ而シテソノ委員會ノ任務トシテハ第一ニ改正統治法ガ印度ニ於イテ如何ニ運用サラレツ、アルカニ就イテ具體的ニ調査スルコト及ビ第二ニ其ノ調査ヲ基礎トシテ改正セラルベキ缺陷ニ關スル提案ヲ提出スルコトニアルノデアル。

惟フニ印度ニ於ケル社會事情ニ關シテ一定期限ヲ定メテ週期的ニ之ヲ調査シ、ソノ調査ヲ基礎トシテ統治法ヲ改正シ、カクシテ印度ニ於イテ自治政治ヲ漸進的ニ實現セシメントスルガ如キ方法ハ大英帝國ノ他ノ自治領ニ於イテハ全ク採用サレナカッタ方法デアル。從來大英帝國ノ他ノ自治領ニ於イテ自治政治ヲ漸進的ニ實現セシムルノ目的ヲ

以テ採用セラレタル方法ハ柔軟屈伸性乃至ハ弾力性アル規定ヲ以テ統治法ヲ制定シ、カクシテ法律ニ對スル社會事實ノ反應ヲ能フ限リ少ナカラシムルノ方法デアツタノデアル。

印度統治法ノ序文ニ於テ政府ハ英領印度ニ責任政治ヲ漸進的ニ實現セシムルコトハ唯漸進的階梯ヲ進ルノ方法ヲ採用スルコトニ依ツテノミ可能デアルト宣言シテキルノデアル。去リ乍ラコノ責任政治ヘノ漸進的進展ニ於ケル各階梯ノ週期ガ豫メ法律ニ依ツテ一定セラレ更ニ又各階梯ニ於テ當該統治法改正調査委員會ニヨル社會事情ノ調査ガ行ハルベキモノトスルノ理論的根據ハ極メテ薄弱ナモノト言フベキデアル。吾々ハ社會事情ガ當該委員會ニ依ツテ週期的ニ調査セラレベキモノトスル規定ハ明ラカニ改正統治法ノ運用從ツテ又印度ノ政治思想ニ對シテ重大ナル障礙ヲ與フルモノデアアルコトヲ確信シテキルモノデアル。惟フニ「モンタアギユ、チエルムスフオオド」報告書ノ提案ヲ基礎トシテ成立シタル現行統治法ガソノ施行ノ結果如何ナル功罪ヲ招來シヤウトモソレハ別問題デアアルガ兎ニ角次ノ事實ハ何人ニヨツテモ肯定セラレネバナナイデアラウ。即チ現行統治法ガ十年ヲ週期トシテ改正セラレベキデアアルト言フ事實ニ依ツテ統治法ハ必然的ニ便宜的乃至經過的規定タルノ性質ヲ有セザルヲ得ザルニ至ルノ外更ニ又當該統治法ハ一定期間内ニ於テノミ效力ヲ有スルニ過ギナイト言フ事實ハ必然ニソノ施行ノ效果ニ於テ缺陷ヲ曝露セネバナナイノデアル。

之ヲ立法者側ノ立場ヨリ見レバ經過的乃至便宜的統治法ヲ制定セネバナラスト言フコトハ立法者ヲシテ必然的ニ現在ノ社會狀態ニ對スルヨリハ寧ロ將來ノ社會狀態ニ對シテ重點ヲ置カシムルニ至ルノデアル。換言スレバ立法者ハ

現在ノ社會狀態ニ對シテ具體的妥當性ヲ有スル所ノ完全ナル統治法ヲ制定スルコトヨリハ寧ロ將來ノ社會狀態ヲ豫想シテ之ニ妥當ナル統治法ヲ制定セントスルノ心理的傾向ヲ所有スルニ至ルノデアル。カクシテ立法者ヲシテ統治法ヲ完全ナモノニ制定セントノ熱意ヲ有セシムルコト能ハザラシムルニ至ルノデアル。去リ乍ラコノ便宜的統治法ガ自治政治ノ進展ニ對シテ貢獻スルコトノ薄キ場合ニ於テハ批評家ハ假借ナク統治法ノ缺陷ヲ剔抉スルニ躊躇シナイノデアル。

印度に自治政治を實現するの困難なる所以

惟フニ英本國ノ傳統的社會生活ヲ母體トシテ生レタル自治ノ統治組織ヲソノ儘ゾツクリ。印度ニ適用スルコトハ極メナ困難ナル仕事デアツテ之ニ就イテ吾々ガ最モ注意セネバナラストハ自治制度ガ新シキ印度ノ社會ニ根ヲ張り自己ノ力デ進展スルノ能力ヲ有スルニ至ルマデノ間ニハ極メテ長キ時日ヲ要セネバナラスト言フコトデアル。何故ナラバ英本國ノ議會制度ハ英本國々民ノ日常ノ社會生活ト完全ナル調和ヲ保ツテ發展シテ來タモノデアアルガ故ニソレハ譬ヘバ身ニビツタリト合ツタ着物ノ様ニ英國民ノ生活ニシツタリト適應シテキルノデアル。從ツテ英本國ノ議會制度ハ之ヲ他國ニ適用シタル場合ニ於テ果シテソノ國民ノ社會生活トビツタリト調和スルヤ否ヤハ全ク疑問デア。英本國々民ノ社會生活ニ於ケル傳統ト習俗トハ極メテ特異ナル性質ヲ有スルモノデアアルガ故ニソレヲ母體トシテ發達シタ所ノ議會制度ニモ亦特異ナ點ガ多々有ルノデアル。サレバ英本國ノ議會制度ヲ傳統ト因習トヲ異ニスル所ノ印度ノ社會ニ適用スル場合ニ於テハ議會制度ノ本質ガ喪失セラレ、危險性ガ充分アルノデアル。サレバ今回

ノ渡印ニ於イテモ吾々ハ印度ノ中央議會ニ於イテモ將又地方議會ニ於イテモ英本國ノ議會制度ガ模メテ歪曲セラレタル形態ニ於イテ適用サレテキル事實ニ驚愕シタ次第デアル。英本國ト印度トガソノ傳統ト因習トヲ異ニスルコトハ凡ソ改正統治法ヲ印度ニ施行スルコトニ就イテ所謂「產ミノ惱ミ」ヲ政府當局ニ與ヘタモノデアルガ更ニ亦十年ヲ週期トシテ統治法ガ改正セラレベキモノト規定スルコトニ依ツテ其ノ十年間ニ於イテ統治法ヲ妥當ニ適用シ得ザルガ如キ素因ヲ形成シテキルモノト言ハネバナラス。ダガソレハ兎ニ角別問題トシテモ十年位ノ短期間ニ統治法ノ功罪ヲ批判スルコトハ到底不可能ナノデアル。何故ナラバ改正統治法施行後ノ初年ニ於イテハ舊統治法ノ殘滓ガ依然トシテ存續スルガ故デアル。サレバ印度ニ於イテハ改正統治法施行後現在ニ至ツテモ未ダ舊統治法ノ實質的効力ハ喪失セラレテハキナイノデアツテ、コノ意味ニ於イテ政府當局ノ行ヘル行政爲ノ功罪ノ歸趨ニ就イテ舊統治法ト新統治法トノ間ニ明確ナル限界ノ一線ヲ劃スルコトハ全ク不可能ナノデアル。

委員會は最後に改正統治法が十年を週期として改正せらるべきことより生ずる所の本質的にして且不可避免的な缺陷は統治法の規定の内容が硬直性を有するに至ることであると主張し之に就いて次の如く説明してゐるのである。

即チ一九一九年ノ改正統治法ノ規定ハソノ性質上必然的ニ硬直ニシテ且具體的トナル傾向ヲ有シ從ツテ又其等ノ規定ガ社會ノ進展ニ追隨シ得ザル場合ニ於イテハ更ニ新シキ法律ヲ制定スルニ非ザレバ到底法律ト社會トノ矛盾ヲ調和セシムルコトハ出来ナイノデアル。更ニ又之等ノ規定ハ特別法又ハ慣習ニ依ツテ變更ヲ受クルノ外印度ノ凡テノ州ニ於イテ其ノ効力ヲ有シテキルモノデアルガ一ノ規定ガ甲地方ニ於イテハ極メテ良ク其ノ社會事情ニ適應スル場

合ニ於イテモ之ニ反シテ乙地方ノソレニ對シテハ全ク適應セザル場合ガ枚舉ニ追ナイノデアル。而モ地方政府ハソノ必要ト認ムル場合ニ於イテモ獨自ノ立法權ヲ有セザルガ故ニ法律ト地方の事情トハ背馳スルニ至リ其ノ結果之等ノ規定ハ自治政治ノ進展ニ對シテ大ナル障礙ヲ與フルニ至ルノデアル。サレバ吾々ハ茲ニ於イテ地方ニ依ツテ社會事情ガ甚シク異レル廣漠タル印度ニ對シテカクノ如キ硬直性乃至ハ非弾力性ヲ有スル規定ヲ内容トシテキル所ノ統治法ヲ施行スルコトハ印度ニ於ケル自治政治ノ實現ニ對スル障礙デアルコトヲ斷言シテ憚ラナイモノデアル。

今ヤ統治法ヲ改正スルノ時期ニ際會シタルガ故ニ吾々ハ統治法ノ規定ノ内容ニ極端ナル弾力性乃至ハ柔軟屈伸性ヲ有セシムルコトニ依ツテノミ印度ノ將來ノ社會生活ト完全ナル調和ヲ保チ得ル所ノ統治法ヲ制定スルコトガ出來ルデアラウト確信シテキルモノデアル。

所謂印度統一問題に關する委員會の提案

一九一七年八月二十日の「モンタアギユ」宣言の趣旨を採用して成立した所の英本國の對印政策の終局的目標を考察することに依つて委員會は彼等の提案に對する第二の基礎的原則を定立してゐるのである。而してその基礎的原則とは即ち英領印度に對して施行せらるべき統治法は英領印度及び藩王國を統一したる意味に於ける全印度が將來英國皇帝の統治權に服従すべき大英帝國の完全なる構成要素の一として確立するに至る迄の政治的進展に關して充分なる見通しをつけた所の規定を設けなければならないと言ふことである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度ニ於ケル社會狀勢ノ調査ヲ進捗セシムルニ從ツテ吾々ハ英領印度ノ問題ヲ藩王國ノ問題ヨリ全然分離シテ考察

スルコトハ絶對ニ不可能ナル所以ヲ認識スルニ至ツタノデアツテ、カルガ故ニ吾々ハ報告書ニ於テ英領印度ト藩王國トノ關係ヲモ論ズベキ必要アルコトヲ本國政府ニ通知シカクテソノ同意ヲ得テ報告書第一卷ニ於テコト問題ヲ合併セテ論述シタ次第デアル。

英領印度ニ於テハ今や印度統一問題ガ猛烈ナル勢ヲ以テ進展シテキルノデアル。惟フニ經濟上ヨリ見ルモ將又地理上ヨリ見ルモ英領印度ハ全印度ノ單ニ一半ヲ組成シテキルニ過ギナイガ故ニ印度統治法ヲ改正スルニ當リ立法者ニシテ若シモノ重大ナル印度統一問題ニ就テ充分ノ智識ヲ有セザルナラバソノ改正ハ却ツテ印度ノ將來ノ政治的發展ヲ阻害スル以外何等ノ效果モ齎ラサナイデアラウ。サレバコソ印度政府ノ組織ヲシテ統一政府ガ確立スルニ至ル迄ノ過程的ナル組織トシテ構成スベキコトハ理論上ニ於テモ正當デアリ且實際上ニ於テモ絶對ニ必要ナノデアル。カルガ故ニ吾々ハ藩王國ヲモ包含シタル意味ニ於ケル全印度ガ現行法上國際聯盟ノ一員ナノデアツテ英領印度ノミガソノ一員デハ決シテナイト言フコトヲ銘記シナケレバナライノデアル。サレバ從來ノ聯盟總會ニ於テモ常ニ藩王國ノ領主ガ一名印度代表ノ資格ニ於テ之ニ參加シテキルノデアル。カクテ全印度ハ今や國際法上ノ一國家タルノ資格ヲ取得シタルガ故ニ印度ニ於ケル終局ノ統治組織ハ統一セル印度ヲ基礎トシテ設立セラレネバカラヌコトハ極メテ當然デアル。

かくて委員會は英領印度と藩王國とが地理的にも如何に密接なる關係を有するかを説明したる後次の如く追記してゐるのである。

英本國ガ印度ニ統治權ヲ取得シテ以來印度ニ對シテ爲セル最も重大ナル功績ハ第一ニ印度全半島ニ有史以來未ダ曾テ存在セザル所ノ安寧ト統一トヲ與ヘタコトデアリ第二ニ交戦止ムコトナキ藩王國ヲシテ——勿論藩王國ハ直接ニ英本國ノ統治權ニ服從シテキルモノデハナイガ——大英帝國ノ支配ノ下ニ服從セシメタコトデアル。

かくて委員會は更に進んで英領印度と藩王國とが經濟的に全く不即不離の關係にあることを説明したる後保護關稅制度は藩王國に對しても亦效力を有すべきものとす所の法律案が最近印度中央議會を通過したる事實に就いて特に讀者の注意を促してゐるのである。但し勿論印度中央議會を通過した法律案はその規定の形式に於いては保護關稅制度は唯英領印度に對してのみ效力を有するものであることを明定してゐるのであるが、併しその反面に於いて輸入品に對して藩王國に消費稅を賦課してゐるが故に其の實際上の效果に於いては藩王國に對して保護關稅を賦課したると全く同一である。去り乍ら各藩王國は凡て獨自の財政權を有するが故に英領印度と藩王國との利害相反する場合に於いては之を調和するための特別規定が制定せられざる限り英領印度と藩王國との財政上の統一は期待し得べくもなしであらう。

更に又吾々が特に注意すべきことは印度中央政府の管轄に屬する所の行政事項にして事實上藩王國に全く關係を有せざるものは極めて少數であると言ふことである。例へば國境警備に關する事項、交通及び通信に關する事項並びに傳染病豫防に關する事項等々である。

印度統一の酵母としての國民運動

大英帝國がその統治以來印度に與へた所の形式的統一はその後の印度民衆の間に於ける國民運動の進展に依つて實質的統一に迄進捗しつゝあるのである。委員會は之に關して次の如く説明してゐる。

印度ニ對スル大英帝國ノ統治ハ實ニ印度ノ統一運動ノ胚芽ヲナシテキルノデアツテ大英帝國ノ統治以來印度ノ國民運動ハ過去五十年ノ間極メテ堅實ナル進展ヲ遂ゲテ來タノデアツテ殊ニ最近ノ十年間ニ於ケル其ノ發展ニハ全ク驚クベキモノガアルノデアアル。サレバコソ假令印度ノ國民運動ハソノ指導精神又ハ運動ノ方法ニ於テ多クノ非難スベキ點ヲ持ツテキルニシテモ兎ニ角ソレガ現在全印度ノ安寧ト秩序トヲ維持スルニ充分ナル力ヲソノ中ニ保有スルニ至ツテキルノデアアル。實ニ印度ノ國民運動ハ假令ソレガ善イニセヨ惡イニセヨ兎ニ角現在印度民衆ノ間ニ於テ極メテ強大ナル勢力ヲ克チ得テキルノデアアルカラ之ニ對スル吾々ノ任務ハコノ強大ナル國民運動ヲ印度ノ統一運動ニマデ昂揚シ、合流セシムルコトニ於テ重大ナル效果ヲ有スルコトニナルノデアアル。今ヤ印度ノ國民運動ノ指導者等ハ最も合理的ナル方法ニ依ツテ彼等ノ目的ヲ到達セントシツツアルガ故ニ印度ノ國民運動ハ英領印度及ビ藩王國ノ雙方ノ統治權者ニ依ツテ充分ニ理解セラレネバナラヌ問題デアアル。

去リ乍ラ英本國ノ對印政策ノ終局的目標ガ印度ノ統一ニアルコトハ勿論デアアルガ、ダガ併シ吾々ハ又英領印度ト藩王國トノ關係ハ現在ニ於ケル程度ヨリ以上ニ密接ノ度ヲ加ヘラルベキモノデハナイト言フコトモ亦明確ニ理解シテ置カネバナライノデアアル。現在印度ニ於テ藩王國ノ領主ハ凡テ彼等ノ傳統的地位ニ執着シテキルノデアツテ彼等ハ自己ノ既得權ヲ永遠ニ維持セント欲シテキルノデアアルガ又ソノ反面ニ於テ彼等ハ今後益英領印度トノ密接ナ

ル關係ヲ結バザルヲ得ザルコトヲ認識スルニ至ツテキルガ故ニ茲ニ彼等ハ「ビニウリダン」ノ驕馬トシテ深刻ナル惱ミヲ持ツニ至ツテキルノデアアル。サレバ吾々ハ若シモ印度政府が彼等領主ノ傳統的地位ト既得權トヲ保障スベキコトヲ聲明スルナラバ英領印度ト藩王國トヲ併合シタル所謂「統一セラレタル印度」ヲ創設スルコトハ必ズシモ不可能デハナイト言フコトヲ確信シテキルノデアアル。ダガソレハ兎ニ角印度ノ統一ハソノ統一ガ英領印度ト藩王國トノ雙方ニトツテ有利ナル場合ニ於テノミ始メテ可能デアアルガ故ニ吾々ハ今後改正セラルベキ統治法ニ於テハ「藩王國ハ自己ノ利益ト認ムル場合ニ於テハ何時タリトモ英領印度ト併合スルコトヲ得。」トノ規定ヲ設クベキコトヲ提唱スル次第デアアル。

統一せられたる印度の法律的形態としての所謂聯邦制度

委員會は若しも英領印度と藩王國とを併合して所謂「統一せられたる印度」を構成すべきことを強調する所の彼等の主張が正當であると假定するならば印度統治法の終局的形態は必然的に聯邦制度たるべきであることを斷言してゐるのである。而してその理由とする所は蓋し各々特異の統治組織を有してゐる所の英領印度の各州と藩王國とがその自治權を依然として維持しつゝ併合すべきものとせばその法律的形態としては唯聯邦制度あるのみであると言ふにあるのである。而して「モンタアギニ、デエムスフオオド」報告書も亦之と同一の見解を採用してゐるの外更に又一九二九年十二月十九日「ピカネイル」藩王國の領主「マハラヤ」氏が同國の議會に於いて爲せる演説も同一趣旨なのであつてそれは即ち次の如きものである。

余ハ所謂「統一セラレタル印度」ガ大英帝國ノ被保護國トシテ自治領タルノ地位ヲ取得スルニ至ル日ノ遠カラザラシコトヲ確信シテキルノデアツテ、コノ場合ニ於テハ藩王國ハ凡テ全印度聯邦ヲ構成スル所ノ各聯邦國トシテ英領印度ノ各州ト法律上全ク平等ノ地位ニ立ツニ至ルノデアアル。

かくて委員會は全印度聯邦の實現せらるるの日が如何に遠き將來に在らうとも彼等は必ずやその實現に向つて最善の努力を拂ふに資なるものでないことを誓言してゐるのであるが其の主たる理由とする所は蓋し今や英領印度と藩王國とが併合するに非ざれば根本的に解決する能はざる重要な問題が累積するに至つたと云ふことにあるのである。之に就いて委員會は次の如く説明してゐる。

惟フニ英領印度と藩王國トヲ併合シテ全印度聯邦ヲ構成セントスルノ見解ハ理論上ニ於テモ且又實際上ニ於テモ極メテ妥當ナノデアアル、サレバ吾々ハ英領印度と藩王國トノ雙方ニ關係ヲ有スル所ノ問題ニ就イテハ吾々ノ一方的意思ニ依ツテ之ヲ解決スルコトヲ好マザルガ故ニ吾々ハ今回ノ調査ノ際コノ問題ニ就イテ特ニ藩王國ノ各領主ノ意向ヲ聞カント努力シタノデアツタガ不幸ニシテ各領主ハ彼等ノ積極的見解ヲ展開シテクレナカツタノデアツタ。サレバコノ問題ニ就イテハ吾々ノ主張ニ基イテ近キ將來ニ開催セラルベキ圓卓會議ニ於テ充分ニ討議ノ機會ガ與ヘラレネバナライノデアアル。(コノ會議ハ所謂英印圓卓會議デアツテ英本國政府、英領印度及ビ藩王國ノ代表者ヲ以テ構成セラレ本年十月、ロンドン)ニ於テ開催セラルル豫定デアアル。而シテ會議ノ目的ハ英本國議會ニ報告スベキ委員會ノ提案ニ對シテコノ三者ノ間ニ最大限度ノ意思ノ合致ヲ得ントスルニアルノデアアル。吾々ハ全印度聯邦ヲ

實現センガタメノ最モ容易ニシテ且最モ早イ方法ハ寧ロ聯邦制度ヲ基礎トシテ新シイ統治法ヲ制定シ且ソノ統治法ノ中ニ「各藩王國ハ自己ノ利益ト認ムル場合ニ於テハ何時タリトモ任意ニ全印度聯邦ニ加入スルコトヲ得。」トノ規定ヲ設クルコトデアアル確信シテキルノデアツテ之以外ニ適當ナル方法ハ蓋シ全ク無イノデアアルマイカ。更ニ又吾々ハ全印度聯邦ノ實現ノ問題ニ於テハ必ズシモ英領印度と藩王國トガ常ニ利害相反シ從ツテ亦常ニ意見ヲ異ニスルモノトハ信ジテキナイノデアツテ寧ロ反對ニ英領印度と藩王國トノ意見ガ一致スル場合モ亦極メテ多イコトヲ確信シテキルノデアアル。英本國議會ガコノ問題ニ關シテ如何ナル態度ヲ採ルカハ勿論吾々ノ關知スベキ限リデハナイガ併シ吾々ハ兎ニ角全印度聯邦ノ實現ハ新シキ聯邦制度ヲ基礎トシテ先ヅ英領印度ノ統治法ヲ制定スルコトニ依ツテノミ可能デアルト云フコトヲ確信シテキル次第デアアル。

所謂「統一せられたる印度」に於ける統治法の形式に關する委員會の提案

英領印度と藩王國トヲ統一シテ聯邦制度ヲ建設スルコトガ印度統治法ノ終局的目標デアルトノ理論ハ姑ク之ヲ措クトシテモ聯邦制度ヲ基礎トシテ新ナル印度統治法ヲ制定スルノ必要ト理由トハ未ダ充分ニ存在シテキルノデアアル。惟フニ統一制度カラ聯邦制度ヘノ推移ハ統治組織ノ進展ノ形態トシテハ勿論畸形デハアルケレドモ從來聯邦制度ハ屢々多クノ獨立國ガ漸次ソノ主權ノ範圍ヲ減縮シテ遂ニ統一國家ニ迄吸収サレル過程的ノ形態トシテ役立ツテキルノデアツテ即チコノ場合ニ於テハ一度聯邦制度ガ確立セラルルニ至ルト今度ハ更ニ中央集權主義ヘ向ツテ轉化スルノ傾向ヲ生ズルノデアアル。而シテ統治組織ノ進展ニ於テカカル畸形的過程ガ採用セラルベキハニ印度ノ社會ノ

特殊性ヨリ生ズルモノト云フベキデアル。

印度ハ今ヤ獨裁主義ヨリ民主主義ニ向ツテ急激ナル轉化ヲナシツツアルノデアルガ其ノ民主主義ヲ徹底セシムルノ方法トシテ法律上採用セラルベキ自治制度ニ對シテハ印度ニ於テハ必然的ニ之ニ對シテ一定ノ形式上及ビ實質上ノ變改ガナサレバナラナイノデアル。何故ナラバ英領印度ノ如キ廣汎ナル地域ニ對シテ歐洲ノ民主主義ノ原理ヲソノ儘ツクリ適用スルコトハ實際上全ク不可能ナルガ故デアル。蓋シ一定ノ統治組織ガ有效ニ施行セラレンガタメニハ其ノ統治組織ガ施行地域ノ面積ト人口トニ對シテシツクリト適應セネバナラナイノデアル。過去ノ歴史ニ徴スルニソノ面積及ビ人口ニ於テ印度ニ比較シ得ル程大ナル獨裁主義ノ國家ハ多數存在シタノデアツタガ之ニ反シテ二億五千萬人ノ人口ヲ包有スル所ノ國家ニシテ民主主義ヲ採用シタモノハ未ダ付テ無イノデアル。現在民主主義的統治組織ヲ採用シテキル所ノ國家ノ中デ最大ナルモノハ北米合衆國デアアルガ之トモ其ノ人口ハ印度ノソレノ半數ニ過ギナイノデアツテ而モ北米合衆國ニ於テハ教育ハ極度ニ普及シ習俗ト言語トヲ同一ニスルノ外更ニ又民衆ノ政治意識ガ一般ニ極メテ昂揚シテキルニ拘ラズ北米合衆國ニ於テハ四十八州ヨリ成ル聯邦制度ヲ採用シテキルノデアル。サレバ僅カニ四千五百萬人ノ人口ヲ有シ而モ其ノ大多數ハ都市人口デアアル所ノ英本國ニ適應シテキル現行ノ統治組織ガ全半島五十萬以上ノ農村ヨリ成立シ其ノ人口二億五千萬人ヲ包有スル所ノ印度ニ於テ圓滑ニ運用セラルト考フルコトソレ自身ガ既ニ矛盾デアル。サレバ自治政治ガ圓滑ニ適用セラレンガタメニハ英本國ト殆ンド同一面積ノ地域ニ於テサヘモ尙ソノ特殊事情ガ充分ニ斟酌セラレタル上ニ施行セラルベキコトガ絕對ニ必

要デアル。尙又英本國ノ意味ニ於ケル民主主義ヲ基礎トスル議會制度ガ有效ニ適用セラレンガタメニハ候補者ト選舉人トノ間ニ個人的接觸ガ存在スルコトガ絕對ニ必要トサレルノデアツテ、コノ個人的接觸ナキ限り眞實ノ意味ニ於ケル議會制度ハ確立セラルルニハ至ラナイデアラウ。

聯邦制度ヲ基礎トシテ新ニ統治法ヲ制定スルノ必要ト理由トノ存在スル所以ハ又各々統治組織ト文化的水準トヲ異ニシテキル所ノ各藩王國ヲ同一ノ統治的團體ノ中ニ吸收スルタメニ必要ナル所ノ所謂統治法ノ彈力性ハ全ク聯邦制度ヲ基礎トシタ統治法ニ於テハ實現セラルルニ過ギザルガ故デアル。カクテ聯邦制度ヲ基礎トシテ新ニ統治法ヲ制定スルノ必要ハ英領印度ト藩王國トヲ統一シテ聯邦制度ヲ創設スベキコト及ビ英領印度ノ現下ノ情勢トノ二ツノ見地ヨリシテ極メテ適切ナル處置デアル。

ダガ併シ印度ニ於テハ其ノ地理上及ビ民族上ノ特殊性ヨリシテ改正統治法ノ施行セラレザル地域ガ多數存在シテキルノデアアルガ之ハ唯單ニソノ特殊事情ヨリシテ改正統治法ヲ施行スルニ不適當ト云フダケノ理由ニ依ツテ統治法ヨリ除外サレテキルニ過ギナイノデアル。惟フニカカル硬直ニシテ彈力性ナキ改正統治法ヲ印度ノ全地域ニ互ツテ一律ニ施行セントスルハ理論上極メテ不當ナルノミナラズ又實際上ニ於テモ全ク不可能ナノデアツテ若シモ之ニ反スル態度ヲ採ランカ印度ノ政治的進展ハ全ク阻害セラルルニ至ルデアラウ。

英領印度聯邦を構成すべき聯邦國に關する委員會の提案

英領印度聯邦を構成すべき聯邦國の領域を如何に定むべきかの問題は極めて困難なのであつて委員會は之に就いて次

の如く説明してゐるのである。

所謂聯邦制度ノ成立ハ之ヲ構成スベキ各聯邦國ガ各々獨自ノ領域ト統治組織トヲ保有シ且各聯邦國ノ國民ガ一定ノ政治意識ヲ有スベキコトヲ必要條件トシテキルノデアルガ印度ニ於テハ現在各州及ビ藩王國ノ行政區劃ハ單ニ國境ノ整備又ハ行政上ノ便宜ノ目的ヨリシテ出来上ツテキルニ過ギナイノデアル。

かるが故に英領印度に於ける各州の領域は現在自治制度の施行に對して適當なりとは言ひ得ないのである。さればこそ委員會は行政上及び財政上の不便を除去せんがために出来得る限り迅速に英領印度に於ける各州の行政區劃を調査確定すべきことを強調してゐるのであるが、かくして各州の行政區劃が適當に確定せられたる際に於いては既に英領印度聯邦の構成の素地は全く飽和したものと云ふべきである。

全印度聯邦よりの「バルマ」州の分離の問題に關する委員會の提案

委員會は現在「バルマ」州は行政上英領印度に包括されてゐるのであるが「バルマ」州はその特殊の事情よりして將來全印度聯邦より分離せらるるを妥當なりと信じてゐるのである。この趣旨は「モンタアギユ、チエムスフオオド」報告書の提案に於いても主張されてゐるのであつて實際「バルマ」州を現在印度の一部となしてゐるのは全く唯沿革上の理由に依るに過ぎないのである。蓋し「バルマ」州と印度半島とはその經濟上の利害全く相反するが故に今後全印度聯邦組成せらるる場合に於いてはこの兩者を分離することが絕對に必要である。尙委員會は報告書第二卷の第六編に於いて「バルマ」州の分離問題及びそれに關聯して「バルマ」州の將來の統治法の形式に就いても説明してゐるのである。

地方行政に於ける所謂二重政治の撤廢に關する委員會の提案

委員會は報告書第二卷第二編に於いて地方行政に於ける二重政治の撤廢の問題に就いて詳細に説明したる後次の如く附加してゐるのである。

地方行政ニ於ケル所謂二重政治ノ撤廢ハ其ノ趣旨ニ於テハ全印度ノ國家的公益ヲ侵害セザル限度ニ於テハ地方政府ニ最大限度ノ自治權ヲ賦與スルコトヲ意味シテキルノデアル。何故ナラバ二重政治ノ原理ニ於テハ地方事項ノ中間員ガ管轄權ヲ有スルハ唯移管事項ニ限ラレテキルノデアツテ留保事項ハ依然トシテ中央政府ノ監督權ノ下ニ處理セラレテキルガ故デアル。サレバ二重政治ノ存続スル限り地方政府ハ州内ニ於テ完全ナル自治權ヲ獲得スルコトヲ得ナイノデアル。カルガ故ニ吾々ハ地方政府ニ完全ナル自治權ヲ與ヘルコトニ依ツテ吾々ノ目的トスル聯邦制度ノ實現ヲ準備スベキコトヲ主張スルモノデアル。

從來印度ノ政治家ニシテ地方政府ニ完全ナル自治權ヲ賦與スベキコトヲ提唱シタル者ハ凡テ中央政府ト地方政府トノ法律的關係ヲ論ジ其ノ不當ナル點ヲ指摘シ極力之ヲ攻撃シタノデアツタ。而シテ地方政府ノ將來ノ統治組織ニ關スル吾々ノ提案ハ勿論地方政府ニ於ケル地方自治ヲ認容シテキルモノデアルガ併シソレハ唯各州ガ將來議會主義ト責任制度トヲ核心トスル所ノ統一中央政府ノ中ニ吸收セラルベキ一過程トシテノミ之ヲ認容シテキルニ過ギナイノデアル。而シテ地方政府ノ統治組織ハ當該地方ノ社會ノ具體的特殊性ニ適應スルモノタルベキデアツテ又カクスルコトニ依ツテノミ地方政府ハ自己ニ最モ適應スル所ノ統治組織ノ機構ヲ漸進的ニ編出シテ行キ得ルデアラウ。之ヲ

要スルニ吾々ノ提案ノ真髓ハ地方政府ガ自己ノ體驗ニ依ツテ英本國ノ意味ニ於ケル議會制度ガ彼等ニトツテモ亦如何ニ適切ナル制度デアルカト言フコトヲ彼等ニ明瞭ニ諒解セシムルコトニアルノデアル。

サレバ讀者ハ吾々ノ提案ノ内容ヲナシテキル所ノ地方行政ニ對スル變革ガ如何ニ大局ニ着眼シ且如何ニ宏遠ナル理想ノ下ニ計畫セラレタルカヲ知ルデアラウ。カクテコソ地方政治ニ於ケル行政ノ凡テノ部門ハ遂ニ印度人ノ開員ノ專屬的管轄權ニ屬スルコトナルデアラウ。唯茲ニ吾々ノ決シテ忘レテハナラヌコトハ地方政治ニ對シテカカ爾變革ガ嚮ラサレル場合ニ於テハ同時ニ又民衆ノ選舉資格ガ低下セラレネバナラヌト言フコトデアル。

地方自治制度を基礎とする場合に於ける中央政府の組織に關する委員會の提案

吾々ハ印度ニ於ケル地方政府ヲシテ英本國ノ意味ニ於ケル議會制度ニ對シテ充分ナル理解ヲ得シメンガタメニ最大ノ努力ヲ致シタノデアツタ。ダガ併シ英本國ノ意味ニ於ケル議會制度ハ之ヲ印度ノ地方政府ニ適用スル場合ニ於テ一ツノ重要ナル制限ヲ受クベキコトヲ絕對ニ必要トスルノデアル。而シテソノ制限トハ即チ地方議會ニ於ケル多數決ノ原則ハ少數黨ノ正當ナル利益ノ保護ト州内ニ於ケル秩序ノ維持トノ二目的ノタメニ知事ニ付與セラレタ所ノ干涉權——即チ地方議會ノ否決シタル法律案ヲ回復スルノ權利及ビソノ可決シタル法律案ヲ否認スルノ權利ニシテ知事ノ專屬的權限タルモノ——ニ依ツテ制限セラレネバナラナイノデアル。而シテソノ所謂知事ノ干涉權ハ印度總督ニ依ツテ知事ニ付與サレテキルノデアツテ之即チ印度中央政府ハ印度ノ社會ノ安寧ト秩序トヲ維持スルノ終局的責任ヲ有スルガ故デアル。去リ乍ラ吾々ハ議會ノ下院ニ於ケル多數黨ノ領袖ガ内閣ヲ組織シ其ノ内閣ハ常ニ議會ニ

對シテ連帶責任ヲ負擔セザルベカラザルモノトスル所ノ英本國ノ意味ニ於ケル議會制度ガ將來印度ニ施行セラルベキ責任政治ノ採用スベキ所ノ唯一ニシテ且最善ノ制度デアルトハ斷ジテ思ハナイノデアル。惟フニカカ爾議會中心主義ノ責任政治ハ責任政治ノ唯一ノ形態デハ決シテナイノデアツテ當該地方ノ特殊の事情ニ依ツテハ又之ニ特殊ナル制度ガ採用セラレネバナラナイノデアル。サレバ英本國ノ意味ニ於ケル責任政治ハ之ヲ直チニ印度ニ採用スルコトヲ得ナイノデアル。蓋シ議會ニ於ケル下院ノ多數黨ノ領袖ヲ以テ内閣ヲ組織シ、ソノ内閣ハ議會ノ不信任ノ決議ニ依ツテ彈劾セラルベキモノトスル所ノ英本國ノ意味ニ於ケル統治組織ハ一般的ニ承認セラレタル制度デハナイノデアル。英本國ノ議會制度ハ政府ガ議會ニ對シテ優越的地位ニ在ル場合ニ於テノミ之ヲ採用シ得ルモノデアル。サレバ印度ガ統一セラレタル場合ニ於テ其ノ統一セラレタル印度モ亦コソ制度ヲ採用スベキコトヲ主張スルハ大ナル誤謬デアル。吾々ハ印度ノ政治家ガ餘リニモ著シク英本國ノ議會制度ヲ模倣シ「デリイ」市ニ於ケル中央議會ハ全ク英本國ノソレノ糟粕ヲ嘗メテキルニ過ギナイヲ見テ印度ノ將來ノ政治的進展ノタメニ寧ロ却ツテ悲シンデキルノデアル。サレバ吾々ハ印度ノ中央議會ノ制度ハ印度自身ノ胎内ヨリ必然的ニ産ミ出サレタモノデナケレバナラヌコトヲ確信シテキルノデアル。

委員會は更に印度中央政府は中央事項に對する完全なる管轄權を有すべきは勿論であるが又それと同時に最も廣い意味に於いて印度全民衆の輿論を反映したものでなければならぬことを強調して次の如く説明してゐるのである。

吾々ノ目的ハ即チ藩王國ヲモ包含シタル意味ニ於ケル全印度聯邦ノ形成デアルガ故ニ英領印度ノ各州ハ地方自治制

度ノ確立ニ向ツテ急激ニ進展セネバナラナイノデアル。獨裁主義ヲ基調トシテキル所ノ藩王國ト民主主義ヲ基調トシテキル所ノ英領印度ノ各州トヲ統一シテ全印度聯邦ヲ組織セントスル以上ソコニハ必然的ニ各自ノ領域内ニ於ケル完全ナル自主權ヲ容認セザルヲ得ザルニ立至ルノデアル。從ツテ又カクスルコトニ依ツテノミ全印度統一ノ事業ハ完成セラルルデアラウ。而シテコノ場合ニ於イテ印度政府ハソノ官制ヲ分掌シテ全印度聯邦ノ文化的進展ノタメニ分擔的ニ行政ヲ行フニ至ルベキモノデアル。

全印度聯邦の形成を目的とする中央議會の本質的變革に關する委員會の提案

全印度聯邦を形成せんがためには現行法上の中央議會は本質的に變革せられねばならないのであつて今後中央議會は嚴密な意味に於いて聯邦制度を基礎として構成せられねばならないのである。即ち中央議會の議員は現行法の下に於けるが如く獨立選舉區を基礎とする所の直接選舉制度に依つて選出されるのではなくして各聯邦國を基礎とする所の間接選舉制度に依つて選出されねばならないのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

現行法ノ下ニ於ケル獨立選舉區ヲ基礎トスル所ノ直接選舉制度ハソノ選舉區ノ面積上必然的ニ信實ノ意味ニ於ケル民衆ノ意思ノ反映ヲ不可能ナラシメテキルノデアル。印度ノ財政制度ニ關スル吾々ノ研究及ビ吾々ノ財政顧問タル「レイトン」氏ノ提出シタル報告書ニ徴スレバ如何ニ各州ガ中央議會ニ民衆ノ意思ヲ正當ニ代表スル所ノ議員ヲ選出スルコトニ依ツテ豫算案ノ各款項ニ於ケル定額ノ増加ヲ要求スルノ必要ニ迫ラレテキルカラ知ルコトガ出來ルノデアル。サレバコソ有力ナル政治家ハ常ニ新ニ制定セラルベキ中央政府ノ新統治法ハ舊統治法トハ其ノ基礎的構造ヲ

異ニスベキデアルコトヲ強調シテキルノデアツテ吾々ガ茲ニ特ニ注意スベキコトハ新ニ制定セラルベキ中央政府ノ新統治法ハ從來ノ如ク議會制度ヲ中心トシタルモノタルベキデハナイガ故ニ從ツテソレハ又從來ノ統一政府ヲ基礎トシタル所ノ舊統治法ノ觀念ニ依ツテハ理解シ得ラレザル種類ノモノデアルト言フコト之デアル。

然らば吾々の目標としてゐる所の全印度聯邦の制度は印度の政治的進展の現段階に於いて如何なる限度まで新統治法の規定として明定せらるべきものなりや。惟ふにこの問題に就いては假令現在藩王國は之を全く除外し單に英領印度の各州のみを以て聯邦制度を創設すべきものと假定するとしても未だ印度の政治の現段階に於いては以て聯邦制度を基礎とする所の新統治法を制定するための物質的前提條件は充足されてゐないのである。即ち英領印度の各州は未だ完全なる自治權を取得してゐないのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

從來ノ實例ニ徴スレバ聯邦制度ハ原則トシテ聯邦ヲ構成スベキ各國家ガ既ニ完全ナル自治權ヲ取得シタル後ニ於イテ始メテ創設セラルベキモノデアル。サレバ「オオストレエリヤ」聯邦ニ於イテモ南「アフリカ」聯邦ニ於イテモ「カナダ」自治領ニ於イテモ將又北米合衆國ニ於イテモコノ原則ハ完全ニ履行サレテキルノデアル。去リ乍ラ印度ノ場合ニ於イテハ他ノ點ニ於イテモ他國ニ對シテ多クノ例外ガアル如クコノ點ニ於イテモ亦例外ヲナシテキルノデアル。即チ印度ニ於イテハ聯邦ヲ構成スベキ單位タル英領印度ノ各州ガ未ダ完全ナル自治權ヲ獲得セザル以前ニ於イテ既ニ豫メ統一政府ガ成立シテキルノデアル。去リ乍ラコノ例外ハ決シテ前述ノ原則ノ重大性ヲ些末モ傷害スルモノデハナイノデアル。カルガ故ニ英領印度ノ各州ガ未ダ完全ナル自治權ヲ獲得セザル現在ニ於イテ聯邦制度ニ關ス

ル詳細ニシテ且終局的ナル統治法ヲ制定セントスルハ蓋シ聯邦制度ノ統一法ハ之ヲ構成スベキ各國家ガ完全ナル自治權ヲ獲得シタル後ニ於テ始メテ終局的ニ規定セラルベキモノデアルトノ上述ノ原則ニ背馳スルモノト言フベキデアツテソノ誤レルコト勿論デアル。サレバ印度ノ政治的進展ノ現段階ニ於テハ吾々ハ唯印度ニ於テ聯邦制度ヲ實現スルノ前提條件トシテノ經過的ナル統治法ヲ規定シ得ルニ過ギナイノデアル。

自治政治を實現する迄の間に於ける國境警備の問題に關する委員會の提案

委員會がその提案の定立のための基礎的條件として擧げた所の第三の原則は即ち印度が完全なる自治政治を實現する迄の間に於いて中央及び地方に於ける行政の圓滑なる運用と其の內的秩序の維持のために堅實なる統治組織を有することが絶対に必要であると言ふことである。

委員會は勿論自治政治は最善の統治組織ではあるが、若しも之を自治能力の發達せざる地域に施行する場合に於いては屢々無政府的社會を出現するの危險性が多分にあるが故に印度統治法の内容を如何に規定すべきかの問題に就いては慎重の注意を拂はねばならないことを切言してゐるのである。

過去の歴史に徴するに統治權の薄弱なる政府が統治してゐた時代に於いては西北國境地方は常に兇徒の侵略を受けてゐると言ふ狀態なのである。されば印度に自治政治を實現する迄の間に於いては西北國境地方の警備が堅固になされねばならないのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度軍隊ハソノ西北ノ國境地方ヲ警備スルニ足ルノ充分ナル實力ヲ有シテキナケレバナライガ故ニソノタメニハ

今後モ相當長イ間英國軍隊ガ印度ニ駐在スルコトヲ絕對ニ必要トスルデアラウ。勿論英國軍隊ヲ印度ニ駐在セシムルコトハ印度ノ中央政府ニ責任政治ヲ實現セシムルト言フ目的ニ對シテ大ナル障礙ヲ與フルモノデアルト言フ事實ハ之ヲ否定シ得ナイノデアルガ吾々ハ印度軍隊ノ編制ニ關スル吾々ノ提案ハ印度ニ於ケル國境警備ノ目的ト自治政治ノ實現ノ目的トノ二要件ヲ完全ニ満足セシムルモノナルコトヲ信ジテ疑ハナイノデアル。

印度に於ける內的秩序維持の問題に關する委員會の提案

印度に於ける自治制度を常規的に進展せしめんがためには國境警備問題の外更に內的秩序維持の問題を解決するの必要があるであつて之に就いて委員會は次の如く説明してゐるのである。

印度ニ於テハ現在急進的ナ思想ヲ抱懷シテキル者ガ極メテ多イ故ニ內的秩序ノ紊亂スル危險性ハ多分ニ伏在シテキルノデアル。殊ニ凡テノ宗教團體ノ間ニ於ケル感情ノ疎隔ハ屢々騷擾ヲ生ズルノデアツテ過去數年間ニ於ケル宗教團體ノ間ノ軋轢ノ歴史ハ如何ニ些細ナル事件ガ遂ニ全印度ニ跨ル重大ナル騷擾ノ端緒トナツテキルカノ事實ヲハツキリト吾々ニ教ヘテキルノデアル。サレバ印度政府當局ノ取締ハ最も敏速ニシテ且最も果敢ナルコトヲ要スルノデアツテ遲滞ト怯懦トハ之ヲ最も避ケネバナライノデアル。

去リ乍ラ印度ニ於ケル內的秩序ノ維持ハ單ニ形式的ナル法規ノ制定ニ依ツテノミ完フセラルベキ性質ノ問題デハナイノデアル。英國ノ統治以來印度ノ人口ハ急激ニ増加シタルガ未ダ印度民衆ノ生命及び財産ハ政府當局ノ賢明ナル措置ニ依存スル場合ガ極メテ多イノデアル。何故ナラバ印度ノ耕地ノ中集約的農法ニ依ツテ經營サレテキル

所ハ極メテ少イノデアツテ其ノ大部分ハ天水雷トシテ經營サレテキルノデアルガ故ニ一朝氣候風ノ災害ヲ蒙ル場合ニ於テハ政府ノ應急的措施ニ依ツテ罹災地ニ對シテ免災地ヨリ食糧ヲ運搬スルガタメニ最モ賢明ナル方法ヲ採用セラレネバナラヌカラデアル。

更ニ又疫病ノ他ノ流行病ハ唯警務當局ノ周到ナル豫防的衛生施設ニ依ツテノミ其ノ傳染ヲ防止シ得ルノデアツテ之實ニ吾々ガ全印度民衆ノ生命ハ當局ノ賢明ナル措置ニ依存スルト言フ所以デアル。吾々ハ印度ニ可及的敏速ニ責任政治ヲ實現セシムベキコトヲ提唱シテキルノデアルガ併シ責任政治ノ實現ハ印度民衆ガ一定ノ責任能力ヲ取得スルニ至ツタ場合ニ於テノミ始メテ可能デアルガ故ニ印度民衆ノ自治能力ノ發展ノ現段階ニ於テハ印度ニ於ケル責任政治ノ實現ハ尙早ナリト言ハネバナラヌ。カルガ故ニ現在ニ於テハ政府當局ハ社會公共ノ秩序ヲ維持スルタメニ一定ノ限度ニ於テ民衆ニ對シテ監督權ヲ行使スルコトニ依ツテ其ノ內的秩序ヲ維持セネバナライノデアアル。蓋シ印度總督及ビ州知事ガ公共ノ安寧秩序ヲ維持センガタメニ緊急命令ヲ發布スルノ權限ヲ保有シテキルノモ亦コノ趣旨ニ外ナライノデアアル。吾々ハ責任政治ノ實現ニ對シテ最善ノ努力ヲ致スベキハ勿論ナルモ一朝事アルノ場合ニ於テハ斷固タル處置ヲ採ルコトニ吾々ナルモノデハナイノデアアル。

印度に於ける少數派の正當なる利益の擁護に關する委員會の提案

委員會は更に論旨を進めて印度に於ける少數派がその偏狹なる傳統的態度を抛棄して多數決の原理を正確に理解するに至る迄の間に於いては依然として彼等の正當なる利益を擁護するの必要あることを強調し而して印度に於ける少

數派乃至被壓階級の正當なる利益を擁護するための唯一の實行性ある方法は印度總督及び州知事に依る緊急命令權の行使であることを指摘してゐるのである。委員會はその報告書の第一卷に於けると同様に印度統治法は一九一七年八月二十日の「モンタアギユ」宣言の趣旨に従つて改正せらるべきこと及び印度に於ける責任政治の堅實なる發展を期せんがために適當なる規定の制定せらるべきことを主張することに依つて第二卷第一編を終結してゐるのであつて其の結尾として左の如く説明してゐるのである。

今ヨリ十二年以前即チ一九一七年ニ公表セラレタル「モンタアギユ、チエラムスフオオド」報告書ニ於テハ自治制度ハ中央政府ニ於ケルヨリモ寧ロ地方政府ニ於テヨリ急速ニ發展スルノ可能性アルコトガ説明サレテキルノデアアルガ其ノ後ノ歴史ハ當該報告書ノ提案ノ正シキコトヲ實證シタノデアツタ。而シテ當時ニ於テ當該報告書ノ起草者ガ最モ焦慮シタル所ハ惟フニ自治制度ノ進展ニハ如何ナル過程ガ進ラレベキカト言フコト又ハ印度民衆ノ自治能力ハ當時如何ナル程度迄發達シテキタノデアアルカト言フコトデハナクシテ寧ロ反對ニソレハ實ニ印度ノ社會生活ノ傳統的特殊性ヲ認識スルコトニアツタノデアアル。惟フニ印度ノ如キ古キ文化ト複雑ナル社會狀態トヲ有スル國ニ於テ僅カ十二年ノ歲月ハ其ノ政治史トシテ極メテ短カイモノデハアルガ併シ印度ノ統治法ガ印度ノ社會狀態ノ正シキ認識ニヨツテ自治制度ヲ基礎トスル所ノ全印度聯邦ノ創設ヲ目標トシテ新ニ制定セラルルナラバ全印度聯邦ノ組成ハ冗漫徒勞ニシテ且繁鎖ナル過程ヲ進ルコトナクシテ實現セラルルデアラウ。

知事を置く州の構成に對する法律上の改革に關する委員會の提案

委員會は第二編に於て知事を置く州の構成に對して法律上の改革の必要あることを主張し且その改革の方法に就いて説明してゐるのである。

かくて委員會は先づ最初に知事を置く州の行政區劃に就いて論じてゐる。現行の州の行政區劃は全く因習的乃至は便宜的なものであつて時には習俗上及び經濟上何等の關係なき地方を同一の行政區劃の内に包攝し時にはその反對の場合も有るのである。去り乍ら現行の州の行政區劃を全く潰滅せしめて新なる基礎の上に之を創設せんとすることは實際上全く不可能であつて之は「オリッサ」地方及び「シンド」地方に就いて見れば特に明瞭である。「オリッサ」民族——「オリッサ」地方に住み「オリヤ」語を話す土族である(譯者)——は現在大部分「オリッサ」地方に住んでゐるのであつてこの區劃は當然としても「オリッサ」地方と「ビハール」地方とを併合して之を「行政區劃」としてゐる現行の制度は何等關係なき所の二地方を全く便宜的に結合せしめたるものとの譏を免れないであらう。「シンド」地方は民族上より見るも將又地理上より見るも明らかに「ボンベイ」指定州より區別せらるべきであつて現行法もこの制度を採用してゐるのである。而して之等の問題は州の行政區劃に關連して起る所の多くの困難なる問題の單なる一例に過ぎないのである。されば委員會は州の行政區劃に關連して生起する所の凡ての問題を解決せんがために平衡廉直なる政治家を委員長として一の疆界調査委員會が創設せらるべきことが絶対に必要である旨を主張してゐるのである。

去り乍ら委員會は先づ一應現行の行政區劃を存続せしめ之を基礎として現行の州の統治組織を改革すべきことを主張してゐるのであつてこの主張は一般の先覺者に依つて廣く是認されてゐる所なのである。而して委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

現行ノ州ノ統治組織ニ關シテ現在印度民衆ノ抱懷シテキル所ノ思想ハ未ダソノ統治組織ノ改革ニ關シテ積極的ナル提案ヲ作り上ゲル迄ニハ進展シテキナイノデアルガ併シ彼等ノ意見ハ消極的ニ現行ノ州ノ統治組織ハ便宜の乃至過程的ナモノデアツテ從ツテ今ヤ既ニソレハ當然地方自治制ニ向ツテ轉化スベキモノデアルト旨ヲ斷ニ於テハ一致シテキルノデアル。而シテソノ所謂地方自治トハ必ズシモ地方政府ニ對スル中央政府ノ監督權ヲ全然否認スルコトデハナクシテ寧ロ地方行政ニ於ケル二重政治ノ撤廢從ツテ又地方事項ノ全分野ニ亘ツテ地方議會ニ對シテ連帶責任ヲ負擔スル所ノ單獨内閣制度ノ創設ヲ意味シテキルノデアル。

現行統治法ノ原則タル地方行政ニ於ケル二重政治ハ地方政府ノ責任ノ限界ヲ曖昧ナラシメタルコトニ依ツテ地方行政ニ對シテ大ナル弊害ヲ齎シタノデアツテ、コノ弊害コソ實ニ印度ノ指導的政治家ヲシテ現行ノ州ノ統治組織ノ改革ヲ唱導セシムルニ至ツタ機軸ナノデアル。

委員會は「バルマ」州を除くの外知事を置く所の八州の政府に對して現行の州の統治組織の改革に關する意見を提出せしめたのであるが其の意見は必ずしも各州に於て一樣ではないが唯現行の州の統治組織は必ずや改革せられねばならぬと言ふ一點に就いては各州の意見は全く一致してゐるのである。而してこの點に就いては地方委員會及び印度中

央委員會の意見も亦同様なのである。

印度に於ける州の統治組織に關する委員會の提案

委員會は印度に於ける州の統治組織に關して印度の多數の指導的政治家の意見を參照して慎重に考察したる結果次の如く主張してゐるのである。

現行統治法ハ各州ニ於テ必ズシモ同一ノ效果ヲ舉ゲテキルモノデハナイノデアツテ、印度ノ指導的政治家ハ現行ノ州ノ統治組織ヲ改革スルノ急務ナルコトヲ提唱シテキルノデアル。去リ乍ラ今新ニ各州ニ對シテ各々別異ノ統治法ヲ制定スルコトハ其ノ結果トシテ第一ニハ各州ニ對シテ差別的待遇ヲ與フルコトナルノ外更ニ第二ニハ一定ノ期間ヲ限ツテ週期的ニ州内ノ社會狀勢ヲ調査シ之ニ適應スルガ如ク絶エズ統治法ヲ改正セネバナラヌ必要ヲ生ズルノデアル。カルガ故ニ若シモ現段階ニ於テハツキリト將來ノ見通シヲツケテ各州ノ統治法ヲ制定シ得ルト考ヘルモノガアルナラバ其レハ餘リニモ架空の理想タルヲ失ハナイデアラウ。

サレバ吾々ハ現段階ニ於テ各州ノ統治法ノ制定ニ關シテ採用セラルベキ最善ノ方法ハ其ノ規定ガ簡潔明快ニシテ且最モ柔軟屈伸性乃至ハ彈力性ヲ有スルノ外更ニ又各州ノ特殊の事情ニ適應スルダケノ餘裕ヲ有スルモノタルベク從テ亦各州ノ統治組織ハ週期的ナル統治法ノ改正ニ依ツテ形式的乃至ハ飛躍的ニ進展スルコトナク寧ロ却ツテ漸進的階梯的乃至ハ實質的ニ進展スルガ如キ規定ヲ内容トスル統治法ヲ制定スルコトニ在ルト確信シテキルノデアル。而シテコノ場合ニ於テモ統治法ノ指導精神ニ就イテハ明確ニ規定セラレネバナラヌコト勿論ナルモノレハ統治法ヲシテ各州

ノ特殊の事情ヲ無視シ更ニ又同一ノ州ニ於テモ週期的ニ之ヲ改正セネバナラヌガ如キ硬直的ナル規定ヲ制定セシムルコトナクシテ全ク可能ナノデアル。

例ヘバ印度ノ各州ノ統治法ノ規定ト「カナダ」ノ各州ノ統治法ノ規定トヲ比較シテ吾々ガ先ヅ第一ニ氣付ク所ノ事實ハ印度ノ各州ノ議院法及ビ之ヲ基礎トシテ制定セラレタル議院規則ノ規定ノ内容ハ極メテ具體的デアリ且硬直的デアルニ反シテ一八六七年ノ英領北米統治法ノ規定ノ内容ハ極メテ抽象的デアリ且彈力性ヲ有スルト言フコトデアル。而シテ印度ノ各州ノ統治法ノ解釋ニ就イテ吾々ノ注意スベキコトハ印度ノ各州ハ凡テ特殊の事情ヲ有スルガ故ニ一ノ州ノ統治法ノ規定ノ内容ヲ他ノ州ニ類推解釋スルコトハ絕對ニ許サレナイト言フコトデアル。從ツテ吾々ガ現在印度ノ各州ノ統治法ヲ比較研究スルハ唯其ノ比較ニ依ツテ吾々ノ希望スル所ノ彈力性アル統一の統治法ノ制定ニ對シテ極メテ重要ナル資料ヲ取得セントスルニアルト言フベキデアル。

地方行政に於ける二重政治の矛盾

委員會は地方行政に於ける二重政治の矛盾に就いて次の如く説明してゐる。

改正統治法ノ施行以來二重政治ノ制度ハ地方行政ノ分野ニ於テ極メテ有效ナル役割ヲ演ジテ來タコトハ吾々ト雖モ全ク否認シ得ナイ事實デアツテ吾々ガ二重政治ノ地方行政ニ及ボシタル多大ノ害毒ヲ攻撃スルコトハ何等其ノ從來ノ功績ヲ抹殺スルモノデハナイノデアル。而シテ地方行政ノ分野ニ於ケル二重政治ノ功績ハ主トシテソレガ民衆ニ責任政治ノ觀念ヲ涵養シタル點ニ在ルトデアツテ實ニソレハ從來政治ノ何物タルカラ解セズ從ツテ責任政治ニ對シテ何等

ノ智識及経験ヲ有セザル民衆ニ責任政治ノ觀念ヲ養成シタノデアル。去リ乍ラ當初民衆ノ腦裏ニ責任政治ノ觀念ヲ養成スルノ使命ヲ持ツテ生レタ所ノコノ二重政治ノ制度ハ其ノ發展ノ過程ニ於テ却ツテ自己ノ存在ガ責任政治ノ圓滑ナル進展ヲ阻害スルト言フ皮肉ナル運命ニ陥ルニ至ツタノデアル。今ヤ二重政治ノ存続スル限リ地方議會ノ民選議員ハ知事ノ專屬的管轄權ニ屬スル所ノ留保事項ニ對シテ益々反感ヲ抱クニ至ルベキコトハ必然デアル。サレバ留保事項ヲ處理センガタメニ特別支出ヲ絕對ニ必要トスル場合ニ於テモ民選議員ハヒタスラニ其ノ冗費ナルコトヲ攻撃スルニ急ニシテ新ナル租稅ヲ賦課セントスル所ノ知事ノ提議ヲ否決スルニ至ルデアラウコトハ極メテ當然デアル。而シテ若シモコノ場合ニ於テ新ナル租稅ヲ賦課スルコトアリトセバ租稅法律主義ノ原則ニ反スルノミナラズ更ニ又歳入豫算ノ各款項ノ金額ヲ彼此流用スルトノ非難ヲ免レナイデアラウ。

惟フニ現行統治法ノ下ニ於ケル二重政治ニ於テハ行政參事會員ト閣員トノ關係ハ極メテ圓滑ニ推移スルデアラウ。去リ乍ラ二重政治ノ存続スル限リ閣員ハ留保事項ニ對シテ常ニ正面カラ之ヲ攻撃スルノ果敢ナル態度ニ出ヅルカ然ラザレバ留保事項ヲヒタスラニ承認シテ官僚政治ノ忠實ナル走狗トナリ果テルカノ何レカノ態度ヲ採ルノ外何事ヲモ爲シ得ナイデアラウ。而シテソノ何レノ場合ニ於テモ二重政治ノ當初ノ目的タル地方行政ノ分野ニ於ケル責任政治ノ實現ハ完膚ナキ迄ニ阻害セラルルニ至ルデアラウ。

地方行政に於ける統一政府の創設に關する委員會の提案

かくて委員會は地方行政に於ける二重政治の制度は今後速やかに撤廢せらるべきことを提唱して次の如く説明して

ゐるのである。

其ノ所謂留保事項モ將又移管事項モ共ニ地方事項タルコトニ於テハ其ノ軌ヲ一ニシテキルノデアツテ兩者ハ合一シテ地方行政ノ全分野ヲ占有シテキルモノデアル。カルガ故ニ地方政府ハ地方行政ノ全領域ニ亘ツテ連帶責任ヲ負擔スル所ノ統一政府タルベキコトヲ理論上正當トスルノデアル。去リ乍ラカク言ハバトテ吾々ハ凡テノ州ニ於テ政府ノ閣員ハ州立法議會ノ民選議員ノミニ依ツテ構成セラレネバナラヌコトヲ主張シテキルモノデハナイノデアツテ吾々ノ主張スル所ハ唯現行統治法ノ規定ノ如ク民選議員タル閣員ハ留保事項ニ對シテハ何等ノ管轄權モ無キコトヲ法律ノ明文ニ於テ規定スルコトノ不當ナルコトヲ攻撃シテキルニ過ギナイノデアル。即チ吾々ハ州知事ガ州内民衆ノ選舉ニ基イテ政府ヲ組織スル場合ニ於テ其ノ閣員ノ中ニ數名ノ官選議員ヲ配置スルヤ否ヤハ印度總督ノ監督權ノ下ニ行動スル所ノ州知事ノ自由裁量權ニ委任スベキデアルト言フコトヲ主張シテキルノデアル。惟フニコノ問題ハ各州ニ於テ各々趣ヲ異ニスルモノデアルガ故ニ各州ニ就キ法律上ノ明文ニ依ツテ之ヲ規定スルコト無ク各州ノ具體的特殊性ニ應ジテ知事ノ自由裁量權ニ委任スルコトガ最善ノ方法デハアルマイカ。去リ乍ラ地方政府ノ組織如何ニ拘ラズ地方政府ノ行政行為ノ全領域ニ亘ツテ閣員ハ凡テ連帶責任ヲ負擔セネバナラヌコトハ當然デアル。蓋シ分擔責任ノ原則ハ閣員ノ負擔スベキ責任ノ限界ヲ晦澁ナラシムルモノナルガ故ニ地方政府ニ自治政治ヲ實現セシメタメニハ閣員ハ連帶責任ヲ負擔セネバナラナイノデアル。

去リ乍ラ閣員ニ連帶責任ヲ負擔セシムルコトハ勿論ソノ責任ヲ過重ナラシムルモノデアルガ故ニ吾々ハ又之ニ相應

スル程度ニ於テ閣員ノ地位ヲ保障センガためニ次ノ如キ二ツノ提案ヲ提唱スルモノデアル。其ノ第一ハ閣員ノ俸給ハ唯正當ナル手續ヲ經タル法律ニ依ツテノミ廢除削減セラルベキコトデアリ其ノ第二ハ閣員ニ對スル不信任ノ意思表示ハ正當ナル手續ヲ經テ閣員全體ニ對シテ爲サルベキモノナルコト之デアル。蓋シ從來二三ノ州ニ於テ慣習上行ハレタルガ如ク特定ノ閣員ニ對シテ個人的ナル不信任ノ意思表示ヲナスコトハ閣員ノ連帶責任ノ原則ヲ破壞スル以外ノ何物デモナイカラデアル。

委員會は更に閣員の俸給額は之を適當の限度に止め其の剩餘金を以て英本國の政府に於けるが如き政務次官の官職を設置すべきことが好望なる所以を強調してゐるのである。

閣員に對する知事の權限に關する委員會の提案

委員會は更に閣員に對する知事の權限に就いて論述してゐる。即ち知事は其の行政行爲に關して凡ゆる場合に於て閣員の一致の意見に基く所の議決を承認するの法律上の義務を有するものなり或ひは又反對に現行統治法の規定の如く閣員の一致の議決を否認し自己の自由裁量に依る立法權を保有することが法理上正當なりや否やの問題である。

——現行統治法上に於ては知事は行政參事會の一致の議決をも否認し自由裁量に依る立法權を有してゐるのである。之に關して委員會は知事は行政上の目的のために一定の列舉せられたる事項に限り閣員の一致の議決を否認し自己の自由裁量に依る立法權を保有すべきことが法律上正當なりと主張してゐるのである。但しこの場合に於ても知事は印度總督の監督權に服從して行動すべきことは勿論である。而して委員會は地方の社會の安寧秩序を維持する目的及び

地方行政の円滑を期するの目的の二目的のために知事に對して自由裁量に依る立法權を付與すべきことを主張して次の如く説明してゐる。

吾々ハコノ簡單ナル報告書ニ於テ知事が自由裁量ニ依ル立法權ヲ行使シ得ル場合ヲ列舉的ニ記述スルコトハ敢テ避ケルノデアルガ唯次ノ二ツノ場合ハ特ニソノ著シキ事例デアラウ。

(一) 地方ノ社會ノ安寧秩序ヲ維持スルノ目的

一又ハ二以上ノ宗教團體ガ他ノ宗教團體ニ對シテ著シク不利益ナル地位ニアリト認メラルル場合ニ於テ之ヲ救済スルノ目的

尙左の三つの場合に於ても知事に對して自由裁量に依る立法權を認むることが適當であらう。

(三) 性質上州立法議會ノ議決權ノ範圍内ニ屬セザル支出ノ項目ニ關シテ政府ノ法律上當然負擔スル所ノ債務ヲ辨濟スルノ目的

(四) 地方政府ニ對スル中央政府又ハ印度事務大臣ノ命令ヲ執行スルノ目的

(五) 部下ノ官吏ノ任命及び解任又ハ文化ノ低劣ナル區域ニ對スル特殊施設等性質上知事ノ一身ニ專屬スル所ノ權利ヲ行使スルノ目的

地方政府の組織に關する委員會の提案

委員會は印度に於ける地方政府の議決事項に就いては英本國の議會に於ける議會書記官の如き官制を創設して其の

内容を記録し保存すべきことの必要を説明してゐる外現在印度の地方行政に於ける一般的原則となつてゐる所の地方
政府の責任分擔主義を攻撃してゐるのである。即ち印度の地方政府は其の行政行為を行ふに當つて閣員一致の議決に
依ることなく一般に多數決の方法に依つてゐるのであるが故に必然に當該行政行為に對する責任は之に賛成せる閣員
のみ之を負擔することとなり反對に之に賛成せざりし閣員は何等の責任をも負擔せざることを原則としてゐるのであ
る。之に反して英本國に於ては内閣の連帶責任の原則は單に理論上のみならず實際上に於ても實行されてゐるのであ
る。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度ノ地方行政ニ於テハ從來閣員ノ間ニ分割責任ノ原則ガ行ハレテキタノデアルガ今直チニ法律ノ力ニ依ツテ連帶
責任ノ原則ヲ以テ之ニ代フルコトハ極メテ不當デアツテ現在ニ於テハ寧ロ民衆ニ責任政治ノ觀念ヲ漸進的ニ養成スル
コトガ肝要ナノデアル。何故ナラズ地方行政ノ領域ニ於テ責任政治ヲ發達セシメ、カクシテ地方政府ヲシテ地方議會
ニ對シテ連帶責任ヲ負擔セシムルコトニ依ツテ兩者ノ間ニ緊密ナル關係ヲ創設センガタメニハ民衆ニ責任政治ヲ理解
セシムルコトガ絕對ニ必要デアルガ故デアル。

かくて委員會は地方政府に於て連帶責任の原則を實現せしむるために次の如く説明してゐる。

地方政府ニ於テ自治政治ヲ實現セシメンガタメニハ知事ヲシテ終局的且絕對的ノ責任負擔者ヲラシメザル。コトガ絶
對ニ必要デアル。何故ナラバ吾々ガ茲ニ極力強調シナケレバナライ所ノ原則ハ責任政治ヲシテ常態的ナル進展ノ過
程ヲ辿ラシメンガタメニハ凡ソ地方政府ニ歸屬スル所ノ一切ノ責任ニ對シテハ之ヲ必ズ閣員ノ連帶責任タラシムベキ

コトデアルガ故デアル。成程吾々ハ上述ノ如ク少數團體ノ正當ナル利益ヲ擁護スルガタメ或ヒハ又地方ノ社會ノ安寧
秩序ヲ維持スルガタメ更ニ亦全印度ニ關スル所ノ國家的利益ヲ緊急ノ場合ニ保持スルガタメ又ハ其ノ他ノ場合ニ於テ
知事ニ對シテ自由裁量ニ依ル立法權ヲ付與スベキコト從ツテ亦必然ニ之ニ對スル責任ハ之ヲ知事ノ個人的負擔タラシ
ムベキコトヲ主張シタノデアルガ之ハ全ク例外ノ場合デアツテ責任政治ヲ常態的ニ進展セシメントスル限り原則トシ
テハ閣員ノ連帶責任ノ法理ガ採用セラルベキコトハ當然デアル。

以上述べた來タ所ノ吾々ノ見解ハ必ズシモ知事ノ個人的責任ガ將來ニ於テ輕減セラルベキモノデアルトノ結論ヲ生
ミ出スモノデハ斷ジテナイノデアル。否ソレドコロカ反對ニ吾々ハ今迄展開シテ來タ所ノ吾々ノ見解即チ地方政府ニ
於ケル連帶責任ノ原則ガ圓滑ニ進展センガタメニハ其ノ智識、手腕及ビ果斷ノ三點ニ於テ最も卓越シタル知事ガ相次
イデ職ニ在ルコトガ絕對ニ必要デアルコトヲ痛感シテキル位ナノデアル。

警察權に關する一派の政治家の主張

印度の社會生活に於ける安寧と秩序とを維持するの任務を有する所の警察權に關して委員會は警察權を依然として
留保事項たらしむべしとの一派の主張を排撃してゐるのである。而して印度に於ける指導的政治家及び民間の有力な
る政治團體も亦この問題に就いては委員會と同一の意見を有してゐるのであつて、此の意見を單なる官僚的偏見なり
と解する一派の政治家の見解は餘りにも不當なのである。されば委員會は印度に於ける一派の政治家が警察權をして
移管事項たらしむべしとの通説の主張を排撃するの理論的根據を最も衡平なる態度を以て説明してゐるのであるが彼

等一派の政治家が警察権を留保事項たらしむべきことを主張するのは次の如き理由に依るものであることを附言してゐるのである。

警察権ハ第一ニ民衆ノ間ニ社會的正義ノ觀念ヲ養成シ第二ニ社會生活ニ於ケル安寧秩序ヲ維持スルノ二ツノ目的ヲ有シテキルノデアツテ其ノ第一ノ目的タル社會的正義ノ觀念ヲ養成センガタメニハ何ヨリモ先ヅ警察權ヲ行使スル者ガ最も衡平ナル態度ヲ保持セネバナラヌシ共ノ第二ノ目的タル社會ノ安寧秩序ヲ維持センガタメニハ警察組織ガ人民ノ急迫ナル災害ヲ迅速ニ救済シ得ルガ如キ性質ノモノデナケレバナライノデアアル。而シテ警察官憲ノ處置ガ果シテ衡平ナリヤ否ヤハ勿論極メテ主觀的ナ問題デアツテ茲ニ詳述スルヲ得ナイノデアアル。唯次ノ事ダケハ斷言シ得ルノデアアル。即チ若シモ警察權ヲ移管事項トスル場合ニ於テハ印度人タル閣員ハ本能的ニ自己ノ屬スル所ノ宗教團體ヲ偏愛スルノ心理的傾向ヲ有スベキガ故ニ宗教團體ノ間ニ於ケル軋轢ヲ取締ルタメニハ各宗教團體ノ中ヨリ一名乃至ハ二名ノ代表者ヲ出シテ自己ノ團體ガ不當ノ處分ヲ受ケザルタメニ正當ナル陳述ヲナサシムルコトヲ必要トスルノデアアル。之ニ反シテ現行統治法ノ下ニ於テハ警察權ハ留保事項ニ屬スルガ故ニ幸ニモカ、ル煩瑣ナル組織ヲ必要トシナイノデアアル。

更ニ又警察行政ノ分野ニ於テモ印度ニ於ケル他ノ行政ノ各分野ニ於ケルト同様ニ下級官吏ノ間ニ於テハ收賄行為ガ横行シ其ノ綱紀ハ極度ニ紊亂シテキルノデアアルガ現行統治法ハ警察權ヲ留保事項ニ屬セシムルガ故ニ現在ハ幸ニモ宗教團體ニ關係ヲ有スル所ノ收賄事件ハ全ク存在シナイノデアアル。

現在印度ニ於ケル指導的政治家ノ間ニ於テハ警察官憲ヲシテ清廉且衡平ナル態度ヲ維持セシメンガタメニハ一面ニ於テ警察行政ノ部門ニ於ケル綱紀ヲ肅正スルノ必要ナルハ勿論ナルモ更ニ他面ニ於テ警察官憲ヲシテ彼等ノ心ノ中ニ自己ノ職務ヲ忠實ニ履行スルコトガ最善ノ方法デアツテ他人ノ誹謗譏諷ハ何等自己ノ地位ヲ危クスルモノデハナイト言フ眞理ヲ明確ニ理解セシムルコトデアルト一般ニ認メラレテキルノデアアル。カルガ故ニ若シモ警察權ガ移管事項トナツタ場合ニ於テハ印度人タル閣員ハ他人ノ誹謗譏諷ニ畏縮シ且宗教團體カラノ不當ナル壓迫ヲ受ケテ警察權ノ衡平及ビ清廉ヲ侵害スルノ危險性ヲ多分ニ保有シテキルノデアアル。

彼等一派の政治家は更に次の如く主張してゐるのである。即ち警察行政を移管事項たらしむる結果は更に印度民衆の立場より考察されねばならないのであるが之に關して先づ第一に起る問題は警察行政の衡平及び清廉に對する印度民衆の從來の信頼は警察權を印度人たる閣員の管轄に屬せしむることに依つて著しく減殺せられはしないであらうかと云ふ問題であり其の第二の問題は若しも警察權が印度人たる閣員の管轄に屬するに至つた場合に於て果して彼等に急迫なる侵害を救済し社會の安寧秩序を維持するの任務を完全に遂行するの能力有リヤ否ヤの問題である。現行統治法の下に於ては社會の安寧秩序を維持するの任務は警察權を留保事項たらしむることに依つて完全に遂行されてゐるのであるが若しも警察權が將來移管事項となつた場合に於ては其の綱紀紊亂の結果全印度の安寧秩序が全く破壊せらるゝに至らないことを誰が斷言し得やうかと。彼等一派の政治家はかくして警察權を依然として留保事項たらしむべきことを主張してゐるのである。

警察權の問題に關する委員會の提案

警察權の問題に關する前述の如き主張に對して委員會は次の如き見解を展開してゐるのである。

若シモ現行統治法ノ法理ヲ採用シテ警察權ヲ依然トシテ留保事項タラシムモノトセバ其レハ明ラカニ地方行政ニ於ケル二重政治ノ存續ヲ肯定スルコトニナルノデアル。サレバ吾々ハ警察權ハ將來之ヲ移管事項タラシムベシト主張スルモノデアツテ然ラザル限り印度及ビ英本國ニ於ケル指導的政治家ガ正當ニ指摘シテ其ノ排撃ニ努力シテキル所ノ印度ノ警察權ニ於ケル綱紀ノ紊亂ト腐敗トハ永遠ニ除却セラレナイデアラウ。ダガ多クノ俗流政治家ハ未ダ其ノ迷盲ヨリ脱却シ得ズシテ依然トシテ警察權ハ之ヲ中央事項タラシムベキデアリ從ツテ又地方政府ハ警察權ニ就イテ何等ノ責任ヲモ負擔スベキモノデナイト言フ様ナ舊套ヲ説ク固持シテキルノデアル。去リ乍ラコノ説ハ明ラカニ誤謬ナノデアル。何故ナラバ假令警察行政ヲ中央事項タラシメタトシテモ地方ニ於ケル直接ノ警察行政ハ依然トシテ地方官憲ニ依ツテ處理セラレネバナラナイコトハ必然デアツテ而シテコノ場合ニ於ケル地方官憲トシテハ知事ガソノ任ニ當ルベキコトモ亦當然デアル。而シテコノコトハ知事ト州立法議會トノ關係ニ一層ノ暗影ヲ授ズルモノト言ハネバナラナイノデアル。

更ニ又若シ警察行政ヲ中央事項タラシムモノトセバ之ニ關スル一切ノ經費ハ中央政府ノ豫算案ノ内ニ計上セラレ中央議會ノ協賛ヲ經ネバナラヌト言フ繁雜ナル結果ヲ將來スルノミナラズ更ニ又警察行政ハ之ヲ他ノ一切ノ地方行政ヨリ單獨ニ切り離シテ處理スベキ性質ノモノデハナイノデアル。即チ警察行政ハ教育行政ヤ衛生行政ヤ道路行政等ノ

如キ固有ノ意味ニ於ケル特殊行政トハ本質的ニ異レルモノデアツテソレハ權力ヲ基礎トスルノ外地方行政ノ全領域ニ關係ヲ有スル所ノ一般行政ナノデアル。サレバ警察行政ガ圓滑ニ運用セララルハコトハ凡テ他ノ特殊行政ガ圓滑ニ運用セラレンガタメノ基礎的條件ヲナスモノト言フベキデアツテコノ意味ニ於テ警察行政ハ地方行政ニ於ケル他ノ一切ノ特殊行政ノ母體デアルト言ヒ得ルノデアル。サレバ吾々ハ多クノ指導的政治家ノ主張ニ賛成シ警察行政ハ原則トシテ地方事項タラシムベキコトヲ提唱スルモノデアツテ唯之ニ對スル中央政府ノ監督權ガ如何ナル範圍ニ於テ認めラルベキカノ問題ハ別ノ機會ニ於テ充分ニ之ヲ論述シヨウト思フノデアル。

サレバ吾々ハ地方政府ニ於テ責任政治ヲ實現センガタメニハ警察行政ヲ移管事項タラシムコトガ絕對ニ必要ナリト認ムルモノデアル。印度ノ或ル有名ナル政治家ハ吾々ニ對シテ若シモ地方政府ノ開員ニシテ警察行政ヲ平衡且清廉ニ處理シ得ナイモノガアリトスルナラバ彼等ハ行政官タルニ適セザルモノデアルト言フ意味ノ言葉ヲ語ツタノデアルガ此ノ一言ハ定ニ千金ノ値アリト言フベキデアル。

警察行政ハソレガ社會生活ノ安寧秩序ヲ維持スルト言フ目的ヲ有スル點ニ於テ直接ニ民衆ノ日常利害ニ關係ヲ有スルモノデアル。サレバ印度ニ於ケル警察官憲ハ從來屢々警察綱紀ヲ紊亂スルガ如キ不正行為ヲナシタノデアアルガ現在ニ於テハ一般官憲ノ心ノ中ニ自己ノ職務ニ忠實ナルコトガ同時ニ亦自己ノ地位ヲ保障スル所以デアルト言フコトガ明確ニ認識セラレタル結果一般ノ綱紀ハ大イニ肅正サレタノデアル。但シ印度人ノ下級警察官ノ間ニハ未ダ綱紀ヲ紊亂スル者モ多ク有ルノデアツテ彼等ハ常ニ印度ノ政治家ノ罵詈訕輕蔑トヲ受ケテキルノデアル。而シテ吾々ハ之等ノ罵

督ト輕蔑トガソノ中ニ一應ノ眞實ヲ含シテキルコトヲ認メザルヲ得ナイノデアル。吾々ハ現行統治法ノ下ニ於ケル警察行政ノ組織ガ今後依然トシテ存続スルモノトセバ警察部内ノ綱紀ノ肅正ハ全ク不可能ナルコトヲ確信シテキルノデアル。サレバ吾々ハ茲ニ地方政府ニ責任政治ヲ實現センメンガタメニハ他ノ一切ノ行政部門ニ於ケルト同様ニ警察行政ヲモ亦移管事項ヲシムベキコトヲ強調シテ已マナイノデアル。

地方政府の行政が地方議會に依つて妨害せられたる場合に於ける救済の方法

委員會は更に進んで地方政府の行政が地方議會に依つて妨害せられたる場合に於て之を救済せんがための特別規定が設けらるべきことを主張して次の如く説明してゐるのである。

從來ノ實例ニ徴スルニ現行統治法ハ地方政府ノ行政組織ノ運行ニ就イテ極メテ周到ナル規定ヲ設ケテキルノデアルガ而モ尙次ノ二ツノ場合ニ於テハ地方政府ノ行政ノ運行ニ對シテ統治法ノ規定ノ欠缺ヲ生ズルモノデアル。而シテ其ノ第一ハ地方政府ノ施政方針ガ地方立法議會ノ協賛ヲ得ル能ハザル場合デアリ其ノ第二ハ地方政府ヲ倒壊セシメントノ目的ヲ以テ地方立法議會ノナス所ノ政府提出ノ法律案ニ對スル故意ノ否決デアル。而シテカクノ如キ急迫ナル場合ニ於テモ地方政府ノ行政ハ斷固トシテ進捗セラレネバナライガ故ニ此ノ急迫ナル場合ニ於テ地方政府ヲ救済センガタメニ特別ノ規定ガ設ケラレネバナラスコトハ勿論デアリ而モソレハ寸毫モ自治政治ヲ否認スルガ如キ性質ノモノデハナイノデアツテ寧ロソレコソ自治政治ノ危機ヲ救済センガタメノ最後ノ手段ナノデアル。サレバ吾々ハ茲ニ印度總督ノ監督權ノ下ニ知事ニ對シテ一定ノ範圍内ニ於ケル立法權ヲ付與スルコトニ依リテ地方政府ノ行政ノ蹉跌ヲ救済セ

ネバナラスコトヲ考ヘテキルノデアル。即チコノ場合ニ於テ知事ハ地方立法議會ノ否決シタル法律案ヲ回復スルノ權利ヲ有スルノ外更ニ自ラ必要ト認ムル場合ニ於テハ自己ノ自由裁量ニ依ツテ新ナル法律ヲ制定シ得ルモノトスル規定ヲ設ケネバナライノデアル。而シテ地方政府ノ行政ガ地方立法議會ニ依ツテ妨害セラレタル結果事實上其ノ運行ヲ停止スルノ已ムナキニ立至リタル場合ニ於テハ知事ハ直チニ其ノ情況ヲ中央議會ニ報告スルコトヲ要スルハ勿論コノ場合知事ノ制定シタル暫定的法律ハ其ノ公布ノ時ヨリ十二箇月以内ニ中央議會ノ兩院ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ爾後其ノ效力ヲ喪失スベキモノトスル規定ヲ設クベキモノト考ヘテキルノデアル。

地方立法議會の擴大に關する委員會の提案

委員會は地方立法議會の組織の改革に關して詳細に説明したる後其の改革たるや後に至つて更に變革せらるゝが如き性質のものたるべきではなく従つて又其の改革のための調査の期間を豫め一定して置くが如き性質のものたるべきではないことを強調してゐるのである。されば委員會は又自己が其の任務を完了したる後更に印度統治法の運用の情況を調査する所の委員會が十二年を期限として週期的に設立せらるべきことを主張してゐる所の「モンタアギユ、チエラムスフオオド」報告書の趣旨には極力反對してゐるのである。而して委員會の意見に依れば今や地方政府の統治組織は最も健全なる漸進的進展の過程を進むが如く改革せられねばならないのであつて週期的なる調査に依つて飛躍的なる統治組織の改革を行ふが如きことは最も之を避けねばならぬと言ふのである。委員會は之に關して次の如く説明してゐる。

「モンタアギユ、チエムスフオオド」報告書ノ提案ニ依レバ地方政府ノ統治組織ノ改革ニ關スル法律案ノ規定ノ中今後絶對ニ改正セラルベキ必要ヲ認メザル規定ハ之ヲ議院法ノ條章ノ中ニ包含セシメ、今後一定ノ期限ニ於テ週期的ニ改正セラルベキモノト認メラル、規定ハ之ヲ改正統治法ノ條章ノ中ニ包含セシメ、更ニ今後ノ社會情勢ノ推移ニ順應シテ適宜ニ改正セラルベキモノト認ムル規定ハ之ヲ知事ニ對スル中央政府ヨリノ訓令ノ形式ノ中ニ取入レシムベキコトガ主張サレテキルノデアルガ當該法律案ノ規定ノ性質ヨリシテ之ヲ上述ノ三種ニ類別スルコトハ實際上極メテ困難ナノデアル。

委員會は更に地方立法議會の議員の任期は現行法の認むる所の三年より之を五年に延長すべきことを主張してゐるの外現在の地方議會の組織が餘りに小さ過ぎることを攻撃してゐるのである。委員會は又今後行政區劃が變更せらるゝ場合に於ては知事を置く州の面積は平均して現在の面積より縮小せらるべきことを主張してゐるのであるがそれ迄の間に於ける地方議會の組織に就いては一般に現状維持を主張してゐるのである。唯特に政治上又は經濟上重大なる地位を占めてゐる所の二三の州に於て地方立法議會の議員數を二百人乃至二百五十人に増加することの急務なることを主張するに止つてゐるのである。

宗教團體を基礎とする獨立選舉區に關する委員會の提案

宗教團體を基礎とする所の獨立選舉區の問題は印度に於ける最も重大にして且最も困難なる問題の一つであるが委員會は之に關して次の如く説明してゐる。

所謂宗教團體ヲ基礎トスル所ノ獨立選舉區ノ問題即チ特定ノ宗教團體ハ獨立選舉區ヲ有シ自己ノ宗派ノ中ヨリ地方立法議會ニ對シテ一定ノ議員ヲ選出シ得ルモノトスル所ノ現行統治法ノ規定ノ是非ニ關スル問題ハ一方ノ觀角ヨリ見ル時ハ明ラカニ民衆ノ政治意識ノ進展ヲ阻害スルモノデアルト言ハネバナナイノデアツテ之ニ就イテハ「モンタアギユ、チエムスフオオド」報告書ノ提案ニ於テモ全く同一ノ見解ガ展開サレテキルノデアル。去リ乍ラ之ヲ他ノ一面ヨリ見ル時ハ「モンタアギユ、チエムスフオオド」報告書ノ指摘シテキルガ如ク回教徒ハ決シテ自己ガ從來保持シ來レル獨立選舉區ヲ拋棄スルコトヲ快ク承認シナイデアラウコトハ極メテ明瞭デアツテ若シモ政府ガ強壓的ナ態度ヲ以テ之ヲ剝奪セントスルナラバ彼等ハ既得權ヲ侵害セラレタルモノト主張シテ極力政府ノ處置ニ對シテ抗争スルデアラウ。サレバ現下ニ於テハ回教徒ガ獨立選舉區ノ撤廢ニ反對スルコトガ理論上正當デアルカ否カノ問題ハ姑ク措キ現ニ回教徒ガ之ニ反對スルコトハ明瞭ナル事實デアルガ故ニコノ問題ハ苟クモ英領印度ノ將來ノ統治法ニ就イテ考察スル者ニトツテハ決シテ看過スル能ハザル重大ナ事實ナノデアル。

かくて宗教團體を基礎とする所の獨立選舉區の問題は極めて困難なる問題となるのであつて現在の印度に於ては之に對して全く解決の曙光さへも見出されてゐないのである。さればこの問題は現在互に抗争してゐる所の宗教團體の間に於ける將來の妥協に依つてのみ解決せらるべきものであらう。去リ乍ら印度教徒と回教徒との間に於ける軋機が絶えず繼續されてゐる現在に於ては現在地方に於て回教徒の保有してゐる所の獨立選舉區の制度は今後依然存続せらるべきであつて唯回教徒より選出せられたる議員が地方立法議會に於て多數決に依り自ら獨立選舉區の特權を拋棄あ

るの意を表示したる場合に於てのみこの制度が撤廢せらるべきであると言ふことを委員會は主張してゐるのである。若しも印度教と回教との二つの宗教團體が將來協調することありとせば如何なる政黨に對しても怖るゝことなき強大なる政黨となり得るのであるが唯その協調の懸はざる現在に於ては回教徒に對する獨立選舉區の制度は今後も依然存続せらるべきものである。而して地方に於て回教徒に對して獨立選舉區を與ふる限り「パンジャブ」州の「シイク」教徒に對しても亦彼等の希望に依つて之に獨立選舉區を與ふべきことは極めて當然である。

委員會は又「マドラス」指定州に於ける印度教徒以外の者に對して從來與へられてゐた所の獨立選舉區は今後割奪せらるべきを正當なりと主張するに反して「ボンベイ」指定州に於ける「マラッタ」民族の獨立選舉區制は未だ之を撤廢するの氣運到來せずと説明してゐるのである。

非人階級の選舉權に關する委員會の提案

委員會は報告書第一卷に於て非人階級に就いて説明し殊に其の法律上の特別的權利能力が著しく制限されてゐることを指摘してゐる外各州に於ける非人階級の人口を統計に依つて表示してゐるのである。而して其の参政權は現在に至る迄非人階級の中より議員を指名する方法に依つて彼等に與へられてゐたのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐるのである。

所謂非人階級ニ屬スル者ト雖法定ノ選舉資格ヲ有スル限リ理論上回教徒ノ獨立選舉區以外ノ一般選舉區ニ於テ選舉權ヲ有シテキルコトハ勿論デアルガ財産權ヲ標準トスル制限選舉制度ヲ採用シテキル所ノ現行選舉法ノ下ニ於テハ非

人階級ニ屬スル者ノ中デ選舉權ヲ有スル者ハ極メテ少數ナリデアル。例ヘバ「マドラス」州ニ於テハ回教徒ノ獨立選舉區ヲモ包含シタル全選舉區ニ於ケル選舉權者ノ數ハ百三十六萬五千名デアリ回教徒ノ獨立選舉區ヲ除イタ以外ノ凡テノ選舉區ニ於ケル選舉權者ノ數ハ百二十七萬名デアアルガ之ニ對シテ非人階級ニ屬スル所ノ選舉權者ノ數ハ五萬六千八百名デアツテ之ヲ百歩率ニテ表ハセバ前者ニ對シテハ四、一「バアセント」デアリ後者ニ對シテハ四、五「バアセント」デアアル。然ルニ州内ニ於ケル全人口數及ビ回教徒以外ノ人口數ニ對スル非人階級ノ人口數ハ之ヲ百歩率ニテ示セバ前者ニ對シテハ十五、五「バアセント」デアリ後者ニ對シテハ十七「バアセント」ナリデアル。

委員會は以上の數字より推論することに依つて假令現行の選舉資格を極度に低下せしめたとしても唯それだけで非人階級の中より相當數の議員を選出せしむることは絶対に不可能であるが故に非人階級の選舉權に就いては特別の規定が設けられねばならぬことを主張してゐるのである。

この問題に關しては回教徒に於けると同様に非人階級に獨立選舉區を與ふべしとする所の一派の主張が相當の勢力を有するのであるが委員會は之に反對なのである。而して委員會の反對の理由は蓋し回教徒に於ける既得權の場合とは別として獨立選舉區の制度は特殊の團體又は階級に對して法律上の差別待遇を與ふるものであり従つて又彼等の政治的勢力の健全なる進展を抑壓するの結果を生ずると言ふにあるのである。

かくて委員會は非人階級に對して参政權を與へんがためには非人階級の議員候補者に對して地方議會に於ける特別の議席を與ふことが最善の方法であることを主張してゐるのである。而して委員會は回教徒の獨立選舉區以外の選

學區に於て非人階級の議員候補者に對して與へらるべき特別の議席數は次の如き比率に於て定めらるべきものなることを主張してゐるのである。即ち一の州に於て總選舉區の總議席數に對する非人階級に與へらるべき特別議席數の比率は州内の總選舉區に於ける總人口數に對する非人階級の人口數の比率の四分の三となる様に定めらるべきものと。

特殊の利益團體に對する選舉權に關する委員會の提案

委員會は更に歐洲人、英印混血人、印度人たる基督教徒、大學の學生、商人、農民及び労働者等の特殊の利益團體又は特殊の階級に關する選舉權の問題に就いて論述してゐる。而して委員會は歐洲人の團體の選舉權に就いては從來の如く獨立選舉區の制度を維持すべきことを主張してゐるのである。委員會は又多數の工業都市に於ける労働者階級の中より相當數の議員を選出せしむべきことを主張し各州に於て知事は労働者階級の中より相當數の議員を選出せしめんがために特別の規則を設けることが最善の方法であると説明してゐるのである。かくて委員會は労働者階級の中より今後多數の議員を選出せしめねばならぬことを強調してゐるのである。

但し委員の一人なる「アットリイ」少佐は商人階級にせよ將又労働者階級にせよ兎に角特殊の利益團體に對しては之に特別の選舉權を與ふべきではないことを主張してゐるのである。彼の意見に依れば商人階級は現行選舉法の下に於ても既に其の人口に相當する數の議員を選出してゐるのであるし又労働者階級に就いては三指定州の首都や其の他二三の工業都市に於けるが如く一般民衆の政治意識が一定の程度に昂揚してゐる地域に於ては成年普通選舉制度を施行

することに依つて労働者階級の特殊の利益を代表せしむべき相當數の議員を選出得るものと確信してゐるのである。「アットリイ」少佐は更に歐洲人の商人、農民及び坑夫等の諸階級の特殊の利益を擁護せんがためには地方立法會に於ける歐洲人の議席を増加すれば足りると主張してゐるのである。

委員會は更に官吏の團體に對して選舉權を與へてゐる所の現行の制度は今後廢止せらるべきものであると主張してゐるが其の理由とする所は蓋し官吏の團體に對して選舉權を與ふことは一般民衆の意思を反映してゐる所の地方議會が自己の議決に對して終局的責任を負担するの原則に違反するのみならず更に又地方議員候補者をして官吏の團體の投票に依頼することに依つて當選を克ち得るとの確信を抱かしむることありとせば其れは明らかに閣員と地方立法議會との政治上の關係に對して一抹の暗影を投ずるものと言はねばならぬと言ふにあるのである。

現行選舉法の下に於いては地主階級の特殊の利益を擁護せんがために特別の規定を設けて彼等に特別の議席を與へてゐるのであるが今回の選舉に於いては彼等は却つてこの特別の議席數の四倍の議員を選出してゐると言ふ状態なのである。されば委員會は現在地主階級に與へられてゐる所の特別の議席は今後之を剝奪しても何等支障無きことを説明し若しも將來地主階級の中より選出せらるべき議員の數が現在彼等に與へられてゐる所の議員の數に満たざる場合に於いては其の不足數は知事が地主中より任意に指名して之を補充するものとし、かくて地主階級より選出せられたる議員數は民選議員と指名議員とを合計して常に現在彼等に與へられたる議席數に一致するが如くせば彼等の利益は充分に擁護せらるゝものと主張してゐるのである。

地方議會に於ける婦人議員に關する委員會の提案

現行選舉法の下に於いては知事を置く所の九州の中七州に於いて婦人は地方立法議會の議員たり得るのであつて又從來實際七人の婦人が知事の指名に依つて議員に任命されてゐるのであるが民選に依る婦人議員は未だ一人も選出されてはゐないのである。委員會は如何にせば地方議會に民選に依る婦人議員を出し得るかに就いて論述したる後地方議會に於いて婦人に對して特別の議席が與へられねばならぬことに就き選舉法又は選舉法施行規則中に明文の規定を設くべしと主張する所の一派の説に反對してゐるのである。委員會の意見に依ればかかる規定は條理上に於いても不當であり又實際上に於いても之を行ひ得ないものであつて其の最善の方法は選舉法に於いて婦人の候補者に對して男子の候補者と全く均等なる權利を與ふることであると云ふのである。従つて委員會は現在に於いて爲し得べき最善の方法は選舉法の條章の中に知事は地方立法議會に於ける婦人の民選議員の數が不足なりと認むるときは適當と認むる數に至る迄指名に依りて婦人を議員たらしむることを得との規定を設くることであると主張してゐるのである。

地方立法議會の組織に對する法律上の改正に關する委員會の提案

現行統治法の下に於いては地方立法議會は自己の内部的組織の變更に關して何等の權限をも有してゐないのであるが委員會は地方議會の權限を擴張して地方議會をして一定の範圍に於いて自己の組織を變更するの權限を與ふべきことを主張してゐるのである。英本國の地方議會に於いても皆自己の組織の變更に關して一定の權限を有してゐるのであつて即ち地方議會は單に州の法律案に對する協賛權を有するのみならず更に自己の組織法を改正するの權限をも有

してゐるのである。惟ふに若しも地方議會が自己の組織法に關して一定の改正の權利を有してゐないとせば必ず何等かの特別の機關を設けて地方議會の組織の改正の必要なるや否やに就き週期的に調査せねばならぬこととなるのであつて若し以上の二つの方法の何れをも採用しないとすれば地方立法議會は極めて缺陷多き組織の下に不充分なる活動を爲し得るに過ぎないことは過去の經驗が吾々に教ふる所なのである。されば之に就いて委員會は次の如く説明してゐる。

吾々ハ今後十年ヲ經過シタル後ニ於テ地方立法議會が第一ニ州内ニ於ケル選舉區劃ノ改正及ビ之ヨリ選出スベキ議員數ノ決定ニ關スル權利第二ニ選舉資格ソノ他選舉法ノ改正ニ關スル一切ノ權利ヲ取得スベキコトヲ主張シテキルノデアル。但シ地方立法議會ノ提出スル所ノ法律案ガ若シモ特殊ノ利益團體又ハ宗教團體ノ既得權ヲ著シク侵害スルモノト認メラルル場合ニ於テハ之等ノ團體ノ既得權ヲ擁護センガタメニ當該法律案ハ地方議會ノ議員ノ三分ノ二ノ同意ノ外更ニ當該團體ヨリ選出セラレタル議員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノト定メネバナラナイノデアツテコノ場合ニ於テハ以上ノ二要件ヲ具備スルヤ否ヤハ知事ガ之ヲ認定スベキモノデアル。而シテ知事ハ當該法律案ガ以上ノ二要件ヲ具備スルノ外更ニソレガ州内民衆ノ輿論及ビ當該團體ノ意思ヲ反映スルモノト認ムル場合ニ於テハ之ヲ印度總督ニ提出シテ其ノ認可ヲ受クベキモノデアル。而シテ當該法律案ハ印度總督ノ認可ヲ得テ始メテ法律タルノ效力ヲ取得スベキコトハ勿論デアル。

委員會は知事は立法權の領域に於いても行政權の領域に於けると同様に地方議會の議決に對する破毀權を有すべき

を主張してゐるのである。委員会の意見に依れば例へば豫算案は地方立法議會の協賛を経るを要する款項と之を要せざる款項とに分れてゐるのであるが其の協賛を要せざる款項に就いては地方政府の自由裁量に依りて之を編成し得るのであるが其の協賛を要する款項に就いては若しも地方議會が之を否決したる場合に於いては行政權の領域に於けると同様知事は自己の自由裁量に依りて其の否決された豫算案を回復するの權利を有すべきであると言ふのである。かくて委員會は地方行政の常規的運用が地方議會に依つて侵奪せられたる凡ての場合に於いて知事は立法行政及び財政の全領域に於いて地方議會の議決に對する破毀權を有すべきことを提唱してゐるのである。

地方議會の議員に對する一般民衆の選舉資格に關する委員會の提案

最近の選舉の結果に徴すれば地方立法議會の議員候補者に對して選舉資格を有する者として選舉人名簿に登録せられたる者の數は各州を平均して僅かに全人口の二、八「パーセント」に過ぎないと言ふことが證明せられたのであるが委員會は之に對して現行選舉法の規定してゐる所の選舉資格はその制限の程度が極めて高い故に民衆の總意の反映としての意味に於ける眞實の代議制度の理想には著しく背馳するものであることを強調してゐるのである。去り乍ら委員會は印度に於いては選舉制度の施行されて以來未だ日尚淺く且又無教育者の數が全人口の大多數を占め從つて又彼等は凡て選舉行為に對する意思能力を有せざるが故に印度民衆の文化的發展の現段階に於いては實際上かかる高度の制限選舉制度を採用するの己むを得ざる状態に在るものであると説明してゐるのである。されば委員會は印度民衆の文化的發展の現段階に於いては現在實行し得る限りに於いて現行の選舉資格を低落せしめ、かくて民衆の文化的進展

を俟ちて將來一定の時期に於いて民衆の選舉資格を急激に低下せしむることが正當であると主張して更に次の如く附言してゐるのである。

現在印度ノ指導的政治家ノ間ニ於テハ現在ノ印度ノ社會狀態ノ下ニ於テ現行ノ選舉資格ヲ幾分デモ低下シ得ルノ可能性有リヤ否ヤ而シテ又若シ其ノ可能性有リトセバ其ノ選舉資格ノ低下ハ現在ノ社會狀態ノ下ニ於テ果シテ妥當ナリヤ否ヤノ問題ニ就テ議論ガ多岐ニ亘ツテキルノデアル。顧レバ「ネイル」統治法ニ於テハ既ニ成年普通選舉制度ガ提唱サレテキタノデアツテ若シ之ガ實際ニ適用セラレタト假定スルナラバ現在全印度ニ於テ實ニ一億人ノ選舉人ガ選舉人名簿ニ登録セララルル譯デアルガ悲シイ哉現在登録セラレタル選舉人ハ全印度ニ於テ僅カニ六百萬五千人ニ過ギナイノデアル。去リ乍ら「ネイル」統治法ノ提唱セル所ノ成年普通選舉制度ハ之ヲ理想體トシテハ勿論是認セラルベキデアルガ現在ノ印度ノ社會狀態ノ下ニ於テハ全ク實行性ノ無い議論タルヲ免レナイデアラウ。何故ナラバ男女ノ性ヲ問ハズ全人口ノ大半ガ無教育者ニ依ツテ占メラレテキル印度ノ現在ノ社會狀態ノ下ニ於テハ、カカル大多數ノ人間ニ對シテ選舉資格ヲ與フルコトガ條理上果シテ妥當ナリヤ否ヤノ問題ハ姑ク之ヲ措クトシテモ現在ノ印度ニ於テハ、カカル大多數ノ選舉人ヲシテ漏レナク選舉行為ヲ履行セシムルタメニ必要ニシテ充分ナル施設ガ存在シテキナイガ故ニ實際上之ヲ行フコトハ全ク不可能ナリト言ハネバナナイノデアル。

委員會は現行法の下に於ける選舉資格の制限を現在實行し得る限りに於いて幾分なりとも低下せしめたる後更に將來一定の時期に於いて急激なる選舉資格の低下が行はねばならぬことを提唱して次の如く説明してゐるのである。

吾々委員會ハ將來一定ノ時期ニ於テ印度全人口ノ十「パーセント」ノ民衆ニ對シテ選舉資格ヲ與フベキコトヲ先ツ第一ノ任務トシテキルノデアルガコノ目的ヲ到達スルタメニハ人格ノ高潔ニシテ且識見ノ卓越セル所ノ政治家ヲ委員長トスル一ノ選舉制度改正調査委員會乃至ハ之ニ類似スル所ノ機關ガ創設セラルベキコトヲ極力提唱スルモノデアル而シテ若シモ印度全人口ノ十「パーセント」ノ民衆ガ選舉資格ヲ獲得シタル際ニ於テハ、ソレハ現在ノ總選舉人ノ三倍以上ノ選舉人ヲ得ルコトナリ之ヲ成年者總數ニ對比スレバ實ニ二十「パーセント」ノ多數ノ選舉權者ヲ獲得スルニ至ルノデアル。而シテ選舉制度改正調査委員會ガ民衆ノ選舉資格ノ改正ニ關スル委員會ノ意見ヲ定立スルニ當リテハ必ズ都市人口及ビ農村人口ノ特殊事情及ビ男性ニ對スル女性ノ特殊地位ニ對シテ充分ナル理解ト智識トヲ有スベキハ勿論更ニ其ノ意見ノ終局的決定ニ就イテハ常ニ地方政府ニ諮問シテ之ヲ決定セネバナライノデアル。而シテ選舉制度改正調査委員會ノ第二ノ任務ハ特殊ノ利益團體又ハ宗教團體ニ對シテ其ノ全人口數ニ相應スル選舉人ヲ登錄シ得ルガ如キ選舉制度ヲ創設スルコトニ在ルノデアル。

委員會は印度に於ける封建的階級、資本主義的階級及び各種の宗教團體の間に於いて衡平なる選舉法を制定せんとするならば財産を標準とする現行の制限選舉制度に於いては選舉資格を取得するに必要な財産の標準を適當の程度迄低下せしめねばならぬことを提唱してゐるのである。委員會は更に又財産を標準とする所の現行選舉制度の下に於いて貧困なる回教徒及び非人階級が如何に不利なる地位に置かれてゐるかを説明して若しも選舉資格の要件たる財産の標準を適當の程度に迄低下せしめたとするならば回教徒及び非人階級の間に於ける選舉人の數は著しく増加して

其の全人口に對する選舉人數の比率は他の階級又は團體に於けると著しく劣らないものとなるであらうことを強調してゐるのである。

印度に於ける婦人の選舉資格に關する委員會の提案

委員會は男子の選舉權者の總數に對する女子の選舉權者の總數の比率は今後漸次に昂揚せしめられねばならぬことを主張してゐるのである。現在印度の婦人は法律上に於いては全く男子と同等の選舉權を有してゐるのであるが之に反して實際上に於いては婦人にして選舉權を有する者の數は男子のそれに比して著しく少數なのである。而して委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度ニ於ケル現在ノ婦人ノ選舉權者ノ數ヲ増加セシメンガタメニハ現行選舉法ノ選舉資格ニ關スル規定ヲ改正セネバナラスコト勿論デアルガ併シ之ニ對シテ如何ナル改正ガ爲サルベキカハ極メテ困難ナル問題デアル。去リ乍ラ現在ノ選舉資格ニ對シテ更ニ次ノ如キニツノ選舉資格ヲ附加スルコトガ婦人ノ選舉權者ノ數ヲ増加スルニ役立つト言フコトニ就イテハ一般ノ學者及ビ政治家ノ間ニ於イテ全ク異議ノ無イ所デアル。即チ其ノ第一ハ財産ヲ標準トスル現行選舉法ノ下ニ於イテ選舉資格ヲ有スル男子ノ妻ニシテ年齡滿二十五歳以上ノ女子ハ選舉資格ヲ有スルモノト定ムベキコトデアリ其ノ第二ハ既ニ婚姻セル女子ニシテ其ノ夫ガ死亡ノ際選舉權ヲ有シ且年齡滿二十五歳以上ノ女子ハ選舉資格ヲ有スルモノト定ムベキコトデアル。更ニ又滿二十一歳以上ノ女子ニシテ選舉資格アル男子ト同一程度ノ教育ヲ受ケタル者ニ對シテモ亦選舉資格ヲ付與スベキデアル。去リ乍ラ一派ノ論者ハ印度ニ於ケル有夫ノ婦人及ビ既ニ夫ヲ喪ビ

タル婦人ハ一般ニ其ノ教育程度極メテ低キノミナラズ更ニ又其ノ大多數ハ因習的ナル獨居生活ヲシテキルガ故ニカカ
ルニツノ選舉資格ヲ之等ノ婦人ニ與フルコトハ時期未ダ尙早ニシテ實際上ノ效果ヲ生ゼザルコトヲ主張シテ上述ノ吾
々ノ提案ヲ反駁シテキルノデアルガ吾々ハ彼等ノ主張ハ全ク誤レルコトヲ確信シテキルノデアル。惟フニ現在印度ニ
於ケル先覺的婦人ガ——假令其ノ數ハ未ダ極メテ少イニシテモ——家庭問題、衛生思想及ビ兒童ノ教育ノ問題等ニ就
イテ極メテ進歩シタル意見ヲ發表スルニ至ツタコトハ印度ノ婦人一般ノ思想ガ如何ニ進展セルカヲ明白ニ證明スルモ
ノデアルガ故ニ吾々ハ印度ノ婦人ニ對シテ上述ノ二ツノ選舉資格ヲ付與スルコトニ依ツテ印度ノ婦人ノ思想ハ更ニ一
層進展スルデアラウコトヲ確信シテ疑ハナイカラデアル。最近ノ國勢調査ノ結果ニ依レバ既ニ婚姻セル女子ニシテ年
齡滿二十五歳以上ノモノノ數ハ年齡滿二十一歳以上ノ男子ノ數ノ二分ノ一ナルコトガ證明セラレタル故ニ、コノ統計
ヲ基礎トスレバ吾々ノ提唱スル所ノ上述ノ二ツノ選舉資格ガ婦人ニ與ヘラレタル場合ニ於ケル婦人ノ選舉權者ノ數ニ
關スル概算ヲ知ルコトヲ得ルノデアル。去リ乍ラ吾々ハ印度ノ婦人ノ政治思想ノ發展ノ現段階ニ於テハ一般婦人ニ
對シテ男子ト同等ノ選舉資格ヲ與フルコトハ未ダ尙早ナルガ故ニ吾々ハ唯滿二十五歳以上ノ既婚婦人ニ對シテノミ上
述ノ如キ制限ノ下ニ選舉資格ヲ與フベキコトヲ主張スルモノデアル。

委員會は更に今後十年を経過したる後に於いて印度民衆一般の間に教育が普及し其の政治思想が昂揚したる場合に
於いては現行選舉法の規定は根本的に改正せらるべきことを主張してゐるの外尙又議員候補者の選舉費用に就いては
法律上の最高限度を定め之に違反する者に對しては罰金を課すべきことを強調してゐるのである。

地方議會に下院を設置すべきや否やの問題に關する委員會の提案

地方立法議會に下院を設置し之を二院制度となすべきや否やの問題に就いては委員會は慎重なる協議をなしたので
あるが各委員間の意見多岐に亘つて委員會としての終局的見解を提出し得なかつたのである。「モンタアギユ、チエ
ムスフオオド」報告書に於いても地方議會の二院制度の是非の問題に就いて説明し結局印度に於ける地方行政の發展
の現段階に於いては未だ二院制度の必要無きことを主張してゐるのであるが併し當該報告書に於いてもこの問題は極
めて重大なるが故に今後週期的に印度統治法改正調査委員會を設置し特に之を研究すべきことを主張してゐるのであ
る。されば委員會は「モンタアギユ、チエムスフオオド」報告書の提案は其の理論上の是非如何に拘らず兎に角周到
なる注意を以て之を検討すべきことを力説して次の如く説明してゐるのである。

所謂地方立法議會ニ於ケル二院制度ノ設立ハ法律ノ制定ニ關シテ兩院相抑制スルムトニ依ツテ一院制度ヨリ生ズル
所ノ凡テノ弊害ヲ除去セントスルノ理論上ノ目的ヲ有スルモノデハアルガ二院制度ガ果シテ實際上ヨクコノ目的ヲ到
達シ得ルモノナリヤ否ヤノ問題ニ就イテ議論多岐ニ亘ツテキルノデアル。然ルニ改正統治法施行以來既ニ二十年ヲ經
過シタノデアルガ其ノ間印度ノ地方政治ニ於テ地方立法議會ノ二院制ヲ要求シタル實際上ノ必要モ未ダ會テ無ク更
ニ又地方行政ノ分野ニ於ケル現行統治法ノ改正ニ關スル吾々ノ提案ヨリシテモ理論上地方議會ニ二院制ヲ要求スベキ
何等ノ理由モ存在シナイノデアル。惟フニ地方立法議會ニ於テ下院ガ創設セラルトセバ其ノ主要ナル權利ハ第一
ニ豫算案ニ關スル廢除削減ノ權利デアリ第二ニ知事ガ自由裁量權ニ依ツテ制定公布シタ所ノ法律ニ對スル事後承諾ノ

權利デアル。サレバ印度ニ於ケル地方行政ノ現狀ニ於テ下院ノ存在ヲ實際上必要トスルヤ否ヤノ問題ハ地方議會ガ上述ノ二ツノ權利ノ行使ヲ必要トスルヤ否ヤニ依ツテ定マルノデアツテコノ二ツノ權利ニ附隨シテ下院ノ取得スベキ其ノ他ノ諸種ノ權利ハ下院ノ設立ヲ要求スルタメノ要件トハナリ得ナイノデアル。

地方議會を二院制となすべきや否やの問題に就いて委員會は地方政府及び各種の委員會と意見を交換したのであるが何等一致した解決を得ることが出来なかつたのである。「バルマ」州を除く外の知事を置く八州の中五州の政府は未だ全くその必要を認めずとの理由を以て二院制の創設に反対したのであるが他の三州の政府は之に關して何等積極的な意思を表示しなかつたのである。地方議會を二院制となすべきや否やの問題に就いては地方委員會及び印度中央委員會に於いても亦意見を異にしてゐるのであるが委員會は之等の委員會の意見を詳細に解説したる後之等の委員會は各々二院制に賛成すると反対するとに拘らず地方立法議會の組織法は根本的に改正されねばならぬと言ふ一點に於いては全く意見を同一にしてゐるものであることを指摘したる後次の如く説明してゐるのである。

吾々委員會ハ當初英米兩國ノ議會ニ對シテ印度ニ於ケル地方議會ノ組織法ニ就テ研究スルタメニ何等カノ機關ガ創設セラルベキコトヲ要求シタノデアツタガ其ノ趣旨ハ吾々委員會ノ報告書ノ提案ノ中立法的解決ヲ要求スル所ノ事項ニ關シテハ當該報告書ガ英米兩國ノ議會ニ提出セラレザル以前ニ於テ更ニ之ヲ吟味スルタメニ一ノ調査機關ヲ創設スルコトガ極メテ妥當デアルト言フニアルノデアル。而シテコノ機關ハ吾々ノ報告書ノ提案中立法的解決ヲ要求スル事項ニ關シテ詳細ナル調査ヲ爲シ、カクシテ提案ノ内容ヲ纏メルト言フダケノ役割シカ有スベキハナイノデアツテ吾

々ノ提案ニ對シテ終局的解決ヲ與フベキ權限ヲ有セザルコト勿論デアルガソレニモ拘ラズコノ機關ノ擔任スル所ノ役割ガ必然ニ又吾々ノ提案ニ對スル議會ノ終局的解決ニ對シテ重大ナル影響ヲ與フル點ニ於テ極メテ重大ナル意義ヲ有スルモノト考ヘテキルノデアル。

第三編

西北國境州の問題に關する委員會の提案

委員會は西北國境州を構成してゐる所の五區と文化的水準の低劣なる土族の蟠居する所の其の他の地方とは行政上殊に國境警備の目的より見て不可分離の關係にあることを強調し若しこの二地方を行政上分離して取扱ふとせば西北國境州の内的秩序は全く破壊せらるゝであらうことを説明してゐるのである。然し乍ら委員會が西北國境州の行政問題に就いて五區と土族の巢窟たる地方とを統一的に統治するの必要なる所以を強調するは何等新しい見解ではないのであつて、それは唯「デニス、ブレイ」氏を委員長として一九二二年四月に設立せられたる所謂西北國境地方調査委員會の提案を裏書してゐるに過ぎないのである。即ち「ブレイ」委員會の報告書の提案に於いては西北國境州に於ける五區と土族の蟠居する地域との間の行政上の不可分離の理論が明快に展開されてゐるのであつて之等の二地域を行政上分離することは印度の國境地方の現狀に徴すれば單に極めて不利であると云ふばかりでなく更に又實際上不可能であると言ふ點に於いては印度教徒中より選出せられたる二委員を除くの外全委員の意見は全く一致してゐるのである。委員會は西北國境州の行政組織を改善せんがために特別の統治法が制定せらるべきことを主張する點に於いても亦

「ブレイ」委員會の提案をその儘採用してゐるのである。即ち委員會は西北國境州は全印度の國境警備の問題と緊密なる關係を有するが故に其の特殊事情に對する充分なる理解を以て統治法を制定せねばならぬことを主張してゐるのである。即ち委員會が印度の他の州に對して適用すべきことを主張してゐる所の一般的な提案は西北國境州に對しては其の特殊事情よりして之をその儘適用することは出来ないであつて西北國境州に對してはその特殊事情に適應する所の特殊なる統治法を制定施行することを必要とするのである。さればこそ委員會は知事を置く州に對して適用すべきことを主張したる責任政治の法理は之を直ちに西北國境州に適用すべきことを不當なりとしてゐるのであつて其の理由は例へば喫煙と言ふ一般的の自由權は火藥庫に於いては特に之を否認せねばならない如く知事を置く州に對する一般的な提案は之を特殊の地位にある西北國境州に對して適用し得ないと言ふにあるのである。

委員會は更に西北國境州に於いては四十名内外の議員を有する所の立法議會が創設せられ其の立法議會は法律案に對する質問權、議決權及び制定權を有するの外尙一定の限度に於ける課稅權及び州の地方費に依つて維持せらるゝ所の凡ての公企業に對する監督權を有すべきことを主張してゐるのである。去り乍ら行政權に基づく一切の責任は從來と同様に州の最高行政官廳に依つて負擔せらるべきことを主張してゐるのである。而して委員會は立法議會の議員は各々同数の民選議員と指名議員とより成り其の指名議員は州の最高行政官廳に依つて任命せらるべきことを提唱してゐる。更に委員會は州内に於ける印度教徒及び「シイク」教徒の如き少數派の團體中よりも相當数の議員を選出し得る様に特別の規定が設けらるべきことを主張してゐる。而して地方立法議會の取得すべき立法權の範圍は印度總督の裁

決に依つて定めらるべきことを主張してゐるのである。

西北國境州に於ける警察行政は全印度の内の秩序維持の問題と緊密なる關係を有するが故に其れは中央事項たる色彩を多分に有してゐるのである。従つて委員會は自己の提案に基いて創設せらるべき地方議會は警察行政に關しては何等の權利をも有すべきでなく又地租の徵收權も地方議會の課稅權より除外せらるべきことを主張してゐるのである。委員會は又西北國境州よりも中央議會に對して相當数の議員を選出し得んがために特別の規定が設けらるべきことを主張してゐるのである。

かくて上述の提案が採用せられたる時に於いては西北國境州に於いては州内に統治組織の確立せられて以來始めて民選議員を主たる構成要素とする所の地方立法議會が創設せらるゝこととなるの外更に中央議會に對しても相當数の議員を選出し得ることとなるが故に之に依つて他の知事を置く州と同様に自己の歳入豫算案の編成に關して意思を表示するの權利を有することとなるであらう。

「バルキスタン」地方の統治に關する委員會の提案

委員會は「バルキスタン」地方に於いては慣習法と傳統的なる統治組織とが存在し之等の政治的傳統はこの地方の民衆の習俗と緊密に融和してゐるが故に之を直ちに廢止することは不當なりとし更に又それは吾々がこの地方の民族意識を考察する上に於いて最も有効にして且最も好適なる資料であることを説明してゐるのである。委員會は英領「バルキスタン」地方よりは中央議會に對して相當数の議員が選出せらるべきことを主張してゐるのであるが其の統治組織

の根本的改革に就いては同地方の文化的發展の現段階に於いては未だ尙早なりと説明してゐるのである。

委員會は「バルキスタン」地方に於ける文化的水準の低劣なる地域に對する行政權は之を中央政府の專屬的管轄事項たらしむることに依つて同地方の行政は最も間滑に處理せらるゝものであると主張してゐるのであつて即ち之等の地方は將來行政上の特殊的地域として認めらるべきものなることを主張してゐるのである。實際之等の地方の民衆の現在の政治意識に於いては代議制度の採用は未だ全く不可能なのであつて彼等は未だ全く自治の觀念を理解せず、ひたすらに傳統的なる生活様式に依つて世襲的の家産を維持増殖せんと努力してゐるのであつて彼等に於いては未だ全く固陋なる因習より脱脚せんとするの慾望は生じてゐないのである。されば彼等の幸福と安寧とを増進するために現在吾々のなすべき最善の方法は彼等の間を支配してゐる所の慣習と傳統とを充分に尊重し更に又彼等が近隣の恩賜より受くる所の劫掠を未然に豫防してやることにあるのであつて決して彼等の政治意識を進展せしむることではないのである。されば今や當局のなすべき當面の任務は之等の地域の民衆に對して確固たる經濟上の獨立を得しむると言ふことにあるのであつてこの任務は既に着手せられてゐるのである。かくて委員會は最後に之等の地域に於ける行政組織の改革を主張してゐるのであつて其の主張の内容は即ち之等の地方を行政上の特殊的地域として中央政府の直轄地たらしめんとする趣意に外ならないのである。

第四編

中央政府の組織に關する委員會の提案

聯邦會議の創設の提唱

委員會は本編に於いて中央議會の組織、印度總督の權限、立法權の行政權に對する優越、中央政府と地方政府との法律上の關係及び中央政府の權限に關して説明してゐるのである。

委員會は中央政府の組織に關して説明したる後現行の中央議會の制度に代ふるに新に聯邦會議なる機關が創設せらるべきことを主張してゐるのである。而して聯邦會議の議員は現行の選舉區を單位とする所の直接選舉の方法に依つて選出せらるべきものではなくして地方議會に依る所の間接選舉の方法に依つて選出せらるべきことを主張してゐるのである。又英領印度に包含せらるゝ地域にして地方議會を有せざる地域と雖も聯邦會議に議員を選出し得る様に特別の規定が設けらるべきことを主張してゐるのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

聯邦會議ヲ構成スベキ議員ハ各州ニ於ケル地方議會ニ依ル所ノ間接選舉ノ方法ニ依ツテ選出セラレルノデアルガ法律上ニ於テハ、彼等ハ勿論各州ヲ代表スルモノト看做サルベキモノデアル。而シテ各州ヨリ選出セラレベキ聯邦會議ノ議員ノ數ハ各州ノ地方議會ノ議員ノ數ヲ標準トシテ比例代表法ニ依ツテ定メラルベキモノデアル。去リ乍ラ地方議會ハ聯邦會議ノ議員ヲ選出スルニ當ツテ必ズシモ自己ノ議員ノ中ヨリ之ヲ選出スルノ義務ハ無いノデアツテ法律上ハ州内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ハ男女ノ性別ヲ問ハズ凡テ聯邦會議ノ議員候補者タリ得ルノデアル。但シ實際上ニ於テハ地方議會ノ議員ガ選出セラル、可能性多キハ勿論デアル。而シテ若シモ地方議會ノ議員ニシテ更ニ聯邦會議ノ議員ニ選出セラレタル者ト雖モ其ノ立候補ノ當初ニ於テカハルニ重ノ資格ヲ兼任スルノ意思ヲ表示スルニ於テ

ハ理論上之ヲ繼續スルニ何等ノ妨ゲハナイノデアツテ唯カ、ル意思ヲ表示スルコトニ依ツテ候補者ハ當選ノ蓋然性ヲ稀薄ナラシムルノ不利益ヲ受クルニ過ギナイノデアアル。而シテ聯邦會議ノ議員ハ法律上州ヲ代表スルモノト看做サル、ガ故ニ其ノ俸給ハ凡テ州ノ地方費ノ負擔タルベキハ勿論ソレハ法律ノ結果ニヨル既定ノ歳出トシテ地方議會ノ協賛ヲ經ルヲ要セザルモノト定ムベキデアアル。而シテ地方議會ガ招集セラレ議長ガ選定セラレタル場合ニ於テハ地方議會ハ先ツ第一ニ聯邦會議ノ議員ヲ選出シタル後始メテ議事内容ノ審議ニ入ルヲ得ルモノト定ムベキデアアル。

委員會は更に聯邦會議の議員の任期は地方議會の議員の任期と同様に五年たるべきことを主張してゐるのである。印度の代議制度に於ける間接選舉制度に關する委員會の提案

委員會は聯邦會議の議員の選出に關して地方議會による間接選舉法を採用すべきことを提唱したのであるが更に進んで印度に於ける一般の代議制度に於いてもこの制度が採用せらるべきことを主張して次の如く説明してゐるのである。吾々ハ報告書第一卷ニ於テ印度中央議會ノ下院ノ組織ヲ論述シタル場合ニ其ノ議員ヲ選出スル單位トシテノ選舉區ノ面積ガ如何ニ廣ク其ノ人口ガ如何ニ多イカト言フコトニ就テ詳細ニ説明シタルデアツタ。而シテ中央議會ノ下院ガ審議機關及ビ議決機關トシテ其ノ任務ヲ履行シ得ル限度ニ於テ議員數ヲ最大限度ニ迄増加シタル假定シテモ其ノ議員ヲ選出スルノ單位トシテノ選舉區ノ面積ト人口トハ平均シテ依然大キ過ギルノ嫌アルハ免レナイノデアツタ之ガタメニ議員ハ選舉區ノ民衆ノ總意ヲ充分ニ代表スルコトガ出來ナイノデアアル。而シテ若シモ今後選舉資格ガ低下セラ、ル、コトアリトセバコト不合理ハ更に増大スルデアラウ。例ヘバ印度中央議會ノ下院ノ民選議員ノ數ヲ四百六十名ト

假定セバ、コノ數字ハ印度中央議會ノ現狀ニ於テハ議事ノ進行ニ對シテ餘リニ多人數過ギル嫌有ルコト勿論デアアル。一議員ハ平均五十萬人ノ意思ヲ代表スルコトニナルノデアツタ之ハ英本國ノ「ノオフォオク」州ノ人口ト同一デアアル。吾々委員ハ英本國ノ選舉區ノ如ク極メテ細分セラレタルノミナラズ更ニ其ノ人口ノ大部分ハ都市ニ生活シ、而モ交通機關ガ極度ニ發達シタル場合ニ於テサヘモ議員ト選舉區トノ關係ハ自然ニ隔離シ易ク之ヲ結び付ケルコトガ如何ニ困難デアルカヲ明瞭ニ知ツテキルガ故ニ印度ニ於ケル現行ノ選舉區ハ全ク代議制度ノ本質ヲ喪ツテキルモノデア、ルコトヲ斷言シテ憚ラナイノデアアルガ、サリトテ文化低劣ニシテ人口稀薄ナル印度ニ於テハ選舉區ヲ之以上細分シテモ實際上有利ナル效果ヲ得ルコトハ出來ナイデアアラウ。而モ上述ノ數字ハ一選舉區ヨリ僅カ一名ノ議員シカ選出シナイ場合ヲ基礎トシテキルノデアアルガ實際ハ各種ノ宗教團體又ハ利益團體ヨリモ亦獨立選舉區ノ特權ヲ特別議席ノ留保ノ特權ニ依ツテ各々自己ノ議員ヲ選出シテキルノデアツタ從ツテ各種ノ選舉區ガ交錯シ極メテ複雑ナル關係ヲ呈露スルニ至ルノデアアル。而シテ之等各種ノ選舉區ガ複雑ニ交錯スルノ結果ハ理論上選舉人ノ數ヲ實際ノ三倍モ四倍モニ増加スルモノデアツテ殊ニ少數派ノ團體ガ多數ニ存在スル所ノ地方ニ於テハコノ關係ガ著シイノデアアル。サレバ議員候補者ハ時ニ「スコットランド」又ハ「ウェイルス」以上ノ面積ト人口ト有スル所ノ選舉區ヲ地盤トシテ立候補ノ運動ヲセネバナラヌ場合モ有ルノデアアル。然ノミナラズ之等ノ選舉區内ノ地域ニハ大部分汽車ノ便無ク剩サヘ完全ナル道路モ無い場合ガ多イノデアアル。又之等ノ選舉區ニ於テハ選舉人側モ新聞紙等ノ出版物ニ依ツテ候補者ノ人物ニ關スル智識ヲ得ルコトハ全ク不可能ナノデアアル。

惟フニ代議制度ハ自治團體ノ面積ト人口トガ廣大且多數ナル場合其ノ目的ヲ決定スルニ當ツテ採用シ得ベキ唯一ノ議決方法トシテ編出セラレタモノデアル。サレバ吾々ハ選舉區ノ面積及ビ人口ガ餘リニ廣大且多數デアツテ直接選舉制度ニ依ツテハヨク民衆ノ總意ヲ反映シ得ザルモノト認ムル場合ニ於テハ民衆ガ中間選舉權者ニ議員ノ選舉ヲ委任スル所ノ所謂間接選舉ノ制度ヲ採用スルコトガ代議制度ノ本質ニモ適合スルノミナラズ更ニ又現下ノ民衆ノ政治的要求ヲ充分ニ満足スルモノナルコトヲ確信スルモノデアル。

聯邦會議の議員の選出方法として委員會が間接選舉法を提唱するの理論的根據

カルガ故ニ英領印度ノ中央議會ノ議員ノ選出方法トシテ間接選舉法ヲ採用スルコトハ單ニ印度ノ現在ノ政治的情勢ノ下ニ於ケル代議制度ノ形式トシテモ極メテ適當ナル方法ナノデアルガ報告書第二卷第一編ニ於テ既ニ述ベタルガ如ク間接選舉法ハ未ダ有力ナル輿論ノ支持ヲ得ルニ至ツテキナイノデアル。去リ乍ラ將來若シモ英領印度ノ中央政府ガ聯邦制度ノ組織ノ上ニ成立スベキモノトスルナラバ各州ノ民衆ノ總意ヲ完全ニ反映セシムルタメノ最善ノ方法トシテハ唯間接選舉法ガ存在スルノミナノデアル。更ニ又多數ノ藩王國ガ將來各自ノ自由意思ニ依ツテ聯邦制度ニ參加スルナラバ之等ノ藩王國ヨリモ聯邦會議ノ議員ヲ選出セシメバナラヌノデアルガ其ノ方法トシテハ之等ノ藩王國ヲ多數ノ選舉區ニ區分スルヨリモ寧ろ各藩王國ヲ各聯邦國トシテ間接選舉ノ制度ヲ採用スル方ガ適當デアル。更ニ又間接選舉制度ヲ採用スルコトニ依リ聯邦會議ノ議員ト地方議會ノ議員トノ間ニ完全ナル意思ノ疏通ガ行ハルハニ至ルデアラフ。

委員會の財政顧問たる「ダブリュウ、デイ、レイトン」氏の報告書に於いては中央議會の議員を地方議會に依りて選出すべきものとする所謂間接選舉制度は地方政府の財政を圓滑に運行せしむる効果を有することを説明してゐるのである。

委員會は更に間接選舉制度を採用する以上各州より選出せらるべき聯邦會議の議員數は比例代表法に依つて決定せられねばならぬことを主張して次の如く説明してゐるのである。

即チ各州ヨリ選出セラルベキ聯邦會議ノ議員數ヲ比例代表法ニ依ツテ決定スルトキハ凡テノ重要ナル少數團體ノ中ヨリモ各々相當數ノ議員ヲ選出シ得ルガ故ニ之等ノ少數團體ヨリ議員ヲ選出セシムルノ方法トシテ特ニ獨立選舉區ヲ設ケ且之ニ關スル詳細ナル規定ヲ設クルノ必要ハ全ク喪失スルノデアル。例ヘバ吾々ハ印度教徒ト回教徒トノ軋轢ハ絶エズ存在スルガ故ニ少數團體タル回教徒ノ中ヨリ地方議會ニ相當數ノ議員ヲ選出セシメンガタメニ之ニ獨立選舉區ヲ與ヘテキル所ノ現行選舉法ノ趣旨ハ依然存続セラルベキコトヲ主張シタノデアルガコノ規定ハ又當然ニ地方議會ニ於ケル回教徒ノ議員中ヨリモ相當數ノ聯邦會議ノ議員ヲ選出セシメ得ベキコトヲ意味シテキルモノト解釋セネバナライノデアル。コノ法理ハ又「パンジャブ」州ニ於ケル「シイク」教徒、非人階級及ビ印度教徒ノ下層階級其ノ他凡テノ少數團體ニ對シテモ適用セラレネバナライノデアル。即チコノ規定ニ依レバ苟クモ地方議會ニ一定數ノ議員ヲ選出シテキル所ノ凡テノ少數團體ハ又法律上當然ニ聯邦會議ニ對シテモ相當數ノ議員ヲ選出セシメ得ルコトニナルノデア。カクテ地方議會ニ於テ比例代表法ニ依ツテ選出セラレタル所ノ聯邦會議ノ議員ハ比例代表法ノ本質上ヨリシテ

少數團體ヲ代表スル者ト雖モ必然的ニソレ程強ク少數派的色彩ヲ保有シ得ナイ狀態ニ置カレルノデアツテ之ハ比例代表法ノ第一ノ特質ナノデアアル。更ニ又吾々ノ熱望スルガ如ク將來宗教團體ノ間ニ於ケル軋轢ガ根絶セラレタル場合ニ於テハ比例代表法ハ始メテ其ノ實質的意義ヲ發揮シ得ルモノト言フベク、カクテコノ場合ニ於テハ最早宗教團體ニ對シテ獨立選舉區ヲ與フルノ煩ヲ致スコトナクシテ凡テノ團體ヨリ各自ノ實勢力ニ比例シタル議員數ヲ聯邦會議ニ選出シ得ルノデアツテ之コソ印度ノ現在ノ代議制度ニ於ケル比例代表法ノ第二ノ特質ト言フベク且之コソソノ本質的且終局的特質デナケレバナライ。

聯邦會議の議員の定足數に關する委員會の提案

委員會は聯邦會議の議員の定足數は大略二百五十名乃至二百八十名なることを適當とするものと主張してゐるのであつて之に依れば一議員は平均百萬人の意思を代表してゐるものであると説明してゐる。而して中央議會の下院議員の定足數は現在百四十五名に過ぎないのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

吾々ハ聯邦會議ノ議員ノ定足數ヲ二百五十名乃至二百八十名タラシムベキコトヲ主張シテキルノデアアルガコノ數字ハ直接選舉制度ヲ採用スル限リ到底印度民衆ノ總意ヲ充分ニ反映シ得ザルモノナルコトハ明瞭デアツテ若シモ今後依然トシテ直接選舉制度ヲ採用スルモノトセバ假令コノ數字ヲ二倍ニシテモ又從來ト大差ハナイデアラウ。一派ノ論者ハ英國議會ノ兩院ノ議員ノ定足數ハ現在ニ於テモ六百名以上デアリ過去ニ於テハ七百名ヲ超過シテキタ事例有ルニ拘ラズ何故ニ印度ノ聯邦會議ノ議員ノ定足數ヲ二百五十名乃至二百八十名ノ少數ニ限定スルカノ問題ニ就イテ大イ

ニ疑問ヲ抱イテキルノデアアルガ吾々ノコノ提案ニハ充分ノ理論的根據ガ有ルノデアアル。ソレハ即チ現在英國ニ於ケル有力ナル政治家ハ皆英國議會ノ兩院議員ノ定足數ハ餘リニ多數デアツテ之ガタメニ議事ノ圓滑ナル進行ハ甚シク妨害セラレテキルト言フ點ニ就イテハ一致ノ意見ヲ有シテキルノデアアルガ此ノ問題ハ別ノ機會ニ於テ之ヲ論述スルコトトシテ吾々ガ上述ノ如キ提案ヲ提出シタ所ノ第一ノ理由ハ即チ現在印度ノ中央議會ニ於ケル議決事項ノ範圍ハ英國議會ニ於ケルソレヨリモ著シク減縮サレテキルト言フ點デアツテ換言スレバ英國議會ニ於テハ審議セラルベキ性質ヲ有スル所ノ議決事項ハ印度ニ於テハ中央議會ト地方議會トニ依ツテ之ヲ分掌的ニ管轄シテキルノデアアル。惟フニ中央議會ノ議員ノ定足數ガ餘リニ多數ナル場合ニ於テハ議員ノ大部分ハ唯徒ニ議席ヲ塞イデキルニ過ギナイノデアツテ其ノ結果議事進行ノ能率ヲ著シク低下セシムベキハ必然デアラウ。而シテ聯邦會議ノ議員ノ定足數ヲ上述ノ如ク制限シタ吾々ノ提案ノ第二ノ理由ハ議員ノ定足數ヲ増加スルコトニ依ツテ歳出豫算ノ膨脹ヲ招致シ從ツテ又中央政府ノ現下ノ財政ヲ危殆ナラシメンコトヲ惧ル、ガタメデアアル。更ニ其ノ第三ノ理由ハ吾々ハ藩王國ハ將來必然ニ聯邦ニ加盟スルニ至ルベキコトヲ確信スルガ故ニ之等ノ藩王國ヨリ聯邦會議ニ選出スベキ議員數ヲ從來ノ議員ノ定足數ニ加フルトキハ聯邦會議ノ議員ノ定足數ハ必ズ千三百名乃至四百名位ニ増加スベキコトヲ豫メ確信シテキルガ故デアアル。而シテ其ノ第四ノ理由ハ聯邦會議ノ議員ノ定足數ガ著シク大ナルトキハ一面ニ於テ議事進行ノ能率ヲ阻害スルノミナラズ更ニ又反面ニ於テ優秀ナル政治家ノ限定セラレタル印度ニ於テハ之等ノ優秀ナル政治家ハ凡テ聯邦會議ノ議員トナルガ故ニ之ガタメ地方議會ノ議員ノ素質ヲ低下セシムルコトヲ惧ル、ガ故デアアル。

聯邦會議の議員の構成要素に關する委員會の提案

委員會は各州より選出し得べき聯邦會議の議員數は各州の人口を基礎として按分比例に依つて定めらるべきことを主張してゐる。又知事を置く九州、小州たる六州、及び改正統治法施行區域外の地域に各々上述の人口代表制度に依つて聯邦會議の民選議員を選出せしむるの外更に官選議員が存在せねばならぬことを主張してゐるのである。而して總督會議の議員は凡て法律上當然聯邦會議の官選議員であるが其の他印度總督は中央政府の行政組織の各部門の上級官吏中より十二名を限度として官選議員を指名するの權利を有すべきことを主張してゐるのである。其の理由は蓋し中央政府の施政方針が民選議員の不當なる議決に依つて濫りに蹂躪せらるゝことを防止するにあるのである。

委員會は更に凡ての宗教團體の中よりも其の人口に相當する數の議員を聯邦會議に選出せしむべきことを主張し、基督教徒たる印度人の團體、英印混血人の團體を除くの外凡ての少數團體の中よりも亦相當數の議員を選出せしめねばならぬことを主張してゐるのである。但し基督教徒たる印度人の團體中より民選議員を選出し得ざる場合に於いては總督は二名の指名議員を任命し得ることを主張してゐる。又委員會は同教徒の團體は彼等が中央議會の下院に於いて現在保有してゐる所の議員數と同數の議員を聯邦會議に選出せしめ得るものと定むべきことを主張してゐるのである。

印度中央議會上院の存続問題に關する委員會の提案

委員會は印度中央議會の上院は印度中央政府の完全なる構成要素として今後も尙依然として存続せらるべき充分な

る理由を有するものなることを説明して更に進んで從來その享有せし所の一切の權限も亦依然存続せらるべく且之を構成すべき議員の種類も亦民選議員と指名議員たるべく其の比率は從來と同一なるべきことを主張してゐるので之に就いて委員會は次の如く説明してゐる。

印度中央議會の上院議員ハ大多數ガ之迄ノ印度ノ政治的進展ニ對シテ極メテ重大ナル役割ヲ演ジタ所ノ智識ト經驗トニ於テ卓拔ナル政治家ヨリ成ツテキルノデアツテ實際之迄ノ多難ナリシ印度ノ政治組織ノ轉形期ニ於テ上院ハ定ニ鮮ヤカナル指導的地位ヲ獲得シテキタノデアアル。サレバコソ印度民衆ノ間ニ上院ヲ廢止スベシトノ主張ハ未ダ曾テ發生シタコトハナイノデアアル。印度ハ今ヤ急遽ナル政治的進展ノ過程ニ在ルノデアアルガ、コノ多難ナル時期ニ於テ特ニ優秀ナル政治家ヲ要求スルコト急迫ナルモノガアルノデアアル。サレバ從來ノ多難ナル印度ノ政治的轉形期ニ於テ印度ノ政治的進展ニ對シテ凡ソ測リ知ルベカラザル程ノ偉大ナル貢獻ヲナシテ來タ所ノ中央議會ノ上院ヲ印度政府ノ全體的連鎖ニ於ケル有機的且不可分離的ナル一環トシテ依然存置セシムベシト主張スルハ單ニ純理上ヨリ見テ正當ナルノミナラズ又實際上ヨリスルモ餘リニ當然ナ主張ト言フベキデアアル。

委員會は中央議會の上院議員は聯邦を構成すべき各州より人口を標準として按分比例に依つて選出せらるべきものであることを主張してゐるのである。而して知事を置く九州は各々三名の議員を選出し得るものたるべく其の選出方法は若し地方議會にして二院制を採用するものなる場合に於ては其の下院により、又若し反對に地方議會にして一院制を採用するものなる場合に於いては當該地方議會に依り間接選舉の方法に依りて選出せらるべきことを主張してゐる

のである。又小州たる六州は合計三名の議員を選出し得るものたるべく更に「マドラス」市「ボンベイ」市及び「カルカッタ」市に於いては英國人の商業團體及び印度人の商業團體の中より各々一名の議員を選出し得るものたるべきことを主張してゐるのである。更に印度總督は二十名を限度として官選議員を指名することを得べきことを主張してゐる。更に委員會は議員候補者たるには一定の政治的閱歷と一定の社會的地位とを有すべきものとし、かくして被選資格に對して一定の制限を設くべきことを主張してゐる。但し男女の性別に依つて被選資格を異にするべきものではないことを主張してゐる。委員會は最後に中央議會の上院の議員の任期は從來は五年であるが今後七年に延長せらるべきことを提唱してゐるのである。

印度中央議會の權限及び少數團體の保護に關する委員會の提案

委員會は印度中央議會の兩院が現に享有してゐる所の立法權及び財政上の監督權は今後依然存続せらるべきこと當然なるも唯財政權の範圍内に於いては聯邦會議が新なる權限を取得するの結果將來中央政府の統治組織が進展するに従つて中央議會の兩院の權限は必然に漸次減縮せられざるを得ないと言ふことを説明してゐるのである。即ち委員會は中央議會の兩院の權限は將來根本的に改革せらるべき運命に在ることを指摘してゐるのである。

宗教又は民族を基礎とする所の少數團體の指導的政治家連は統治法の規定の中に少數團體に對して法律上の差別待遇を與へんとする一切の法律案は之を無効とすべき旨を規定することに依つて中央議會をしてかゝる法律案を議決するの權限無きものたらしむべきことを主張してゐるのである。去り乍らかゝる思ひ切つた方法に依つて少數團體の正

當なる利益を擁護せんとする主張に對しては大いに反對論が有るのであつて委員會は之に就いて何等積極的な意見を展開してゐないのである。かくて委員會は少數團體の正當なる利益は必ずや他の方法に依つて擁護せられねばならぬことを主張し次の如く説明してゐるのである。

併し乍ら少數團體ノ正當ナル利益ヲ擁護センガタメニ實行シ得ル所ノ最善ニシテ唯一ノ方法ハ統治法ノ明文ニ於イテ印度總督及ビ州知事ハ必要ト認ムル場合ニ於イテハ自己ノ自由ナル裁量ニ依ツテ緊急命令ヲ發布スルコトヲ得ル旨ヲ規定スルコトニ依ツテ彼等ニ對シテ中央議會又ハ地方議會ガ不當ナル法律案ヲ通過シタル場合ニ於イテ之ヲ破毀スルノ權限ヲ與フルコトデアル。サレバ吾々ハ地方議會ガ少數團體ノ正當ナル利益ヲ不當ニ蹂躪スルモノト認メラルハ法律案ヲ通過シタル場合ニ於イテハ知事ハ閣員ノ意見如何ニ拘ラズ自己ノ自由ナル裁量ニ依ツテ之ヲ破毀シ得ル旨ノ規定ヲ設クベキコト及ビ印度總督モ亦中央議會ニ對シ同様ノ權限ヲ有スル旨ノ規定ヲ設クベキコトヲ主張スルモノデアル。惟フニ民主主義ヲ基調トスル所ノ統治組織ハ多數決ノ原理ニ依リテ運行セラルベキコト勿論デアルガ而モ其ノ一面ニ於イテ少數團體ノ正當ナル利益ニ對シテハ充分ノ考慮ヲ拂フベキコトヲ前提トシテモ勿ナケレバナラナイ。サレバ吾々ハ其レガ英國人ノ團體デアルニセヨ將又印度人ノ團體デアルニセヨ苟クモソレガ少數團體ナル場合ニ於イテハ印度ノ中央議會及ビ地方議會ニ於イテ彼等ニ均等ナル機會ヲ與フルコトニ依リテ彼等ノ正當ナル利益ヲ充分ニ擁護スルコトヲ蓋シ印度ノ政治的進展ニ資スル所以ナリト考ヘテキル次第デアル。

地方政府の獨立の財源の構成に關する委員會の提案

委員會は英領印度の全領域に亘つて賦課すべき一切の租税は其の種類に依り之を中央政府と地方政府とに分割して徴收すべきことを主張してゐる所の財政顧問「レイトン」氏の提案に滿腔の賛意を表示してゐるのである。而して「レイドン」氏の提案に就いては本卷第八編に於いて之を論述してゐるのである。かくして地方政府に獨立の財源を與ふことは地方政府の財政を最も圓滑に處理せしむる所以であり且之に依つて地方自治の制度は一層徹底することになるであらう。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

地方政府ノ獨立ノ財源ハ勿論新ナル租税ヲ賦課スルコトニ依ツテ之ヲ充當セネバナライノデアルガコノ新ナル租税ハ其ノ法律上ノ意義ニ於テハ中央政府ガ課税權ヲ所有シテキルノデアツテ且其ノ效力ノ發生ニハ各州ヲ代表スル所ノ聯邦會議ノ協賛ヲ經ルコトヲ要件トセネバナライノデアル。サレバ聯邦會議ハ財政權ノ範圍ニ於テ次ノ如キ二重ノ權限ヲ所有セネバナライノデアル。即チ聯邦會議ハ一面ニ於テ中央政府ガ其ノ財政上ノ必要ノタメニ制定セントスル一切ノ課税案ニ協賛シ其ノ歳入歳出豫算案ニ協賛シ、且決算ノ檢査ヲナスノ權限ヲ有スルノ外更ニ反面ニ於テ地方政府ガ財政上ノ必要ノタメニ賦課セントスル一切ノ附加税案ニ協賛スルノ權限ヲ有スベキモノデアル。吾々ガ從來ノ中央議會ノ組織ヲ基礎トスル所ノ聯邦會議ノ組織ニ變革セントゾ主張スルノハ即チ聯邦會議ガ上述ノ二ツノ權限ヲ行使スルニ最も適當ナル組織デアルカラデアル。而シテ中央議會ノ上院ハ從來ト同様ニ唯中央政府ノ歳入豫算案ニ對スル協賛權又ハ否決權ヲ有スルノミデアツテ地方政府ノ獨立ノ豫算案ニ對シテハ何等ノ權限ヲ有スベキデハナイノデアル。

中央政府が其の財政上の必要のために賦課せんとする課税案を制定する權利は行政官廳の專屬的權限であるが但し其の課税案は聯邦會議の協賛を経るに依りて始めて效力を生ずべきものなれば聯邦會議は當該課税案を否決し又は其の額を削減し得るものと定めねばならないのである。但しこの場合に於いても印度總督は當該課税案の通過が英領印度の一般民衆の經濟上の安寧と幸福とのために絶對的に必要なりと認むるときは自己の自由なる裁量に依つて否決又は削減せられたる當該課税案を回復するの權利を有すべきことは勿論であつてこの場合に於いては當該課税案は法律たる效力を有するに至るべきものである。委員會は又中央政府の豫算案の中央議會の協賛を必要とする款項と然らざる款項とを區別する所の現行法の規定も依然存続せらるべきことを主張してゐるのである。而して中央議會一將來は聯邦會議一は自己が協賛權を有する所の款項を廢除削減するの權利を有すべきこと勿論であるがこの場合に於いても印度總督は中央政府の財政上絶對に必要なりと認むるときは廢除削減されたる當該款項を復活するの權利を有すべきものである。かくて委員會は以上の點に就いては全く現行統治法の趣旨を是認してゐるのである。

更に又地方政府が財政上の必要のために賦課せんとする課税案も聯邦會議の特別會に於いて協賛を経ざれば法律たるの效力を有すべきではないのであつてこの場合中央政府の財政委員は聯邦會議の席上に於いて當該課税案の成立及び内容に就いて一應の説明をなさねばならないのである。之に就いて委員會は次の如く説明してゐる。

地方政府ガ制定シタ所ノ課税案ハ聯邦會議ノ協賛ヲ經ルコトニ依ツテ始メテ其ノ效力ヲ生ズベキハ勿論ナルモ其ノ課税案ヲ制定スルノ權利ハ固ヨリ地方政府ニ屬シテキルノデアツテコノ微妙ナル關係コソ實ニ聯邦會議ノ機構ノ樞軸

ナノデアル。サレバ吾々ハ中央政府ノ財政委員ヲ議長トシ聯邦ヲ構成スル所ノ各州ノ財政ノ最高官廳ヲ議員トシテ一ノ地方財政會議ヲ創設スルコトニ依ツテ地方政府ノ必要トスル所ノ課稅案ヲ立法セシムルヲ適當ナリト信ズルモノデアル。カクテ聯邦會議ノ協賛ヲ經タル地方政府ノ課稅案ハ法律上之ヲ中央政府ニ於イテ一括シテ徵收シカクシテ徵收シタル收入ハ聯邦ヲ構成スル所ノ凡テノ地方ノ間ニ人口ヲ標準トシテ按分率ニ依ツテ分配セラルベキモノデアル。

印度總督及び總督會議に關する委員會の提案

中央政府に於いて二重政治を採用するの不當なる理由

委員會は既に地方行政に於ける二重政治の制度が從來如何に印度の政治的發展を阻害したるかを説明したる後に二重政治は地方政府に於いても既に全く實行し得ざるが故に之を廢止すべきことを極力主張してゐるのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

地方政府ニ於ケル二重政治ハ其ノ施行ノ當初ニ於イテハ極メテ良クソノ統治組織ニ調和シテキタノデアルガ其ノ發展ノ過程ニ於イテ漸次自ラノ内ニ自ラノ矛盾ヲ包藏スルニ至リ現在ニ於イテハ遂ニ當初ノ目的ト全ク對立シタ效果ヲ生ズルニ至ツタノデアル。サレバ吾々ハ地方政府ノ開員、地方議會ノ議員及び地方民衆ニ對シテ責任政治ニ對スル全面的ノ觀念ト體驗トヲ養成センガタメニハ地方政府ニ於ケル二重政治ノ制度ヲ斷乎トシテ撤廢スルコトガ絕對ニ必要ナリト確信スルノデアル。去リ乍ラ印度ノ民衆ノ意向ヲ餘リニモ尊重スル一派ノ政治家達ハカ、ル急激ナル政治的改革ハ州内民衆ノ政治意識ノ發展ノ現段階ニ於イテハ未ダ尙早デアリ從ツテ之ニ依リ州内ノ内的秩序ヲ紊亂スル危險

ガ有ルモノトシテコノ改革ニ反對シテキルノデアル。去リ乍ラ吾々ハ斷乎トシテ地方政府ニ於ケル二重政治ノ撤廢ノ旗ヲ高ク掲ゲテ進マントスルモノデアツテ若シ之ニ依ツテ州内ノ内的秩序ガ侵害セラル、場合ニ於イテハ州内民衆ノ安寧ト幸福トノタメニ知事ハ自由ナル裁量ニ依ツテ緊急命令ヲ發布スルノ權限ヲ有スルガ故ニコノ權限ノ行使ニ依ツテ充分ニ侵害セラレタル秩序ヲ恢復シ得ルノデアル。

委員會は印度民衆の政治意識が將來一定の段階に進展したる場合に於いて中央政府の組織形態は如何に變革せらるべきやの問題に就いて次の如く説明してゐるのである。

印度民衆ノ政治意識ガ將來一定ノ段階ニ進展シタル場合ニ於イテハ中央政府ハ地方政府ニ對シテ必要ナル限リ統治上ノ凡テノ指導ト援助トヲ與ヘ得ル性質ノモノデナケレバナラナイ。更ニ又中央政府ハ印度ノ特殊の事情ヨリシテ必然ニ生起スル所ノ凡テノ複雑ニシテ且困難ナル問題ニ對シテ終局的責任ヲ負擔スベキ性質ノモノデナケレバナラナイノデアル。

委員會は二重政治其の他其の形式の何たるかを問はず凡そ分割責任主義の上に立てる一切の制度は中央政府に於いては之を採用すべきものではないことを主張し中央政府は如何なる犠牲を拂つても必ずや連帶責任主義の上に組織せらるべきものなることを強調して次の如く説明してゐるのである。

所謂二重政治ハ左右兩翼ヨリ成レル所ノ制度デアツテ其ノ右翼タル知事及び行政參事會員ハ留保事項ニ對シテノミ責任ヲ負擔シ之ニ反シテ其ノ左翼タル開員ハ移管事項ニ對シテノミ責任ヲ負擔スルモノト定ムル所ノ制度デアアル。而

シテ閣員ハ地方立法議會ノ民選議員ノ中ヨリ知事ガ之ヲ任命スルモノデアル。サレバ二重政治ハ其ノ法律上ノ意義ニ於テハ閣員ハ唯移管事項ニ對シテノミ責任ヲ負擔シ反對ニ留保事項ニ對シテハ何等ノ權限無キモノト言ハネバナラナイノデアルガ其ノ實際上ノ適用ニ於テハ留保事項ト移管事項トヲ明確ニ區別シ其ノ責任ノ限界ニ裁然タル一線ヲ劃スルコトハ全ク不可能ナルガ故ニ當初ノ法律上ノ意義ハ何等ノ效果ヲ有セザルモノトナリ果テ、キルノデアル。但シ二重政治ハ移管事項ニ對シテ閣員ニ絕對ノ責任ヲ負擔セシメタルガ故ニ唯移管事項ニ對シテノミハ極メテ優秀ナル識見ト體驗トヲ有スル閣員ヲ作り上げタル功績ハ之ヲ凌スベカラザルコト勿論ナルモ惟フニ行政ノ單ナル一小部門ニ對シテノミ責任ヲ負擔セシムルコトヲ基調トスル所ノ分割責任主義ハ地方政府ノ統一行政ノ圓滑ナル進展ニ對シテ蔽フベカラザル障礙ヲ與ヘテキルト言フ罪過ハ之ヲ看過スルコトハ出來ナイデアラウ。

今ヤ二重政治ハ既ニ地方政府ニ於テモ廢止セラレントシツ、アル現在事新シクモ茲ニ之ヲ中央政府ニ於テ採用セントスルノ主張ガナサル、ニ至ツテハ全ク悲シミテモ餘リアルコト、言ハネバナラス。惟フニ中央政府ニ於テ二重政治ヲ採用セラル、限リ印度ニ於ケル責任政治ノ完全ナル實現ハ決シテ到達シ得ラナイデアラウ。サレバ假令今後中央政府ニ於テ二重政治ヲ採用セラル、モノトシテモ其レハ全ク實行シ得ザルコト火ヲ賭ルヨリモ明瞭デアルノミナラス其レハ又中央政府ノ責任政治ヘノ進展ヲ完全ニ閉塞スルモノト言フベキデアル。印度總督ガ印度中央政府ノ一員タルコトハ又當然ニ印度政府ノ行政ニ對スル一切ノ終局的責任ヲ總督ガ負擔スベキコトヲ意味シテ、キルニ外ナラナイノデアル。カクテ印度中央政府ノ行政ニ對スル一切ノ責任ハ印度總督ト閣僚トガ連帶シテ之ヲ負擔セネバナラス

コトハ餘リニモ當然デアル。カルガ故ニ若シモ中央政府ニ於テ二重政治ヲ採用セラル、ト假定セバ其レハ中央政府ノ連帶責任主義ヲ完膚ナキ迄ニ蹂躪スルモノト言フベキデアツテ其ノ結果中央政府ノ統一ハ全ク破壞セラル、ノミナラス印度總督ノ地位ハ極メテ不安定ナルモノトナルデアラウ。

印度總督の地位及び權限に關する委員會の提案

かゝるが故に委員會は印度中央政府の統治組織が今後如何なる形態を採るにせよ其れは畢竟連帶責任主義の原理を基礎として組織せられねばならぬことを斷言してゐるのである。委員會は更に印度總督の地位及び權限に就いて次の如く説明してゐる。

印度總督ハ單ニ法律上及び慣習上ノ凡テノ事項ニ關シテ英本國皇帝ノ代表機關タルニ止マラズ更ニ又統治上ノ最高行政官廳タルノ地位ヲ有シテキルコトハ明瞭デアル。印度總督ノ現行統治法上ニ於ケル地位及び權限ニ就イテハ既ニ報告書第一卷ニ於テ詳細ニ之ヲ説明シタルガ故ニ本卷ニ於テハ之ヲ省略スルガ唯茲ニ特ニ一言スベキハ印度總督ノ從來ノ地位ト權限トハ將來ト雖モ又依然トシテ減縮セラルベキモノデハナイト言フコト之デアル。事實現行統治法ノ規定ニ於テハ專ラ總督會議ノ權限ニ屬スル事項ニシテ條理上ハ印度總督ノ權限ニ屬スベキ事項ガ多數存在シテ半ルノデアル。更ニ又英領印度ト藩王國トノ關係ガ將來益々密接ノ度ヲ加フルニ於テハ印度總督ノ權限ハ益々擴張セラルベキコト當然デアル。サレバ現行統治法上總督ノ享有シテキル所ノ一切ノ權限ハ印度中央政府ノ統治組織ガ常態的ニ進展スル限リ將來益々擴張セラルベキモノデアル。

去リ乍ラ吾々ハ從來ノ印度總督ノ權限ニ對シテ唯一ツ改革ヲ主張スベキ點ヲ持ツテキルノデアル。ソレハ即チ總督行政會議ノ議員ノ任命權ヲ印度總督ノ專屬權タラシムベキコトデアル。現行統治法上ニ於テハ總督會議ノ議員ハ印度事務大臣ノ執奏ニ依リ英本國皇帝ガ之ヲ親任スルコトニナツテキルノデアルガ印度事務大臣ガ議員ノ執奏ヲナスコト當リテハ慣習上印度總督ノ推薦ニ準據シテキルノデアル。去リ乍ラ吾々ハ印度總督ノコノ慣習上ノ議員ノ任命權ヲ法律上ノ任命權トナサンコトヲ主張スルモノデアツテ即チコノ場合ニ於テモ印度總督ハ印度事務大臣ノ監督權ニ服従スル地位ニ在ルコト勿論ナルモ事總督會議ノ議員ノ任命權ニ關スル限り印度總督ハ法律上ノ權限ヲ取得スベキコトヲ主張シテキルノデアル。

印度中央政府の統治組織に對する英本國議會の權限に關する委員會の提案

現行印度統治法は總督行政會議の議員の中少なくとも三名は印度に於いて十年以上文官たりし閱歷を有するものたるべきことを要する旨を規定してゐるのであるが委員會は印度の現狀に於いてはこの規定を削除することは未だ尙早であることを主張し唯總督行政會議の議員の定足數又は資格に關するが如き規定は之を主法としての印度統治法中に規定すべきものではなくて助法たる統治法施行規則中に規定すべきものなることを主張してゐるのである。而して其の理由とする所は助法たる統治法施行規則と雖も其の内容たる規定の改正は英本國議會兩院の協賛を経るに非ざれば其の效力を生ぜざること勿論なるも同じく協賛を経るを要するにしても主法たる統治法に於けるよりは其の改正の手續が簡易であると言ふにあるのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

吾々ハ英本國議會兩院ガ印度中央政府ノ統治組織ニ對シテ現在享有シテキル所ノ一切ノ權限ヲ即時ニ印度中央議會ニ讓渡スベキモノトスル主張ニ對シテハ極力反對セバナラナイノデアル。惟フニカ、ル主張ハ舊ニ現行印度統治法ノ序文中ノ不備ノ章句ヲ否認スルモノナルノミナラズ更ニ又一九一七年八月二十日ニ公表セラレタル「モンタグギユ」宣言ノ趣旨ニ背馳スルモノト言フベキデアル。去リ乍ラ吾々ガ英本國議會ガ印度中央政府ノ統治組織ニ對シテ現在享有シテキル所ノ一切ノ權限ハ今後モ之ヲ依然存續セシムベキコトヲ主張スレバトテ其レハ強チ印度中央政府ノ統治組織ニ關スル今後ノ一切ノ改革ハ常ニ統治法ノ形式ニ依リテ英本國議會兩院ノ協賛ヲ經ネバナラヌト言フコトヲ意味スルモノデハナイノデアル。印度民衆ノ政治意識ハ今後急激ニ昂揚スベキ可能性アルガ故ニ印度中央政府ノ組織ニ關スル統治法ノ規定ハ簡潔ニシテ柔軟屈伸性乃至彈力性ヲ有スルモノタラシメバナラナイノデアル。サレバ吾々ハ印度ノ政治的進展ノ現段階ニ於テハ印度中央政府ノ統治法ノ規定ヲシテ地方政府ノソレニ於ケルト同一程度ノ彈力性ヲ有セシムルコトハ實際上不可能ナリトシテモ之ニ對シテ可能ナル最大限度ノ彈力性ヲ與フルコトニ依リテ社會情勢ニ對スル具體的妥當性ヲ有スルモノタラシメバナラヌコトヲ強調スルモノデアル。但シ印度中央政府ノ統治法ヲ改正スルノ權限ハ依然英本國議會ニ留保セラレベキコトハ言フ迄モナイノデアル。

印度駐劄軍司令官の地位及び權限に關する委員會の提案

現行印度統治法の下に於いては印度駐劄軍司令官は總督會議の議員たるが故に従つて又印度中央議會の兩院の中何れか一院の議員たる資格を有するものであつて更に又兩院の中自己が議席を有せざる議院に對しては其の會議に出席

し意見を述ぶるの権限を有してゐるのである。然るに委員會は印度駐劄軍司令官は總督會議の議員たるべきではなく従つて又當然に印度中央議會の議員たるべきではないことを主張してゐるのであつて委員會の意見に依ればかくすることに依つて始めて印度駐劄軍司令官の重大なる責任はより良く履行せらるゝものとしてゐるのである。例へば印度に於ける内的秩序維持の問題及び國境警備の問題は印度中央議會の議員に依つてのみ議決せらるべき性質の問題であつて、この場合軍司令官が議會に出席し意見を陳ぶるは唯議決に對する單なる參考資料を提供するだけの効果が有るに過ぎないのであつて當該問題に對する終局的の解決は總督會議從つて又其の所謂聯邦會議の議長の權限に屬するものなれば寧ろかゝる軍司令官の權限を撤廢するに如かずと主張してゐるのである。

聯邦會議の議長の地位及び權限に關する委員會の提案

委員會は總督行政會議の議員中に一名の無任所議員を置きこの議員の主たる職責は聯邦會議の議長たることであつて特殊の行政部門を擔當するが如きこと無からしめんことを主張してゐるのである。從來印度中央議會の議長の地位は總督會議の議員中の特定の一員が兼任してゐたのであつて従つて彼は特殊の行政部門を擔任すると共に中央議會の議長たる職責を有してゐたのである。されば其の負擔は餘りに過重なのであつて委員會は之に就いて次の如く説明してゐるのである。

從來總督會議ノ特定ノ一議員ニ對シテ課セラレテキタ所ノコノ二重ノ職責ハ最近ニ至ツテ急激ニ過重スルノ傾向ヲ生ジタルガ故ニ吾々ハ聯邦會議ノ議長ノ職責ヲ擔任セシメンガタメニ特ニ一名ヲ指定シテ之ヲ總督會議ノ議員タラシ

ムベキコト而シテ又當該議員ニ對シテハ特殊ノ行政部門ヲ擔任セシムルガ如キコト無カラシメンコトヲ主張スルモノデアル。コノ吾々ノ主張ニ對シテハ一派ノ論者ハ中央議會ノ會期ハ一年ノ中ニ於テ僅カニ三箇月ノ短日月ニ過ぎザルニ拘ラズ之ニ對シテ常設ノ議長ヲ置クハ極メテ不當ナリトシテ反對シテキルノデアルガ吾々ハコノ反對派ノ意見ハ全ク誤レルモノト考ヘテキルノデアル。即チ吾々ハ總督會議ノ議員中ニ特殊ノ行政部門ヲ擔任スルコトナク最高ノ觀角ヨリ綜合的且全面的ニ印度中央政府ノ施政方針ヲ洞察シ、其ノ洞察ヲ基礎トシテ新ナル施政方針ヲ定立スルヲ任務トスル所ノ議員ヲ置クコトハ極メテ有益ナリト確信シテキルノデアル。カクスルコトニ依ツテ印度中央議會ニ於テイテ説明スベキ中央政府ノ施政方針ハ始メテ民衆ノ意思ニ適合スルモノトナルデアラウ。

委員會は更に進んで聯邦會議の議長は必ず總督會議に於いて特殊の行政部門を擔任せざるものたることを要するや否やの問題に就いて次の如く説明してゐる。

即チ聯邦會議ノ議長タルモノハ必ず總督會議ニ於テ特殊ノ行政部門ヲ擔任セザルモノタルコトヲ要スルヤ否ヤノ問題ニ就テハ議論多岐ニ亘ツテキルノデアツテ反對論者ハ聯邦會議ノ議長ハ總督會議ニ於テ必ずシモ無任所議員タルコトヲ要セザルコトヲ主張シテキルノデアル。更ニ又司法行政ヲ擔任スル者ニ就テモ之ヲ總督會議ノ議員タラシムルノ必要アリヤ否ヤニ就テ賛否兩論ガ對立シテキルノデアル。

カクテ吾々ハ茲ニ於テ今ヤ總督會議ノ議員ノ構成要素ニ關スル基本的ナ問題ニ衝突セザルヲ得ナイノデアル。從來ノ實例ニ徴スレバ印度中央議會ノ民選議員ノ中ヨリ總督會議ノ議員トナツタ者ハ未ダ會テ一名モ無イノデアルガ統

治法ノ規定ニ於テハ何等之ヲ禁止シテキルモノデハナイノデアル。サレバ印度中央議會ノ民選議員ニシテ人格及ビ識見ノ卓越セル多數ノ政治家ヲ總督會議ノ議員トナリ、カクテ印度ニ於ケル行政ヲ指導スル様ニナラネバナナイコトヲ切望シテキルノデアル。之ガタメニハ統治法ニ於テ聯邦會議ノ有力ナル議員ハ總督會議ノ議員トシムルコトヲ得ル旨ノ積極的ナル規定ヲ設クルコトガ必要デアル。

印度中央政府ノ統治組織ガ將來一定ノ段階ニ發達シタル場合ニ於テモ印度中央議會ニ對スル總督行政會議ノ法律上及ビ政治上ノ責任ハ一假令後述スルガ如ク政府ニ對スル議會ノ權限ハ今後益々擴大セラル、モノトシテモ一英本國ニ於テ政府ガ議會ニ對シテ負擔スル所ノ責任トハ其ノ性質及ビ範圍ヲ異ニスルモノデナケレバナナイノデアル。印度ニ於ケル一般政治家ノ間ニ於テハ印度政府ニ於ケル責任政治ノ發展ハ英本國ノ責任政治ノ發展ト全ク同一ノ過程ヲ辿ラネバナナイモノトスル所ノ思想ガ有力ナラザルガ之ハ全ク誤レル觀念ナノデアル。吾々ガ報告書第一卷ニ於テ詳述シタルガ如ク印度ト英本國トハ其ノ傳統ト習俗ヲ全ク異ニシテキルガ故ニ英本國ノ意味ニ於ケル責任政治ハ數世紀ノ傳統ノ基礎ノ上ニ確立シタル所ノ英本國獨特ノ統治組織デアツテ直接ニ之ヲ印度ニ適用シ得ルモノデナイコトハハツキリト認識シテ置カネバナナイノデアル。

カクテ吾々ハ印度中央政府ノ統治組織ノ終局的形態ハ印度ニ於ケル凡テノ州ガ統一政府ヲ組織スルコトニ依ツテ完全ナル自治政治ヲ實現スルニ至ツタ際ニ於テ始メテ決定セラルベキモノデアロコトヲ確信シテキルノデアツテ將來藩王國ガ全印度聯邦ニ加盟スルヤ否ヤノ問題ニ就イテモ亦全ク同様デアル。惟フニ聯邦制度ヲ基礎トスル所ノ統治組

織ハ聯邦ヲ構成スベキ各州ノ間ノ政治上及ビ經濟上ノ緊密ガ一定ノ程度ニ到達シタル場合ニ於テ始メテ成立シ得ルモノト言フベキデアル。サレバ印度ノ政治的發展ノ理段階ニ於テ吾々ノ爲スベキ最善ノ方法ハ第一ニ印度中央政府ノ組織ニ關スル統治法ノ規定ニ最大限度ノ彈力性ヲ與フルコトデアリ第二ニ有力ナル印度ノ政治家ヲ可及的ニ中央政府ニ採用シ得ンガタメニ適當ナル規定ヲ設クルコトデアリ第三ニ英本國ノ意味ニ於ケル責任政治ハ所謂責任政治ノ單ナル一例ニ過ギナイノデアツテ從ツテ又聯邦制度モ之ヲ構成スベキ地方ノ面積、人口、傳統等ノ特殊事情ニ依ツテ各々趣ヲ異ニスルモノデアルト言フコトヲ明確ニ認識スルコトデアアル。サレバ吾々ハ既ニ印度ノ地方政府ノ統治組織ニ就イテ意見ヲ述ベテ置イタルデアアルガ、コノ意見ハ印度ノ中央政府ノ統治組織ノ改革ニ對シテハ採用セラルベキモノデナイコト勿論デアアル。カルガ故ニ印度中央政府ノ統治組織ノ終局的形態ハ印度ノ政治的進展ノ現段階ニ於テハ之ヲ決定シ得ナイノデアツテ之ニ關シテハ吾々ハ唯第二卷第一編ニ於テ展開セラレタル所ノ印度ノ統治組織ノ進展ノ方向ニ關スル指針ニ從ツテ行動セネバナラヌコトヲ提唱シ得ルニ止マルノデアアル。

印度中央政府と中央議會との關係に對する委員會の提案

委員會は印度中央政府に對する中央議會の權限に關して次の如く説明してゐる。

吾々ハ印度中央政府ニ於テ責任政治ヲ完全ニ實現スルニ至ル迄ニハ相當ノ長日月ヲ要スルモノト覺悟セネバナラナイ。何故ナラバ中央政府ニ於テ責任政治ヲ完全ニ實現セシムルニハ一定ノ政治的階梯ヲ經過スルコトヲ必要トスルガ故ニ長日月ヲ要スルハ寧ロ當然ナノデアツテ一派ノ論者ノ主張スルガ如ク急激ニ之ヲ實現セシムルコトハ全ク不

可能ナノデアル。サレバ吾々ハ全印度ニ聯邦制度ヲ實現セラレ聯邦ヲ構成スル所ノ各州ニ於テハ各々獨特ノ統治組織ヲ有スル所ノ自治政治ヲ施行セラル、ニ至ルノ日ヲ悠長ナ氣持ヲ以テ期待スベキデアル。之ニ反シテ若シモ未ダ責任政治ヲ施行スルタメノ基礎的條件ガ充足セラレザルニ拘ラズ徒ニ中央政府ニ於テ責任政治ヲ實現セシメント焦慮スルナラバ其レハ寧ロ中央政府ニ於ケル責任政治ノ實現ヲ遲延セシムルモノト言ハネバナライノデアル。

サレバコソ吾々ハ印度中央政府ニ責任政治ヲ實現セシメンガタメノ過程的段階トシテ之ヲ述ベタ如キ種々ノ提案ヲ定立シタノデアル。例ヘバ印度中央議會ノ上下兩院ノ組織ヲシテ各州ノ意思ヲ最モ良ク代表セシムルガ如キモノニ改革セントスルノ提案、地方政府ノ財政ノ圓滑ヲ期センガタメニ爲セル財政制度ノ改革ニ關スル提案、中央政府ノ組織ニ關スル統治法ノ規定ヲ最モ彈力性アルモノヲラシメントスル提案、印度ノ政治的進展ニ對シテ最モ重大ナル障礙ヲ與ヘテキル所ノ從來ノ印度軍政ノ改革ニ關スル提案、地方政府ニ自治政治ヲ實現セシメンガタメニ爲セル所ノ地方政治ノ組織ノ改革ニ關スル提案ノ如キモノデアツテ吾々ハ更ニ後述ノ如ク英領印度ト藩王國トニ共通スル問題ヲ最モ適切ニ解決センガタメニ英領印度ト藩王國トノ間ニ緊密ナル關係ヲ設定セントノ目的ヲ以テ、統治法ノ改正ヲ提案シテキルノデアル。印度中央政府ニ於テ責任政治ヲ實現セシメンガタメノ過程的段階トシテ吾々ノ主張シ得ル提案ハ凡ソ上述ノ如キモノデアツテ印度ノ政治的發展ノ現段階ニ於テハ之ガ吾々ノ考案シ得タル最善ノ方法ナノデアル。惟フニ英本國ノ意味ニ於ケル責任政治ハ民主主義ヲ基礎觀念トシテキル所ノ責任政治ノ諸形態ノ中ニ於テ決シテ完全無缺ナ理想體トハ言ヒ得ナイノデアツテ其レハ文化社會ノ絶エザル政治的及ビ經濟的進展ト同一歩調ヲ以テ常

ニ變革セラレツ、アル一ノ有機的統治組織ナノデアル。サレバソレハ時ト處トヲ超克シテ普遍妥當ナル適應性ヲ有スルモノデハナクシテ反對ニ一定ノ時處ニ於テノミ妥當の適應性ヲ有スルモノニ過ギナイノデアル。實ニ一定ノ統治組織ハ一定ノ民族ノ政治意識ノ自然發生的ナル表現デナケレバナライ。カクテ英本國ノ統治組織ハ英本國ニ固有ナル傳統的ノ慣習法ヲ基礎トシテ成立シテキルガ故ニ他國ガ之ヲ其ノ儘模倣スルコトハ事實上至ク不可能ナノデアル。サレバ他國ニ於ケルガ如ク政府ガ議會ニ對シテ優越的地位ニ在ル所ノ統治組織ハ英本國ノ内閣ノ組織トハ本質的ニ異ルモノガアルノデアル。カルガ故ニ英本國ノ意味ニ於ケル責任政治ガ印度ノ地方議會ニ於テ果シテ支障ナク模倣セラルベキヤ否ヤノ問題ニ就イテハ充分ノ研究ヲ要スルノデアツテ印度民衆ノ傳統的政治意識ヨリ見ルトキハ吾々ハ寧ロ印度ノ地方政府ノ組織ハ政府ヲシテ議會ニ對シテ優越的地位ニ立タシムルノ組織ガ適切デハナイカト考ヘテキルノデアル。ソレハ兎モ角印度中央政府ニ於テ責任政治ヲ施行スルニハ上述ノ如キ印度ノ社會ノ傳統的特殊性ヲ充分ニ考慮セネバナライノデアル。

印度中央政府と中央議會との關係及び中央政府と地方政府との關係に對する委員會の提案

印度中央政府ニ對スル中央議會ノ民選議員ノ權限ハ時ニ伸縮シテ常ニ一樣デハナイガ兎ニ角中央議會ハ中央政府ヨリ提出スル所ノ一切ノ法律案ヲ修正スルノ權利ヲ有シテキルノデアツテ一ノ法律案ガ法律タルノ效力ヲ生ゼンガタメニハソレガ中央議會ノ大多數ノ議員ニ依リテ適當ナルモノト認定セラレカクテ其ノ協賛ヲ經ルコトヲ必要トスルノデアル。而シテ現在印度ニ於テハ中央政府ハ下院ノ少數派ノ支持ヲ受ケテキルニ過ギナイノデアルガ若シ將來吾々ノ

提唱スル所ノ聯邦會議ガ創設セラル、場合ニ於テハ聯邦會議ニ於テ政府ヲ支持スル議員數ハ更ニ減少スルデアラウ。サレバ其ノ場合ニ於テ若シモ印度總督ガ自己ノ自由裁量ニ依ツテ聯邦會議ノ否決シタ所ノ法律案ヲ回復スルノ權利ヲ行使セザル限り政府ヨリ提出スル所ノ法律案ハ聯邦會議ヲ通過スルコトハ殆ンド不可能ナルデアラウ。

去リ乍ラ過去十年間ノ實績ニ徴スレバ中央政府ヨリ提出シタ所ノ重要ナル法律案ノ大多數ハ凡テ中央議會ノ協賛ヲ經テ現在法律タルノ效力ヲ有シテキルノデアツテ總督ガ自由裁量ニ依ツテ中央議會ノ否決シタ所ノ法律案ヲ復活セシメタ實例ハ極メテ少イノデアアル。サレバ政府ハ過去十箇年ノ間ニ於テ其ノ法律案ヲ提出スルニ當ツテハ中央議會ノ意思ヲ充分ニ尊重シ之ニ違背セザル様ニ努力シタモノト言ハネバナライノデアアル。元來英國ノ議會政治ノ傳統ハ政府ト議會トガ全ク對立的地位ニ在ルコトヲ以テ其ノ特質トシテキルノデアアルガ之ニ反シテ印度ニ於テハ中央政府ノ分野ニ於テモ將又地方行政ノ分野ニ於テモ政府ト議會トハ極メテ緊密ナル關係ニ依ツテ結合セラレテキルノデアアル。サレバ英國ノ議會政治ニ於テハ議員中ヨリ各種ノ委員ヲ選出シテ特ニ政府ト接衝セシムルコトニ依ツテ政府ト議會トノ意思ノ疏通ヲ計ツテキル次第デアアル。

印度總督ノ知事に對する監督權の問題は姑ク措キ委員會は印度中央政府の地方政府に對する監督權に就いて説明したる後其の監督權の範圍は次の諸事項は限定せらるべきことを主張してゐるのである。

- (二)(一) 一切ノ中央事項ノ施行ニ關スル事項
印度全民衆ノ經濟上ノ利益ニ直接ノ關係ヲ有スルモノニシテ且印度總督ノ承認ヲ得タル事項

- (三)(四)(五)(六)(七)(八)
中央政府ヨリ地方政府ニ公布スベキ一切ノ通牒ニ關スル事項
中央政府ニ於ケル公債ノ發行ニ關スル事項
地方政府ニ於テ中央事項ヲ擔任スベキ官吏ノ任免ニ關スル事項
英本國ノ經濟上ノ特殊權益ノ擁護ニ關スル事項
印度ト英本國トノ關係ニ於テ生ズル一切ノ事項
印度ノ國際法上及ビ條約上ノ義務ノ履行ニ關スル一切ノ事項

而して印度事務大臣は印度政府に對して一般的監督權を有するが故に前記八項の事項に關しては印度總督を通じて地方政府に訓令を發布するの權限を有すべきことは當然である。

かくて委員會は全印度聯邦を實現せんがためには先づ農業、教育、衛生其他一切の行政に關して中央政府と地方政府及び地方政府相互の間に於いて最大限度の協力がなされねばならぬことを主張してゐるのであつて其の著しい一例として最近創設せられた所の農業制度調査委員會に就いて説明してゐるのである。委員會は更に教育制度調査委員會の報告書に基き地方政府の教育行政を指導及び助成せんがために中央教育會が創設せらるべきことを主張してゐるのである。委員會は更に政府の費用を以て公衆衛生に關する諸施設の改善、醫師及び看護婦の素質の改善のために權威ある設備を創立せば幼児及び妊婦の間に於ける現在の驚くべき死亡率は大いに低下せらるゝであらうことを強調してゐるのである。

印度に於ける衰頹せる政府の権力の回復に關する委員會の提案

委員會は印度に於ける中央政府及び地方政府は今や自己の確固たる施政方針を定立し之を印度民衆の心裡に充分に徹底せしめんがために更に又凡ての機會に於いて政府の施政方針に對して誹謗と攻撃との鋒先を向けてゐる所の煽動家に依つて民衆の腦裏に深く慘透せしめられた所の政府に對する誤解と怨望とを根本的に拭ひ去らんがために最大限度の努力と最善の方法とを盡さざる限り民心は政府より離反し其の権力は全く失墜するであらうことを強調してゐるのである。政府の行政行為は如何なる場合に於いても違法又は不當であつてはならないのであつて更に又政府は其の行政行為に對する如何に惡辣なる中傷に對しても常に何等の反駁と辯明とを與へ得るものではないと言ふ觀念を民衆の心裡に植付けてはならないのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度政府は其の施政の初期ニ於いてハ常ニ中央議會ノ民選議員ノ意見ヲ充分ニ參酌シ之ヲ基礎トシテ自己ノ最善ト思惟スル所ノ法律案ヲ議會ニ提出シタノデアツテ而モ其ノ初年ニ於いてハ中央議會ノ議決事項ハ重ニ新ナル法律案ノ協賛デアツテ政府ノ既往ノ行政行為ニ對スル質問ハ殆ンド不可能デアツタ故ニ政府ノ施政方針ニ對スル攻撃ハ之ヲ重要視スルノ必要ガ無カツタノデアル。

去リ乍ラ今ヤ施政當初トハ事情ガ全ク一轉シタノデアツテ現在ニ於ケル中央議會ノ主要ナル任務ハ新ナル法律案ヲ協賛スルコトデハナクシテ政府ノナセル既往ノ行政行為ニ對シテ質問スルコトナノデアル。サレバ政府ハ議會ニ於いて其ノ質問ニ對シテ充分ナル説明ヲ與ヘナケレバナライノデアルガ其ノ説明ヲ周知セシムルタメノ設備ガ幼稚ナル

タメ議會ニ於ケル政府ノ施政方針ハ常ニ民衆ニ依ツテ正當ニ理解サレ得ナイ狀態ニアルノデアル。更ニ又英本國ノ議會制度ニ於いてハ野黨ノ議員ガ政府及ビ與黨ノ特定ノ施政方針ニ對シテ質問又ハ質疑ノ矢ヲ放ツト言フ機構デアルガ印度ニ於いてハ政府ニ對スル議會ノ質問又ハ質疑ノ矢ハ政府ノ特定ノ施政方針ニ對シテ放タレルノデハナクシテ寧ろ議會政治ノ運行セラル、限り絶對ニ必要トスル所ノ一切ノ新ナル法律案ヲ否決スルト言フ機構ナノデアル。サレバ吾々ガ印度ノ議會制度ニ於いてハ最も懸念スル所ハ蓋シ一切ノ法律案ガ否決サレタコトニ依ツテ政府ノ受クル所ノ權力ノ失墜デハナクシテ寧ろ之ニ依ツテ印度ノ行政ノ運行ガ全ク不可能ニナルト言フ事實ナノデアル。サレバ印度ノ統治組織ヲ常態的ニ進展セシメンガタメニハ必ズコノ議會制度ノ缺陷ヲ矯正セネバナライノデアル。惟フニ現行ノ制度ノ採用セラル、限り政府ノ提出シタ所ノ法律案ガ議會ニ於いて總括的ニ否決セラレタル場合ニ於いてハ政府ノ施政方針ニ對スル凡ル誹謗ト攻撃トノ風ガ民衆ノ間ニ捲キ起ルノデアルガ政府ハ之ニ對シテ實際上海等ノ辯明ヲモ爲シ得ナイノデアル。カクテ政府ハ益々民心ヲ喪ヒ其ノ權力ハ地ニ墜ツルニ至ルベキハ必然デアル。

政府の施政方針を民衆に普及せしむるの方法に關する委員會の提案

吾々ハ印度中央政府ノ施政方針ヲ印度民衆ノ間ニ正確ニ普及セシムルコトハ現下ノ最も重要ナル任務ナリト信ズルガ故ニ其ノ普及ノ方法ニ就いてハ充分ニ研究セネバナライト考ヘテキルノデアル。惟フニ政府ノ施政方針ガ民衆ニ依ツテ誤解サレルコトハ一國ノ政治ノ基礎ヲ危殆ナラシムルモノデアルガ故ニ其ノ施政方針ニ對シテ民衆ノ充分ナル諒解ト支持トヲ得ルコトノ必要ナルハ何モ特ニ印度ニ限ツタコトデハナイノデアル。印度政府ノ施政方針ヲ民衆ニ徹

底セシムルタメニ現在如何ナル方法ヲ採用サレテキルカヲ論述スルコトハ吾々委員會ノ任務ノ範圍内ニ屬セザルガ故ニ茲ニハ之ヲ省略スルコト、シテ唯吾々ハ從來ノ方法ガ改革セラレザル限り印度政府ノ施政方針ハ民衆ノ支持ヲ得ル能ハザルガ故ニ印度政府ノ基礎ハ脆弱トナリ、カクテ印度ニ於ケル責任政治ノ實現ハ期待シ得ラレザルモノトナルデアラウコトヲ斷言スルニ止メテ置クノデアル。

委員會は印度政府の施政方針を民衆に徹底せしめんがためには新聞、雜誌及び映画の普及が現在に於ける最善の方法であると主張してゐるが之に就いては今後尙充分研究の餘地あることを示唆してゐるのである。

「バアナム」郷は特にこの問題に就いて論述し印度政府の施政方針に對して從來民衆が如何に執拗にして且唾棄すべき誹謗と攻撃との矢を放つたか而も政府は之を如何に默認して來たかに就いて詳細に説明して更に次の如く主張してゐるのである。

(一) 今や印度政府及び其ノ所屬行政官廳ハ其ノ施政方針ヲ民衆ニ徹底セシメンガタメニ特殊ノ通信部ヲ設ケ、優秀ナル通信員ノ主幹ノ下ニ政府ノ施政方針ヲ最も効果的ニ民衆ノ間ニ理解セシメンガタメニ努力セネバナラナイノデアル。

(二) 今や教育行政、農林行政其ノ他印度政府ノ凡テノ行政部門ニ於ケル目醒マシイ活躍ノ實狀ヲ民衆ニ諒知セシメンガタメニ之ヲ映画ニ依ツテ全印度ニ普及セシメネバナラナイ。

(三) 更ニ又農村ニ於ケル凡テノ集會場ニハ擴聲器ヲ備付シ之ニ依ツテ政府ノ施政方針ノ普及ヲ計ラネバナラナイ。

(四) 更ニ又英領印度ノ行政ニ從事スル所ノ一切ノ文武官ヲシテ其ノ職務ヲ正當ニ履行セシメンガタメ、彼等ノ地位及び名譽ヲ保護センガタメ及び印度政府ノ行政ニ對シテ放漫ナル誹謗ト中傷トヲナス所ノ煽動家ヲ取締ランガタメニ特別ノ規定ガ設ケラレネバナラナイノデアル。

第五編

印度に於ける國境警備及び内的秩序維持の問題に關する委員會の提案

委員會は本編に於いて印度に於ける國境警備及び内的秩序維持の問題に關して意見を展開してゐるのである。印度の西北國境地方は常に外敵よりの劫掠の危険に曝されてゐるのであつて之は大英帝國の他の自治領に於いては全く類例の無い現象なのである。委員會は前後二回に亘つて印度の内地の實狀を調査したる結果印度に於ける國境警備の軍隊の中には將來相當の長期間に亘つて英國の指揮官と英國の兵卒とを参加せしむべき必要があることを主張してゐるのである。

委員會が印度軍隊の編制に關して其の指揮官を英國人たらしむるのみならず兵卒の中にも多數の英國人を加ふことの必要を主張するの理由は蓋し印度の現狀に於いては印度人の指揮官を以て英國人のそれに代ふことは絶対に不可能であると言ふにあるのである。而して其の不可能なる理由は蓋し印度の國境警備問題は單に印度のみに關する問題に非ずして其れは實に大英帝國全體に關する國際上の問題であるのみならず更に印度軍隊は印度の國境警備に對する唯一の保障であるが故に之に對して英本國議會兩院は充分なる監督權を保有せねばならないからである。但し印度

軍隊の中に如何なる比率を以て英國人の將校及び兵卒を加ふべきかの實際問題に就いては別に考察せねばならないのである。かくて委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度軍隊の中ニ相當ノ比率ヲ以テ英國人ノ將校及び兵卒ヲ加ヘネバナラヌ必要ニ就イテハ既ニ一九一七年八月二十日ノ「モンタアギユ」宣言ノ趣旨ニ於イテモ明瞭ニ主張サレテキルノデアツテ之ニ就イテハ英本國ノ國民モ議會兩院モ共ニ當然ナコト、シテ特ニ問題トシテハキナイノデアアル。去リ乍ラ印度軍隊ノ中ニ英國軍人ヲ参加セシムルコトハ必然ニ亦地方議會ノ兩院ニ對シテ法律上及び政治上ノ責任ヲ負擔スル所ノ地方政府ノ開員ヲシテ理論上印度軍隊ニ對スル監督權ヲ保有セシメバナラヌコト、ナルノデアアル。之ニ就テハ印度ノ指導的政治家ノ間ニ於イテ猛烈ナル反對ガ主張サレテキルノデアアル。去リ乍ラ惟フニ地方政府ノ開員ヨリ印度軍隊ニ對スル監督權ヲ剝奪スルコトハ印度軍隊ガ事實上印度軍人ノミニ依ツテ構成セラル、ニ至ツタ場合ニ於イテ始メテ可能ナコトナノデアアルが現在ニ於イテハ今後相當ノ長期間印度軍隊ノ中ニ英國軍人ノ参加ヲ必要トスルガ故ニ未ダ印度軍隊ノ監督權ヲ地方政府ノ開員ニ保有セシムルノ必要ハ充分ニ存在シテキルノデアアル。

印度ニ於ケル指導的政治家ハ印度軍隊ニ對スル地方政府ノ開員ノ監督權ヲ今後依然存続セシムベシトスル所ノ吾々ノ主張ニ對シテ極力反對シテキルノデアアルが實際上ニ於イテモ現在勅任ノ待遇ヲ受ケテキル印度軍人ノ中最高ノ地位ヲ占メテキル者ト雖大佐デアツテ而モ其ノ人數ハ僅カニ二十九名ニ過ギナイノミナラス其ノ中二十五名ハ聯隊附ナノデアアル。而モ彼等ノ大部分ハ老齡ニシテ武官任用試験ヲ通過シテキナイガ故ニ最早昇進ノ望ハ極メテ少イノデアアル。

更ニ又印度人ノ青年將校ハ未ダ若年ニシテ且經驗乏シキガ故ニ彼等ヲ短日月ノ中ニ指揮官タラシムルコトハ實際上不可能ナノデアアル。カルガ故ニ印度軍隊ノ編制ニハ今後相當ノ長期間依然英國軍人ノ参加ヲ必要トスルノデアツテ之ニ對スル地方政府ノ開員ノ監督權モ亦存続セラレバナラナイノデアアル。

委員會は更に印度の内的秩序維持の問題は最近に於いては重に宗教團體の間に於ける軋轢の豫防及び鎮壓の問題となつて現はれてゐるのであるが、之に對しては凡ての宗教團體に對して衡平且不偏不黨の態度を保持し得る所の英國軍隊の存在が絶対に必要な所以を強調してゐるのである。而して委員會は印度の靜謐が紊亂せられたる凡ての場合に於いて英國軍隊の出動を命令することは極めて不當であるが少なくとも藩王國に内亂が起つた場合に於いては英本國は保護國として之を鎮壓せんがために地方政府の開員をして英國軍隊の出動を命令する權限を保有せしめねばならぬことを主張してゐるのである。

印度軍隊の軍需費に關する委員會の提案

印度軍隊の軍需費は之を印度民衆の負擔たらしめ中央政府の毎年度の歳出豫算中に計上せらるべきものである。而して現在軍需費の總額は毎年五億五千萬「ルピー」であつて之を英貨に換算すれば四千萬磅に該當してゐるのである。而して英領印度に於ける關稅上の總歲入は大略五億「ルピー」なるが故に關稅上の總歲入は一切軍需費に充當されてゐると言ふ計算になるのである。茲に於いてかゝる多額の軍需費を毎年度支出することが印度の窮迫せる現在の財政狀態から見ても適當なりや否や而して又印度に於ける内的秩序の維持及び國境警備の點より見て果して之だけの多

額な軍備費を必要とするか否かの問題が生ずるの外更に又印度軍隊は如何なる目的と任務とに依つて存在するの必要ありや否やの問題を生ずるのである。而して委員會は之に答へて印度軍隊の任務は第一に外敵の侵略に對して國境を警備することであり第二に印度の内の秩序を維持することであると説明してゐるのである。されば印度軍隊の實力は國境警備と内の秩序維持との二つの任務を完全に履行し得れば足りるのであつて從つて其の編制も亦この任務に依つて決定せられねばならないのである。委員會は國境警備と内の秩序維持との二目的を完全に充足せんがためには印度軍隊をして如何なる大きさと編制とを有せしめねばならぬかに就いて詳細に研究したる後次の如く説明してゐるのである。

英本國ト印度半島トハ政治上及び經濟上極メテ緊密ナル關係ニ在ルガ故ニ印度半島ニ於ケル國境警備ノ問題ハ現在ニ於イテモ將又吾々ノ豫見シ得ル限りニ於ケル將來ニ於イテモ單ニ一印度半島ノ内の問題トシテ簡單ニ取扱ハルベキ性質ノ問題デハナイノデアル。從ツテ印度ニ於ケル國境警備ヲ任務トスル所ノ印度軍隊ニ對スル軍政上及び軍令上ノ一切ノ權限ハ之ヲ英本國政府ガ保有スベキコトハ極メテ當然ナノデアル。カルガ故ニ印度ニ於ケル國境警備ノ任務ガ英國ノ將校及び兵卒ノ參與ナクシテ純粹ニ印度人ノミニ依ツテ編制セラレタル印度軍隊ニ依ツテ完全ニ遂行セラレ、ニ至ル迄ハ英領印度ニ於ケル責任政治ノ漸進的發展ノ過程ハ必然的ニ一時停止セラレネバナラヌト言フ結論ガ生ズルノデアル。而シテ若シモコノ推論ガ正當ナリト假定セバ印度ニ於ケル政治的進展ハ大ナル障礙ニ衝突シタモノト言ハネバナラナイノデアル。去リ乍ラ吾々ハコノ推論ヲ一應正當ナリト認ムルガ故ニ第二ノ方法ヲ考案セネバナラナイノ

デアル。即チ吾々ハ一面ニ於イテハ印度ニ於ケル國境警備ノ任務ヲ完全ニ遂行シ得ルト同時ニ又他面ニ於イテハ英領印度ニ於ケル責任政治ノ漸進的發展ノ歩調ヲ圓滑ニ進行セシメ得ルガ如キ方法ヲ考案セネバナラナイノデアル。ダガ併シ吾々ハ今カゝル困難ナル問題ニ就イテ明確ナル見解ヲ展開スルコトハ全ク不可能ナノデアルカラ茲ニハ唯本問題解決ノ端緒ヲ述ブルニ止メテ置ク次第デアル。而シテ其ノ端緒トハ即チ吾々ノ豫見シ得ル限りノ將來ニ於ケル印度半島ノ國境警備ノ問題ハ單ニ印度中央政府ト中央議會トノ交渉ニ依ツテ解決セラルベキ對内的問題デハ決シテナイノデアツテ其レハ實ニ大英帝國全般ニ關係ヲ有スル所ノ純國際上ノ問題デアルガ故ニ大英帝國ノ國際上ノ問題ノ重要ナル一部分トシテ考察セラレネバナラナイト言フコトデアル。

印度に於ける軍政問題解決の基礎的條件に關する委員會の提案

吾々ハ前述ノ如ク印度軍隊ノ編制及び統帥ニ關スル問題ハ單ニ印度ノ對内的問題トシテ考察セラルベキモノデハナクシテ其レハ實ニ大英帝國全體ニ關スル所ノ國際上ノ問題トシテ考察セラルベキコトヲ提唱シタノデアルガ印度ノ軍政問題ハコノ見地ニ立ツ場合ニ於イテ始メテ大英帝國全體ノ利益ヲ基礎トシテ英本國ト印度トノ間ニ終局的ニ解決セラレ得ルノデアル。而シテ印度ノ軍政問題ニ關シテ英本國ト印度トノ間ニ解決セラルベキ法律上及び事實上ノ問題ハ極メテ多イノデアアルガ吾々ハ茲ニハ唯其ノ一端ヲ陳ブルニ止メテ置ク次第デアル。惟フニ上述ノ如キ見地ニ立ツ場合ニ於イテハ印度軍隊ニ關スル一切ノ軍政權及び軍令權ハ印度政府ノ專屬的權限デハナイノデアツテ其レハ實ニ法律上英本國政府ニ專屬シ英本國政府ハ印度總督及び印度駐劄軍司令官ヲ通ジテ之ヲ行使スベキモノデアル。而シテ印度軍

隊ニ對スル軍政權及び軍令權が英本國政府ノ專屬的權限デアルト言フ法理ハ必然ニ又印度軍隊ノ軍需費ノ賦課權、軍人ノ徵集權、其ノ他一切ノ類似ノ權限が英本國政府ニ屬スベキコトヲ意味スルノ外更ニ軍需費ニ對スル歳入豫算ノ編成權及び各州ニ對スル課稅率ノ裁定權モ英本國政府ニ屬スベキコトヲ意味シテキルノデアル。去リ乍ラ印度中央政府ガ其ノ臨時軍需費ニ充當センガタメニ地方政府ニ對シテ分擔金ヲ賦課スルニハ中央議會ノ協賛ヲ要セザルガ故ニ英本國政府ガ課稅權ヲ有スルハ單ニ經常軍需費ニ限ルモノナルコト勿論デアル。更ニ同ジク臨時軍需費ノ中ニ於イテモ例ヘバ國境地方ニ於ケル土族ノ蜂起、又ハ外敵ノ侵略ヲ豫防鎮壓スルタメノ費用等ノ如ク國境警備ノ性質上當然其ノ必要ヲ豫定シ得ルガ如キ性質ノ軍需費ト外國軍隊ノ組織的敵對行為ヲ防禦センガタメニ全ク偶發的ニ必要トセラルベキ軍需費トノ間ニハ課稅ノ範圍ヲ異ニスベキハ條理上當然デアル。即チ前者ノ如キ場合ニ於イテハ其ノ必要ヲ豫定シ得ルノ外涉外的性質後者ヨリ薄キガ故ニ其ノ軍需費ハ之ヲ印度政府ノ歳入中ヨリ支出スルヲ條理上妥當トスルニ反シテ後者ノ如キ場合ニ於イテハ純然タル大英帝國ノ國際上ノ問題ナルガ故ニ其ノ軍需費ハ之ヲ印度政府ト英本國政府トノ間ニ分擔セシムルヲ妥當ナリト考ヘテキルノデアル。カクテ印度軍隊ノ軍需費ニ關シテ上述ノ如キ協定ガ與ヘラレタル曉ニ於イテハ印度ニ於ケル軍政問題ハ既ニ終局的ニ解決セラレタルモノト言フベク從ツテ又印度ニ於ケル責任政治ノ實現ノ過程ハ常態的ニ進展スルデアラウ。

かくて委員會は印度軍隊に對する一切の軍政權及び軍令權は英本國政府に專屬すべきものなることを主張してゐるのであつて即ち印度總督は英本國政府の法律上の代表者として之を行使してゐるのである。而して印度軍隊の編制及

び統帥に關する日常の一切の事務は之を印度駐劄軍司令官が管轄すべきこと從來と同様である。去リ乍ラ印度駐劄軍司令官に就いて委員會は其れが今後印度中央議會兩院の中の何れの一院の議員たるべきでもなく尙又假令總督會議の一議員たる場合に於いても特定の行政部門を管轄すべきものでないことを主張してゐるのである。更に委員會は印度中央議會は從來と同様に印度軍隊の軍需費に就いては協賛權を有すべきではなく軍需費は印度總督の自由裁量に依つて賦課せらるべきものなることを主張してゐるのである。かくて委員會は最後に印度中央議會及び藩王國より相當数の委員を選出して印度軍政調査委員會を創設し印度軍隊の將來の編制に關して調査し研究すべきことを強調してゐるのである。

印度軍隊を純粹に印度人のみに依つて構成すべきや否やの問題に關する委員會の提案

委員會は印度に於いて完全なる自治政治が實現せられたる曉に於いては印度軍隊は純粹に印度人のみに依つて構成せられ従つて又之に對する軍政上及び軍令上の一切の權限は當然印度政府が之を保有すべきこと勿論なるも印度に於ける政治的進展の現下の客觀的情勢に於いては印度軍隊の中には尙相當数の英國軍人の参加を必要とし従つて又印度軍隊に對する軍政上及び軍令上の一切の權限は英本國政府が之を保有すべきことを主張してゐるのである。委員會は印度に於いて完全なる自治政治が實現せられたる曉に於いては印度軍隊に對する監督權は印度政府之を保有すべきこと勿論なるも彼等のかゝる主張は印度の政治的進展の現段階に於いては寧ろ印度の自治政治の常規的進展を助成するものなることを強調してゐるのである。

委員會は第二卷第六編に於いて「バルム」州を行政上固有の意味に於ける印度より分離すべきことを主張してゐるの

であるが、この主張は印度の東北國境地方の警備問題と緊密なる關係を有してゐるのである。即ち委員會の意見に依れば「アッサム」州及び「バルマ」州に於ける國境警備のために新なる施設をなすの必要ある場合に於いては其の施設は當然印度及び「バルマ」州を共に防禦し得るが如く造られねばならぬ必要を生ずるのであるがこの必要は「バルマ」州を印度より分離することに依つて東北國境地方の警備を西北國境地方の警備と同様に英本國政府の管轄權に屬せしむることに依つて極めて容易に満たされるであらう。委員會は之に就いて次の如く説明してゐるのである。

吾々ハ一面ニ於テ印度ノ政治的發展ノ現段階ニ於テモ所謂印度ニ於ケル警察行政ニ關スル一切ノ權限ヲ地方政府ノ開員ニ取得セシムベキコトヲ主張シテキルノデアルガ但シ他面ニ於テハ全印度民衆ノ生活ノ安寧ト福祉トノタメニハ依然英本國政府ガ最高且終局ノ監督權ヲ保有スベキコトヲ主張スルノデアル。カルガ故ニ印度ニ於ケル地方政府ノ開員ノ取得スベキ警察權ハ英本國政府ヨリ委任セラレタルモノト言フベク、サレバ地方政府ノ開員ハ其ノ委任セラレタル權限ノ範圍内ニ於テ警察權ノ行使ニ必要ナル限り印度軍隊ノ救援ヲ求ムルノ權利ヲ有スルモノト言フベキデアル。

現在印度ノ各地方ニ於テ公ノ秩序ヲ維持シ内亂ヲ鎮壓センガタメニハ常ニ知事ガ自己ノ權利ニ依ツテ英國軍隊ノ出動ヲ要求セザルヲ得ザル狀態ニアルガ故ニ一派ノ論者ノ主張スルガ如ク英國軍隊ニ對スル軍政上及ビ軍令上ノ一切ノ權限ヲ將來地方政府ノ開員ニ讓渡セシムベシトノ意見ハ何等實際上ノ根據ヲ有スルモノデハナイノデアル。而シテ知事ハ地方ノ公ノ秩序ガ侵害セラレタル場合ニ於テ警察權ヲ用フルヨリモ寧ロ英國軍隊ノ出動ヲ要求スルコトヲ欲スルノデアルガ、英國軍隊ノ出動ヲ要求スル場合ニ於テハ軍需費ノ負擔ノ割合ニ就キ中央政府ト地方政府トノ間ニ

事實上困難ナル問題ヲ生ズルガ故ニ知事ガ軍隊ノ出動ヲ要求スルハ事實上全ク已ムヲ得ザル場合ニ限ラレテキルノデアル。

英本國政府をして印度軍隊に對する監督權を將來相當の期間保有せしむべしとの委員會の

提案の理論的根據

印度ニ將來完全ナル自治政治ガ實現セラレタル時ニ於テハ印度軍隊ニ對スル軍政上及ビ軍令上ノ一切ノ權限ハ之ヲ英本國政府ヨリ印度政府ニ讓渡スベキコトハ極メテ當然デアル。而シテ印度政府ガ印度軍隊ニ對スル一切ノ權限ヲ獲得シタル場合ニ於テハ印度ニ於ケル社會生活ノ秩序維持ノ任務ハ一ニ印度政府ガ之ヲ遂行セネバナラヌコト勿論デアル。サレバ印度ニ於テ完全ナル自治政治ガ實現セラレタル時ニ於テハ印度ノ內的秩序ガ著シク紊亂セル場合ニ於テモ印度政府ハ最早英本國政府ニ對シテ英國軍隊ノ救援ヲ要求スルノ權利ナク又英本國政府ト雖モ印度政府ノカ、ル救援ノ要求ヲ斷然拒否スルモ何等不當デハナイノデアル。カルガ故ニ印度ニ完全ナル自治政治ガ實現セラレシガタメニハ先ヅ其ノ前提トシテ印度政府ガ英國軍隊ノ救援ヲナクシテ印度ノ內的秩序ト靜謐トヲ維持シ得ルダケノ充分ナル權力ヲ取得スベキコトガ絕對ニ必要ナノデアル。惟フニ印度軍隊ニ對スル監督權ガ英本國政府又ハ印度政府ノ何レノ管轄ニ屬スベキカノ當面ノ問題ハ印度ニ於ケル自治政治ノ常態的發展ノ過程ニ對シテ致命的ナル障礙ヲ與ヘテキルノデアルガ、吾々ハコノ致命的ナル障礙ヲ根本的ニ勦滅センガタメニ印度軍隊ニ對スル法律上ノ監督權ニ就キ上述ノ如キ主張ヲ提出シタ次第デアル。而シテ一派ノ論者ハ上述ノ如キ吾々ノ提案ハ印度民衆ノ總意ヲ完膚ナキ迄ニ歸

關シタ所ノ態度デアルトシテ極力攻撃シテキルノデアルガ吾々ハ印度ニ於ケル當面ノ特殊ナル客觀的情勢ノ下ニ於
イテハ、カ、ル例外的ナル方法コソ其ノ情勢ニ最モ良ク適應シテキルモノデアルコトヲ確信シテキルノデアツテ、カ
、ル事例ハ大英帝國ノ他ノ自治領ノ場合ニ於イテモ既ニ多數存在シテキルノデアル。サレバ上述ノ如キ吾々ノ提案ガ
採用セラレザル限り印度ニ於ケル自治政治ノ常規的進展ハ期待シ得ラナイデアラウ。既ニ吾々ハ之迄モ屢々繰返シ
テ述べタルガ如ク現在印度ニ於ケル自治政治ノ常規的進展ニ對シテ障礙ヲ與ヘテキル事由ハ、コノ他ニモ未ダ多數存
在シテキルノデアルガ吾々ハ之等ノ障礙ニ對シテ從來常ニ慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ解決セント努力シテ來タノデアル
一派ノ論者ハ吾々ノカ、ル態度ヲ以テ印度ニ於ケル自治政治ノ加速度的進展ヲ故意ニ遲延セシメントノ意圖アルモノ
ト攻撃シテキルノデアルガ吾々ハカ、ル困難ナル障礙ノ本質ヲ正當ニ把握スルコトニ依ツテ其ノ根本的解決ヲ與フル
コトガ寧ロ却ツテ印度ニ於ケル自治政治ノ常規的進展ニ役立ツモノナルコトヲ信ジテ疑ハナイノデアル。カクテ英本
國政府ト印度政府トガ完全ニ提携シテ印度ニ於ケル當面ノ特殊ナル客觀的情勢ノ下ニ於イテ所與ノ具體的障礙ノ本
質ヲ正當ニ認識シ慎重ニ其ノ根本的對策ヲ考究スルコトコソ印度ニ於ケル自治政治ノ實現ノ過程ヲ促進スルモノト
言フベキデアツテ反對ニ若シカ、ル障礙ニ對シテ便宜の編織的解決ヲ與ヘント欲スルナラバ印度ニ於ケル自治政治ノ實
現ハ全ク空想トナリ果テテ悲劇ヲ免レ得ナイノデアラウ。

かくて委員會は最後に印度に於ける自治政治の終局的形態は英領印度と藩王國とを統一したる意味に於ける全印度
聯邦の實現にあるべきことを強調しつつ次の如く説明してゐるのである。

現在藩王國ノ住民ハ英領印度ノ住民ト同様ニ全印度ノ統一ヲ極力熱望シテキルノデアツテ彼等ハ英本國政府ノ保護
ノ下ニ全印度ハ英本國ト共存共榮ノ道ヲ辿ラネバナラヌコトヲ確信シテキルノデアル。カルガ故ニ吾々ガ全印度聯邦
ノ終局的實現ノ一階梯トシテ印度ニ於ケル當面ノ特殊的情勢ノ下ニ於イテ印度軍隊ニ對スル軍政上及ビ軍令上ノ一切
ノ權限ヲ英本國政府ニ保有セシムベシト主張スルコトガ果シテ不當ナリト言ヘヤウカ。蓋シカ、ル方法ヲ採用スルコ
トニ依ツテノミ一切ノ藩王國ハ英領印度ノ凡テノ州ト全ク均等ナル機會ニ於イテ將來長ク大英帝國ト共存共榮ノ途ヲ
辿ルベキ所ノ全印度聯邦ヲ構成スベキ單位トシテ政治的ニ圓滑ナル進展ノ過程ヲ歩ムコトガ出來ルデアラウ。惟フニ
全印度聯邦ノ實現ノ終局的目的ハ唯ソレニ至ル迄ノ必要ニシテ且充分ナル一切ノ過程ヲ極メテ常規的ニ經過スルコト
ニ依ツテ始メテ到達セラル、モノト言フベキデアアルガ故ニ之ニ對スル便宜の乃至ハ編織的ナル一切ノ方法ハ斷然排撃
セラレネバナラナイノデアル。カルガ故ニ吾々ハ印度ノ政治的發展ノ現段階ニ於イテハ全印度聯邦實現ノ終局的目標
ト言フ全體的情勢ヨリシテ當面ノ特殊的情勢ヲ客觀的ニ認識スルコトニ依ツテ當該問題ニ對スル根本的解決ヲ與フ
ベキデアツテ便宜の、編織的ナル方法ハ極力之ヲ排斥セバナラナイノデアル。カクテ全印度聯邦實現ノ一切ノ構成
要素ガ充足セラレタル曉ニ於イテハ全印度聯邦ノ實現ハ吾々ガソレヲ欲スルト否トニ拘ラズ必然ニ到來セザラ得ナ
イデアラウ。

第六編

「バルマ」州と印度との統治法上の關係に對する委員會の提案

附 録

委員會は本編に於いて「バルマ」州と印度との統治上の關係は將來如何に進展せらるべきかの問題に就き一應の見通しをつけた後畢竟「バルマ」州は行政上即時に印度より分離せらるべきことを主張してゐるのである。而して委員會のかゝる主張は蓋し二つの理由に基づくものであつて其の第一の理由は現在「バルマ」州の輿論は壓倒的に「バルマ」州の分離を熱望してゐると言ふことであり其の第二の理由は英領印度に責任政治を漸進的に實現せしめんとする限り印度中央議會に於いて「バルマ」州より選出せられたる議員をして其の正當なる特殊の利益を代表せしむることは絶對的に不可能であると言ふことである。委員會は更に「バルマ」州より選出せられたる議員は其の特殊の利益を代表するが故に印度中央議會の兩院に於いて極めて不利なる地位にあるのであつて殊に下院に於ける議決事項の大多數は全く「バルマ」州の特殊の利益に直接の關係を有せざるものであることを指摘してゐるのである。然のみならず「バルマ」州の特殊の利益は實際上屢々印度中央議會に於いて多數決に依つて議決せられたる印度の一般的政策と衝突するに至るのである。其の顯著なる例證として例へば印度の關稅政策に於いては一般に印度の鐵鐵工業を保護するの目的を以て外國より輸入する所の鐵鐵に對しては原則として之に保護關稅を賦課することを定めてゐるのであるが之に反して「バルマ」州に於いては其の主要産業たる石油工業を發達せしめんがために外國より安價なる鐵鐵を輸入することを絶對に必要としてゐるのである。かくて印度と「バルマ」州とは經濟政策に於いて根本的な衝突を招致せざるを得ないのであつてこの衝突は今後益々擴大せらるゝに至るであらう。然のみならず「ボンベイ」市や「カルカッタ」市の如き印度に於ける重要な工業地域は印度中央議會に於いて其の特殊の利益を充分に主張し得るに拘らず「バルマ」州の特殊

的權益は全く顧みられ得ないのである。かくて委員會は之に就いて次の如く説明してゐるのである。

「バルマ」州ノ原住民族ハ其ノ傳統的ナル民族意識ヨリシテモ既ニ「バルマ」州ヲ印度ヨリ分離センコトヲ熱望シテキタノデアルガ今更ニ印度中央議會ニ於テ「バルマ」州ノ特殊の權益ガ全ク擁護セラレ得ナイコトヲ知ルコト及ンデ彼等ノカ、ル熱望ハ益々昂揚シタノデアツタ。惟ゾニ印度政府ガ依然專制政治ノ陋制ヲ固守シ唯英本國政府ニ對シテノミ統治上ノ責任ヲ負擔スルモノトセバ單ニ行政上ノ便宜ト言フ理由ダケデモ以テ「バルマ」州ヲ印度ニ包括セシムルニ充分ナル言譯トナルデアラウ。去リ乍ラ英本國政府ガ一度ビ英領印度ニ自治政治ヲ漸進的ニ實現セシムベキコトヲ誓ヒタル以上傳統的ニモ將又經濟的ニモ全ク印度ト相反スル所ノ「バルマ」州ノ民族ガ斷然印度ヨリ分離センコトヲ欲スルハ極メテ當然ナ要求ト言ヒ得ルデアラウ。カルガ故ニ吾々ハ現在極メテ重大ナル反對ノ理由ガ偶發セザル限り「バルマ」州ヲ即時ニ印度政府ヨリ分離セシムベキコトヲ斷乎トシテ主張スル次第アル。

バルマ州の分離問題に對する二つの主要なる反對理由

委員會は「バルマ」州を印度より即時に分離せしむべしとの主張に對して二つの重大なる反對論が存在することを説明してゐるのであるが其の第一は東北國境地方の警備問題を理由とするものであり其の第二は財政上及び經濟上の理由に依るものである。而して第一の反對論は蓋し西北國境地方の警備は直接當面の最も重要な問題ではあるが同じく東北國境地方の警備も亦將來極めて重要にして困難なる問題となるであらうと主張してゐるのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

吾々委員會ガ「バルマ」州ヲ即時ニ印度ヨリ分離セシムベキコトヲ執拗ニ主張スルハ「バルマ」州及ビ印度ハ國境警備上極メテ緊密ナル關係ヲ有スルコト及ビ殊ニ東北國境地方ノ警備問題ハ「バルマ」州ト「アッサム」州トヲ包括的ニ考察シテコソ始メテ解決セラレ得ルモノナルコトヲ充分ニ理解シタ上ニ爲サレタルコト勿論デアル。去リ乍ラ之ヲ單ニ「バルマ」州ノ一方的立場ヨリ見ルニ於テハ所謂印度ノ西北國境地方ノ警備問題ハ「バルマ」州ニ對シテ何等直接ニシテ且緊密ナル關係ヲ有セザルコトハ宛モ其「セイロン」島ニ對スルガ如キモノト言フベキデアル。之ニ反シテ東北國境地方ノ警備問題ハ「バルマ」州ニ對シテ特殊ナル關係ヲ有スルガ故ニ之ニ就テハ特別ノ見地ヨリ考察セラレネバナラナイノデアル。現在東北國境地方ニ於テハ鐵道、道路ノ見ルベキモノ全ク無ク從ツテ又交通及ビ通信ノ機關極メテ不完全ニシテ國境地帶ノ警備ノ任務ハ專ラ軍隊ニ依ツテ遂行サレキルトイフ狀態ナノデアル。

惟フニ現在「バルマ」州ニ於テ常備スル所ノ軍隊ノミヲ以テシテハ緊急ナル東北國境地方ノ警備ノ任務ヲ完全ニ遂行シ得ザルガ故ニ其ノ緊急ノ場合ニ於テハ事實上印度軍隊ノ救援ヲ求ムルコトヲ必要トスルノデアツテ法律上モ亦之ヲ爲シ得ルノデアル。去リ乍ラ印度軍隊ノ現在ノ編制ハ國境地方ニ於テ起リ得ル最モ大ナル危險ニ對シテモ充分ニ其ノ任務ヲ遂行シ得ルガ如キ大ナル組織ヲ有シテキルノデアルガ「バルマ」州ガ印度軍隊ノ救援ヲ要求スル場合ハ極メテ稀ナリト言ハネバナラス。サレバ「バルマ」州ノ一方的立場ヨリ見ルトキハ印度軍隊ノ出動ヲ要求スル蓋然性ハ極メテ少ナキニ拘ラズ之ニ反比例シテ其ノ軍需費ノ負擔額ハ餘リニ高率ナリト言ハネバナラス。カルガ故ニ「バルマ」州ノ側カ多見レバ印度ヨリ分離シタル後ニ於テ若シモ印度軍隊ノ出動ヲ要求スル場合ニ於テハ之ニ相應スル所ノ軍

需費ヲ負擔スレバ足リルモノト言ハネバナラス。從ツテ東北國境地方ノ警備問題ハ「バルマ」州ノ內的秩序維持ノ問題ニ對シテハ何等ノ關係ヲ有セザルモノ之ニ反シテ一朝其ノ國境地方ガ侵略セラレタル場合ニ於テハ「バルマ」州ノ常備軍ノミニ依リテハ之ヲ鎮壓シ得ザルガ故ニ印度軍隊ノ救援ヲ必要トスルニ立至ルノ點ニ於テハ涉外的關係ヲ生ズルモノト言ハネバナラス。サレバ東北國境地方ノ警備問題ハ單ニ「バルマ」州ノミニ依リテ解決セラルベキモノデハナクシテ「バルマ」州ト印度トガ協力スルコトニ依リテ始メテ解決セラルベキモノト言ハネバナラス。去リ乍ラ「バルマ」州ヲ即時ニ印度ヨリ分離セシムベシトノ吾々ノ主張ハ之ニ依リテ何等ソノ根據ヲ覓ハサレルモノデハナイコト勿論デアル。惟フニ印度ト「バルマ」州トハ東北國境地方ノ警備問題ニ就テハ絕對的ニ協力セザルベカラザルガ故ニ印度ト「バルマ」州トハ分離スベカラズト主張スルモノアリトセバソレハ國境警備問題ヲ餘リニ過重評價シタモノト言ハネバナマイ。吾々ハ假令「バルマ」州ヲ行政上印度ヨリ分離シタトシテモ東北國境地方ノ警備問題ノミニ就キ特ニ兩者ガ協力スルニ何等ノ支障ヲ生ズルモノデハナイト信ジテキルノデアル。カクテ「バルマ」州ガ行政上印度ヨリ完全ニ分離セラレタル曉ニ於テハ其ノ常備軍ニ對スル軍政上及ビ軍令上ノ一切ノ權限ハ國境警備ノ場合ニ於テモ將又內的秩序維持ノ場合ニ於テモ知事ガ之ヲ保有スベキコト勿論デアル。去リ乍ラ一朝國際法上ノ意味ニ於ケル戰爭ガ開始セラレタル場合ニ於テハ「バルマ」州ト雖モ大英帝國ノ他ノ自治領ト全ク同一ノ行動ヲ採ルベク從ツテ又英本國政府ノ軍政權及ビ軍令權ニ服従スベキコト勿論デアル。但シコノ場合ニ於テハ英本國政府ハ印度政府ノ承認ヲ得テ「バルマ」州ト特別ノ戰時協約ヲ締結スルノガ適當デアルト吾々ハ考ヘテキルノデアル。

かくて「バルマ」州を印度より分離せしめたる結果「バルマ」州の政府及び印度政府が如何なる財政上の影響を蒙るかの問題に就いては委員會はその財政顧問たる「レイトン」氏の主張を其の儘採用してゐるのである。即ち「レイトン」氏に依れば「バルマ」州を印度より分離することは兩政府の財政の基礎に何等の危険をも與ふるものではなく殊に「バルマ」州の政府は印度より分離することに依つて自己の豊富なる獨立の財源を得るが故に毎年度の國庫剩餘金を積立てて將來の財政の破綻に備へ得る可能性あることを説明してゐるのである。而して兩者の關係を經濟的に見るときは一面に於いて「バルマ」州は印度より労働者と石炭と「ズツク」とを移入し他面に於いて印度は「バルマ」州より米を移入してゐるのであつて兩者は經濟的に極めて緊密なる關係にあるが故に委員會は兩者の間に特殊の通商條約が締結せらるべきことが絶対に必要なりと主張してゐるのである。かるが故に委員會は「バルマ」州が印度より分離したる場合に於いては其の統治法の明文中に「バルマ」州に在住する印度人の正當なる既得權は充分に之を擁護すべき旨の規定を設くべきことを提唱してゐるのである。

かくて委員會は「バルマ」州が印度より分離したる場合に於いては最も敏速に之を全世界に公表したる後時を移さず新統治法の草案の起稿に着手すべく又其の分離前後の經過的期間内に於いて生起すべき一切の複雑にして且困難なる問題は最も手際よく解決せられねばならぬことを主張してゐるのである。而して委員會は「バルマ」州の新統治法の規定の内容に就いては茲に詳述すべき限りではないと説明し唯一言「バルマ」州の新統治法も印度統治法に於けると同様により高次なる自治政治の實現に向つての一階梯としての經過的規定たるべきであることを主張してゐるのである。

かくて委員會は「バルマ」州が印度より分離せられたる際に於いては「バルマ」州の知事は州内に於ける最高且獨立の統治權者にして印度總督は之に對して何等の監督權をも保有すべきでないことを主張したる後次の如く説明してゐるのである。

「バルマ」州ヲ印度ヨリ分離スルノ問題ニ就イテハ今後「デリイ」市ニ於イテ「デハナク」ロンドン」市ニ於イテ特別ノ會議ガ開催セラレネバナライ。而シテコノ會議ニ於イテ兩者ノ分離問題ガ可決セラレタル曉ニ於イテハ印度省ノ職制及ビ權限ニ關スル現行ノ規定ハ根本的ニ改正セラルベキコト勿論デアル。

第七編

英領印度と藩王國との關係に對する委員會の提案

委員會は本編に於いて英領印度と藩王國との將來の統治法上の關係に就いて説明してゐるのである。委員會は彼等の報告書が公表せられたる後英本國と英領印度と藩王國との各代表者に依つて「ロンドン」市に於いて圓卓會議が開催せらるべきことを主張してゐるのであるがこの主張は藩王國の領主側から熱烈なる支持を受けたことを衷心より感謝してゐるのである。かくて委員會は圓卓會議の内容に就いて一應の解説を與へてゐるのである。

委員會は全印度の統一は必づや聯邦制度の基礎の上に實現せられねばならぬことを主張し而もこの主張は既に印度の指導的政治家の間に於ける通説であると説明したる後更に全印度聯邦の實現は極めて堅實なる常態的過程を辿るべきであつて其の間に些末の便宜的乃至編縫的方法が採用せらるべきでないことを主張しつつ次の如く説明してゐるの

である。

所謂全印度聯邦ノ實現ハ英領印度ノ各州及ビ凡テノ藩王國ニ完全ナル自治政治ガ實現セラレタル場合ニ於テノミ
始メテ可能ナルガ故ニ全印度聯邦ヲ實現スルニ至ル迄ノ過程ハ極メテ堅實ナル歩武ヲ進ラネバナライノデアル。
從ツテ便宜的乃至ハ編緋的ナル方法ヲ以テ全印度聯邦實現ノ歩武ヲ故意ニ促進セントスルガ如キ態度ハ極力之ヲ排撃
セネバナライノデアル。カルガ故ニ實際上ニ於テハ印度ノ政治的進展ノ現段階ニ於テ果シテ全印度聯邦ノ實現
ニ向ツテ健全ニシテ且落實ナル歩武ガ進ラレキルカ否カ重大ナル問題トナルノデアル。

從來藩王國の間に於いて行はれたる領主會議は印度問題一般を論ずるに當つて専ら藩王國側の一方的見地より之を
取扱ひたるが故に之を以て直ちに聯邦會議の一種と看做すことの誤れること勿論なるも其れが全印度聯邦の實現に對
して一の有力なる素地乃至は端緒を與へてゐると言ふ事實は之を否定することを得ないのである。委員會は之に就い
て次の如く説明してゐるのである。

全印度聯邦ヲ實現セシメンガタメニ印度ニ起ルベキ當面ノ問題ハ全印度一般ニ關係ヲ有スル一切ノ問題ヲ英領印度
ト藩王國トノ雙方ノ意思ヲ充分ニ斟酌シツツ最モ妥當的ニ解決シ得ンガタメニ何等カノ機關ヲ創設スルコトニアルノ
デアル。而シテ其ノ機關ガ如何ニ素朴デアリ其ノ印セラルベキ第一歩ガ如何ニ貧弱デアルニセヨ其レガ唯英領印度ト
藩王國トノ雙方ノ意思ヲ充分ニ參酌スベシト言フ任務ヲ完全ニ履行シサヘスレバ既ニソノ存在ノ理由ハ充分ニアルノ
デアル。吾々ハカル機關ノ創設セラレンコトヲ熱望スルガ故ニ茲ニ三個ノ具體的提案ヲ提出シテ之ヲ促進セントス

ル次第デアル。

英領印度と藩王國との接近を促進するために委員會の提出せる三個の具體的提案

其ノ第一ノ提案ハ從來屢々述べラレタル所ノ英領印度ト藩王國トノ雙方ニ關係ヲ有スル所謂共通事項ニ關スル目錄
ヲ作成スルコトデアル。其ノ第二ノ提案ハ今後印度統治ガ改正セラル、場合ニ於テハ常ニソノ序文中ニ英領印度ト
藩王國トノ融和ハ實ニ全印度聯邦實現ノ重大ナル楔機ナルガ故ニ當局ハ兩者ノヨリ緊密ナル融和ニ向ツテ最善ノ努力
ヲ致スベキモ藩王國側ニ對シテハ何等ソノ融和ヲ強制スベキモノニ非ザル旨ノ章句ヲ挿入スベキコトデアル。而シテ
其ノ第三ノ提案ハ英領印度ト藩王國トノ共通事項ニ關シテ隔意ナキ討議ヲ行ハンガタメニ英領印度ト藩王國トノ雙方
ヨリ相當數ノ代表者ヲ選出シテ常設ノ協議機關ガ創設セラレベキコトデアル。何故ナラバカル協議機關ハ將來全印
度聯邦ガ實現セラレタル時ニ於テ創設セラレベキ立法上及ビ行政上ノ一切ノ組織ノ基礎タルベキデアルカラデアル
かくて委員會は今後改正せらるべき印度統治法の序文中には常に藩王國は自己が欲する場合に於いてのみ共通事項
に關して英領印度と協議し得る旨の明文を包含せしむべきことを強調してゐるのである。更に又改正統治法は其の明
文に於いて英領印度と藩王國との雙方に關係する所の所謂共通事項に關して兩者間の隔意なき意思の一致を得んがた
めに英本國皇帝は當然全印度統一委員會を創設し得る旨の規定を設くべきことを主張してゐるのである。但し全印度
統一委員會は第一に英領印度の各州及び凡ての藩王國の内政に關する一切の問題及び第二に大英帝國の最高統治權者
としての英本國皇帝が印度に對して保有してゐる所の一切の權限に關する問題に就いては何等の權限なきものと規定

せねばならぬことを主張してゐるのである。尙委員會は所謂共通事項の目録は改正統治法に添附せらるべきことを主張してゐるのである。

委員會は更に又全印度統一委員會は三十名の委員より成り其の中十名の委員は藩王國側より選出せらるべきことを主張してゐるのである。更に全印度統一委員會の委員長は印度總督が之を行ふべく若し己むを得ざる場合に於いては英領印度及び藩王國より各々二名宛委員長候補者を出し合計四名の候補者中より一名を互選すべきであることを主張してゐるのである。尙委員會は英領印度と藩王國とに關係を有する共通事項の目録は之を其の種類に依つて總然と區別し其の末尾に本目録に列記せられざる事項と雖印度總督は必要と認むる場合に於ては自己の自由なる認定に依つて之を共通事項として全印度統一委員會の協議に附するの權限を有すべき旨の規定を設くべきことを主張してゐるのであるが其の趣旨は即ち共通事項の範圍を擴張することに依つて英領印度と藩王國との意思の疏通を頻繁ならしめんとするにあるのである。かくて委員會は全印度統一委員會の討議の内容は或ひは共通事項に關する單なる討論たる場合もあり或ひは之に一步を進めて具體的提案たり得る場合もあるのであるが其の何れにても何等の支障なく唯同委員會の趣意は一に英領印度と藩王國との隔意なき意思の交換に依り兩者の融和を促進し以し全印度聯邦實現の重要な契機を創造せんとするにあることを説明して次の如く附言してゐるのである。

全印度統一委員會ノ趣旨トスル所ハ將來全印度聯邦ヲ實現セシメンガタメノ一階梯トシテ先ヅ英領印度ト藩王國トヲ最モ緊密ニ融和セシムルコトニアルノデアツテ吾々同委員會ノ創設ヲ提唱スルノハ實ニコノ目的ヲ到達センガタ

メニ外ナラナイノデアル。惟フニ印度ニ於ケル當面ノ問題トシテモ英領印度ト藩王國トノ雙方ノ正當ナル利益ヲ充分ニ擁護スルコトニ依ツテ兩者ノ間ニ不可分離ナル關係ヲ造リ上ゲカクシテ雙方ノ民衆ノ心理ニ融和ノ感情ヲ養成スルコトハ全印度聯邦實現ノ有力ナ契機タルガ故ニ英領印度ト藩王國トハ全印度統一委員會ノ席上ニ於イテ隔意ナキ意思ノ交換ヲ行ハネバナラナイノデアル。

第八編

印度政府の財政制度に關する委員會の提案

委員會は本編に於いて印度政府の財政制度に關する提案を展開してゐるのであるが其等の提案は凡て委員會の財政上の顧問たりし「ダブリュウ、テイ、レイトン」氏（現在は卿）の見解を其の儘採用したものである。而して委員會の提案は二つの重要な基礎的條件に立脚して成立してゐるのであるが其の第一の條件は全印度聯邦を實現せんがためには印度中央政府は先づ各種の事業を起して印度に於ける一般の社會的經濟的水準を昂揚せしめねばならないのであるが之に要する一切の經費は之を印度中央政府の歳入より捻出すべく且捻出し得ると言ふことであり其の第二の條件は全印度聯邦實現の目的を以て政府の行ふ一切の事業に要する經費に充當せんがために受益地區の住民に對して其の擔税力の範圍内に於いて附加税を賦課するも何等不當なることなく且賦課し得ると言ふことである。去り乍ら委員會は附加税を賦課する場合に於いては改正統治法の明文に次の如き規定を設けねばならぬことを主張してゐるのである

(一) 印度政府ハ附加税ヨリノ一切ノ收入ハ之ヲ舉ゲテ全印度聯邦實現ノタメノ緊急ニシテ且當面直接ノ事業ニノミ充

當スベキコト。

(二) 全印度民衆ハ全印度聯邦實現ノ目的ヲ助成センガクメニ各自ノ擔稅力ヲ標準トシテ一定ノ分擔金ヲ納付スベキコト。

(三) 印度政府ハ全印度聯邦實現ノタメニ自己ノ行フ所ノ事業ニ依リテ直接ノ利益ヲ受クル人民ニ對シテノミ附加稅ヲ賦課シ得ルコト。

委員會ハ印度政府ノ現行ノ財政制度が上述ノ諸規定ノ趣旨を實現せしめんがために極めて不適當なること及び特に財政上ノ一切ノ收入を中央政府と地方政府とに分割すべきものとする所ノ現行ノ制度ノ不當なることを指摘してゐるのであるが其ノ最も重大なる理由としては次の如き三個ノ事實を擧げてゐるのである。

(一) 印度ニ於ケル現行ノ財政制度ノ下ニ於イテハ地方政府ノ歳入ハ主トシテ地租、酒稅及ビ印紙稅ヨリ成ツテキルノデアツテ從ツテ其ノ額ハ毎年度殆ンド一定シテキルガ故ニ逐年増加スル歳出ノ不足ヲ補填スルノ財源ハ全ク存在シテキナイノデアル。之ニ反シテ中央政府ノ歳出ハ毎年度殆ンド一定シテキルニ拘ラズ其ノ歳入ハ主トシテ關稅、清涼飲料稅、所得稅及ビ鹽稅ヨリ成ツテキルガ故ニ、逐年自然的ニ増加スルタメ中央政府ニハ毎年度莫大ナル剩餘金ヲ生ズルト言フコトデアル。

(二) 印度ニ於ケル現行ノ財政制度ハ財政上ノ一切ノ收入ヲ中央政府ト地方政府トニ分割スベキモノトシテキルノデアールガ之ニ依ツテ地方政府ノ取得スル歳入額ハ各州ニ依ツテ極メテ不均衡デアル。

(三) 現行ノ印度ノ財政制度ノ下ニ於イテハ地方政府ハ事實上工業稅ヲ賦課シ得ザルガ故ニ多數ノ工業家ノ居住スル州ハ之ニ依ツテ財政上特ニ不利ナル地位ニ置カレテキルノデアル。

而して現在印度中央政府ノ歳入は逐年自然的に増加するが故に其ノ最も著しきものは關稅である——中央政府ノ毎年度の剩餘金は莫大なる金額に達するのであるが歳入豫算案ノ各款項に於いては中央政府は歳入ノ増加額を極めて内輪に見積つてゐるが故に實際上地方政府ノ取得すべき歳入は毎年度殆んど増加しないのである。従つて數字上中央政府ノ歳入豫算案を膨脹せしめざれば地方政府ノ財政ノ窮乏は斷じて救済せられざるが故に委員會は中央政府ノ歳入豫算案を膨脹せしめんがために次の如き新なる財源を創設すべきことを主張してゐるのである。

- (一) 現在印度ニ於ケル所得稅ノ稅率ハ他國ニ比シテ極メテ低率デアルガ故ニ所得稅法ヲ改正シテ稅率ヲ一般ニ昂揚セシムベキコト殊ニ所得稅ノ免稅點ヲ低下スルコト及ビ中間所得稅ノ稅率ヲ増加スルコトニ依ツテ所得稅ヨリノ歳入ノ總額ヲ増加スルコト。
- (二) 農業者ノ所得ニ對スル從來ノ免稅ノ特權ヲ今後絶對ニ廢止スルコト。
- (三) 煙草及ビ罈寸ノ如キ商品ニ對シテハ特別ノ消費稅ヲ賦課スルコト。
- (四) 終端關稅ヲ賦課スルコト。(即チ終端關稅ニ於イテ輸出又ハ輸入セラルベキ一切ノ商品ニ對シテハ之ニ一定ノ租稅ヲ賦課スベキモノトスルコト。)

地方政府ノ窮乏せる財政ノ救済に關する委員會ノ提案

委員會は現在印度に於ける地方政府の窮迫せる財政状態を根本的に救済し之をして堅實なる基礎の上に立たしめんがために三つの方法を考案したのであるが、結局その中で最も適當なものとして提案したる方法は即ち從來地方政府に豫め一定せられたる法定の比率を以て分配すべき租税上の收入にして法律上之を中央政府に於いて徴收したる一切の租税の徴收権を將來地方政府に譲渡すべしと言ふにあるのである。而して委員會はこの提案に關して極めて詳細なる説明をしてゐるのであつて之に依れば性質上地方政府に分配せらるべきも從來法律上中央政府の徴收したる一切の租税の徴收権は終局的には地方政府に譲渡せらるべきこと勿論なるも現在之を一時に地方政府に譲渡するときは中央政府の財政の基礎を危殆ならしむるが故に其の譲渡は各地方政府の財政状態と人口とを參照して漸を遂ふて行はるべきことを主張してゐるのである。即ち中央政府より地方政府にその徴收権を譲渡すべき租税は之を一定の表に收め各地方政府の財政状態と人口とを斟酌しつつ漸次之を譲渡し滿十年の後に於いてその譲渡を完結せしむべきことを主張してゐるのである。而して委員會は「ベンガル」州と「ボンベイ」州との財政状態と特殊の事情とは特に考慮せらるべきことを注意してゐるのである。かくて委員會の提案が實現せられたる場合に於いては地方政府は一九四〇年度に至る迄の間に於いて大略四億「ルピー」の増加收入を得ることになるのであるがこの中一億二千萬「ルピー」は全く中央政府より其の徴收権を譲渡せられたる租税よりの收入となる譯である。惟ふにかくの如く地方政府に獨自の財源を得しむることに依りて地方政府の財政の基礎を堅實ならしむることは全印度聯邦の實現に向つて最も有意義なる模範を與へるものと言ふべきである。而して委員會の主張せる所の印度中央議會の下院の組織は地方政府の財政を救済せんがた

めに委員會の考案したる上述の提案を極めて容易に通過せしめ得るものである。又一方地方政府と雖自己に重要な獨自の財源を得しむる所の委員會の提案に滿腔の賛意を表明すべきは當然であらう。かくて委員會は藩王國の財政制度に關しても亦一應の見解を展開したる後更に進んで英領印度と藩王國との財政上の重大なる關係を如何に調和すべきかの問題に就いても亦詳細なる解説を試みてゐるのである。

第九編

印度に於ける官吏の地位及びその任用方法に關する委員會の提案

委員會は本編に於いて印度に於ける官吏の地位及びその任用方法に就いて詳細なる説明をなしてゐるのであつて即ち印度に於いて中央事項を擔任する所の文官及び武官は從來と同様に印度事務大臣が之を任用すべきものとし且地方政府に於いて中央事項を擔任すべき官吏を任用するためには管轄事項分割規則第十二條の如き規定を新に設けて印度事務大臣は地方政府と協議の上其の人員、任官方法等を決定し得るものとなすべきことを主張してゐるのである。委員會は之に就いて次の如く説明してゐる。

印度事務大臣ハ今後モ印度ニ於イテ中央事項ヲ擔任スベキ官吏ニ對スル任用權ヲ保有スベキコトハ勿論ナルモ其ノ任命ニ當ツテハ常ニ豫メ印度中央政府及ビ地方政府ノ意向ヲ充分ニ參酌スベク且一旦任用シタル後ニ於イテモ常ニ人事行政ヲ適當ニ運行スルコトニ依ツテ各州ノ特殊の事情ノ不斷ノ變更ニ適應セシメンガタメニ最大ノ努力ヲ拂ハネバナラナイノデアル。去リ乍ラ吾々ハ現在印度ニ於イテ中央事項ヲ擔任スル所ノ官吏ノ定員ハ將來相當ノ長期間増減

セラルベキモノデハナイノミナラズ彼等官吏ノ既得權及ビ將來ノ地位ノ保障ニ就イテハ充分ノ保護ヲ與ヘネバナラヌコトヲ確信シテキルノデアル。

かくて委員會は土地改良事業及び山林事業は從來之を中央事項の中に規定したるが故に之を擔任すべき官吏の任用權は印度事務大臣が之を保有すべきことになつてゐるのであるが將來に於いてもこの規定を存続せしむるだけの實質的理由は果して存在するか否かに就いて説明したる後この問題は極めて機微に亙るが故に今度新に統治法の草案が作成せられたる場合に其の全體の精神よりして全面的に考察せられねばならぬことを主張してゐるのである。

二九二四年に公表せられたる「リイ」委員會の報告書に於いては印度の文官及び武官の全般に亙つて英國人と印度人とが如何なる比率に依つて任用せらるべきかの問題に就いて詳細なる見解が展開せられたる後更にこの比率は文官に就いては一九三九年まで存続せらるべく又武官に就いては一九四九年まで存続せらるべきことが主張されてゐるのである。去り乍ら委員會は「リイ」委員會の上述の如き提案は勿論根本的に改革せらるべきことを主張してゐるのである。顧みれば一九二四年に「リイ」委員會の報告書が公表せられて以來既に六箇年の長き歲月は経過してゐるのであるが其の間印度に於いては各宗教團體の間の軋轢は益々激化せられてゐるのであつてこの忌はしき軋轢を鎮壓せんがためには凡ての宗教團體に對して本質上常に不偏不黨の態度を以て臨み得る所の英國の官吏の存在を絕對に必要とするの狀態にあるのであつてこの意味に於いて英國官吏の必要はこの六箇年の間に増加すればとて決して減少してゐるものではないのである。

かくて委員會は「リイ」委員會の報告書が公表せられて以來既に六箇年を経過してゐるのであるが其の間に於いて社會狀態には不可豫見的なる事情の變更なきが故に假令「リイ」委員會の提案を採用するとしても現在印度に於いて中央事項を擔任する所の官吏の定員は今後減少せらるべきではないこと、彼等官吏の一切の既得權は充分に擁護せらるべきこと及び彼等官吏の俸給、恩給、一時扶助料は今後相當の割合に於いて増加せらるべきことの三事項を主張するに充分の理由があることを説明したる後次の如く附言してゐるのである。

之迄吾々が述べた所ノ統治法ノ改正ニ關スル一切ノ提案ノ趣旨ヲ最も有效ニ實現セシメンガタメニハ印度ニ於イテ中央事項ヲ擔任スル官吏ノ現在ノ定員ハ今後尙相當ノ期間絕對ニ減少セラルベキモノデハナク更ニ又彼等官吏ノ一切ノ既得權ハ充分ニ擁護セラルベキコトガ絕對ニ必要デアル。何故ナラバ印度ノ政治的發展ノ現段階ニ於イテハ印度ノ行政ハ技術ト經驗トニ卓越セル彼等官吏ノ存在スルコトニ依ツテ始メテ圓滑ニ運行セラル、ガ故デアル。カルガ故ニ吾々ハ彼等ノ地位ト權利トヲ充分ニ保護センガタメニ特別ノ規定ヲ設クベキ必要ヲ痛感シテキルノデアル。

サレバ吾々ハ今後統治法ガ改正セラル、場合ニ於イテハ中央事項ヲ擔任スル官吏ノ退職ニ當リテハ彼等ノ地位ニ相當スル所ノ恩給ヲ給與スルガ如キ規定ガ設ケラルベキコトヲ主張スルモノデアル。蓋シカクシテ彼等ノ地位ト權利トヲ充分ニ擁護スルコトニ依ツテ彼等ハ自己ノ地位ト精神トノ安定ヲ得ルガ故ニ誠心誠意自己ノ職務ニ一身ヲ捧ゲ得ルデアラウ。ソシテ之コソ印度統治法ノ改正ニ關スル吾々ノ提案ヲ最も有效ニ實現セシムル所以ニ外ナラナイノデア

かくて委員會は印度に於いて中央事項を擔任する官吏の地位と權利とが充分に擁護せらるべきことを再び強調してゐるのである。

印度に於ける英國の醫官の地位の擁護其の他に關する委員會の提案

委員會は印度に於ける英國の文武官及び其の家族の健康を保護せんがためには今後も英國の醫官の存在を絶対に必要とすること従つて又各地方政府に於いて任用せらるべき英國の醫官の定員及び其の俸給、待遇方法に對しては印度事務大臣が之を決定すべきものとする現行法の規定は依然存続せらるべきことを主張してゐるのである。而して委員會は更に苛酷なる勤務に従事する彼等英國の醫官に對しては本俸の外に特別の加俸が與へらるべきことを主張してゐるのである。

現行統治法の下に於いては州、郡及び區の行政に於いて地方事項を擔任すべき官吏に對する任用權は地方政府の閣員が之を保有してゐるのであるが委員會は彼等地方官の任用權を地方政府の閣員より新に創設せらるべき地方官任用委員會に譲渡すべきことを主張して次の如く説明してゐるのである。

英本國ニ於イテハ各州ノ知事ハ部下ノ官吏ノ任用權ヲ有シテキナイノデアルガ印度ニ於イテハ各地方政府ノ閣員ハ地方事項ヲ擔任スベキ官吏ノ任用權ヲ保有シテキルノデアル。而シテ吾々ハ地方政府ノ閣員ノ有スル所ノ地方官ノ任用權及ビソノ監督權ヲ新ニ創設セラルベキ地方官任用委員會ニ譲渡スベキコトヲ主張スルノデアルガ之ハ必ズヤ地方政府ノ閣員ノ意思ヲ満足スル所以デアルコトヲ確信シテキルノデアル。何故ナラバカクスルコトニ依ツテ地方政府ノ

閣員ハ自己ノ選舉區ニ於ケル有力者ヨリノ執拗ナル任官ノ要求ヲ受クルコトナク一身ヲ獻ゲテ自己ノ職務ヲ忠實ニ遂行シ得ルニ至ルベキガ故デアル。惟フニ地方政府ノ閣員ヲシテ自己ノ選舉區ニ於ケル有力者ヨリノ政治的ノ壓迫ヨリ免レシムルコトヲ吾々ノ主張スル所ノ印度ノ政治的進展ニ對スル最も重要ナル條件デナケレバナナイノデアル。

第十編

司法行政に對する委員會の提案

委員會は本編に於いて司法行政に就いて説明してゐるのである。即ち委員會は凡ての地方法院に對する行政上の監督權は將來地方政府より中央政府に譲渡せらるべく従つて又地方法院に於いて支出すべき一切の經費は中央政府の歳出豫算中に計上せらるべきであることを主張してゐるのである。

現行法上ニ於イテ「カルカッタ」地方法院ハ他ノ地方法院トハ異レル地位ヲ有シテキルノデアル。即チ司法行政其ノ他重要ナル行政事項ハ他ノ州ニ於イテハ知事ガ之ヲ管轄シテキルノデアルガ之ニ反シテ「ベンガル」州ニ於イテハ之等ノ事項ハ印度總督ガ之ヲ管轄シテキルノデアル。換言スレバ「カルカッタ」地方法院ニ對スル司法行政ノ管轄權ハ他ノ地方法院ニ於ケルト異リ印度中央政府ガ之ヲ保有シテキルモノト言フベキデアル。而シテ他ノ地方法院ニ對スル司法行政ノ管轄權ガ地方政府ニ屬スルハ單ニ沿革上ノ理由アルニ過ギズシテ特殊ノ行政上ノ目的ノタメニスルニ非ザルガ故ニ吾々ハ一切ノ地方法院ニ對スル司法行政ノ管轄權ハ「ウウダ」地方、中央州及ビ「シンド」地方ノソレヲモ含メテ之ヲ地方政府ヨリ中央政府ニ譲渡スベキモノナルコトヲ主張スルモノデアル。

第十一編

印度政府と英本國政府との關係に對する委員會の提案

委員會は本編に於いて印度政府と英本國政府との法律上の關係に就いて詳細なる説明をしてゐるのである。委員會は先づ印度政府が印度中央議會に對して法律上及び政治上負擔してゐる所の現行法上の責任の限度は今後統治法が改正せらるゝ場合に於いては相當の範圍に於いて擴張せらるべきこと従つて又英本國政府が印度政府に對して保有してゐる監督權の範圍は之に反比例して減縮せらるべきことを主張してゐるのである。而して委員會は印度事務大臣が現行法上印度總督に對して保有してゐる監督權の範圍は將來印度に於ける自治政治が漸進的に進展するに反比例して逐次減縮せらるべくかくて印度に完全なる自治政治が實現せられたる時に於いては其れは全く消滅せらるべきこと勿論なるも、かゝる事由は印度に於ける政治的進展の實際が之を解決すべき性質のものなるが故に今後改正せらるべき統治法の明文に於いて之を規定すべきものではないことを主張してゐるのである。かくて印度事務大臣は印度中央政府に對しては監督權を保有すべきも之に反して地方政府に對しては一般に監督權を有することなく唯印度事務大臣が自己の權限に基きて知事に與へたる特別の權利の執行に關する限りに於いてのみ例外として地方政府に對して監督權を有するに過ぎないのである。

かくて委員會は印度會議の組織及び權限の變更に關して詳細なる意見を展開してゐるのであつて其の要點は畢竟するに印度會議の議員數は將來多少減少せらるべきこと且各議員は從來のそれより更に印度の社會の實狀に適應するも

のたることを要すべきことにあるの外印度會議はその本質上單に諮問機關たるべきであつて議決權を有すべきではなく唯第一に文武官の任命及び解任第二に中央政府の歳入豫算案の中、中央議會の協賛を経るを要せざ款項に就いてのみ議決權を有すべきものたることを主張してゐるのである。

委員會は最後に彼等の提案が如何なる限度に於いて採用せらるべきかは勿論之を豫知することは出来ないが若し其れが多少なりとも採用せられたる時に於いては印度省の組織及び權限は必然的に變革せらるべく従つて又印度省の官吏にして休職を命ぜらるゝものも相當數に昇るべきもこの場合に於いては之等の休職官吏の將來の經濟上の保障に就いては充分なる規定の設けらるべきことを強調してゐるのである。

第十二編

結 論

委員會は本編に於いて報告書全二卷を總括したる意味に於ける結論を記述してゐるのであるが其の要點は次の如き章句を以て完結されてゐるのである。

吾々委員會ハコノ報告書全二卷ノ内容タル調査事項及ビ提案ノ主要ナル部分ニ於イテハ凡テ全委員一致ノ意見ニ基イテ之ヲ起草シタノデアツテ其ノ起稿ヨリ脱稿ニ至ル迄ノ間ニ經過セル數箇月間ニ於イテ印度ニ生起セル特殊ナル具體的事件ニ就イテハ何等ノ説明ヲモ與ヘテキナイノデアル。而シテ其ノ理由ハ即チ吾々ハ印度ノ政治的進展ノ將來ニ對スル全體的且綜合的ナル見通シノ下ニコノ報告書ヲ作成セルモノナルガ故ニ、コノ報告書ノ内容ハ特殊的事件ノ

偶發ニ依ツテ些末ノ修正ヲモ受クベキ必要ヲ見ナイガ故デアル。

顧ミレバ吾々ノ委員會ガ組織セラレテ以來コノ報告書ヲ脱稿スルニ至ル迄吾々ガ終始一貫シテ把持シテキタ所ノ唯一ノ目的ハ實ニ第一ニ英本國議會兩院及ビ英本國ノ民衆ニ對シテ現在印度ニ於イテ解決セラレネバナラメ一切ノ重要ナル社會問題ニ對スル最モ詳細ナル解説ヲ提供スルコトデアリ更ニ第二ニコノ解説ヲ基礎トシテ之等ノ重要ニシテ且困難ナル問題ノ解決ニ對スル吾々ノ積極的見解ヲ提案スルコトニアツタノデアル。サレバ吾々ハ印度ノ同胞モ亦吾々ノコノ報告書ノ全體ヲ熟讀スルコトニ依ツテ吾々ノカクノ如キ誠意ヲ充分ニ諒解セラルベク單ナル部分の拾ヒ讀ミニ依ツテ吾々ノ真意ヲ疑フガ如キ輕率ナル態度ニ出デラザランコトヲ衷心ヨリ希望シテ已マナイノデアル。

惟フニ假令印度人ト雖英本國ガ印度統治ノ當初ヨリ現在ニ至ル迄ノ間ニ於イテ印度ノ社會的進歩ニ對シテ與ヘタル偉大ナル功績ヲ否認スルコトハ出來ナイデアラウ。而シテ印度ニ對スル英本國ノ偉大ナル貢獻ニ對シテ吾々ガカクノ如ク明白ニ言明スレバトテソレハ決シテ印度人ニ對スル吾々ノ人種的ナ優越感ヤ商業政策上ノ利益ヲ將又英本國ノ帝國主義的擡取ノ意圖カラ出テキルノデハナイノデアル。ソノ階級ト宗派トノ如何ヲ問ハズ印度全民衆ノ間ニ正義ト衡平トノ觀念、法律的規範ニ對スル服從ノ觀念、人民ノ自由權尊重ノ觀念及ビ官吏ノ誠實ノ義務ノ觀念等々ヲ養成シタコトハ實ニ如何ニ自讃シテモ何等愧ヅル所ナキ英本國國民ノ誇リデアツテ、カ、ル觀念コソ印度ニ於ケル自治政治ノ常規的ナル進展ヲ指導スル所ノ最重要ナル要素デアルコトハ勿論デアル。而シテ印度ニ於ケル英本國ノ統治ヲ如何ニ口ギタナク罵ル者ト雖コノ點ニ就イテハ一片ノ誹謗ノ言葉ヲモ吐キ得ナイデアラウ。去リ乍ラ印度ノ自治政治

ヲシテ常態的ニ進展セシメンガタメニハ未ダ一ツノ重要ナル條件ガ充足セラレネバナラナイノデアツテ印度ノ政治家ノ當面ノ任務ハ實ニコノ條件ヲ充足スルコトニアルノデアル。而シテ其ノ條件トハ即チ印度ニ於イテ現在常ニ軋轢ノ絶エザル凡テノ宗教團體ノ間及ビ英本國國民ト印度全民衆トノ間ヲ不可分離のナル紐帶ニ依ツテ結合スルコトニ依ツテ英本國國民ト印度全民衆トノ間ニ協力的ナル相互扶助ノ觀念ヲ生ゼシムルコトニアルノデアル。蓋シ英本國ト印度トハ相互ニ他ノ長ヲ採リ自己ノ短ヲ捨ツルコトニ依ツテ始メテ緊密ナル關係ヲ結ビ得ルモノト言フベク更ニ又印度ノ自治政治ハ英本國ト協力スルコトナクシテハ絕對ニ實現シ得ラザルガ故デアル。

吾々ハ今ニシテ始メテ印度全民衆ノ間ニ狂亂ノ風ノ如ク吹キ捲クル所謂印度國民運動ナルモノガ如何ナル思想體系ノ上ニ立脚シテキルモノデアルカラ極メテ概括的ニデハアルガ諒解スルニ至ツタ。而シテ英本國ノ議會政治ノ運行ニ直接參與スル吾々トシテハ彼等ノカクノ如キ思想ヲ實踐トニ對シテ充分ノ理解ト同情トヲ與フルニ決シテ吾々ナルモノデハナイノデアル。去リ乍ラ責任政治ノ實現ト言フコノ重大ナル事業ハ決シテ一朝一夕ノ間ニ完成セラルベキモノデハナイノデアツテ、ソレニハ第一ニ印度全民衆ガ一定ノ文化的水準ニ到達スルコト及ビ第二ニソレニ適應スル所ノ統治組織ガ創設セラレネバナラナイノデアル。カクテ吾々ハ茲ニ至ツテ遂ニ報告書全二卷ヲ完全ニ終結シタノデアルガ惟フニコノ全ク粗糲ニシテ且支離滅裂ナル報告書ガ印度ノ將來ノ統治組織ノ進展的變革ニ對シテ何等カノ暗示乃至ハ資料ヲ提供スルノ機會アリトセバ吾々委員會ノ欣快ト感謝トノ之ニ過グルモノハナイデアラウ。

昭和六年八月八日 印刷
昭和六年八月十日 發行

朝鮮總督府

京城府長谷川町七六

印刷所 近澤印刷部